

平成28年度
(2016)

大 学 院 要 覧



関西大学

目 次

在学中の道しるべ

はじめに

各種対応窓口について	1
教務センター、授業支援ステーション（尚文館）	6
暴風警報等発令および交通機関の運行停止の時は	7
住所などが変わった時は、大学からの連絡について、緊急事案発生時の連絡について	8
インフォメーションシステムについて	9

学 籍

学生証と学籍番号	11
学 費	12
休学・復学、退学・再入学、除籍・復籍、在学期間との関係および 所定単位修得後に学位論文を提出するための在学手続について	14

教育課程

博士論文の提出期限と在学年数の関係（博士課程後期課程）	17
関西四大学大学院単位互換履修生について	18
学期（セメスター）と授業について	20
試験について、成績について	21
法学研究科	23
文学研究科	35
経済学研究科	51
商学研究科	63
社会学研究科	75
総合情報学研究科	85
理工学研究科	99
外国語教育学研究科	119
心理学研究科	135
社会安全研究科	145
東アジア文化研究科	153
ガバナンス研究科	165
人間健康研究科	173
教育職員免許状について	181

学生生活の充実

学生相談について	183
奨学金案内	185
大学院生への補助について（コピーカード、製本表紙、学会補助）	190
通学定期券・学割など	191
キャリアセンターから始める就職（進路決定）	193

教育環境

図書館利用案内	195
インフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）利用案内	198
保健管理（保健管理と診療）	200

学則および諸規程

関西大学大学院学則	205
関西大学学位規程	214
大学院規則	218
関西大学大学院入学前の既修得単位の認定に関する細則	222
関西大学大学院外国人留学生取扱規程	222
関西大学大学院外国人研究生規程	223
関西大学大学院科目等履修生取扱規程	223
関西大学大学院学生留学規程	224
関西大学大学院学生留学規程施行細則	225
学費規程(抜粋)	225
関西大学貸与奨学金規程	234
関西大学貸与奨学金細則	235
関西大学短期貸付金規程	236
独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程	236
教育助成基金による助成規程	237
関西大学給付奨学金規程	238
関西大学大学院特別給付奨学金規程	239
関西大学大学院給付奨学金規程	241
関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金規程	242
関西大学社会人大学院学生給付奨学金規程	243
関西大学災害時支援給付奨学金規程	244
関西大学家計急変者給付奨学金規程	245
遺失・拾得物等に関する取扱い要領	246
関西大学交通規制に関する規程	246
関西大学学生懲戒処分規程	247

キャンパス位置図・キャンパスマップ・学舎案内図

在学中の道しるべ

各種対応窓口について

下表の「対応窓口等」における各研究科の対応キャンパスは、次のとおりです。

研究科	キャンパス
法学、文学、経済学、商学、社会学、理工学、外国語教育学、心理学(心理臨床学専攻除く)、東アジア文化、ガバナンス	千里山
総合情報学	高 槻
社会安全	高槻ミューズ
人間健康	堺

※ 各窓口の場所は巻末のキャンパスマップで確認してください。

□ 各種届け出・願い出

問合せ事項	注意点等	対応窓口等
履修登録について	年度始めに登録します。 指導教員に相談し、承認を得たうえで登録してください。 秋学期から復学等をする場合は、事前に右記の問合せ先で相談してください。	Web上で登録 (問合せ先 千 里 山：教務センター 高 槻：総合情報学部オフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室)
住所・電話番号・氏名・保証人等の変更について	異動届を提出してください。 <8 ページ参照>	千 里 山：教務センター 高 槻：総合情報学部オフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室
学籍関係届出について (休学・復学・退学・再入学・復籍)	所定の願い出用紙を提出してください。 健康上の理由による休学の場合は、診断書を添付してください。その場合の復学には、診断書が必要です。 <14 ページ参照>	千 里 山：出納課分室 高 槻：高槻キャンパスオフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室
学費の納入について	学費は銀行振込で納入してください。 <12 ページ参照>	千 里 山：出納課分室 高 槻：高槻キャンパスオフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室
保険制度の利用について	授業中、課外活動中等のけがについては、「学生教育研究災害傷害保険」の手続きがありますので、窓口で問い合わせてください。	千 里 山：教務センター 学生センター 学生生活支援グループ スポーツ振興グループ 高 槻：高槻キャンパスオフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室
インフォメーションシステムの利用者ID、パスワードについて	利用者ID、パスワードを忘れた場合は、窓口で手続きを行ってください。パスワードの再発行には、学生証が必要です。 <198 ページ参照>	千 里 山：インフォメーションテクノロジーセンター (ITセンター) 4階 高 槻：総合情報学部オフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺PC教室受付
遺失物・拾得物・盗難について	窓口へ届け出てください。 持ち主がわかる拾得物は電話・インフォメーションシステムの「個人伝言」等でお知らせします。	千 里 山：授業支援ステーション 学生センター 学生生活支援グループ 高 槻：高槻キャンパスオフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室

□ 各種証明書の発行

問合せ事項	注意点等			対応窓口等
各種証明書の取得について	証 明 書	手数料		千 里 山：教務センター 高 槻：総合情報学部オフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺 ： 堺キャンパス事務室
		在学者 在籍者	左 記 以 外	
	在学証明書※	100 円	—	
	修了見込証明書※	100 円	—	
	成績証明書※	100 円	300 円	
	単位修得済証明書	100 円	300 円	
	修了証明書	100 円	300 円	
	各種外国文の証明書	300 円		
通学証明書、学割証(※)の取得について	窓口で随時発行します。 ＜191 ページ参照＞			
学生証の再交付について	学生証再交付願を提出してください。なお、手数料 900 円(学生証 700 円、在籍確認票 200 円)・印鑑が必要です。＜11 ページ参照＞			
団体旅行証明書の取得について	詳細については窓口まで問い合わせてください。 ＜192 ページ参照＞			千 里 山：教務センター 学生センター 学生生活支援グループ スポーツ振興グループ 高 槻：総合情報学部オフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺 ： 堺キャンパス事務室
健康診断証明書の取得について	健康診断証明書	手数料		千 里 山：保健管理センター 高 槻：高槻キャンパス保健室 高槻ミューズ：ミューズ保健センター 堺 ： 堺キャンパス保健室
		在学者 在籍者		
	本学所定用紙※	200 円		
	本学所定用紙以外	500 円		
	外国文の証明書	1000 円		
	＜200 ページ参照＞			

証明書・学割証自動発行サービスについて

千里山、高槻、高槻ミューズおよび堺の各キャンパスには証明書自動発行機が設置されており、即日発行ができます。発行できる証明書等は、上記表中に記載されている※印のものに限ります。

なお、健康診断証明書については、修了見込者に限ります。

各キャンパスの証明書自動発行機の設置場所は次のとおりです。

キャンパス	設 置 場 所		取扱い時間
千里山キャンパス	第2 学舎 1 号館 1 階	ホール	月～金 :9 時～18 時 30 分 土 :9 時～17 時
高 槻 キャンパス	A 棟 1 階	総合情報学部オフィス 横	月～金 :9 時～20 時 土 :9 時～17 時
高 槻 ミ ュ ー ズ キ ャ ン パ ス	西館(大学・大学院学舎棟)2 階	ミューズオフィス 横	月～金 :9 時～20 時 土 :9 時～17 時
堺 キャンパス	A 棟 1 階	堺キャンパス事務室 横	月～金 :9 時～18 時 30 分 土 :9 時～17 時

※ 休業期間中等で、取扱い時間が変わることがありますので、インフォメーションシステムで確認してください。

□ 各種相談

修学に関して

問合せ事項	注意点等	対応窓口等
暴風警報等発令及び交通機関の運行停止に伴う授業の取り扱いについて	授業の取扱いは、7ページの「暴風警報等発令および交通機関の運行停止の時は」のとおりです。不明な点があれば問い合わせてください。	千里山：教務センター 高槻：総合情報学部オフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室
障がいのある学生に対する修学支援について	詳細については窓口へ問い合わせてください。	千里山：学生相談・支援センター 高槻：総合情報学部オフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室

経済上の相談

問合せ事項	注意点等	対応窓口等
学費の延納・分納について	手続等については、手続開始の10日前頃にインフォメーションシステムの「お知らせ」に掲示しますので、ご確認ください。 手続期間については、12ページの「学費」のページで確認してください。	Web上で登録 (問合せ先 千里山：出納課分室 高槻：高槻キャンパスオフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室)
各種奨学金について	毎年春学期開始前後に出願を受け付けます。詳しくは、インフォメーションシステム、奨学支援グループHP、学内掲示板にてお知らせします。＜185ページ参照＞ 一時的あるいは緊急に生活費の支弁が困難になった時は、短期貸付金制度がありますので、窓口へ問い合わせてください。 ＜189ページ参照＞	千里山：学生センター 奨学支援グループ 高槻：高槻キャンパスオフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺：堺キャンパス事務室
下宿について	希望者は直接相談に行ってください。	千里山：(株)関大パンセ 関西大学生生活協同組合 高槻：(株)関大パンセ 関西大学生生活協同組合 高槻ミューズ：(株)関大パンセ 関西大学生生活協同組合 堺：(株)関大パンセ 関西大学生生活協同組合

学生生活について

問合せ事項	注意点等	対応窓口等
不安や悩みの相談について	随時相談を受け付けます。 ＜5、183 ページ参照＞	千 里 山：教務センター 学生センター 学生生活支援グループ 大学学生相談室 学生相談・支援センター 心理相談室 高 槻：総合情報学部オフィス 心理相談室 高槻ミューズ：ミューズオフィス 心理相談室 堺 ：堺キャンパス事務室 心理相談室
健康上の悩みの相談について	随時相談を受け付けます。 ＜200 ページ参照＞	千 里 山：保健管理センター 高 槻：高槻キャンパス保健室 高槻ミューズ：ミューズ保健センター 堺 ：堺キャンパス保健室
留学等の相談について	随時相談を受け付けます。	千 里 山：国際部 高 槻：総合情報学部オフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺 ：堺キャンパス事務室

将来へ向けて（就職等）

問合せ事項	注意点等	対応窓口等
各種資格課程の受講について	希望者には窓口で説明します。 ＜181 ページ参照＞	千 里 山：教務センター 高 槻：総合情報学部オフィス 高槻ミューズ：ミューズオフィス 堺 ：堺キャンパス事務室
各種資格講座の受講について	随時相談を受け付けます。	千 里 山：エクステンション・リード センター 高槻・堺：エクステンション・リード センター（千里山） 高槻ミューズ：エクステンション・リード センター 高槻ミューズキャンパス分室
進路や就職活動の相談について	随時相談を受け付けます。 キャンパスによって開室曜日・時間 が異なりますので、ホームページで 確認してください。 キャリアセンターホームページ http://www.kansai-u.ac.jp/career/index.html ＜193 ページ参照＞	千 里 山：キャリアセンター キャリアセンター 理工系事務室 高 槻：キャリアセンター 高槻キャンパス分室 高槻ミューズ：キャリアセンター 高槻ミューズキャンパス分室 堺 ：キャリアセンター 堺キャンパス分室 梅 田：キャリアセンター 梅田オフィス

オフィス・アワーについて

各研究科では、オフィス・アワーを設定しています。

大学院における研究活動に関わる様々な問題について、相談に応じます。相談者のプライバシーに十分配慮しますので、遠慮なくご相談ください。

相談は、研究科長等が行います。ただし、内容によっては、研究科長等の責任において、より適切な相談者(当該研究科スタッフ)を紹介します。原則として各研究科長等のオフィス・アワーで行いますが、これ以外の時間帯でも、可能な限り相談を行いますので、授業支援ステーション(尚文館)、総合情報学部オフィス、ミュージズオフィスまたは堺キャンパス事務室に申し出てください。

オフィス・アワーの時間帯等の詳細は、インフォメーションシステムや掲示にてお知らせします。

□ 施設利用に関すること

利用施設	注意点等	対応窓口等
インフォメーション テクノロジーセンター (ITセンター)	詳細については、各窓口へ問い合わせてください。	千里山：インフォメーション テクノロジーセンター (ITセンター) 4階 高槻：総合情報学部オフィス 高槻ミュージズ：ミュージズオフィス 堺：堺キャンパス事務室
セミナーハウス 飛鳥文化研究所・植田記念館 100周年記念セミナーハウス・ 高岳館 彦根荘 白馬梅池高原ロッジ 六甲山荘		千里山：教育後援会 高槻：高槻キャンパスオフィス 高槻ミュージズ：ミュージズオフィス 堺：堺キャンパス事務室
DVD・CD等(語学教材等) の利用		千里山：メディアライブラリー (第1学舎3号館4階、 第2学舎1号館4階) 高槻：高槻キャンパス図書館 高槻ミュージズ：ミュージズ大学図書館 堺：堺キャンパス図書館
尚文館の研究室利用について (法学・文学・経済学・商学・社会学・ 外国語教育学・心理学・東アジア 文化・ガバナンス研究科)	各研究科の「院生協議会」に相談 してください。	各研究科院生協議会

教 務 セ ン タ ー

(総合情報学研究科は総合情報学部オフィス、社会安全研究科はミューズオフィス、人間健康研究科は堺キャンパス事務室が窓口です。)

千里山キャンパスにある教務センター(第2学舎1号館1階)は、履修および成績、学位論文、その他研究上必要な諸手続に関する窓口となっています。

皆さんは、大学院学則や諸規程にもとづき、指導教員の指導の下、研究科所定の単位を修得し、学位論文を計画的に作成しなければなりません。教務センターでは、次のとおり相談窓口を設けています。研究上必要な諸手続や質問・確認事項がある場合は、教務センターまで来てください。

なお、総合情報学研究科の皆さんは総合情報学部オフィスまで、社会安全研究科の皆さんはミューズオフィスまで、人間健康研究科の皆さんは堺キャンパス事務室まで来てください。

具体的な業務は次のとおりです。

【履修関係】

- ・履修登録などについての相談

【試験・成績関係】

- ・試験や成績に関する相談
- ・学位論文の提出に関する相談

【学籍関係】

- ・休学や復学などの学籍に関する相談および手続

【資格関係】

- ・教職免許などの資格取得に関する相談

【証明書】

- ・証明書発行に関する手続

【庶務】

- ・住所、電話番号、氏名などの変更手続
- ・学生証、在籍確認票の再発行手続
- ・学会補助等の申請手続や相談

その他、研究上の相談や諸手続に関すること

授業支援ステーション(尚文館)

皆さんの日頃の修学活動をサポートする授業支援ステーション(千里山キャンパス尚文館3階)では、次のとおりサービスを行っています。

授業および研究支援に関する質問等がある場合は、授業支援ステーション(尚文館)に来てください。主な業務は次のとおりです。

- ・授業に関する相談(履修、学期末試験など教務センターが窓口となる場合もあります)
- ・インフォメーションシステムや履修登録システムなどの各種情報機器の操作相談
- ・授業で使用する資料等の配付

- ・レポートの提出および返却（教務センターが窓口となる場合もあります）
- ・授業で使用する備品の貸出し
- ・尚文館の教室使用等に関する手続
- ・拾得物の取扱（授業支援ステーションに届出後2週間保管します。その後は、落とし物コーナーにて3ヶ月間保管します）

なお、総合情報学研究科の皆さんは総合情報学部オフィスまで、社会安全研究科の皆さんはミュージオオフィスまで、人間健康研究科の皆さんは堺キャンパス事務室まで来てください。

暴風警報等発令および交通機関の運行停止の時は

- 1 暴風警報等の発令および交通機関の運行停止に伴う休業等は、下表の通りとします。なお、授業時間中に暴風警報等が発令されたときは、授業を中止し、授業時間を短縮します。

6時までに解除・運行再開	平常どおり
10時までに解除・運行再開	第3時限から授業
13時までに解除・運行再開	第6時限から授業
13時をすぎて解除・運行再開	休業

※「暴風警報等の発令」とは、暴風警報または特別警報が大阪府の市町村のいずれかに発令されている状態をいいます。

※「交通機関の運行停止」とは、次項に規定する区間における全面運休をいいます。該当交通機関での事故等による一時的な運転の見合わせの際は、休業等としません。

- 2 第1項の交通機関とは、キャンパス等ごとに次のいずれかとします。

- (1) 千里山キャンパスおよび南千里国際プラザ

- ア 阪急電鉄（全線）
- イ JR西日本（京都－三ノ宮間）

- (2) 高槻キャンパス

- ア 阪急電鉄（全線）
- イ JR西日本（京都－三ノ宮間）
- ウ 高槻市営バス（全線）

- (3) 高槻ミュージズキャンパス

- ア 阪急電鉄（全線）
- イ JR西日本（京都－三ノ宮間）

- (4) 堺キャンパス

- ア 南海電鉄（全線）
- イ JR西日本（天王寺－和歌山間）

- 3 上記にかかわらず、授業を短縮または休講とする場合や試験実施日の取扱いとは別途インフォメーションシステム等でお知らせします。

住所などが変わった時は

次の事項（①本人の住所・電話番号、②本人の氏名、③本人の本籍地、④本人の通学区間、⑤保証人の住所・電話番号、⑥保証人の氏名）に変更があった時は、直ちに「異動届」（教務センター備付）を教務センターへ提出してください。「異動届」を提出しない場合、大学からの郵便物等が届かなくなりますので、提出忘れが無いよう注意してください。

なお、氏名等については、住民票または在留カード（または、外国人登録済証明書）に基づき、丁寧に記入してください。

総合情報学研究科の皆さんは総合情報学部オフィスへ、社会安全研究科の皆さんはミューズオフィスへ、人間健康研究科の皆さんは堺キャンパス事務室へ「異動届」を提出してください。

大学からの連絡について

大学からの諸連絡（お知らせ、個人伝言、休講・補講情報等）は、インフォメーションシステムを通じて行いますので、常に掲示情報に注意し、内容を確認してください。インフォメーションシステムにアクセスするためには、利用者IDとパスワードが必要となります。入学時に配付するパスワード通知書および「KANSAI University Information System & CEAS / Sakai 操作マニュアル〔学生用〕」を参照してください。

また、連絡内容によっては、学内の掲示板に掲示するものもありますので、併せて確認するようにしてください。

緊急事案発生時の連絡について

緊急事案が発生した場合は、大学から情報提供や安否確認等のために学生の皆さんの携帯電話（スマートフォン）等のメールアドレス宛にメールを送信する緊急連絡メールシステムにより連絡を行います。メールは、原則として、以下の事例を基準として送信します。

- ① 大地震や風水害等の大規模事故災害が発生した（又は発生する恐れがある）場合で、メール送信対象者に対し、「情報伝達」又は「情報の収集（安否確認等）」等を行う必要があるとき。
- ② 学校保健安全法が定める第1種および第2種感染症が集団発生した（又は発生する恐れがある）場合で、メール送信対象者に対し、「情報伝達」又は「情報の収集（安否確認等）」等を行う必要があるとき。
- ③ その他、危機管理マニュアルに定める危機レベルⅢに相当する事象が発生した（又は発生する恐れがある）場合で、メール送信対象者に対し、「情報伝達」又は「情報の収集（安否確認等）」等を行う必要があるとき。

送信するメールアドレスの宛先は、入学手続きの際に登録されたアドレスですが、アドレスを変更した場合は、インフォメーションシステムの「メールアドレス設定」メニューで変更手続きを行ってください。

なお、この緊急連絡メールシステムが正常に機能するかを確認するために、年1～2回のテストを実施します。

緊急かつ重要な連絡を行うものですので、必ずメールアドレスの登録・変更手続きを行ってください。

インフォメーションシステムについて

詳細は冊子『KANSAI University Information System & CEAS / Sakai 操作マニュアル〔学生用〕』を参照してください。

インフォメーションシステム

インフォメーションシステムは、大学生活に関する情報の窓口として、インターネットを通じて効率的かつリアルタイムに必要な情報を公開し、また、発信できる総合型学生支援 Web システムです。個々人に関わる情報を集約し一覧にしたトップページ（ポータルシステム）、授業科目の目的や概要を記載したシラバスシステム、学修プランに基づいて授業科目を選択し、修得状況や卒業要件を確認することができる履修登録システム、授業の予習・復習や授業担当者との連絡など授業を支援するシステムで構成されています。

トップページ(ポータルシステム)

トップページは、大学からの諸連絡(お知らせ、個人伝言等)の新着情報が一覧で確認でき、後述の各システムの入口となります。トップページには毎日アクセスし、掲載情報を確認してください。

シラバスシステム

授業科目の開講曜日・時限、担任者情報、授業目的・概要、授業計画、成績評価の方法・基準・教科書・参考書等の総合的なシラバス(講義要項)情報が閲覧できます。

履修登録システム

履修登録は、原則として Web 上で行います。登録手続きが完了すれば、インフォメーションシステムのトップページに各自の時間割表が学期(セメスター)ごとに表示されます。休講・補講などの情報も表示されますので、注意して確認してください。

授業支援システム(関大 LMS, CEAS/Sakai)

予習・復習、課題レポート、各種テスト、授業に関する質問受付・回答などの授業を補完できる授業支援と個別学習支援の機能を持つ、統合型 e-Learning システムです。

利用者IDとパスワードについて

利用者IDと初期パスワードについては、入学時にお知らせします。

パスワードについては、セキュリティ保持のため、定期的に変更することを推奨します。(変更は、インフォメーションシステムの画面上で可能です。)

なお、パスワードを忘れたときは、学生証を持参のうえ、次の窓口で再発行の手続きを行ってください。

研 究 科	窓 口
法学、文学、経済学、商学、社会学、理工学、 外国語教育学、心理学(心理臨床学専攻除く)、 東アジア文化、ガバナンス	IT センター4 階
総合情報学	総合情報学部オフィス
社会安全	ミューズオフィス
人間健康	堺 PC 教室受付

また、特別にセキュリティを必要とする情報にアクセスする際は、「ワンタイムパスワード」を使用します。ワンタイムパスワードの設定は、ITセンターのホームページにある『ワンタイムパスワード設定』から行います。一度設定したワンタイムパスワードを忘れたときも上記窓口で手続を行ってください。

インフォメーションシステムの利用方法

【パソコン・スマートフォン】

- ① 関西大学ホームページ(<http://www.kansai-u.ac.jp>) トップページにある「インフォメーションシステム」をクリックしてください。
 - ② インフォメーションシステム〔統合認証システム〕画面で、「注意」を必ず確認の後、入学時に配付された利用者IDとパスワードを入力してください。
 - ③ ログイン後、ポータルサイトが表示されますので、必要な項目を選び、閲覧してください。
- ※一部システムでスマートフォン対応ページがあります。

【携帯電話】

- ① 携帯電話対応インフォメーションシステムの利用者ID／パスワードの入力画面(<https://mobile.portal.kansai-u.ac.jp/>)からアクセスしてください。
- ② パソコン・スマートフォンでアクセスする場合と同じ利用者IDとパスワードを入力してください。
- ③ 休講情報、個人伝言や新着情報の有無などを確認することができます。

学生証と学籍番号

学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するとともに、近郊主要交通機関に対する通学証明書の役割も果たしています。学生生活を送るうえで重要なものですから、大切に扱ってください。

学生証は常に携帯し、次の場合はこれを提示しなければなりません。

- 1 定期試験を受験する場合
- 2 本学教職員から請求があった場合（夜間に警備員の請求があった場合を含む）
- 3 各種証明書および学割証の交付を受ける場合
- 4 通学定期券または学生割引乗車券を購入の際およびそれを利用して乗車乗船し、係員から請求があった場合

学生証の有効期間は、最短修了期間までとなっており、それ以上在学する場合は更新が必要です。

学生証は他人に貸与したり、譲渡したりすることはできません。また、紛失したり汚損したりしたときは、直ちに次の窓口へ手数料を添えて、学生証再交付願(窓口備付)を提出し、再交付を受けてください。

研 究 科	窓 口
法学、文学、経済学、商学、社会学、理工学、外国語教育学、心理学(心理臨床学専攻除く)、東アジア文化、ガバナンス	教務センター
総合情報学	総合情報学部オフィス
社会安全	ミューズオフィス
人間健康	堺キャンパス事務室

なお、現住所等を変更したときも上記窓口へ届け出てください。

学籍番号について

入学と同時に、各人に学籍番号が与えられます。この番号は各人ごとに異なり、在学中はもとより、修了後も変わらない本人固有のものです。在学中の学内におけるすべての事務手続は、この学籍番号によって行われます。学籍番号を正確に記憶し、省略せずに記入してください。

学籍番号のしくみは次のとおりです。

<u>1 6</u>	<u>M</u>	<u>1 0 0 1</u>	千里 太郎
①	②	③	
①…入学年度(西暦の下2桁)			
②…M：博士課程前期課程(修士課程) D：博士課程後期課程			
③…個人の番号			

学 費

納入期日

学費は、次の期日までに納入してください。

・春学期分—— 5月31日	・秋学期分——10月31日
---------------	---------------

(注) 納入期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日まで納入できます。

* 新入学生の入学時における学費納入期日は、別に定めています。

- (1) 一旦納入された学費は、返還いたしません。
- (2) 休学した場合は、休学在籍料を徴収いたします。詳細については、「休学・復学、退学・再入学、除籍・復籍、在学期間との関係および所定単位修得後に学位論文を提出するための在学手続について」14ページをご覧ください。
- (3) 春学期分納入時に秋学期分も含んだ学費年額を一括で納入していただける制度もあります。
- (4) 納入用紙の送付は、原則として本人宛に次のとおり郵送します。

・春学期分— 4月20日頃	・秋学期分—10月10日頃
---------------	---------------

納入方法

- (1) 大学所定の納入用紙で、電信扱いが利用できる金融機関（ゆうちょ銀行を除く）からお振込みください。
 - (2) ATMからも振り込むこともできます。その場合、必ず、「振込依頼書」に記載しています「整理番号」（英字4桁と数字6桁）と「学生氏名」（カタカナ）を入力してください。
 - (3) ネット系金融機関による振込は、入金エラーが発生しますと納入者の特定がかなり難しくなります。「整理番号」と「学生氏名」の入力ができない場合は、金融機関窓口またはATMで振り込んでください。
 - (4) キャッシュカードの名義が学生氏名と異なる場合は、必ず、「学生氏名」に変更してください。通帳を使用しての振込の場合には、振込人の変更が出来ない場合がありますのでご注意ください。
- *詳細については、納入用紙送付時にお知らせします。

滞納した場合

所定の納入期日までに納入しなかった場合は、滞納学費（休学在籍料を含む）を納入しなければなりません。

なお、指定された納入期日までに滞納学費（休学在籍料を含む）を納入しなかった場合は、除籍となります。

延納・分納制度

納入期日までに納入が困難な場合は、延納・分納制度があります。

ただし、延納制度と分納制度の併用はできません。

この制度を希望される方は、それぞれの手続期間内に、本学のホームページを開き、インフォメー

ションシステムのトップページへ進み、左サイドメニュー「申請・アンケート」からお申し込みください。

なお、休学在籍料には延納・分納制度はありません。

<延納制度>

納入期日が1カ月延長されます。

<分納制度>

学費を春学期2回・秋学期2回に分けて納入できます。各回所定の納入期日までに納入がない場合は、当該学期の分納が取り消されます。

春学期分の手続期間に、秋学期分も併せて申し込むことができます。

延納・分納手続期間・納入期日

		春学期分	秋学期分
延納	手続期間	5/20～5/31	10/20～10/31
	納入期日	6/30	11/30
分納	手続期間	4/20～4/30	※8/1～9/25
	納入期日	第1回 5/31	第1回 10/31
		第2回 6/30	第2回 11/30

納入期日が金融機関休業日の場合は、翌営業日まで納入できます。

※<注意とお願い>

秋学期分学費の分納手続期間が、納入用紙送付時期（10月上旬）より以前となっておりますので、分納ご希望の方は必ず手続期間内（8/1～9/25）にインフォメーションシステムから手続していただきますようご協力よろしくお願いいたします。

学費・諸費の振込みを行う際の注意事項

- 平成19年の法改正により、金融機関において10万円を超える現金での振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要です。
- 現金で振込みされる場合には、本学所定の「振込依頼書」とともに、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）をご用意のうえ金融機関の窓口をご利用ください。保証人の方が、振込み名義人（在学生）に代わって振込みの手続きを行う場合は、振込みの目的（学費・諸費であること）を尋ねられることがあります。
- 預金口座を通じて振込みを行う場合は、窓口・ATMのいずれにおいても、10万円を超えても振り込むことができます。詳しくは、振込を依頼する金融機関にお問い合わせください。

休学・復学、退学・再入学、除籍・復籍、在学期間との関係および 所定単位修得後に学位論文を提出するための在学手続について

【休学・復学】

休 学

病気、その他やむを得ない理由で就学できないときは、休学することができます。

休学を希望するときは以下の手続期間中に「休学願」（所定様式）を次の窓口を通じて、研究科長に提出し、許可を得なければなりません。

研 究 科	窓 口
法学、文学、経済学、商学、社会学、理工学、外国語教育学、心理学(心理臨床学専攻除く)、東アジア文化、ガバナンス	教務センター
総合情報学	総合情報学部オフィス
社会安全	ミュージアムオフィス
人間健康	堺キャンパス事務室

なお、休学期間は、当該学期末(春学期：9月20日、秋学期：3月31日)までです。したがって、次の学期も継続して休学したい場合、または復学したい場合は、休学期間中の以下の手続期間中に手続が必要です。この手続を行わなかったときは、休学中の学期末をもって退学になりますので、特に注意してください。

休学できる期間は、次のとおりとなりますので、各自注意してください。

【博士課程前期課程（修士課程）】

通算して4学期以内。ただし、在学年数に算入されない学期(不在学期間)が通算して4学期を超えない範囲。なお、不在学期間とは休学期間ではありませんので、詳しくは、後掲の「**在学期間との関係**」を参照してください。

【博士課程後期課程（博士課程）】

通算して6学期以内。ただし、在学年数に算入されない学期(不在学期間)が連続して4学期又は通算して6学期を超えない範囲。なお、不在学期間とは休学期間ではありませんので、詳しくは、後掲の「**在学期間との関係**」を参照してください。

(注) 休学した学期であっても、休学願を提出した時期に応じて所定の学費（休学在籍料等）を納入する必要があります。詳しくは以下の表および「学費」のページを参照してください。

復 学

休学を許可されていた者が、翌学期以降に復学を希望するときは、「復学願」（所定様式）を、上記窓口を通じて、所定期間内に研究科長に提出し、許可を得る必要があります。健康上の理由により休学していたときは、診断書を提出しなければなりません。

また、復学する学期の履修登録については、上記窓口で復学の手続時にお問合せください。

手続期間

休学願と休学中の学費

初めて休学するとき(各学期とも次の手続期間以降は休学できません)

手続期間		所定の学費
春学期	秋学期	
5/31 まで	10/31 まで	休学在籍料 (60,000 円)
6/1～7/30	11/1～1/30	当該学期の学費

継続して休学するとき

手続期間		所定の学費
春学期	秋学期	
3/1～3/14	8/28～9/10	休学在籍料 (60,000 円)

復学願

復学を希望する学期	手続期間
春 学 期	3/1～3/14
秋 学 期	8/28～9/10

【退学・再入学】

退 学

退学しようとする者は、所定の手続を経て退学することができます。

また、休学中の所定期間内に休学の継続または復学の手続をしなかった場合は、退学になります。

再入学

再入学を希望するときは、次の手続期間中に、「再入学願」（所定様式）を前ページ記載の窓口を通じて、研究科長に提出し、許可を得なければなりません。許可を得たうえで、再入学金を納入した場合（学費規程第 28 条適用者を除く）に限り、翌学期から再入学することができます。

不在学期間が通算して 4 学期を超えるときは、再入学できません。通算する不在学期間は退学中の期間だけではありません。詳しくは、次ページの「**在学期間との関係**」を参照してください。

手続期間

再入学を希望する学期	手続期間	再入学金納入期間
春 学 期	3/1～3/14	許可日～3/31
秋 学 期	8/28～9/10	許可日～9/20

【除籍・復籍】

除 籍

所定の期日（除籍になる日の前日）までに、学費を納入しなかったときは、大学院学則第 65 条に基づいて、学費滞納による除籍になります。除籍になる日付は次のとおりです。

春学期：7 月 31 日

秋学期：1 月 31 日

復 籍

復籍を希望するときは、次の手続期間中に「復籍願」（所定様式）を前ページ記載の窓口を通じて、研究科長に提出し、許可を得なければなりません。許可を得たうえで、復籍料を納入した場合に限り、翌学期から復籍できます。

不在学期間が通算して 4 学期を超えるときは、復籍できません。不在学期間は除籍期間だけではありません。詳しくは、次ページの「**在学期間との関係**」を参照してください。

手続期間

復籍を希望する学期	手続期間	復籍料納入期間
春 学 期	3/1～3/14	許可日～3/31
秋 学 期	8/28～9/10	許可日～9/20

【在学期間との関係】

次の学期は、在学年数に算入されない学期(不在学期間)です。

- ① 休学した学期
- ② 退学になった学期(学期末での退学を除く)、その後再入学するまでの学期
- ③ 除籍になった学期、その後復籍するまでの学期

「不在学期間」とは、上記全ての期間を合計したものです。

したがって、休学又は退学した期間と除籍になった期間の合計が「不在学期間」になります。

「不在学期間」は、休学、復学、再入学または復籍ができるかどうかの条件になりますので、休学、退学または除籍になった場合は、通算の不在学期間について、よく確認しておく必要があります。

【所定単位修得後に学位論文を提出するための在学手続について】

博士課程前期課程(修士課程)または博士課程後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得後、学位論文提出のため、次学期に引き続き在学する場合は、14 ページ記載の窓口を通じて、下記手続期間内に研究科長に在学届(所定様式)を提出しなければなりません。

この手続は学期ごとに必ず行う必要があります。

手続期間

在学する学期	手続期間
春 学 期	3/1～3/14
秋 学 期	8/28～9/10

上記手続をしなかった場合、大学院学則第 55 条第 2 項に基づいて、当該学期末をもって退学になりますので、注意してください。詳細については、インフォメーションシステム等でお知らせします。

大学院学則第 55 条

第55条 本大学院修士課程、博士課程前期課程又は博士課程後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、在学しようとする学期の前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までの間に所定の手続を経なければならない。

2 前項の手続をしなかった者は、学期末をもって退学した者として取り扱う。

博士論文の提出期限と在学年数の関係（博士課程後期課程）

在学年限・・・6年（12学期以内）

不在学期間・・・4学期以内。ただし、休学することができるのは不在学期間が、連続して4学期又は通算して6学期以内。

博士論文提出時期については、事前に窓口にて相談してください。

パ タ ー ン	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
A	○	○	○	○	○	○※	55在※	55在※	55在※	55在※	55在※	55在※	—	—	—	—	—	—
B	○	○	○	○	○	○※	休	休	休	休	55在※	55在※	休	休	55在※	55在※	55在※	55在※
C	○	○	○	○	○	○※	休	休	休	休	55在※	55在※	除籍・退学の場合、 復籍・再入学不可			—	—	—
D	○	○	○	○	○	○55退※	(4学期以内に再入学する)				55在	55在※	55在	55在※	55在	55在※	—	—
E	○	○	休	休	休	○	○	○	○55退※	(退)	(再入学) 55在	55在※	休	休	55在※	55在※	55在※	55在※

「○」は在学（単位修得途中）、「休」は休学、「55在」は在学届提出による在学、「55退」は在学届未提出による（大学院学則第55条第2項による）退学、「※」は論文提出可能学期を表す。

<パターンA>

3年目に論文を提出できない場合は、在学届を提出することで引き続き在学し、博士論文を提出することができる。

<パターンB>

休学できる期間は、在学年数に算入されない学期（不在学期間）が連続して4学期又は通算して6学期を超えない範囲となる。

<パターンC>

休学できる期間は、在学年数に算入されない学期（不在学期間）が連続して4学期又は通算して6学期を超えない範囲となっているが、休学以外（除籍・退学）の場合、不在学期間が通算して4学期を超えると、復籍・再入学することができない。

<パターンD>

退学後、不在学期間が通算4学期以内であれば再入学でき、在学できる期間は合計12学期までである。（なお、6年目春学期は、前学期に計画書を提出できないため、論文は提出できない。）

<パターンE>

退学後、不在学期間が通算4学期以内であれば再入学でき、休学できる期間は、在学年数に算入されない学期（不在学期間）が連続して4学期又は通算して6学期を超えない範囲となり、在学できる期間は退学前の在学期間と合わせて12学期までである。（なお、6年目春学期は、前学期に計画書を提出できないため、論文は提出できない。）

大学院学則第55条 本大学院修士課程、博士課程前期課程又は博士課程後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、在学しようとする学期の前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までの間に所定の手続を経なければならない。

2 前項の手続をしなかった者は、学期末をもって退学した者として取り扱う。

関西四大学大学院単位互換履修生について

本学は、関西学院大学、同志社大学、立命館大学との間で「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」を締結しています。この協定により、単位互換履修生の相互受け入れを行い、各大学大学院での授業科目の履修および単位の修得を認めています。研究上の必要により、各大学大学院の授業科目の履修を希望する方は、指導教員の許可を得た上で、教務センター教職支援チーム、総合情報学部オフィス、ミューズオフィスまたは堺キャンパス事務室で所定の手続きを行ってください。

履修科目の取扱い

各大学大学院で履修する授業科目は、追加科目として取扱います。追加科目の単位は、修了所要単位には含まず、当該年度の履修制限単位にも含みません。ただし、指導教員の承認を得た上で、追加科目の単位を修了所要単位に充当する場合は、当該年度の履修制限単位に含みます。本学大学院と各大学大学院で履修する科目の単位の合計が、制限単位を超過しないように注意してください。

なお、修了所要単位への充当の可否については、願書の備考欄で選択してください。

願書受付

インフォメーションシステムでお知らせします。

※春学期、秋学期、集中および通年の全ての科目について受け付けます。

※秋学期に再募集はしません。

※既修得科目の再履修はできません。(同じ科目名称で担任者が違う場合であっても、再履修はできません。)

提出書類

- (1) 関西四大学大学院単位互換履修生願書

(教務センター、総合情報学部オフィス、ミューズオフィス、堺キャンパス事務室で配付)

- (2) 写真 2枚(内1枚は願書に貼り付け)縦3cm×横2.4cm(カラー)

出願に際しての留意事項

- (1) 指導教員と相談し、了解を得なければなりません。
- (2) 出願に先がけて、指導教員から履修を希望する他大学大学院の授業科目担当教員に連絡をとり、予め了解を得てください。また、念のため受講者本人も最初の授業に出席し、直接授業科目担当教員の了解を得てください。
- (3) 授業科目担当教員の了解を得た場合でも、出願先の大学院の事情により、受講が許可されない場合があります。
- (4) 願書は、履修を希望する授業科目を開講する大学院ごとに必要ですので、上記の提出書類をそれぞれ作成してください。

シラバス(講義要項)、時間割等の閲覧

各大学大学院のシラバス、時間割等は3月末に届きます。閲覧場所は教務センター、総合情報学部オフィス、ミューズオフィスまたは堺キャンパス事務室です。

履修許可発表

5月中旬に各大学大学院から履修許可者の報告があります。

許可者発表までの受講

履修許可発表までの間は、出願した授業科目を仮受講してください。

初回の授業日や教室は、あらかじめ各大学大学院の時間割等で確認してください。

※ 出願にあたっては『関西四大学大学院単位互換履修生 出願要項』を熟読の上、手続をしてください。出願要項は、インフォメーションシステムでお知らせします。

学期（セメスター）と授業について

1 学年

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

2 学期

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

3 休業日

『インフォメーションシステム』に掲載している年間行事予定表（学年暦）を参照してください。

4 授業時間割

大学院では、原則として第1時限～第5時限の間で授業を実施しますが、第6時限・第7時限で授業を実施する場合があります。ただし、総合情報学研究科博士課程前期課程については、第3時限～第7時限、外国語教育学研究科については、第4時限～第7時限、社会安全研究科については、第1時限～第6時限で授業を行います。

時限	授業時間
第1時限	9：00～10：30
第2時限	10：40～12：10
第3時限	13：00～14：30
第4時限	14：40～16：10
第5時限	16：20～17：50
第6時限	18：00～19：30
第7時限	19：40～21：10

試験について

- 1 科目の単位修得は、試験を行ったうえ、その成績によって与えられるのが原則です。
- 2 春学期末と秋学期末にそれぞれ試験を行います。科目の中には、研究報告をもって試験にかえるものがあります。
- 3 試験の時間割は、春学期：7月上旬、秋学期：12月中旬にインフォメーションシステムによって発表します。受験科目は学期当初に履修登録した科目に限ります。
- 4 受験した結果、不合格となった科目は、改めて履修しなければ受験できません。

成績について

1 成績

成績は科目ごとに次の評語によって発表します。不合格・不受験科目については、当該学期の成績発表画面のみ表示し、成績証明書には記載しません。

なお、合格点を得た科目を再度履修することはできません。

100点～80点	優 (A)		合格
79点～70点	良 (B)		
69点～60点	可 (C)		
59点以下	不可 (F)	不合格	

注1）成績を段階表示することになじまない科目については、合格を「合」（P）とします。

注2）本学以外で修得した科目の単位を本学で認定する場合は、原則として「認」（N）で表示します。

2 成績発表

各学期の成績は、春学期末（9月中旬）および秋学期末（3月中旬）にインフォメーションシステムにより発表します。

3 質問・相談

成績発表の結果、成績に関して質問がある場合は、所定の用紙（各キャンパス教務窓口備付）で申し出てください。電話、メールでの問合せには応じません。申し出期間等の詳細については、インフォメーションシステムによりお知らせします。

法学研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

法学・政治学専攻

・博士課程前期課程

法政研究コース

企業法務コース

公共政策コース

国際協働コース

・博士課程後期課程

2 授業科目の構成

博士課程前期課程の授業科目は、専修科目・基本科目・関連科目・展開科目に大別されます。

各授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

3 研究指導体制

法学研究科においては、専任教員のうち1名を指導教員とし、当該指導教員の下、履修科目の指導や論文作成に関する指導をはじめとする研究全般の指導を受けることができる体制を整えています。

4 修了所要単位

(1) 博士課程前期課程〈法政研究コース・企業法務コース・公共政策コース・国際協働コース〉

それぞれの課程に2年〈4学期〉以上4年〈8学期〉以内在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、修士(法学)の学位が与えられます。

コース	最低修得単位数				修了所要単位
	専修科目	基本科目	関連科目	展開科目	
法政研究 コース	専修科目12単位 (講義4単位・演習8単位)	4単位 以上	4単位 以上	4単位 以上	左記を含む 合計30単位以上
企業法務 コース	—	8単位 以上	6単位 以上	4単位 以上	企業法務演習A・Bを含む 合計30単位以上
公共政策 コース	—				公共政策演習A・Bを含む 合計30単位以上
国際協働 コース	—	14単位 以上	—		国際協働演習(1)A・(1)B・ (2)A・(2)Bを含む 合計30単位以上

※他コース配当の講義科目も履修することができる。その場合、8単位を限度として修了所要単位に含めることができる。

(2) 博士課程後期課程

それぞれの課程に3年〈6学期〉以上6年〈12学期〉以内在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士(法学)の学位が与えられます。

専修科目(講義4単位・演習12単位)を含めて、合計16単位以上修得しなければならない。

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録

その年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に登録をしてください。

原則として履修届締切後の授業科目の変更・追加はできません。ただし、所定の期間においては、一定の条件の下、履修変更を認めます（詳細はインフォメーションシステムでお知らせします）。

(2) 履修制限単位【博士課程前期課程】

1学年度に履修できるのは28単位までです。

また、3年コース選択者の履修制限単位は、1年次20単位、2年次20単位、3年次16単位です。ただし、3年コースを選択した者が、1年次終了時点で修士論文の提出要件である20単位を修得し、所定の手続きを経て2年コースへ変更する場合は、2年次の履修制限単位は28単位とします。

(3) 配当年次

【博士課程前期課程】

法政研究コース・国際協働コースにおいては、演習(1)A・(1)Bは1年次配当、演習(2)A・(2)Bは2年次配当となります。

企業法務コース・公共政策コースにおいては、演習科目は2年次配当となります。

【博士課程後期課程】

演習(1)A・(1)Bは1年次配当、演習(2)A・(2)Bは2年次配当、演習(3)A・(3)Bは3年次配当となります。

法学特別研究演習及び政治学特別研究演習については、法学研究科委員会が認めた場合のみ履修することができ、演習(1)A・(1)Bは2年次配当、演習(2)A・(2)Bは3年次配当となります。

(4) 先修条件

【博士課程前期課程】

演習(1)Aおよび(1)Bを修得していなければ、演習(2)Aおよび(2)Bは履修できません。

【博士課程後期課程】

演習(1)Aおよび(1)Bを修得していなければ、演習(2)Aおよび(2)Bは履修できません。

また、演習(2)Aおよび(2)Bを修得していなければ、演習(3)Aおよび(3)Bは履修できません。

(5) 演習・研究指導科目の履修

専修科目以外の演習は、履修できません。

ただし、演習(1)Aおよび(1)Bについてのみ、指導教員の許可を得たうえで、専修科目以外の演習(1)Aおよび(1)Bを履修することができます。

(6) 国際協働特殊講義（各テーマ）の履修

国際協働特殊講義（各テーマ）については、テーマ数に制限なく履修・修得することができ、国際協働コースの学生は、全て修了所要単位に含めることができます。

（その他のコースの学生は、他コース配当の講義科目として取り扱う）

(7) 追加科目の履修

【博士課程前期課程】

指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、他の研究科若しくは学部又は他の大学院の科目を、『追加科目』として、履修することができます。また、履修制限単位には含まれません。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

追加科目の単位を課程修了所要単位に充当する時は、研究科委員会の議を経て、これを認定

することができます。ただし、専修科目の所要単位には算入しません。

【博士課程後期課程】

追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

(8) 追加科目の充当【博士課程前期課程のみ】

前述追加科目のうち博士課程前期課程の科目は、指導教員の承認を得たうえで、10単位まで関連科目の修了所要単位に充当することができます。ただし、専修科目の所要単位に含めることはできません。また、履修制限単位数に含みます。

(9) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1学年度において32単位まで履修することができます。ただし、3年コースの場合は、1年次は24単位まで、2年次以降は20単位までです。③の学部科目の履修は、(7)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。

なお、学部科目については、当該学部の事情により登録できない場合があります。

(10) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修することができます。詳細につきましては、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」(教務センター教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします)を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください。(Webからの登録はできません。)

2 学位論文提出要件について

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられておりますので、十分確認し研究計画を立てたうえで履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 入学前既修得単位の認定について

本大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

Ⅲ その他

1 博士課程前期課程 コース変更について

3年コースから2年コースへの変更は、1年次に20単位以上修得しなければなりません。コース変更の希望届出期間については、別途お知らせいたします。

なお、2年コースから3年コースへの変更はできません。

IV 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます（大学院学則第24条、第26条）。

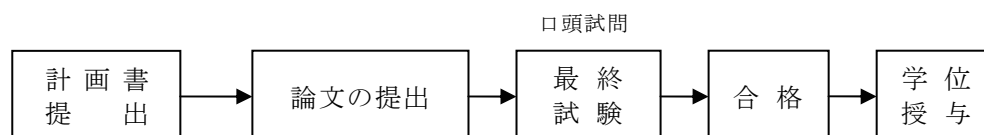
2 修士論文審査基準

本研究科は、論文が、法学または政治学に関する特定のテーマについて、総合的な視点から整理・分析してまとめた研究成果として、あるいは、調査・分析に基づいて政策提言を行う研究成果として十分な水準に達していることを修士論文の審査基準とします。

その審査にあたっては、以下の評価項目等を考慮して、総合的に判断するものとします。

- ① 研究内容が独創性および専門性を帯びていること。
- ② 問題意識および課題設定が明確に示されていること。
- ③ 論文の構成、展開、文章表現等が適切にされていること。
- ④ 先行研究や資料等の調査分析および引用が適切かつ十分にされていること。

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

事項	期 限（期 日）	
	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	1 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬	7 月下旬～9 月上旬

※ 修士論文の提出については、指導教員とよく相談してください。

5 修士論文提出要件

修士論文または特定の課題についての研究の成果は、学位規程第9条に基づき、博士課程前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目のうち、20単位以上を修得後に学位取得計画書を提出し、かつ、外国語学力確認（1ヶ国語）に合格しなければ、提出することができません。

6 外国語学力確認

外国語の学力に関する認定は1ヶ国語とします。

ただし、下記のいずれかの要件を満たす場合は、外国語学力確認を免除します。

- ① 外国語科目のある入学試験に合格していること。
（学力があると認定され免除された場合を含む。）
- ② 学内試験合格者で、学部の外国語科目の成績が受験資格の外国語に関する要件を満たしていること。
- ③ 指導教員による外国書を用いた演習指導があること。
- ④ 「修士論文B」の提出により修士の学位を取得する場合。

7 修士論文計画書の提出について

- (1) 提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。
- (2) 修士論文計画書には指導教員の承認印を受けてください。
- (3) 既に提出した論文計画の変更は、認められません。ただし、論文提出以前においては指導教員の承認を得て変更届（教務センター備付）を提出することができます。
- (4) 計画書を提出したが、修士論文を提出しない場合は、必ず、事前に教務センターにその旨を報告してください。

8 修士論文・論文要旨の提出要領

修士論文計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で必ず確認してください。

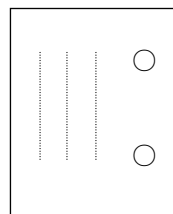
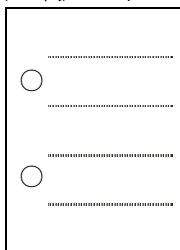
- (1) 提出部数 詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。
- (2) 枚数制限 **【修士論文A】** 30,000字以上。
【修士論文B】 20,000字程度。
【論文要旨】 論文の概要を1,000字から2,000字程度にまとめる。
- (3) 用紙規格 以下の規格に従うこと。
 - ア 自筆で横書きの場合はA4判400字詰原稿用紙（市販のもの）を使用。
 - イ 自筆で縦書きの場合はB5判200字詰原稿用紙（市販のもの）を使用。
 - ウ ワープロ等を使用して横書きの場合はA4判の用紙（感熱紙は不可）を使用。
 - エ ワープロ等を使用して縦書きの場合はB5判の用紙（感熱紙は不可）を使用。

（注）・ワープロ等の書式設定は本文については、原則的として以下のようにすること。
・脚注を使用する場合は、本文よりも小さい文字を使用することが望ましい。

【横書き】 (A4判) 35字×30行

【縦書き】 (B5判) 50字×20行

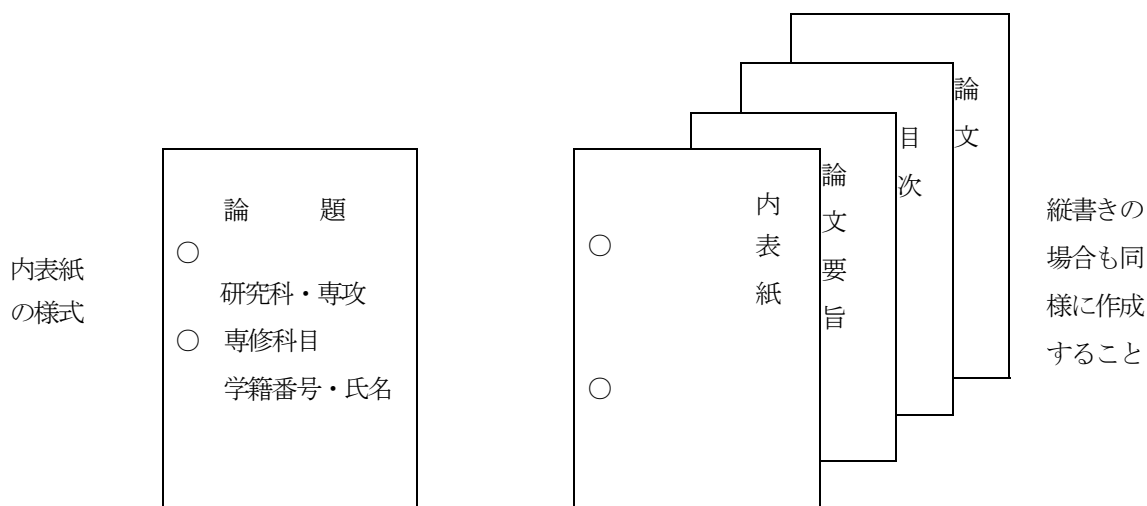
左側に余白を
25mm以上とる



右側に余白を
25mm以上とる

(4) 装丁要領（※以下ア～エは正本・副本とも共通）

- ア 市販のフラットファイル（例 A4判：コクヨ フ-10、B5判：コクヨ フ-11）を用いて装丁すること。
- イ ファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・専修科目*（法政研究コースのみ）・学籍番号・氏名を日本語で記入すること。
- ウ 論題・研究科・専攻・専修科目*（法政研究コースのみ）・学籍番号・氏名を日本語で記入した内表紙を作成すること。ただし、論題は論文計画書で届け出たもの（外国文でも可）を正確に記入すること。
- エ 内表紙、論文要旨、目次、論文の順に綴じること（次ページのとおり）。



* 専修科目とは指導教員の担当する演習科目名を指す。(例「法哲学研究」)

(5) 注意事項

- ア 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。
- イ 添付資料が多量にあつて別冊にする場合は、論文の装丁要領(装丁要領ア・イ)に準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。
- ウ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。
- エ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。
- オ 指導教員から「研究論文執筆要領」が提示された場合には、それを参照して論文を作成すること。

V 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます(大学院学則第25条、第28条)。

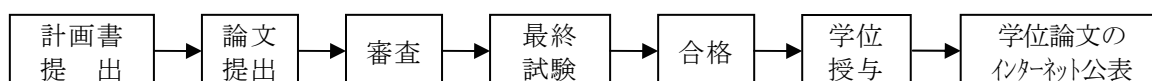
2 博士論文審査基準

本研究科は、論文が、法学または政治学の分野において独創性のある高度に学術専門的な内容を有し、学問の発展に寄与すると認められることを博士論文の審査基準とします。

その審査にあたっては、以下の評価項目等を考慮して、総合的に判断するものとします。

- ① 研究内容が独創性および専門性を帯びていること。
- ② 学問の発展に寄与すると認められること。
- ③ 問題意識および課題設定が明確に示されていること。
- ④ 論文の構成、展開、文章表現等が適切にされていること。
- ⑤ 先行研究や資料等の調査分析および引用が適切かつ十分にされていること。

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

学位（博士）授与までの手続き	【課程博士】		【論文博士】	
	9 月期授与	3 月期授与	9 月期授与	3 月期授与
「博士論文計画書」の提出 ※1 ＜教務センター教務事務グループへ＞	2 月末まで	7 月末まで	—	—
博士論文・「学位申請書」等の書類一式の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	5 月末まで	10 月末まで	2 月中旬まで	7 月末まで
学力確認・博士論文の試問	—	—	7 月～8 月	12 月～1 月
最終試験（口頭試問）	7 月～8 月	12 月～1 月	—	—
学位記授与式	9 月中旬	3 月下旬	9 月中旬	3 月下旬

※1 博士論文提出の少なくとも 1 年前に指導教員の承認を得て提出。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを 3 ヶ月前とすることができます。

また、「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

※2 提出期日については、指導教員とよく相談してください。

5 学位論文提出要件

博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、外国語の学力に関する認定に合格した後でなければ、提出することはできません。

6 外国語学力確認

外国語の学力に関する認定は 2 ヶ国語です。

ただし、入学試験の際に受験した外国語および学力があると認定されて免除された外国語をもって、外国語の学力に関する認定に合格したものとして、学力確認を免除します。

7 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第 38 条、第 39 条

（審査要旨の公表）

第 38 条 学長は、学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第 39 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

法学研究科 博士課程前期課程 授業科目一覧表

科目		単位数	法政研究コース	企業法務コース	公共政策コース	国際協働コース
法哲学研究	講義(1)	2	基本			
法哲学研究	講義(2)	2	基本			
法哲学研究	演習(1)A・B	各2	基本			
法哲学研究	演習(2)A・B	各2	基本			
法思想史研究	講義(1)	2	基本			
法思想史研究	講義(2)	2	基本			
法思想史研究	演習(1)A・B	各2	基本			
法思想史研究	演習(2)A・B	各2	基本			
日本法史研究	講義(1)	2	基本			
日本法史研究	講義(2)	2	基本			
日本法史研究	演習(1)A・B	各2	基本			
日本法史研究	演習(2)A・B	各2	基本			
東洋法史研究	講義(1)	2	基本			
東洋法史研究	講義(2)	2	基本			
東洋法史研究	演習(1)A・B	各2	基本			
東洋法史研究	演習(2)A・B	各2	基本			
西洋・ローマ法史研究	講義(1)	2	基本			
西洋・ローマ法史研究	講義(2)	2	基本			
西洋・ローマ法史研究	演習(1)A・B	各2	基本			
西洋・ローマ法史研究	演習(2)A・B	各2	基本			
法社会学研究	講義(1)	2	基本		関連	基本
法社会学研究	講義(2)	2	基本		関連	基本
法社会学研究	演習(1)A・B	各2	基本			
法社会学研究	演習(2)A・B	各2	基本			
法社会史研究	講義(1)	2	基本		関連	
法社会史研究	講義(2)	2	基本		関連	
法社会史研究	演習(1)A・B	各2	基本			
法社会史研究	演習(2)A・B	各2	基本			
憲法研究Ⅰ(人権論)	講義(1)	2	基本		基本	
憲法研究Ⅰ(人権論)	講義(2)	2	基本		基本	
憲法研究Ⅰ(人権論)	演習(1)A・B	各2	基本			
憲法研究Ⅰ(人権論)	演習(2)A・B	各2	基本			
憲法研究Ⅱ(機構論)	講義(1)	2	基本		基本	
憲法研究Ⅱ(機構論)	講義(2)	2	基本		基本	
憲法研究Ⅱ(機構論)	演習(1)A・B	各2	基本			
憲法研究Ⅱ(機構論)	演習(2)A・B	各2	基本			
行政法研究	講義(1)	2	基本		基本	
行政法研究	講義(2)	2	基本		基本	
行政法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
行政法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
租税法研究	講義(1)	2	基本	基本	関連	
租税法研究	講義(2)	2	基本	基本	関連	
租税法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
租税法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
刑法研究	講義(1)	2	基本	関連	基本	
刑法研究	講義(2)	2	基本	関連	基本	
刑法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
刑法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
刑事訴訟法研究	講義(1)	2	基本		関連	
刑事訴訟法研究	講義(2)	2	基本		関連	
刑事訴訟法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
刑事訴訟法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
国際法研究	講義(1)	2	基本		基本	基本
国際法研究	講義(2)	2	基本		基本	基本
国際法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
国際法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
国際私法研究	講義(1)	2	基本	関連		基本
国際私法研究	講義(2)	2	基本	関連		基本
国際私法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
国際私法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
民法研究Ⅰ(財産法1)	講義(1)	2	基本	基本		
民法研究Ⅰ(財産法1)	講義(2)	2	基本	基本		
民法研究Ⅰ(財産法1)	演習(1)A・B	各2	基本			
民法研究Ⅰ(財産法1)	演習(2)A・B	各2	基本			
民法研究Ⅱ(財産法2)	講義(1)	2	基本	基本	関連	
民法研究Ⅱ(財産法2)	講義(2)	2	基本	基本	関連	
民法研究Ⅱ(財産法2)	演習(1)A・B	各2	基本			
民法研究Ⅱ(財産法2)	演習(2)A・B	各2	基本			
民法研究Ⅲ(財産法3)	講義(1)	2	基本	基本	関連	
民法研究Ⅲ(財産法3)	講義(2)	2	基本	基本	関連	
民法研究Ⅲ(財産法3)	演習(1)A・B	各2	基本			
民法研究Ⅲ(財産法3)	演習(2)A・B	各2	基本			
民法研究Ⅳ(家族法)	講義(1)	2	基本	関連	関連	
民法研究Ⅳ(家族法)	講義(2)	2	基本	関連	関連	
民法研究Ⅳ(家族法)	演習(1)A・B	各2	基本			
民法研究Ⅳ(家族法)	演習(2)A・B	各2	基本			
知的財産法研究	講義(1)	2	基本	基本		基本
知的財産法研究	講義(2)	2	基本	基本		基本
知的財産法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
知的財産法研究	演習(2)A・B	各2	基本			

法学研究科 博士課程前期課程 授業科目一覧表

科目		単位数	法政研究コース	企業法務コース	公共政策コース	国際協働コース
商法研究Ⅰ(企業組織法)	講義(1)	2	基本	基本		
商法研究Ⅰ(企業組織法)	講義(2)	2	基本	基本		
商法研究Ⅰ(企業組織法)	演習(1)A・B	各2	基本			
商法研究Ⅰ(企業組織法)	演習(2)A・B	各2	基本			
商法研究Ⅱ(商取引法)	講義(1)	2	基本	基本		
商法研究Ⅱ(商取引法)	講義(2)	2	基本	基本		
商法研究Ⅱ(商取引法)	演習(1)A・B	各2	基本			
商法研究Ⅱ(商取引法)	演習(2)A・B	各2	基本			
経済法研究	講義(1)	2	基本			基本
経済法研究	講義(2)	2	基本	基本		基本
経済法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
経済法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
労働法研究	講義(1)	2	基本	基本	関連	
労働法研究	講義(2)	2	基本	基本	関連	
労働法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
労働法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
社会保障法研究	講義(1)	2	基本	関連	基本	
社会保障法研究	講義(2)	2	基本	関連	基本	
社会保障法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
社会保障法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
民事訴訟法研究	講義(1)	2	基本	基本		
民事訴訟法研究	講義(2)	2	基本	基本		
民事訴訟法研究	演習(1)A・B	各2	基本			
民事訴訟法研究	演習(2)A・B	各2	基本			
政治学原論研究	講義(1)	2	基本		基本	
政治学原論研究	講義(2)	2	基本		基本	
政治学原論研究	演習(1)A・B	各2	基本			
政治学原論研究	演習(2)A・B	各2	基本			
政治過程論研究	講義(1)	2	基本		基本	
政治過程論研究	講義(2)	2	基本		基本	
政治過程論研究	演習(1)A・B	各2	基本			
政治過程論研究	演習(2)A・B	各2	基本			
政治機構論研究	講義(1)	2	基本		基本	
政治機構論研究	講義(2)	2	基本		基本	
政治機構論研究	演習(1)A・B	各2	基本			
政治機構論研究	演習(2)A・B	各2	基本			
行政学研究	講義(1)	2	基本		基本	
行政学研究	講義(2)	2	基本		基本	
行政学研究	演習(1)A・B	各2	基本			
行政学研究	演習(2)A・B	各2	基本			
政治心理学研究	講義(1)	2	基本		関連	
政治心理学研究	講義(2)	2	基本		関連	
政治心理学研究	演習(1)A・B	各2	基本			
政治心理学研究	演習(2)A・B	各2	基本			
政治哲学研究	講義(1)	2	基本		関連	
政治哲学研究	講義(2)	2	基本		関連	
政治哲学研究	演習(1)A・B	各2	基本			
政治哲学研究	演習(2)A・B	各2	基本			
政治思想史研究	講義(1)	2	基本		関連	
政治思想史研究	講義(2)	2	基本		関連	
政治思想史研究	演習(1)A・B	各2	基本			
政治思想史研究	演習(2)A・B	各2	基本			
日本政治史研究	講義(1)	2	基本		関連	
日本政治史研究	講義(2)	2	基本		関連	
日本政治史研究	演習(1)A・B	各2	基本			
日本政治史研究	演習(2)A・B	各2	基本			
西洋政治史研究	講義(1)	2	基本		関連	
西洋政治史研究	講義(2)	2	基本		関連	
西洋政治史研究	演習(1)A・B	各2	基本			
西洋政治史研究	演習(2)A・B	各2	基本			
外交史研究	講義(1)	2	基本		関連	
外交史研究	講義(2)	2	基本		関連	
外交史研究	演習(1)A・B	各2	基本			
外交史研究	演習(2)A・B	各2	基本			
国際政治学研究	講義(1)	2	基本		基本	基本
国際政治学研究	講義(2)	2	基本		基本	基本
国際政治学研究	演習(1)A・B	各2	基本			
国際政治学研究	演習(2)A・B	各2	基本			
情報政策学研究	講義(1)	2	基本	関連	基本	
情報政策学研究	講義(2)	2	基本	関連	基本	
情報政策学研究	演習(1)A・B	各2	基本			
情報政策学研究	演習(2)A・B	各2	基本			
国際協働特殊講義(各テーマ)	講義	2				基本
外国法研究	講義(1)	2	関連	関連		
外国法研究	講義(2)	2	関連	関連		
ローマ法研究	講義(1)	2	関連			
ローマ法研究	講義(2)	2	関連			

法学研究科 博士課程前期課程 授業科目一覧表

科目		単位数	法政研究コース	企業法務コース	公共政策コース	国際協働コース
比較憲法研究	講義(1)	2	関連			
比較憲法研究	講義(2)	2	関連			
国際租税法研究	講義(1)	2	関連	関連		
国際租税法研究	講義(2)	2	関連	関連		
地方自治法研究	講義(1)	2	関連		基本	
地方自治法研究	講義(2)	2	関連		基本	
金融法研究	講義(1)	2	関連	関連		
金融法研究	講義(2)	2	関連	関連		
不動産取引法研究	講義(1)	2	関連	基本		
不動産取引法研究	講義(2)	2	関連	基本		
国際取引法研究	講義(1)	2	関連	基本		
国際取引法研究	講義(2)	2	関連	基本		
比較公共政策論研究	講義(1)	2	関連		関連	
比較公共政策論研究	講義(2)	2	関連		関連	
政策過程論研究	講義(1)	2	関連		基本	
政策過程論研究	講義(2)	2	関連		基本	
政治社会学研究	講義(1)	2	関連	関連		
政治社会学研究	講義(2)	2	関連	関連		
公共政策学研究	講義(1)	2	関連		基本	
公共政策学研究	講義(2)	2	関連		基本	
行政管理論研究	講義(1)	2	関連		基本	
行政管理論研究	講義(2)	2	関連		基本	
情報処理論研究	講義(1)	2	関連	関連	関連	
情報処理論研究	講義(2)	2	関連	関連	関連	
専門外国語	講義(1)	2	関連	関連	関連	
専門外国語	講義(2)	2	関連	関連	関連	
外国文献研究Ⅰ(ドイツ)	講義(1)	2	関連	関連	関連	
外国文献研究Ⅰ(ドイツ)	講義(2)	2	関連	関連	関連	
外国文献研究Ⅱ(フランス)	講義(1)	2	関連	関連	関連	
外国文献研究Ⅱ(フランス)	講義(2)	2	関連	関連	関連	
外国文献研究Ⅲ(中国)	講義(1)	2	関連	関連	関連	
外国文献研究Ⅲ(中国)	講義(2)	2	関連	関連	関連	
会計学研究	講義(1)	2		関連		
会計学研究	講義(2)	2		関連		
有価証券論研究	講義(1)	2		関連		
有価証券論研究	講義(2)	2		関連		
経営管理論研究	講義(1)	2		関連		
経営管理論研究	講義(2)	2		関連		
地方政治論研究	講義(1)	2			関連	
地方政治論研究	講義(2)	2			関連	
財政学研究	講義(1)	2			関連	
財政学研究	講義(2)	2			関連	
公共経済学研究	講義(1)	2			関連	
公共経済学研究	講義(2)	2			関連	
基礎法特論研究Ⅰ	講義	2	展開			
基礎法特論研究Ⅱ	講義	2	展開			
基礎法特論研究Ⅲ	講義	2	展開			
憲法特論研究Ⅰ	講義	2	展開			
憲法特論研究Ⅱ	講義	2	展開		展開	
行政法特論研究Ⅰ	講義	2	展開			
行政法特論研究Ⅱ	講義	2	展開		展開	
国際関係法特論研究Ⅰ	講義	2	展開			
国際関係法特論研究Ⅱ	講義	2	展開		展開	
国際関係法特論研究Ⅲ	講義	2	展開	展開		
刑事法特論研究Ⅰ	講義	2	展開	展開	展開	
刑事法特論研究Ⅱ	講義	2	展開	展開	展開	
民法特論研究Ⅰ	講義	2	展開	展開		
民法特論研究Ⅱ	講義	2	展開	展開		
民法特論研究Ⅲ	講義	2	展開		展開	
商法特論研究Ⅰ	講義	2	展開	展開		
商法特論研究Ⅱ	講義	2	展開	展開		
商法特論研究Ⅲ	講義	2	展開	展開		
商法特論研究Ⅳ	講義	2	展開	展開		
労働法特論研究Ⅰ	講義	2	展開	展開		
労働法特論研究Ⅱ	講義	2	展開		展開	
社会保障法特論研究Ⅰ	講義	2	展開	展開		
社会保障法特論研究Ⅱ	講義	2	展開		展開	
民訴法特論研究Ⅰ	講義	2	展開	展開		
民訴法特論研究Ⅱ	講義	2	展開	展開		
政治学特論研究Ⅰ	講義	2	展開			
政治学特論研究Ⅱ	講義	2	展開		展開	
政治学特論研究Ⅲ	講義	2	展開		展開	
政治学特論研究Ⅳ	講義	2			展開	
政治学特論研究Ⅴ	講義	2			展開	
政治学特論研究Ⅵ	講義	2			展開	
企業法務演習	演習A・B	各2		演習		
公共政策演習	演習A・B	各2			演習	
国際協働演習	演習(1)A・B	各2				演習
国際協働演習	演習(2)A・B	各2				演習

法学研究科 博士課程後期課程 授業科目一覽表

科目		単位数
法哲学特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
法思想史特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
日本法史特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
西洋・ローマ法史特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
東洋法史特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
法社会学特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
法社会史特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
憲法特別研究Ⅰ(人権論)	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
憲法特別研究Ⅱ(機構論)	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
行政法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
租税法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
刑法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
刑事訴訟法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
国際法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
国際私法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
国際取引法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
民法特別研究Ⅰ(財産法1)	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
民法特別研究Ⅱ(財産法2)	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
民法特別研究Ⅲ(財産法3)	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
民法特別研究Ⅳ(家族法)	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
知的財産法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
商法特別研究Ⅰ(企業組織法)	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
商法特別研究Ⅱ(商取引法)	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
経済法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
労働法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
民事訴訟法特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
政治学原論特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
政治過程論特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
政治機構論特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
行政学特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
政治心理学特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
政治哲学特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
政治思想史特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
日本政治史特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
西洋政治史特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
外交史特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
国際政治学特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
情報政策学特別研究	講義(1)・講義(2)・演習(1)A・演習(1)B・演習(2)A・演習(2)B・演習(3)A・演習(3)B	各2
法学特別研究演習	(1)A・(1)B	各2
	(2)A・(2)B	各2
政治学特別研究演習	(1)A・(1)B	各2
	(2)A・(2)B	各2

文学研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

文学研究科には、次の課程・専攻・専修があります。

(1) 総合人文学専攻 博士課程前期課程

英文学専修、英米文化専修、国文学専修、哲学専修、芸術学美術史専修、日本史学専修、世界史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修、文化共生学専修、身体文化専修、映像文化専修

(2) 総合人文学専攻 博士課程後期課程

英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修

2 副専攻について

副専攻とは、各自が所属する専修の専修科目を履修しながら、さらに新しい分野の学問領域へと学問的関心を伸ばすための制度です。副専攻には、E.U.-日本学教育研究プログラムがあります。副専攻の科目は、自由に履修することが可能です。

3 授業科目の構成

文学研究科で履修・修得できる授業科目は、次のとおり大別されます。

種別	履修方法
必修科目	演習を伴う一授業科目を選定し、これを専修科目とし、必ず修得しなければなりません。
共通科目	文学研究科・東アジア文化研究科共通の選択科目です。

4 修了所要単位

(1) 博士課程前期課程

博士課程前期課程に2年<4学期>以上4年<8学期>以内(現職教員1年制については1年<2学期>以上2年<4学期>以内)在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者には、「修士(文学)」の学位が与えられます。

【修了所要単位32単位の内訳】

科目区分・科目名	最低修得単位数	
専修科目	8単位(※1)	合計 32単位以上
専修科目以外の演習(1) A・(1) B	24単位	
共通科目	以上	

(※1) 現職教員1年制修士制度により入学した者については、4単位とします。

【副専攻を履修した場合の修了所要単位32単位の内訳】

科目区分・科目名	最低修得単位数	
専修科目	8単位(※1)	合計 32単位以上
副専攻必修科目 日本学フィールドワーク(1)・(2)	4単位	
副専攻選択科目(※2)	5単位以上(※2)	
専修科目以外の演習(1) A・(1) B 共通科目	15単位以上	

(※1) 現職教員1年制修士制度により入学した者については、4単位とします。

(※2) 「KUワークショップ」、「EUワークショップ」のいずれか1単位を含んでいること。

なお、「KUワークショップ」、「EUワークショップ」に参加する場合、「M 大学院英語(1)・(2)」の履修が求められます。

(2) 博士課程後期課程

博士課程後期課程に3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、「博士(文学)」の学位が与えられます。

【修了所要単位の内訳】

科目区分・科目名	最低修得単位数	
専修科目	12単位	合計 16単位以上
専修科目以外の演習(1) A・(1) B 共通科目	4単位以上	

【副専攻を履修した場合の修了所要単位の内訳】

科目区分・科目名	最低修得単位数	
専修科目	12単位	合計 16単位
日本学フィールドワーク(3)・(4)	4単位	

※ 副専攻を修了するには、上記修了所要単位に加えて、「KUワークショップ」、「EUワークショップ」のいずれか1単位を含み、副専攻選択科目から5単位以上修得する必要があります。なお、「KUワークショップ」、「EUワークショップ」に参加する場合、「D 大学院英語(3)・(4)」の履修が求められます。

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録(履修変更)

その年度に履修しようとする授業科目については、必ず指導教員の指導を受け、承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に登録をしてください。なお、原則として履修届締切後の授業科目の変更・追加等については認められません。

ただし、所定の期間においては一定の条件の下、履修変更を認めます(詳細はインフォメーションシステムでお知らせします)。

(2) 履修制限単位(博士課程前期課程)

博士課程前期課程の在学者が1学年度に履修できるのは28単位までです(現職教員1年制修士制度により入学した者については、この限りではありません)。ただし、秋学期入学生の入学初年度および所定の修了単位を修得することとなる春学期については14単位までとします。なお、KU・EUワークショップは履修制限単位には含まれません。

また、3年コースを選択者の履修制限単位は、1年次20単位、2年次20単位、3年次16単位です。ただし、3年コースを選択した者が、1年次終了時点で修士論文の提出要件である20単位を修得し、所定の手続きを経て2年コースへ変更する場合は、2年次の履修制限単位は28単位とします。

(3) 配当年次

ア 博士課程前期課程

演習は(1) A、(1) B、(2) Aおよび(2) Bの各2単位に分け、演習(1) Aおよび(1) Bは1年次配当、演習(2) Aおよび(2) Bは2年次配当とします。ただし、3年コースの場合は、2年次に演習(2) Aおよび(2) Bは履修できません。

イ 博士課程後期課程

演習は(1) A、(1) B、(2) A、(2) B、(3) Aおよび(3) Bの各2単位に分け、演習(1) Aおよび(1) Bは1年次配当、演習(2) Aおよび(2) Bは2年次配当、演習(3) Aおよび(3) Bは3年次配当とします。

(4) 先修条件(博士課程前期課程)

演習(1) Aおよび(1) Bを修得していなければ、演習(2) Aおよび(2) Bは履修できません。

- (5) 演習・研究指導科目の履修
専修科目以外の演習については、演習(1) Aおよび(1) Bについてのみ履修することができます。
- (6) 追加科目
自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他専攻、他研究科若しくは学部又は他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。
なお、下記(7)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。ただし、事情により履修できない場合もあります。
- (7) 追加科目の充当（博士課程前期課程）
博士課程前期課程において、上記追加科目のうち博士課程前期課程の科目は、指導教員の承認を得たうえで、10単位まで修了所要単位に充当することができます。ただし、専修科目の所要単位に含めることはできません。また、履修制限単位数に含まれます。
- (8) 学部科目の履修
①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1学年度において32単位まで履修することができます。ただし、3年コースの場合は、1年次は24単位まで、2年次以降は20単位までです。③の学部科目の履修は、(6)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。
なお、学部科目については、当該学部の事情により、登録できない場合があります。
- (9) 四大学大学院単位互換
「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修する場合は、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。
希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」（教務センター・教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします）を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください。（Webからの登録はできません）

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てたうえ履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 入学前既修得単位の認定について

本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

III その他

1 長期在学制度について（博士課程前期課程）

- (1) 長期在学制度とは
標準修業年限を3年とする制度です（通常の標準修業年限は2年です）。以下の説明では、標準

修業年限が2年の場合を「2年コース」、長期在学制度による標準修業年限が3年の場合を「3年コース」としています。

(2) コースの途中変更

3年コースから2年コースへの変更は、1年次に20単位以上修得しなければなりません。コース変更の希望届の受付は、春学期入学生は12月～1月中旬、秋学期入学生は6月に行います。

なお、2年コースから3年コースへの変更はできません。

IV 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

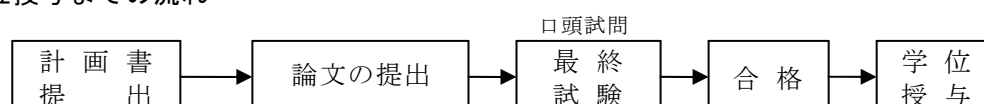
修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます（大学院学則第24条、第26条）。

2 修士論文審査基準

修士論文の審査にあたっては、以下の審査項目をふまえて、総合的に評価します。なお、各専修において、分野の専門性に応じて独自の観点を加えられることがあります。

- (1) 研究テーマの選択が適切であり、研究目的が明確であること。
- (2) 研究テーマにそって、先行研究を十分に踏まえていること。
- (3) 研究テーマにそって、研究の方法が適切であること。
- (4) 研究資料やデータの収集、処理が的確であること。
- (5) 研究資料やデータの分析、解釈が適切であること。
- (6) 記述にあたって、論理に破綻なく、叙述が一貫していること。
- (7) 新しい発見があり、新たな知見がえられていること。

3 学位授与までの流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

期 限（期 日）		
事項	3月期学位授与	9月期学位授与
計画書の提出	10月中旬	4月中旬～下旬
論文の提出	1月中旬	7月中旬～下旬
最終試験	2月中旬	7月下旬～9月上旬

※ 修士論文の提出については、指導教員とよく相談してください。

5 修士論文提出要件

修士論文は、学位規程第9条に基づき、修士課程または博士課程前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目のうち、20単位以上を修得後に学位取得計画書を提出しなければ、提出することができません。

また、上記に加えて、外国語学力確認（1ヵ国語）に合格しなければなりません。ただし、次のいずれかの方法により、外国語の学力確認を行ったものとして、これを免除します。

- (1) 入学試験での受験外国語
- (2) 指導教員による研究指導

6 修士論文計画書の提出について

- (1) 提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。
- (2) 修士論文計画書には指導教員の承認印を受けてください。
- (3) 既に提出した論文計画の変更は、認められません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（教務センター備付）を提出することができます。
- (4) 計画書を提出したが、修士論文を提出しない場合は、必ず、事前に教務センターにその旨を報告してください。

7 修士論文・論文要旨の提出要領

提出期の修士論文計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で必ず確認してください。

- (1) 提出部数 詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。
- (2) 枚数制限 【修士論文】 枚数制限はなし
【論文要旨】 論文の概要を 1,000 字から 2,000 字程度にまとめる
- (3) 用紙規格 以下の規格に従うこと。

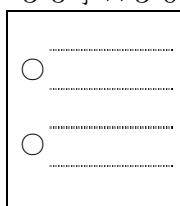
- ア 自筆で横書きの場合は A4 判 400 字詰原稿用紙（市販のもの）を使用
- イ 自筆で縦書きの場合は B5 判 200 字詰原稿用紙（市販のもの）を使用
- ウ ワードプロ等を使用して横書きの場合は A4 判の用紙を使用
- エ ワードプロ等を使用して縦書きの場合は B5 判の用紙を使用

（注）ワードプロ等の書式設定は原則的には以下のようにすること。

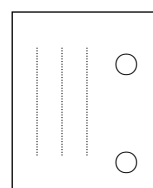
【横書き】（A4 判）35 字×30 行

【縦書き】（B5 判）50 字×20 行

左側に余白を
25mm 以上とる



右側に余白を
25mm 以上とる

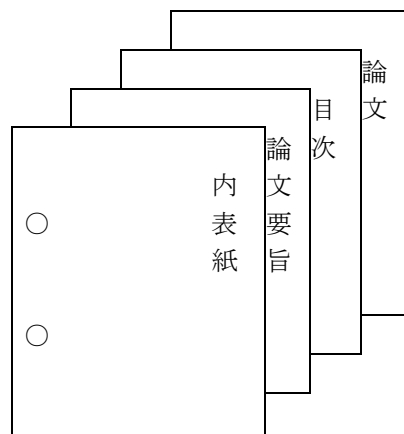
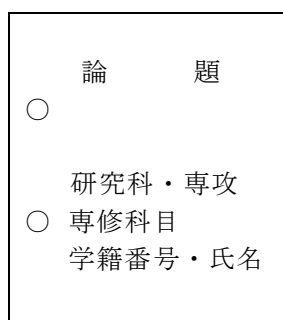


(4) 装丁要領

- ア 市販のフラットファイル（例 A4 判：コクヨ フ-10、B5 判：コクヨ フ-11）を用いて装丁すること。
- イ フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・専修科目*・学籍番号・氏名を日本語で記入すること。
- ウ 論題・研究科・専攻・専修科目*・学籍番号・氏名を日本語で記入した内表紙を作成すること。ただし、論題は論文計画書で届け出たもの（外国文でも可）を正確に記入すること。
- エ 内表紙、論文要旨、目次、論文の順に綴じること。

* 専修科目とは指導教員の担当する演習科目名を指す。（例「英文学研究」）

内表紙
の様式



縦書きの
場合も同
様に作成
すること

(5) 注意事項

- ア 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。
- イ 添付資料が多量にあつて別冊にする場合は、論文の装丁要領（装丁要領ア・イ）に準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。
- ウ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。
- エ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。

V 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

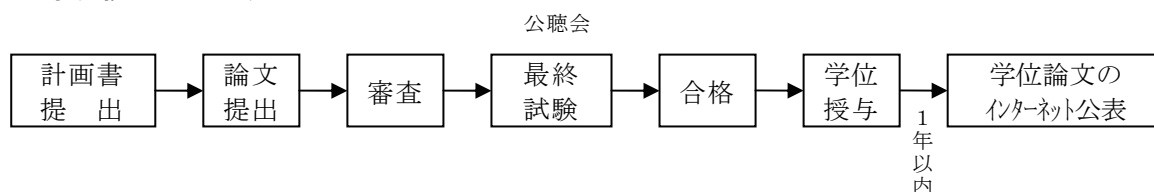
博士課程後期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます（大学院学則第 25 条、第 28 条）。

2 博士論文審査基準

博士論文の審査にあたっては、以下の審査項目をふまえて、総合的に評価します。なお、各専修において、分野の専門性に応じて独自の観点を加えられることがあります。

- (1) 研究テーマの選択が適切であり、研究目的が明確であること。
- (2) 研究テーマにそつて、先行研究を十分に踏まえていること。
- (3) 研究テーマにそつて、研究の方法が適切であること。
- (4) 研究資料やデータの収集が十分であり、その処理が的確であること。
- (5) 研究資料やデータの分析、解釈が適切であること。
- (6) 記述にあたって、論理に破綻なく、叙述が一貫していること。
- (7) 新しい発見があり、新たな知見がえられていること。
- (8) 学術的に高い価値を有すること。

3 学位授与までの流れ



4 スケジュール

学位（博士）授与までの手続き	【課程博士】		【論文博士】	
	9月期授与	3月期授与	9月期授与	3月期授与
「年次研究計画書」の提出 (2006年度以降入学生) ※1 ＜教務センター教務事務グループへ＞	—	4月末まで	—	—
「博士論文計画書」の提出 ※2 ＜教務センター教務事務グループへ＞	2月中旬まで	8月末まで	—	—
「学位申請書」・学位論文等の書類一式 ＜教務センター教務事務グループへ＞	5月末まで	11月末まで	5月末まで	11月末まで
学力確認※3	—	—	6月	12月～1月
最終試験（公聴会）〔課程博士〕※4 学位論文の試問（公聴会）〔論文博士〕	6月20～30日	1月20～30日	6月20～30日	1月20～30日
審査報告書の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	7月上旬まで	2月中旬まで	7月上旬まで	2月中旬まで
学位記授与式	9月18日頃	3月23日頃	9月18日頃	3月23日頃

※1 「年次研究計画書」の提出は平成 18(2006)年度入学生より適用します。

- ※2 博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得て提出。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができます。なお、「博士論文計画書」の提出期日については、別途インフォメーションシステムにて周知するので、必ず確認すること。「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。
- ※3 学力確認（専門科目・外国語）は公聴会とは別に行います。
- ※4 公聴会は、上記日程に実施します（日曜・祝日を除く10時～18時）。ただし、やむを得ない場合には日程を変更する場合もありえます。

5 学位論文提出要件

博士の学位論文は、学位規程第19条に基づき、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得なければ、提出することができません。

また、上記に加えて、

- (1) レフェリー制の学会において口頭発表（ポスターセッションを含む）を1回経験するとともに、レフェリー制の学会誌に論文1篇が掲載されていることが望ましい。国際学会誌に公表された論文1篇を有する場合には、そのみで可とし、国際学会での口頭発表を1回経験している場合には、他の公開性のある学会誌・学術雑誌・紀要および文部科学省助成金による研究報告書などに論文を1篇公表していれば可とします（その他、詳細規定は各専修の定めるところによります）。
- (2) 外国語学力確認（2カ国語）に合格しなければなりません。

ただし、博士（課程博士）の学位を得ようとする者は以下のいずれかの要件を満たせば、外国語学力確認を免除します。

- (1) 入学試験での受験外国語（社会人入試合格者は、口頭試問の外国語）
- (2) 指導教員による研究指導

6 学位論文の公表

- (1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第38条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

- (2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第39条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第38条、第39条

（審査要旨の公表）

第38条 学長は、学位を授与した日から3ヵ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第39条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

VI 日本語教師養成講座〈大学院コース〉について

1 概要

文学研究科では、広く人文学研究に携わる本研究科の学生が、自らの専門性を生かせる場を広げるために、日本語教育の基礎的な知識・技能・実践経験を得ることのできるプログラムとして日本語教師養成講座〈大学院コース〉を設置しています。

2 受講対象者

日本語教師養成講座〈大学院コース〉の受講対象者は、文学研究科の全学生です。ただし、現職教員1年制修士制度での入学者は本講座を受講できません。また、他研究科の学生、外国人研究生、科目等履修生、聴講生等は、本講座講義科目の履修は出来ませんが、実習を伴う科目「日本語教育方法論」および「M 日本語教育実践研究A・B」の履修は認めません（日本語教師養成講座〈大学院コース〉の修了認定も行いません）。

3 修了要件

日本語教師養成講座〈大学院コース〉を修了するためには、下記の各要件を満たさなければなりません。

- (1) 次のとおり、26単位以上を修得しなければなりません。

ア 必修科目 A	6 単位
イ 必修科目 B	4 単位
ウ 選択必修科目 A	8 単位必修
エ 選択必修科目 B	8 単位必修

- (2) 文学研究科（博士課程前期課程もしくは博士課程後期課程）に所定の年限在学し、修了所要単位（博士課程前期課程 32 単位 / 博士課程後期課程 16 単位）を修得しなければなりません。

- (3) 博士課程前期課程の学生は、修士号の取得を本講座の修了要件とします。なお、博士課程後期課程の学生は、博士号の取得を本講座の修了要件としません。

4 修了認定

日本語教師養成講座〈大学院コース〉修了見込者は、所定の期日までに、日本語教師養成講座〈大学院コース〉修了認定申請書を提出することによって、在籍課程修了時に、日本語教師養成講座〈大学院コース〉修了証が発行されます。

5 関西大学文学部卒業者の履修

- (1) 関西大学文学部において日本語教師養成講座を修了した者が、日本語教師養成講座〈大学院コース〉を受講する場合、学部開講科目の単位は既修得単位として認定し、大学院開講科目 12 単位以上の修得により、本講座の修了認定を行います。
- (2) 関西大学文学部において日本語教師養成講座を未修了であり、一部の科目の単位を既修得の者が、日本語教師養成講座〈大学院コース〉を受講する場合、学部開講科目の単位（2013 年度以降に修得した単位）は既修得単位として認定し、学部開講科目の不足単位および大学院開講科目 12 単位以上の修得により、本講座の修了認定を行います。
- (3) 関西大学文学部 4 年次に大学院文学研究科授業科目履修制度を利用して大学院開講科目を修得した者が、日本語教師養成講座〈大学院コース〉を受講する場合、学部生時に修得した大学院科目の単位は入学前既修得単位認定の対象外であるため、大学院文学研究科に進学後、大学院開講科目 12 単位以上を修得しなければなりません。

6 日本語教師養成講座〈大学院コース〉科目一覧

	授業科目	配当年次	単位	履修上の区分
学部開講科目 (※1)	必修科目 A			
	日本語教育概論	1	2	必修
	日本語教授法	1	2	必修
	日本語教育方法論	1	2	必修
	選択必修科目 A			
	言語学研究	1	2	選択必修
	国語学概論 a	1	2	選択必修
	国語学概論 b	1	2	選択必修
	日本語学 I a	1	2	選択必修
	日本語学 I b	1	2	選択必修
	日本語学 II a	1	2	選択必修
	日本語学 II b	1	2	選択必修
	日本語表現論 a	1	2	選択必修
	日本語表現論 b	1	2	選択必修
大学院開講科目	必修科目 B			
	M 日本語教育実践研究 A (※2)	1	2	必修
	M 日本語教育実践研究 B (※2)	1	2	必修
	選択必修科目 B (※3)			
	共通科目 (※4)			選択必修

- (※1) 学部開講科目の修得単位は、在籍課程の修了所要単位には含みません。
- (※2) 文学研究科博士課程後期課程在籍者も履修することができますが、博士課程後期課程の修了所要単位には含みません。また、当該科目を履修する際、「日本語教育概論」、「日本語教授法」、「日本語教育方法論」のうち2科目以上を履修していることが求められます。なお、担当教員の判断により、これらの科目を未履修の場合でも、当該科目の受講を認める場合があります（すでに日本語教育の実践経験を持つ場合など）。
- (※3) 在籍課程で開講されている科目を履修してください（博士課程後期課程に在籍する者が、博士課程前期課程の共通科目等を履修し単位を修得した場合、本講座の修了所要単位には含みません）。
- (※4) 「アカデミック外国語」および「大学院英語」は含みません。
また、「M 日本語教育実践研究 A・B」は必修科目 B として取り扱いますので、単位を修得しても選択必修科目 B には含みません。

授業科目一覧表

総合人文学専攻 博士課程前期課程

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
(英文学専修)				(芸術学美術史専修)			
英文学研究 演習(1) A	1	2	必修	芸術学・西洋美術史研究 演習(1) A	1	2	必修
英文学研究 演習(1) B	1	2	必修	芸術学・西洋美術史研究 演習(1) B	1	2	必修
英文学研究 演習(2) A	2	2	必修	芸術学・西洋美術史研究 演習(2) A	2	2	必修
英文学研究 演習(2) B	2	2	必修	芸術学・西洋美術史研究 演習(2) B	2	2	必修
米文学研究 演習(1) A	1	2	必修	日本及東洋美術史研究 演習(1) A	1	2	必修
米文学研究 演習(1) B	1	2	必修	日本及東洋美術史研究 演習(1) B	1	2	必修
米文学研究 演習(2) A	2	2	必修	日本及東洋美術史研究 演習(2) A	2	2	必修
米文学研究 演習(2) B	2	2	必修	日本及東洋美術史研究 演習(2) B	2	2	必修
英語学研究 演習(1) A	1	2	必修	(日本史学専修)			
英語学研究 演習(1) B	1	2	必修	日本古代中世史研究 演習(1) A	1	2	必修
英語学研究 演習(2) A	2	2	必修	日本古代中世史研究 演習(1) B	1	2	必修
英語学研究 演習(2) B	2	2	必修	日本古代中世史研究 演習(2) A	2	2	必修
(英米文化専修)				日本古代中世史研究 演習(2) B	2	2	必修
英米文化研究(1) 演習(1) A	1	2	必修	日本近世近代史研究 演習(1) A	1	2	必修
英米文化研究(1) 演習(1) B	1	2	必修	日本近世近代史研究 演習(1) B	1	2	必修
英米文化研究(1) 演習(2) A	2	2	必修	日本近世近代史研究 演習(2) A	2	2	必修
英米文化研究(1) 演習(2) B	2	2	必修	日本近世近代史研究 演習(2) B	2	2	必修
英米文化研究(2) 演習(1) A	1	2	必修	考古学研究 演習(1) A	1	2	必修
英米文化研究(2) 演習(1) B	1	2	必修	考古学研究 演習(1) B	1	2	必修
英米文化研究(2) 演習(2) A	2	2	必修	考古学研究 演習(2) A	2	2	必修
英米文化研究(2) 演習(2) B	2	2	必修	考古学研究 演習(2) B	2	2	必修
(国文学専修)				民俗学研究 演習(1) A	1	2	必修
上代・中古文学 演習(1) A	1	2	必修	民俗学研究 演習(1) B	1	2	必修
上代・中古文学 演習(1) B	1	2	必修	民俗学研究 演習(2) A	2	2	必修
上代・中古文学 演習(2) A	2	2	必修	民俗学研究 演習(2) B	2	2	必修
上代・中古文学 演習(2) B	2	2	必修	文化遺産学研究 演習(1) A	1	2	必修
中世文学 演習(1) A	1	2	必修	文化遺産学研究 演習(1) B	1	2	必修
中世文学 演習(1) B	1	2	必修	文化遺産学研究 演習(2) A	2	2	必修
中世文学 演習(2) A	2	2	必修	文化遺産学研究 演習(2) B	2	2	必修
中世文学 演習(2) B	2	2	必修	(世界史学専修)			
近世文学 演習(1) A	1	2	必修	東洋史研究 演習(1) A	1	2	必修
近世文学 演習(1) B	1	2	必修	東洋史研究 演習(1) B	1	2	必修
近世文学 演習(2) A	2	2	必修	東洋史研究 演習(2) A	2	2	必修
近世文学 演習(2) B	2	2	必修	東洋史研究 演習(2) B	2	2	必修
近代文学 演習(1) A	1	2	必修	エジプト学研究 演習(1) A	1	2	必修
近代文学 演習(1) B	1	2	必修	エジプト学研究 演習(1) B	1	2	必修
近代文学 演習(2) A	2	2	必修	エジプト学研究 演習(2) A	2	2	必修
近代文学 演習(2) B	2	2	必修	エジプト学研究 演習(2) B	2	2	必修
国語学 演習(1) A	1	2	必修	西洋史研究 演習(1) A	1	2	必修
国語学 演習(1) B	1	2	必修	西洋史研究 演習(1) B	1	2	必修
国語学 演習(2) A	2	2	必修	西洋史研究 演習(2) A	2	2	必修
国語学 演習(2) B	2	2	必修	西洋史研究 演習(2) B	2	2	必修
(哲学専修)				(ドイツ文学専修)			
哲学・哲学史研究 演習(1) A	1	2	必修	ドイツ言語文化研究(1) 演習(1) A	1	2	必修
哲学・哲学史研究 演習(1) B	1	2	必修	ドイツ言語文化研究(1) 演習(1) B	1	2	必修
哲学・哲学史研究 演習(2) A	2	2	必修	ドイツ言語文化研究(1) 演習(2) A	2	2	必修
哲学・哲学史研究 演習(2) B	2	2	必修	ドイツ言語文化研究(1) 演習(2) B	2	2	必修
哲学・倫理学研究 演習(1) A	1	2	必修	ドイツ言語文化研究(2) 演習(1) A	1	2	必修
哲学・倫理学研究 演習(1) B	1	2	必修	ドイツ言語文化研究(2) 演習(1) B	1	2	必修
哲学・倫理学研究 演習(2) A	2	2	必修	ドイツ言語文化研究(2) 演習(2) A	2	2	必修
哲学・倫理学研究 演習(2) B	2	2	必修	ドイツ言語文化研究(2) 演習(2) B	2	2	必修
比較宗教学研究 演習(1) A	1	2	必修				
比較宗教学研究 演習(1) B	1	2	必修				
比較宗教学研究 演習(2) A	2	2	必修				
比較宗教学研究 演習(2) B	2	2	必修				

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
(フランス文学専修)							
フランス文学研究 演習(1) A	1	2	必修				
フランス文学研究 演習(1) B	1	2	必修				
フランス文学研究 演習(2) A	2	2	必修				
フランス文学研究 演習(2) B	2	2	必修				
フランス語学研究 演習(1) A	1	2	必修				
フランス語学研究 演習(1) B	1	2	必修				
フランス語学研究 演習(2) A	2	2	必修				
フランス語学研究 演習(2) B	2	2	必修				
(中国文学専修)							
中国文学及文学史 演習(1) A	1	2	必修				
中国文学及文学史 演習(1) B	1	2	必修				
中国文学及文学史 演習(2) A	2	2	必修				
中国文学及文学史 演習(2) B	2	2	必修				
中国語学及語学史 演習(1) A	1	2	必修				
中国語学及語学史 演習(1) B	1	2	必修				
中国語学及語学史 演習(2) A	2	2	必修				
中国語学及語学史 演習(2) B	2	2	必修				
(地理学専修)							
自然地理学研究 演習(1) A	1	2	必修				
自然地理学研究 演習(1) B	1	2	必修				
自然地理学研究 演習(2) A	2	2	必修				
自然地理学研究 演習(2) B	2	2	必修				
人文地理学研究 演習(1) A	1	2	必修				
人文地理学研究 演習(1) B	1	2	必修				
人文地理学研究 演習(2) A	2	2	必修				
人文地理学研究 演習(2) B	2	2	必修				
歴史地理学研究 演習(1) A	1	2	必修				
歴史地理学研究 演習(1) B	1	2	必修				
歴史地理学研究 演習(2) A	2	2	必修				
歴史地理学研究 演習(2) B	2	2	必修				
地誌学・地理教育研究 演習(1) A	1	2	必修				
地誌学・地理教育研究 演習(1) B	1	2	必修				
地誌学・地理教育研究 演習(2) A	2	2	必修				
地誌学・地理教育研究 演習(2) B	2	2	必修				
(教育学専修)							
教育理論・政策学研究 演習(1) A	1	2	必修				
教育理論・政策学研究 演習(1) B	1	2	必修				
教育理論・政策学研究 演習(2) A	2	2	必修				
教育理論・政策学研究 演習(2) B	2	2	必修				
学校教育開発学研究 演習(1) A	1	2	必修				
学校教育開発学研究 演習(1) B	1	2	必修				
学校教育開発学研究 演習(2) A	2	2	必修				
学校教育開発学研究 演習(2) B	2	2	必修				
(文化共生学専修)							
文化共生学研究 演習(1) A	1	2	必修				
文化共生学研究 演習(1) B	1	2	必修				
文化共生学研究 演習(2) A	2	2	必修				
文化共生学研究 演習(2) B	2	2	必修				
(身体文化専修)							
健康福祉研究 演習(1) A	1	2	必修				
健康福祉研究 演習(1) B	1	2	必修				
健康福祉研究 演習(2) A	2	2	必修				
健康福祉研究 演習(2) B	2	2	必修				
(映像文化専修)							
映像文化研究 演習(1) A	1	2	必修				
映像文化研究 演習(1) B	1	2	必修				
映像文化研究 演習(2) A	2	2	必修				
映像文化研究 演習(2) B	2	2	必修				

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
共通科目				応用倫理学研究A 講義	1	2	選択
英米文学研究(1) A 講義	1	2	選択	応用倫理学研究B 講義	1	2	選択
英米文学研究(1) B 講義	1	2	選択	比較思想研究A 講義	1	2	選択
英米文学研究(2) A 講義	1	2	選択	比較思想研究B 講義	1	2	選択
英米文学研究(2) B 講義	1	2	選択	科学論研究A 講義	1	2	選択
英語学研究(1) A 講義	1	2	選択	科学論研究B 講義	1	2	選択
英語学研究(1) B 講義	1	2	選択	宗教学研究A 講義	1	2	選択
英語学研究(2) A 講義	1	2	選択	宗教学研究B 講義	1	2	選択
英語学研究(2) B 講義	1	2	選択	日本思想研究A 講義	1	2	選択
英語学英文学研究(1) A 講義	1	2	選択	日本思想研究B 講義	1	2	選択
英語学英文学研究(1) B 講義	1	2	選択	インド哲学・仏教学研究A 講義	1	2	選択
英語学英文学研究(2) A 講義	1	2	選択	インド哲学・仏教学研究B 講義	1	2	選択
英語学英文学研究(2) B 講義	1	2	選択	人間環境学研究A 講義	1	2	選択
比較文学研究A 講義	1	2	選択	人間環境学研究B 講義	1	2	選択
比較文学研究B 講義	1	2	選択	宗教文化研究A 講義	1	2	選択
古典語研究(2) A 講義	1	2	選択	宗教文化研究B 講義	1	2	選択
古典語研究(2) B 講義	1	2	選択	古典語研究(1) A 講義	1	2	選択
英米文化研究(1) A 講義	1	2	選択	古典語研究(1) B 講義	1	2	選択
英米文化研究(1) B 講義	1	2	選択	宗教人類学研究A 講義	1	2	選択
英米文化研究(2) A 講義	1	2	選択	宗教人類学研究B 講義	1	2	選択
英米文化研究(2) B 講義	1	2	選択	東洋美術史研究A 講義	1	2	選択
英米文化研究(3) A 講義	1	2	選択	東洋美術史研究B 講義	1	2	選択
英米文化研究(3) B 講義	1	2	選択	西洋美術史研究A 講義	1	2	選択
比較文化研究A 講義	1	2	選択	西洋美術史研究B 講義	1	2	選択
比較文化研究B 講義	1	2	選択	美学・芸術学研究A 講義	1	2	選択
上代文学研究A 講義	1	2	選択	美学・芸術学研究B 講義	1	2	選択
上代文学研究B 講義	1	2	選択	日本美術史研究A 講義	1	2	選択
中古文学研究A 講義	1	2	選択	日本美術史研究B 講義	1	2	選択
中古文学研究B 講義	1	2	選択	芸術学美術史実習A 講義	1	2	選択
中世文学研究A 講義	1	2	選択	芸術学美術史実習B 講義	1	2	選択
中世文学研究B 講義	1	2	選択	芸術表現論A 講義	1	2	選択
近世文学研究A 講義	1	2	選択	芸術表現論B 講義	1	2	選択
近世文学研究B 講義	1	2	選択	史学史研究A 講義	1	2	選択
近代文学研究A 講義	1	2	選択	史学史研究B 講義	1	2	選択
近代文学研究B 講義	1	2	選択	日本古代中世史研究A 講義	1	2	選択
国語学研究A 講義	1	2	選択	日本古代中世史研究B 講義	1	2	選択
国語学研究B 講義	1	2	選択	日本近世近代史研究A 講義	1	2	選択
日本古典籍書誌学研究A 講義	1	2	選択	日本近世近代史研究B 講義	1	2	選択
日本古典籍書誌学研究B 講義	1	2	選択	日本現代史研究A 講義	1	2	選択
日本近世文学書誌学研究A 講義	1	2	選択	日本現代史研究B 講義	1	2	選択
日本近世文学書誌学研究B 講義	1	2	選択	考古学研究A 講義	1	2	選択
日本近代文学書誌学研究A 講義	1	2	選択	考古学研究B 講義	1	2	選択
日本近代文学書誌学研究B 講義	1	2	選択	民俗学研究A 講義	1	2	選択
日本地域文学研究A 講義	1	2	選択	民俗学研究B 講義	1	2	選択
日本地域文学研究B 講義	1	2	選択	文化遺産学研究A 講義	1	2	選択
日本文献情報処理研究A 講義	1	2	選択	文化遺産学研究B 講義	1	2	選択
日本文献情報処理研究B 講義	1	2	選択	伝統文化学研究A 講義	1	2	選択
国語教育研究A 講義	1	2	選択	伝統文化学研究B 講義	1	2	選択
国語教育研究B 講義	1	2	選択	東アジア史研究A 講義	1	2	選択
古代国語史研究A 講義	1	2	選択	東アジア史研究B 講義	1	2	選択
古代国語史研究B 講義	1	2	選択	西アジア史研究A 講義	1	2	選択
近代国語史研究A 講義	1	2	選択	西アジア史研究B 講義	1	2	選択
近代国語史研究B 講義	1	2	選択	西洋史研究A 講義	1	2	選択
日本漢学A 講義	1	2	選択	西洋史研究B 講義	1	2	選択
日本漢学B 講義	1	2	選択	日中交渉史研究A 講義	1	2	選択
哲学史研究A 講義	1	2	選択	日中交渉史研究B 講義	1	2	選択
哲学史研究B 講義	1	2	選択	東西交渉史研究A 講義	1	2	選択
現代哲学研究A 講義	1	2	選択	東西交渉史研究B 講義	1	2	選択
現代哲学研究B 講義	1	2	選択	西洋文化史研究A 講義	1	2	選択
倫理学研究A 講義	1	2	選択	西洋文化史研究B 講義	1	2	選択
倫理学研究B 講義	1	2	選択	西洋社会史研究A 講義	1	2	選択

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
西洋社会史研究B 講義	1	2	選択	自然地理学特別研究 講義	1	2	選択
文化人類学研究A 講義	1	2	選択	地域調査研究A 講義	1	2	選択
文化人類学研究B 講義	1	2	選択	地域調査研究B 講義	1	2	選択
エジプト学研究A 講義	1	2	選択	教育理論・政策学研究 講義	1	2	選択
エジプト学研究B 講義	1	2	選択	学校教育開発学研究 講義	1	2	選択
世界史学史料研究A 講義	1	2	選択	学校教育実践課題研究 講義	1	2	選択
世界史学史料研究B 講義	1	2	選択	教育行財政学研究 講義	1	2	選択
文化財科学研究A 講義	1	2	選択	教育社会学研究 講義	1	2	選択
文化財科学研究B 講義	1	2	選択	カリキュラム研究 講義	1	2	選択
ドイツ語コミュニケーション(1)A 講義	1	2	選択	教育方法学研究 講義	1	2	選択
ドイツ語コミュニケーション(1)B 講義	1	2	選択	学習・発達研究 講義	1	2	選択
ドイツ語コミュニケーション(2)A 講義	1	2	選択	教職開発研究 講義	1	2	選択
ドイツ語コミュニケーション(2)B 講義	1	2	選択	コミュニティ教育学研究 講義	1	2	選択
ドイツ語学研究A 講義	1	2	選択	生涯学習研究 講義	1	2	選択
ドイツ語学研究B 講義	1	2	選択	教育史研究 講義	1	2	選択
ドイツ文学研究A 講義	1	2	選択	異文化間教育研究 講義	1	2	選択
ドイツ文学研究B 講義	1	2	選択	人権教育研究 講義	1	2	選択
ドイツ文化研究A 講義	1	2	選択	ルネサンス学研究A 講義	1	2	選択
ドイツ文化研究B 講義	1	2	選択	ルネサンス学研究B 講義	1	2	選択
フランス文学研究(1)A 講義	1	2	選択	文化共生学研究(1)A 講義	1	2	選択
フランス文学研究(1)B 講義	1	2	選択	文化共生学研究(1)B 講義	1	2	選択
フランス文学研究(2)A 講義	1	2	選択	文化共生学研究(2)A 講義	1	2	選択
フランス文学研究(2)B 講義	1	2	選択	文化共生学研究(2)B 講義	1	2	選択
フランス文学研究(3)A 講義	1	2	選択	子ども健康福祉論A 講義	1	2	選択
フランス文学研究(3)B 講義	1	2	選択	子ども健康福祉論B 講義	1	2	選択
フランス文学研究(4)A 講義	1	2	選択	身体文化論A 講義	1	2	選択
フランス文学研究(4)B 講義	1	2	選択	身体文化論B 講義	1	2	選択
フランス語学研究A 講義	1	2	選択	健康福祉支援論A 講義	1	2	選択
フランス語学研究B 講義	1	2	選択	健康福祉支援論B 講義	1	2	選択
フランス語フランス文学研究A 講義	1	2	選択	健康福祉制度論A 講義	1	2	選択
フランス語フランス文学研究B 講義	1	2	選択	健康福祉制度論B 講義	1	2	選択
中国文学及文学史A 講義	1	2	選択	映像文化研究(1)A 講義	1	2	選択
中国文学及文学史B 講義	1	2	選択	映像文化研究(1)B 講義	1	2	選択
中国哲学及哲学史A 講義	1	2	選択	映像文化研究(2)A 講義	1	2	選択
中国哲学及哲学史B 講義	1	2	選択	映像文化研究(2)B 講義	1	2	選択
中国語学及語学史A 講義	1	2	選択	映像メディア研究A 講義	1	2	選択
中国語学及語学史B 講義	1	2	選択	映像メディア研究B 講義	1	2	選択
中国学研究(1)A 講義	1	2	選択	文化交渉学概論A 講義	1	2	選択
中国学研究(1)B 講義	1	2	選択	文化交渉学概論B 講義	1	2	選択
中国学研究(2)A 講義	1	2	選択	文化交渉学資料調査論	1	2	選択
中国学研究(2)B 講義	1	2	選択	文化交渉学特殊研究A 講義	1	2	選択
中国語科教育法研究A 講義	1	2	選択	文化交渉学特殊研究B 講義	1	2	選択
中国語科教育法研究B 講義	1	2	選択	アカデミック外国語(各種語)(1)A	1	2	選択
中国文献学A 講義	1	2	選択	アカデミック外国語(各種語)(1)B	1	2	選択
中国文献学B 講義	1	2	選択	アカデミック外国語(各種語)(2)A	1	2	選択
自然地理学研究A 講義	1	2	選択	アカデミック外国語(各種語)(2)B	1	2	選択
自然地理学研究B 講義	1	2	選択	大学院英語(1)	1	2	選択
人文地理学研究A 講義	1	2	選択	大学院英語(2)	1	2	選択
人文地理学研究B 講義	1	2	選択	寄附講座(各テーマ) 講義	1	2	選択
歴史地理学研究A 講義	1	2	選択	副専攻Eー日本学教育研究プログラム			
歴史地理学研究B 講義	1	2	選択	日本学フィールドワーク(1)	1	2	選択
地誌学・地理教育研究A 講義	1	2	選択	日本学フィールドワーク(2)	1	2	選択
地誌学・地理教育研究B 講義	1	2	選択	Eー日本学講義(1)	1	2	選択
地理学史研究 講義	1	2	選択	Eー日本学講義(2)	1	2	選択
地域環境学研究A 講義	1	2	選択	日本学学術コミュニケーション・トレーニング [※] (1)	1	2	選択
地域環境学研究B 講義	1	2	選択	日本学学術コミュニケーション・トレーニング [※] (2)	1	2	選択
経済地理学研究 講義	1	2	選択	KUワークショップ(1)	1	1	選択
文化地理学研究A 講義	1	2	選択	KUワークショップ(2)	1	1	選択
文化地理学研究B 講義	1	2	選択	EUワークショップ(1)	1	1	選択
都市地理学研究A 講義	1	2	選択	EUワークショップ(2)	1	1	選択
都市地理学研究B 講義	1	2	選択	日本語教師養成講座<大学院コース>			
第四紀学研究 講義	1	2	選択	日本語教育実践研究A	1	2	選択
自然環境学研究 講義	1	2	選択	日本語教育実践研究B	1	2	選択
人文地理学特別研究 講義	1	2	選択				

総合人文学専攻 博士課程後期課程

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
(英文学専修)				哲学・倫理学研究 演習(3) A	3	2	必修
中世及近世英文学 演習(1) A	1	2	必修	哲学・倫理学研究 演習(3) B	3	2	必修
中世及近世英文学 演習(1) B	1	2	必修	比較宗教学研究 演習(1) A	1	2	必修
中世及近世英文学 演習(2) A	2	2	必修	比較宗教学研究 演習(1) B	1	2	必修
中世及近世英文学 演習(2) B	2	2	必修	比較宗教学研究 演習(2) A	2	2	必修
中世及近世英文学 演習(3) A	3	2	必修	比較宗教学研究 演習(2) B	2	2	必修
中世及近世英文学 演習(3) B	3	2	必修	比較宗教学研究 演習(3) A	3	2	必修
近代英米文学 演習(1) A	1	2	必修	比較宗教学研究 演習(3) B	3	2	必修
近代英米文学 演習(1) B	1	2	必修	美学・美術史研究 演習(1) A	1	2	必修
近代英米文学 演習(2) A	2	2	必修	美学・美術史研究 演習(1) B	1	2	必修
近代英米文学 演習(2) B	2	2	必修	美学・美術史研究 演習(2) A	2	2	必修
近代英米文学 演習(3) A	3	2	必修	美学・美術史研究 演習(2) B	2	2	必修
近代英米文学 演習(3) B	3	2	必修	美学・美術史研究 演習(3) A	3	2	必修
英語学 演習(1) A	1	2	必修	美学・美術史研究 演習(3) B	3	2	必修
英語学 演習(1) B	1	2	必修	(史学専修)			
英語学 演習(2) A	2	2	必修	日本古代中世史 演習(1) A	1	2	必修
英語学 演習(2) B	2	2	必修	日本古代中世史 演習(1) B	1	2	必修
英語学 演習(3) A	3	2	必修	日本古代中世史 演習(2) A	2	2	必修
英語学 演習(3) B	3	2	必修	日本古代中世史 演習(2) B	2	2	必修
(国文学専修)				日本古代中世史 演習(3) A	3	2	必修
上代・中古文学 演習(1) A	1	2	必修	日本古代中世史 演習(3) B	3	2	必修
上代・中古文学 演習(1) B	1	2	必修	日本近世近代史 演習(1) A	1	2	必修
上代・中古文学 演習(2) A	2	2	必修	日本近世近代史 演習(1) B	1	2	必修
上代・中古文学 演習(2) B	2	2	必修	日本近世近代史 演習(2) A	2	2	必修
上代・中古文学 演習(3) A	3	2	必修	日本近世近代史 演習(2) B	2	2	必修
上代・中古文学 演習(3) B	3	2	必修	日本近世近代史 演習(3) A	3	2	必修
中世文学 演習(1) A	1	2	必修	日本近世近代史 演習(3) B	3	2	必修
中世文学 演習(1) B	1	2	必修	考古学 演習(1) A	1	2	必修
中世文学 演習(2) A	2	2	必修	考古学 演習(1) B	1	2	必修
中世文学 演習(2) B	2	2	必修	考古学 演習(2) A	2	2	必修
中世文学 演習(3) A	3	2	必修	考古学 演習(2) B	2	2	必修
中世文学 演習(3) B	3	2	必修	考古学 演習(3) A	3	2	必修
近世文学 演習(1) A	1	2	必修	考古学 演習(3) B	3	2	必修
近世文学 演習(1) B	1	2	必修	民俗学 演習(1) A	1	2	必修
近世文学 演習(2) A	2	2	必修	民俗学 演習(1) B	1	2	必修
近世文学 演習(2) B	2	2	必修	民俗学 演習(2) A	2	2	必修
近世文学 演習(3) A	3	2	必修	民俗学 演習(2) B	2	2	必修
近世文学 演習(3) B	3	2	必修	民俗学 演習(3) A	3	2	必修
近代文学 演習(1) A	1	2	必修	民俗学 演習(3) B	3	2	必修
近代文学 演習(1) B	1	2	必修	東洋史 演習(1) A	1	2	必修
近代文学 演習(2) A	2	2	必修	東洋史 演習(1) B	1	2	必修
近代文学 演習(2) B	2	2	必修	東洋史 演習(2) A	2	2	必修
近代文学 演習(3) A	3	2	必修	東洋史 演習(2) B	2	2	必修
近代文学 演習(3) B	3	2	必修	東洋史 演習(3) A	3	2	必修
国語学 演習(1) A	1	2	必修	東洋史 演習(3) B	3	2	必修
国語学 演習(1) B	1	2	必修	西洋史 演習(1) A	1	2	必修
国語学 演習(2) A	2	2	必修	西洋史 演習(1) B	1	2	必修
国語学 演習(2) B	2	2	必修	西洋史 演習(2) A	2	2	必修
国語学 演習(3) A	3	2	必修	西洋史 演習(2) B	2	2	必修
国語学 演習(3) B	3	2	必修	西洋史 演習(3) A	3	2	必修
(哲学専修)				西洋史 演習(3) B	3	2	必修
哲学・哲学史研究 演習(1) A	1	2	必修				
哲学・哲学史研究 演習(1) B	1	2	必修				
哲学・哲学史研究 演習(2) A	2	2	必修				
哲学・哲学史研究 演習(2) B	2	2	必修				
哲学・哲学史研究 演習(3) A	3	2	必修				
哲学・哲学史研究 演習(3) B	3	2	必修				
哲学・倫理学研究 演習(1) A	1	2	必修				
哲学・倫理学研究 演習(1) B	1	2	必修				
哲学・倫理学研究 演習(2) A	2	2	必修				
哲学・倫理学研究 演習(2) B	2	2	必修				

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
(ドイツ文学専修)				(地理学専修)			
ドイツ文学 演習(1) A	1	2	必修	自然地理学特殊研究 演習(1) A	1	2	必修
ドイツ文学 演習(1) B	1	2	必修	自然地理学特殊研究 演習(1) B	1	2	必修
ドイツ文学 演習(2) A	2	2	必修	自然地理学特殊研究 演習(2) A	2	2	必修
ドイツ文学 演習(2) B	2	2	必修	自然地理学特殊研究 演習(2) B	2	2	必修
ドイツ文学 演習(3) A	3	2	必修	自然地理学特殊研究 演習(3) A	3	2	必修
ドイツ文学 演習(3) B	3	2	必修	自然地理学特殊研究 演習(3) B	3	2	必修
ドイツ文化 演習(1) A	1	2	必修	人文地理学特殊研究 演習(1) A	1	2	必修
ドイツ文化 演習(1) B	1	2	必修	人文地理学特殊研究 演習(1) B	1	2	必修
ドイツ文化 演習(2) A	2	2	必修	人文地理学特殊研究 演習(2) A	2	2	必修
ドイツ文化 演習(2) B	2	2	必修	人文地理学特殊研究 演習(2) B	2	2	必修
ドイツ文化 演習(3) A	3	2	必修	人文地理学特殊研究 演習(3) A	3	2	必修
ドイツ文化 演習(3) B	3	2	必修	人文地理学特殊研究 演習(3) B	3	2	必修
ドイツ語学 演習(1) A	1	2	必修	歴史地理学特殊研究 演習(1) A	1	2	必修
ドイツ語学 演習(1) B	1	2	必修	歴史地理学特殊研究 演習(1) B	1	2	必修
ドイツ語学 演習(2) A	2	2	必修	歴史地理学特殊研究 演習(2) A	2	2	必修
ドイツ語学 演習(2) B	2	2	必修	歴史地理学特殊研究 演習(2) B	2	2	必修
ドイツ語学 演習(3) A	3	2	必修	歴史地理学特殊研究 演習(3) A	3	2	必修
ドイツ語学 演習(3) B	3	2	必修	歴史地理学特殊研究 演習(3) B	3	2	必修
(フランス文学専修)				地誌学・地理教育特殊研究 演習(1) A	1	2	必修
中世・近世フランス文学 演習(1) A	1	2	必修	地誌学・地理教育特殊研究 演習(1) B	1	2	必修
中世・近世フランス文学 演習(1) B	1	2	必修	地誌学・地理教育特殊研究 演習(2) A	2	2	必修
中世・近世フランス文学 演習(2) A	2	2	必修	地誌学・地理教育特殊研究 演習(2) B	2	2	必修
中世・近世フランス文学 演習(2) B	2	2	必修	地誌学・地理教育特殊研究 演習(3) A	3	2	必修
中世・近世フランス文学 演習(3) A	3	2	必修	地誌学・地理教育特殊研究 演習(3) B	3	2	必修
中世・近世フランス文学 演習(3) B	3	2	必修	(教育学専修)			
近代・現代フランス文学 演習(1) A	1	2	必修	教育思想特殊研究 演習(1) A	1	2	必修
近代・現代フランス文学 演習(1) B	1	2	必修	教育思想特殊研究 演習(1) B	1	2	必修
近代・現代フランス文学 演習(2) A	2	2	必修	教育思想特殊研究 演習(2) A	2	2	必修
近代・現代フランス文学 演習(2) B	2	2	必修	教育思想特殊研究 演習(2) B	2	2	必修
近代・現代フランス文学 演習(3) A	3	2	必修	教育思想特殊研究 演習(3) A	3	2	必修
近代・現代フランス文学 演習(3) B	3	2	必修	教育思想特殊研究 演習(3) B	3	2	必修
フランス語学 演習(1) A	1	2	必修	教育計画特殊研究 演習(1) A	1	2	必修
フランス語学 演習(1) B	1	2	必修	教育計画特殊研究 演習(1) B	1	2	必修
フランス語学 演習(2) A	2	2	必修	教育計画特殊研究 演習(2) A	2	2	必修
フランス語学 演習(2) B	2	2	必修	教育計画特殊研究 演習(2) B	2	2	必修
フランス語学 演習(3) A	3	2	必修	教育計画特殊研究 演習(3) A	3	2	必修
フランス語学 演習(3) B	3	2	必修	教育計画特殊研究 演習(3) B	3	2	必修
(中国文学専修)							
中国文学特殊研究(1) 演習(1) A	1	2	必修				
中国文学特殊研究(1) 演習(1) B	1	2	必修				
中国文学特殊研究(1) 演習(2) A	2	2	必修				
中国文学特殊研究(1) 演習(2) B	2	2	必修				
中国文学特殊研究(1) 演習(3) A	3	2	必修				
中国文学特殊研究(1) 演習(3) B	3	2	必修				
中国文学特殊研究(2) 演習(1) A	1	2	必修				
中国文学特殊研究(2) 演習(1) B	1	2	必修				
中国文学特殊研究(2) 演習(2) A	2	2	必修				
中国文学特殊研究(2) 演習(2) B	2	2	必修				
中国文学特殊研究(2) 演習(3) A	3	2	必修				
中国文学特殊研究(2) 演習(3) B	3	2	必修				
中国哲学特殊研究 演習(1) A	1	2	必修				
中国哲学特殊研究 演習(1) B	1	2	必修				
中国哲学特殊研究 演習(2) A	2	2	必修				
中国哲学特殊研究 演習(2) B	2	2	必修				
中国哲学特殊研究 演習(3) A	3	2	必修				
中国哲学特殊研究 演習(3) B	3	2	必修				
中国語学特殊研究 演習(1) A	1	2	必修				
中国語学特殊研究 演習(1) B	1	2	必修				
中国語学特殊研究 演習(2) A	2	2	必修				
中国語学特殊研究 演習(2) B	2	2	必修				
中国語学特殊研究 演習(3) A	3	2	必修				
中国語学特殊研究 演習(3) B	3	2	必修				

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
(共通科目)				ドイツ語学特殊研究(2) A 講義	1	2	選択
中世及近世英文学 A 講義	1	2	選択	ドイツ語学特殊研究(2) B 講義	1	2	選択
中世及近世英文学 B 講義	1	2	選択	中世・近世フランス文学 A 講義	1	2	選択
近代英米文学 A 講義	1	2	選択	中世・近世フランス文学 B 講義	1	2	選択
近代英米文学 B 講義	1	2	選択	近代・現代フランス文学 A 講義	1	2	選択
英語学 A 講義	1	2	選択	近代・現代フランス文学 B 講義	1	2	選択
英語学 B 講義	1	2	選択	フランス語学 A 講義	1	2	選択
上代文学特殊研究 A 講義	1	2	選択	フランス語学 B 講義	1	2	選択
上代文学特殊研究 B 講義	1	2	選択	フランス文学特殊研究(1) A 講義	1	2	選択
中古文学特殊研究 A 講義	1	2	選択	フランス文学特殊研究(1) B 講義	1	2	選択
中古文学特殊研究 B 講義	1	2	選択	フランス文学特殊研究(2) A 講義	1	2	選択
中世文学特殊研究 A 講義	1	2	選択	フランス文学特殊研究(2) B 講義	1	2	選択
中世文学特殊研究 B 講義	1	2	選択	フランス語学特殊研究 A 講義	1	2	選択
近世文学特殊研究 A 講義	1	2	選択	フランス語学特殊研究 B 講義	1	2	選択
近世文学特殊研究 B 講義	1	2	選択	中国文学特殊講義(1) A 講義	1	2	選択
近世文学特殊研究 A 講義	1	2	選択	中国文学特殊講義(1) B 講義	1	2	選択
近代文学特殊研究 A 講義	1	2	選択	中国文学特殊講義(2) A 講義	1	2	選択
近代文学特殊研究 B 講義	1	2	選択	中国文学特殊講義(2) B 講義	1	2	選択
国語学特殊研究 A 講義	1	2	選択	中国哲学特殊講義(1) A 講義	1	2	選択
国語学特殊研究 B 講義	1	2	選択	中国哲学特殊講義(1) B 講義	1	2	選択
哲学・哲学史研究 A 講義	1	2	選択	中国哲学特殊講義(2) A 講義	1	2	選択
哲学・哲学史研究 B 講義	1	2	選択	中国哲学特殊講義(2) B 講義	1	2	選択
哲学・倫理学研究 A 講義	1	2	選択	中国語学特殊講義(1) A 講義	1	2	選択
哲学・倫理学研究 B 講義	1	2	選択	中国語学特殊講義(1) B 講義	1	2	選択
比較宗教学研究 A 講義	1	2	選択	中国語学特殊講義(2) A 講義	1	2	選択
比較宗教学研究 B 講義	1	2	選択	中国語学特殊講義(2) B 講義	1	2	選択
美学・美術史研究 A 講義	1	2	選択	歴史地誌学特殊研究 A 講義	1	2	選択
美学・美術史研究 B 講義	1	2	選択	歴史地誌学特殊研究 B 講義	1	2	選択
比較宗教学特殊研究 A 講義	1	2	選択	都市地理学特殊研究 A 講義	1	2	選択
比較宗教学特殊研究 B 講義	1	2	選択	都市地理学特殊研究 B 講義	1	2	選択
美学・美術史特殊研究 A 講義	1	2	選択	経済地理学特殊研究 A 講義	1	2	選択
美学・美術史特殊研究 B 講義	1	2	選択	経済地理学特殊研究 B 講義	1	2	選択
日本古代中世史 A 講義	1	2	選択	社会地理学特殊研究 A 講義	1	2	選択
日本古代中世史 B 講義	1	2	選択	社会地理学特殊研究 B 講義	1	2	選択
日本近世近代史 A 講義	1	2	選択	文化地理学特殊研究 A 講義	1	2	選択
日本近世近代史 B 講義	1	2	選択	文化地理学特殊研究 B 講義	1	2	選択
考古学 A 講義	1	2	選択	自然環境学特殊研究 A 講義	1	2	選択
考古学 B 講義	1	2	選択	自然環境学特殊研究 B 講義	1	2	選択
民俗学 A 講義	1	2	選択	第四紀学特殊研究 A 講義	1	2	選択
民俗学 B 講義	1	2	選択	第四紀学特殊研究 B 講義	1	2	選択
東洋史 A 講義	1	2	選択	教育学特殊課題研究(1) 講義	1	2	選択
東洋史 B 講義	1	2	選択	教育学特殊課題研究(2) 講義	1	2	選択
西洋史 A 講義	1	2	選択	教育学特殊研究特論 講義	1	2	選択
西洋史 B 講義	1	2	選択	文化交渉学概論 A 講義	1	2	選択
日本史特殊研究(1) A 講義	1	2	選択	文化交渉学概論 B 講義	1	2	選択
日本史特殊研究(1) B 講義	1	2	選択	文化交渉学資料調査論	1	2	選択
日本史特殊研究(2) A 講義	1	2	選択	文化交渉学特殊研究 A 講義	1	2	選択
日本史特殊研究(2) B 講義	1	2	選択	文化交渉学特殊研究 B 講義	1	2	選択
東洋史特殊研究 A 講義	1	2	選択	アカデミック外国語(各種語)(1) A	1	2	選択
東洋史特殊研究 B 講義	1	2	選択	アカデミック外国語(各種語)(1) B	1	2	選択
西洋史特殊研究 A 講義	1	2	選択	アカデミック外国語(各種語)(2) A	1	2	選択
西洋史特殊研究 B 講義	1	2	選択	アカデミック外国語(各種語)(2) B	1	2	選択
考古学特殊研究 A 講義	1	2	選択	大学院英語(3) 講義	1	2	選択
考古学特殊研究 B 講義	1	2	選択	大学院英語(4) 講義	1	2	選択
民俗学特殊研究 A 講義	1	2	選択	寄附講座(各テーマ) 講義	1	2	選択
民俗学特殊研究 B 講義	1	2	選択	副専攻 E Uー日本学教育研究プログラム			
ドイツ文学特殊研究(1) A 講義	1	2	選択	日本学フィールドワーク(3)	1	2	選択
ドイツ文学特殊研究(1) B 講義	1	2	選択	日本学フィールドワーク(4)	1	2	選択
ドイツ文学特殊研究(2) A 講義	1	2	選択	日本学学術コミュニケーション・トレーニング(3)	1	2	選択
ドイツ文学特殊研究(2) B 講義	1	2	選択	日本学学術コミュニケーション・トレーニング(4)	1	2	選択
ドイツ文化特殊研究(1) A 講義	1	2	選択	K U ワークショップ(3)	1	1	選択
ドイツ文化特殊研究(1) B 講義	1	2	選択	K U ワークショップ(4)	1	1	選択
ドイツ文化特殊研究(2) A 講義	1	2	選択	E U ワークショップ(3)	1	1	選択
ドイツ文化特殊研究(2) B 講義	1	2	選択	E U ワークショップ(4)	1	1	選択
ドイツ語学特殊研究(1) A 講義	1	2	選択				
ドイツ語学特殊研究(1) B 講義	1	2	選択				

経済学研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

経済学研究科は、次の課程・コースがあります。

(1) 経済学専攻

博士課程前期課程

プロジェクトコース（博士課程前期課程の2年間で、経済学の高度の専門的知識を修得することを目的としています。）

アカデミックコース（博士課程前期課程及び後期課程を通して、経済学の専門分野について研究者として自立することを目的としています。）

博士課程後期課程

2 授業科目の構成

(1) 博士課程前期課程

博士課程前期課程で履修・修得できる授業科目は、系科目群、基礎科目、共通科目に大別されます。

種別	履修方法・科目の特性
～系科目	履修方法に制限はありません。ただし、指導教員の担当する講義を修得する必要があります。
基礎科目	修了所要単位に含めることができるのは4単位までです。 関西大学大学院外国人留学生取扱規程に定める外国人留学生は、経済学基礎研究（a）Ⅰ・Ⅱを履修しなければなりません。なお、経済学基礎研究（a）Ⅰ・Ⅱは外国人留学生のみ履修できます。 また、社会人入学試験又は全国社会保険労務士会連合会特別推薦入学試験で入学した者は、経済学基礎研究（b）Ⅰ・Ⅱを履修しなければなりません。
共通科目	経済学研究演習Ⅰ・Ⅱ 演習 論文指導

なお、各授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

(2) 博士課程後期課程

博士課程後期課程で履修・修得できる授業科目は、授業科目一覧表のとおりです。

3 修了所要単位

(1) 経済学専攻 博士課程前期課程

それぞれの課程に2年<4学期>以上4年<8学期>以内在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究成果報告書の審査及び試験に合格した者には、修士（経済学）の学位が与えられます。

【修了所要単位32単位の内訳】

専攻名	科目区分・科目名	最低修得単位数	
経済学専攻 プロジェクトコース ・アカデミックコース	指導教員の担当する 講義・演習・論文指導	12単位	合計 32単位以上
	上記以外	20単位以上	

※アカデミックコースにおいては、インターンシップを修了所要単位に算入することはできません。

(2) 経済学専攻 博士課程後期課程

それぞれの課程に3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士（経済学）の学位が与えられます。

【修了所要単位の内訳】

専攻名	科目区分・科目名	最低修得単位数	
経済学専攻	指導教員の担当する 講義・演習・論文指導ⅠおよびⅡ	16単位	合計 20単位以上
	上記以外	4単位以上	

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録

その年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に登録をしてください。

(2) 履修制限単位

1学年度に履修できるのは28単位までです。

(3) 配当年次

(博士課程前期課程)

講義は全て1年次配当です。経済学研究演習Ⅰ・Ⅱは各2単位で、演習は1年次配当、論文指導は2年次配当です。

(博士課程後期課程)

講義は全て1年次配当です。1年次には、〇〇特殊研究Ⅰ・Ⅱ演習（各2単位）を履修します。2年次には〇〇特殊研究Ⅰ・Ⅱ論文指導Ⅰ（各2単位）を履修し、3年次には〇〇特殊研究Ⅰ・Ⅱ論文指導Ⅱ（各2単位）を履修します。

(4) 先修条件

(博士課程前期課程)

指導教員の担当する演習2科目を修得していなければ、論文指導は履修できません。また、演習の履修は、在学期間を通じて、指導教員の担当する演習2科目を含め4科目8単位までです。

(5) 指導教員の担当する演習科目以外の演習の履修

(博士課程前期課程)

研究科委員会が認めた場合には、指導教員以外の担当する演習を2科目に限り履修することができます。

(博士課程後期課程)

演習の履修は、在学期間を通じて指導教員の担当する演習を含め4科目8単位までとする。

(6) 追加科目

自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、他のコース、専攻、研究科若しくは学部又は他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

なお、下記(7)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。ただし、事情により履修できない場合もあります。

(7) 追加科目の充当

博士課程前期課程においては、上記追加科目のうち博士課程前期課程の科目は、指導教員の承認を得たうえで、10単位まで修了所要単位に充当することができます。また、履修制限単位数に含みます。

(8) 学部科目の履修について

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1 学年度において 32 単位まで履修することができます。ただし、3 年コースの場合は、1 年次は 24 単位まで、2 年次以降は 20 単位までです。③の学部科目の履修は、(6)の追加科目として扱い、在学期間を通じて 20 単位を限度として履修することができます。

なお、学部科目については、当該学部の事情により、登録できない場合があります。

(9) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修する場合は、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」(教務センター・教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします)を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください。(Webからの登録はできません)

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てた上で履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 入学前既修得単位の認定

本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

III その他

1 長期在学制度について(博士課程前期課程)

全国社会保険労務士連合会特別推薦入学試験による入学者のみ対象とします。

(1) 長期在学制度とは

標準修業年限を3年とする制度です(通常の標準修業年限は2年です)。以下の説明では、標準修業年限が2年の場合を「2年コース」、長期在学制度による標準修業年限が3年の場合を「3年コース」としています。

(2) コースの途中変更

3年コースから2年コースへの変更は、次の条件を満たした場合に可能です。

なお、2年コースから3年コースへの変更はできません。

【3年コースから2年コースへの変更条件】

①1年次終了時に20 単位を修得していること。

②2年次に、2年次と3年次の授業料及び2年次の教育充実費を納入すること。

授業科目一覧表

経済学研究科

(1) 授業科目、単位数

ア 経済学専攻 博士課程前期課程

	授 業 科 目	単 位 数
エコノミスト系科目	ミクロ経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	マクロ経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	経済変動論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	経済成長論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	統計学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	経済統計学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	数理統計学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	数理経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	計量経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	情報処理論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	労働経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	金融工学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	ゲーム理論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	経済と法研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
パブリックポリシー系科目	経済政策研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	財政学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	租税政策研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	社会保障論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	公共経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	国際税制論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	租税論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	公共政策研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	地方自治論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	公会計論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	行政法研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
地域・国際系科目	地域経済論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	国際経済論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	国際金融論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	国際政治経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	経済発展論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	人口学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	開発経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	農業経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	環境経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	アジア経済論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	アジア経済発展論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	中国経済論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	アメリカ経済論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	EU経済論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2

歴史・社会系科目	日本経済史研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	西洋経済史研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	アジア経済史研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	外国経済史研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	経済学説史研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	近代経済学史研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	社会思想史研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	政治経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	社会経済システム論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	現代資本主義論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
企業・ファイナンス系科目	産業組織論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	中小企業論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	経営管理論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	人的資源論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	流通経済論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	知的所有権研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	海外中小企業事情研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	大阪中小企業研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	金融経済論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	企業金融研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	企業統治論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	組織の経済学研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	ファイナンス論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	証券論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	金融システム論研究Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
基礎科目	経済学基礎研究 (a) Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	経済学基礎研究 (b) Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
共通科目	経済学研究演習Ⅰ・Ⅱ	演習 2 論文指導 2
	外国文献研究(英語)Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	外国文献研究(フランス語)Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	外国文献研究(ドイツ語)Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	外国文献研究(中国語)Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	外国文献研究(スペイン語)Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	外国文献研究(韓国・朝鮮語)Ⅰ・Ⅱ	講義 各2
	専門研究(各テーマ)	講義 2
	インターンシップ	2

イ 経済学専攻 博士課程後期課程

領域	授 業 科 目	単 位 数
理論・統計・政策	ミクロ経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	マクロ経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	経済成長論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	統計学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	計量経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	情報処理論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	労働経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	ゲーム理論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	経済と法特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	経済政策特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	財政学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	租税政策特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	社会保障論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	公共経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
産業・地域・国際	地域経済論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	国際経済論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	国際金融論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	国際政治経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	経済発展論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	人口学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	開発経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	農業経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	環境経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	アジア経済論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	アジア経済発展論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	中国経済論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	E U経済論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	産業組織論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	中小企業論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	人的資源論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	流通経済論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	金融経済論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	組織の経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
歴史・思想・社会	日本経済史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	西洋経済史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	アジア経済史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	経済学説史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	近代経済学史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	社会思想史特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2
	政治経済学特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義2 演習2 論文指導Ⅰ2 論文指導Ⅱ2

	社会経済システム論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
	現代資本主義論特殊研究Ⅰ・Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導Ⅰ 2 論文指導Ⅱ 2
共通科目	外国文献特殊研究(英語)Ⅰ・Ⅱ	講義 2
	外国文献特殊研究(フランス語)Ⅰ・Ⅱ	講義 2
	外国文献特殊研究(ドイツ語)Ⅰ・Ⅱ	講義 2
	外国文献特殊研究(中国語)Ⅰ・Ⅱ	講義 2
	特殊研究(各テーマ)	講義 2

Ⅳ 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます（大学院学則第24条、第26条）。

2 修士論文又は特定の課題についての研究成果報告書審査基準

・修士論文

修士論文を評価する際には、次の点を考慮して総合的に審査を行います。

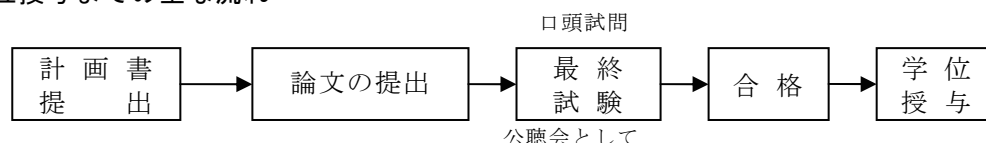
- (1) 研究テーマが明確であり、学問的意義が意識されているか
- (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切か
- (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見などが加えられているか

・特定の課題についての研究成果報告書

特定の課題についての研究成果報告書を評価する際には、次の点を考慮して総合的に審査を行います。

- (1) 課題が明確であり、問題関心が認められるか
- (2) 課題に基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- (3) 研究目的にふさわしい調査又は分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切か
- (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、考察されているか
- (5) 課題の分析内容、結論において、独自の知見などが加えられているか

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

期 限 (期 日)		
事項	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	1 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬	7 月下旬～9 月上旬

※ 修士論文又は特定の課題についての研究成果報告書の提出については、指導教員とよく相談してください。

5 修士論文又は特定の課題についての研究成果報告書提出要件

博士課程前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目のうち20単位以上を修得した後、学位取得計画を提出すること。

6 修士論文又は特定の課題についての研究成果報告計画書の提出について

- (1) 提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。
- (2) 計画書には指導教員の承認印を受けてください。
- (3) 既に提出した計画書の変更は、認められません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（教務センター備付）を提出することができます。
- (4) 計画書を提出したが、修士論文又は特定の課題についての研究成果報告を提出しない場合は、必ず、事前に教務センターにその旨を報告してください。

7 修士論文又は特定の課題についての研究成果報告・論文要旨の提出要領

提出期の修士論文又は特定の課題についての研究成果報告計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で必ず確認してください。

- (1) 提出部数 詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。

【要旨】1部

修士論文又は特定の課題についての研究成果報告書とは別に、論文要旨・報告書要旨1部を提出すること。

＜論文要旨・報告書要旨の様式＞

- ・ A4判2枚を原則とする。
- ・ 1枚目の上部に論題、研究科・専攻、指導教員の担当する授業科目、学籍番号・氏名を記載し、修士論文・特定の課題についての研究成果報告書に綴じ込んだものと同一の内容のものを提出する。
- ・ クリップ止めにする（ホチキス止め不可）。

(2) 枚数制限

【修士論文又は特定の課題についての研究成果報告書】 枚数制限はなし。

【論文要旨・報告書要旨】 論文・報告書の概要を1,000字から2,000字程度にまとめる。

(3) 用紙規格 以下の規格に従うこと。

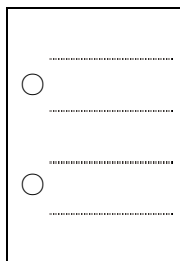
- ア 自筆で横書きの場合はA 4 判 400 字詰原稿用紙（市販のもの）を使用。
- イ 自筆で縦書きの場合はB 5 判 200 字詰原稿用紙（市販のもの）を使用。
- ウ ワープロ等を使用して横書きの場合はA 4 判の用紙（感熱紙は不可）を使用。
- エ ワープロ等を使用して縦書きの場合はB 5 判の用紙（感熱紙は不可）を使用。

（注）ワープロ等の書式設定は原則的には以下のようにすること。

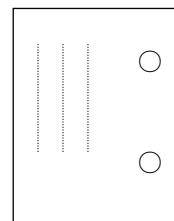
【横書き】（A4 判）3 5 字×3 0 行

【縦書き】（B5 判）5 0 字×2 0 行

左側に余白を
25mm 以上とる



右側に余白を
25mm 以上とる

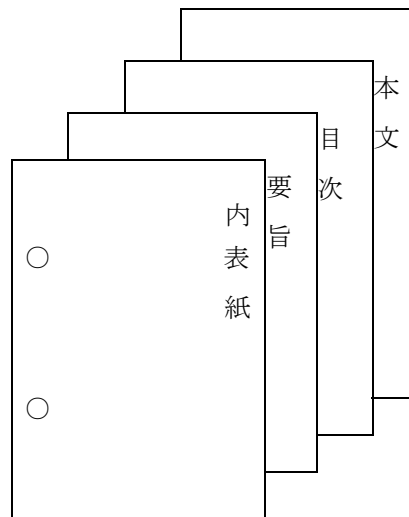
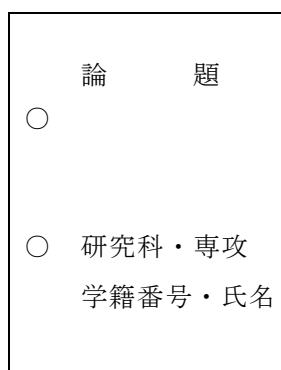


(4) 装丁要領

- ア 市販のフラットファイル（例 A4 判：コクヨ フ-10、B5 判：コクヨ フ-11）を用いて装丁すること。
- イ フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語で記入すること。
- ウ 論題・研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語で記入した内表紙を作成すること。
ただし、論題は論文計画書で届け出たもの（英語でも可）を正確に記入すること。

エ 内表紙、要旨、目次、本文の順に綴じること。

内表紙
の様式



縦書きの
場合も同
様に作成
すること

(5) 注意事項

- ア 論文・報告書・要旨の文字色は原則として「黒」とすること。
- イ 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、装丁要領ア・イに準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。
- ウ 資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。
- エ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。

IV 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

博士課程後期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます。(大学院学則第 25 条、第 28 条)

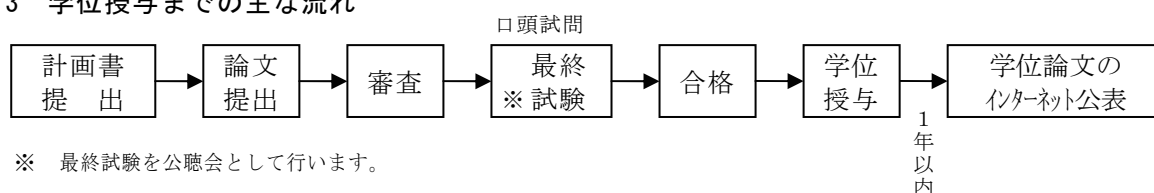
2 博士論文審査基準

・博士論文

博士論文を評価する際には、次の点を考慮して総合的に審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、学問的意義が認められるか
- (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切かつ厳密か
- (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、的確に考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な観点があり、学術的に高い価値を有するか

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	【課程博士】		【論文博士】	
	9月期授与	3月期授与	9月期授与	3月期授与
「博士論文計画書」の提出 ※1 ＜教務センター教務事務グループへ＞	前年の12月末まで	前年の6月末まで	—	—
「学位申請書」・学位論文等の書類一式の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	3月末まで	9月末まで	12月末まで	6月末まで
学力確認	—	—	6月～7月	12月～1月
最終試験(口頭試問)[課程博士]	6～7月	12～1月	6～7月	12～1月
学力確認・博士論文の試問[論文博士]				
審査報告書の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	8月中旬まで	1月中旬まで	8月中旬まで	1月中旬まで
学位記授与式	9月18日頃	3月23日頃	9月18日頃	3月23日頃

※1 博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得て提出。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができます。また学位規程第 19 条の提出要件を満たしている者は、休学中の学期であっても「博士論文計画書」を提出できます。

5 学位論文提出要件

博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得ること。

また、上記に加えて、

- (1) 研究書(単著)1冊以上あること。
- (2) レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文 1 篇および指導教員が研究論文と認める論文が 2 篇以上あること (このうち 1 篇は、所属学会全国大会または国際学会で報告したものを含めること)。
- (3) 指導教員が研究論文と認める論文が 4 篇以上あること (このうち 2 篇は、所属学会全国大会または国際学会で報告したものを含めること)。

6 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット (関西大学学術リポジトリ) の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内にインターネット (関西大学学術リポジトリ) の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第 38 条、第 39 条

(審査要旨の公表)

第 38 条 学長は、学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第 39 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

商学研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

商学研究科は、次の課程・コースがあります

- (1) 商学専攻
 - 博士課程前期課程
 - 研究者コース、専門職コース
 - 博士課程後期課程
- (2) 会計学専攻
 - 博士課程後期課程

2 修了所要単位

- (1) 商学専攻 博士課程前期課程

博士課程前期課程に2年<4学期>以上4年<8学期>以内在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文(研究者コース)または特定の課題の研究の成果(専門職コース。以下これを課題研究論文と呼びます)の審査及び試験に合格した者には、修士(商学)の学位が与えられます。

【修了所要単位32単位の内訳】

専攻名	科目区分・科目名	最低修得単位数	修了所要単位
商学専攻 (研究者コース)	専修科目 (演習Ⅰ・Ⅱ、論文指導Ⅰ・Ⅱ)	8単位	左記の単位を含めて合計 32単位以上
商学専攻 (専門職コース)	専修科目 (講義Ⅰ・Ⅱ)	4単位	左記の単位を含めて合計 32単位以上
	課題研究指導	4単位	
	ベーシック	4単位	
	メソッド	4単位	
	所属する系の講義科目	8単位	

※専修科目：指導教員の担当する講義・演習・論文指導

※専門職コース メソッド科目の「日本語アカデミック・ライティングⅠ・Ⅱ」を修得した場合、2単位を超えて修了所要単位に算入することはできません。

※専門職コースの「ビジネス・インターンシップ」を修得した場合、修了所要単位に算入することはできません。

※専門職コースの租税法研究を専修科目とする者で、税理士試験の税法科目の免除を希望する場合は、上記に加えて、1年次に租税法研究(演習Ⅰ・Ⅱ計4単位)を修得しなければなりません。

- (2) 商学専攻 博士課程後期課程、会計学専攻 博士課程後期課程

博士課程後期課程に3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士(商学)の学位が与えられます。

【修了所要単位20単位の内訳】

専攻名	科目区分・科目名	最低修得単位数	
全専攻	専修科目 (講義4単位、演習12単位)	16単位	合計
	専修科目以外の講義	4単位以上	20単位以上

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録

その年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に登録をしてください。

(2) 履修制限単位

1学年度に履修できるのは28単位までです。

ただし、修了所要単位を全て修得することとなる春学期については14単位までとします。

また、3年コースを選択者の履修制限単位は、1年次20単位、2年次20単位、3年次16単位です。

ただし、3年コースを選択した者が、1年次終了時点で修士論文の提出要件である20単位を修得し、所定の手続きを経て2年コースへ変更する場合は、2年次の履修制限単位は28単位とします。

(3) 配当年次

(博士課程前期課程)

研究者コースの演習は1年次配当、論文指導は2年次配当、専門職コースの課題研究指導Ⅰ及びⅡは2年次配当です。

(博士課程後期課程)

演習は(1)から(3)までの各4単位に分け、演習(1)は1年次配当、演習(2)は2年次配当及び演習(3)は3年次配当です。

(4) 先修条件

(博士課程前期課程)

研究者コースにおいては、指導教員の担当する演習2科目を修得していなければ、論文指導は履修できません。また、専門職コースにおいては、指導教員の担当する講義Ⅰ及びⅡを修得していなければ、課題研究指導Ⅰ及びⅡは履修できません。

(5) データサイエンティスト育成プログラム(DSプログラム)

(博士課程前期課程 専門職コース)

高度な情報通信技術を用い、企業内外に蓄積されている膨大なデータを活用して新しい価値を創り出すことができる人材、データサイエンティストを育成することを目的として設置しています。データサイエンティストは、業務知識を含むデータに関する深い知見を持ち、データハンドリングやデータ分析に関する情報処理スキルを有し、仮説提示や企画立案を行うことができる人材です。本教育プログラムでは、こうしたビジネスに関連する様々なデータを科学的に解析することができる人材を育成するため、統計数理、計算機科学、意思決定科学といった領域の学際的かつ文理融合の教育を行います。

履修に関する留意事項は次のとおりです。

- 1 当該プログラムの科目履修の際には事前に開催される説明会に参加し、詳細を把握してください。また希望人数に応じて、選考等を行う場合があります。
- 2 関連科目の中の必修科目である「データハンドリングⅠ・Ⅱ」「産学連携ワークショップⅠ・Ⅱ」はプログラムの性格上、密接に関連した内容となっており、一括して受講することが望ましいです。
- 3 データサイエンティスト育成プログラムに関連する科目群の中から、必修科目である「データハンドリングⅠ・Ⅱ」「産学連携ワークショップⅠ・Ⅱ」4科目8単位を含み、計6科目12単位を修得した場合に、データサイエンティスト育成プログラムを修了したものと認定し、「データサイエンティスト育成プログラム修了証」を授与します。

〈データサイエンティスト育成プログラム関連科目〉

メソッド	モデリングの基礎
戦略マネジメント系	経営システム論研究Ⅰ・Ⅱ
	経営情報論研究Ⅰ・Ⅱ
	データハンドリングⅠ・Ⅱ
	産学連携ワークショップⅠ・Ⅱ
	データマイニングの基礎と実践
	ビジネス・インターンシップ*

*ビジネス・インターンシップは修了所要単位には含まれません。

(6) 追加科目

自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、他のコース、専攻、研究科若しくは学部または他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

なお、下記(7)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。ただし、事情により履修できない場合もあります。

(7) 追加科目の充当

博士課程前期課程においては、上記追加科目のうち博士課程前期課程の科目は、指導教員の承認を得たうえで、10単位まで修了所要単位に充当することができます。ただし、専修科目の所要単位に含めることはできません。また、履修制限単位数に含みます。

(8) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1学年度において32単位まで履修することができます。ただし、3年コースの場合は、1年次は24単位まで、2年次以降は20単位までです。③の学部科目の履修は、(6)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。

なお、学部科目については、当該学部の事情により、登録できない場合があります。

(9) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修する場合は、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」(教務センター教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします)を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください。(Webからの登録はできません)

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てたうえ履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 入学前既修得単位について

本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

Ⅲ その他

1 長期在学制度について(博士課程前期課程)

全国社会保険労務士連合会特別推薦入学試験による入学者のみ対象とします。

(1) 長期在学制度とは

標準修業年限を3年とする制度です(通常の標準修業年限は2年です)。以下の説明では、標準修業年限が2年の場合を「2年コース」、長期在学制度による標準修業年限が3年の場合を「3年コース」としています。

(2) コースの途中変更

3年コースから2年コースへの変更は、次の条件を満たした場合に可能です。

なお、2年コースから3年コースへの変更はできません。

【3年コースから2年コースへの変更条件】

- ① 1年次終了時に20単位を修得していること。
- ② 2年次に、2年次と3年次の授業料及び2年次の教育充実費を納入すること。

授業科目一覧表

商学専攻 研究者コース 博士課程前期課程

授業科目	単位数
流通システム論研究Ⅰ	講義2 演習2 論文指導2
流通システム論研究Ⅱ	講義2 演習2 論文指導2
市場問題研究Ⅰ	講義2 演習2 論文指導2
市場問題研究Ⅱ	講義2 演習2 論文指導2
ロジスティクス研究Ⅰ	講義2 演習2 論文指導2
ロジスティクス研究Ⅱ	講義2 演習2 論文指導2
マーケティング・コミュニケーション研究Ⅰ	講義2 演習2 論文指導2
マーケティング・コミュニケーション研究Ⅱ	講義2 演習2 論文指導2
流通企業経営論研究Ⅰ	講義2 演習2 論文指導2
流通企業経営論研究Ⅱ	講義2 演習2 論文指導2
貿易業務論研究Ⅰ	講義2 演習2 論文指導2
貿易業務論研究Ⅱ	講義2 演習2 論文指導2
国際交通論研究Ⅰ	講義2 演習2 論文指導2
国際交通論研究Ⅱ	講義2 演習2 論文指導2
国際関係論研究Ⅰ	講義2 演習2 論文指導2
国際関係論研究Ⅱ	講義2 演習2 論文指導2
開発ビジネス論研究Ⅰ	講義2 演習2 論文指導2
開発ビジネス論研究Ⅱ	講義2 演習2 論文指導2

国際ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
国際ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
新興市場経済研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
新興市場経済研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
金融論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
金融論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
国際通貨システム論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
国際通貨システム論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
租税法研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
租税法研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
会計学理論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
会計学理論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
管理会計論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
管理会計論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
原価計算論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
原価計算論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
会計制度論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
会計制度論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
財務戦略会計研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
財務戦略会計研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
実証会計学研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
実証会計学研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営分析論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営分析論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
監査論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
監査論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
公会計論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
公会計論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営管理論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営管理論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営労務論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営労務論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
イノベーション・マネジメント研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
イノベーション・マネジメント研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
マーケティング・マネジメント論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
マーケティング・マネジメント論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営システム論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営システム論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営情報論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営情報論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
ベンチャー論研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
ベンチャー論研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営史研究Ⅰ	講義 2 演習 2 論文指導 2
経営史研究Ⅱ	講義 2 演習 2 論文指導 2
商学研究特論Ⅰ	講義 2
商学研究特論Ⅱ	講義 2
外国書研究（英語）	講義 2

商学専攻 専門職コース 博士課程前期課程

授業科目		単位数
ベーシック	経営学	講義 2
	マーケティング	講義 2
	会計学	講義 2
	経済学	講義 2
	統計学	講義 2
メソッド	英語コミュニケーションⅠ	講義 2
	英語コミュニケーションⅡ	講義 2
	日本語アカデミック・ライティングⅠ	講義 2
	日本語アカデミック・ライティングⅡ	講義 2
	ロジカルシンキング	講義 2
	プレゼンテーション技法	講義 2
	ケーススタディ	講義 2
	データ分析	講義 2
	モデリングの基礎	講義 2
戦略マネジメント系	経営管理論研究Ⅰ	講義 2
	経営管理論研究Ⅱ	講義 2
	経営労務論研究Ⅰ	講義 2
	経営労務論研究Ⅱ	講義 2
	イノベーション・マネジメント研究Ⅰ	講義 2
	イノベーション・マネジメント研究Ⅱ	講義 2
	マーケティング・マネジメント論研究Ⅰ	講義 2
	マーケティング・マネジメント論研究Ⅱ	講義 2
	経営システム論研究Ⅰ	講義 2
	経営システム論研究Ⅱ	講義 2
	経営情報論研究Ⅰ	講義 2
	経営情報論研究Ⅱ	講義 2
	ベンチャー論研究Ⅰ	講義 2
	ベンチャー論研究Ⅱ	講義 2
	経営史研究Ⅰ	講義 2
	経営史研究Ⅱ	講義 2
	データハンドリングⅠ	講義 2
	データハンドリングⅡ	講義 2
	産学連携ワークショップⅠ	講義 2
	産学連携ワークショップⅡ	講義 2
	データマイニングの基礎と実践	講義 2
	現代戦略マネジメント研究(1)	講義 2
	現代戦略マネジメント研究(2)	講義 2
	現代戦略マネジメント研究(3)	講義 2
	現代戦略マネジメント研究(4)	講義 2
	現代戦略マネジメント研究(5)	講義 2
	現代戦略マネジメント研究(6)	講義 2
流通・国際ビジネス系	流通システム論研究Ⅰ	講義 2
	流通システム論研究Ⅱ	講義 2
	市場問題研究Ⅰ	講義 2
	市場問題研究Ⅱ	講義 2
	ロジスティクス研究Ⅰ	講義 2
	ロジスティクス研究Ⅱ	講義 2
	マーケティング・コミュニケーション研究Ⅰ	講義 2
	マーケティング・コミュニケーション研究Ⅱ	講義 2
	流通企業経営論研究Ⅰ	講義 2

流通・国際ビジネス系	流通企業経営論研究Ⅱ	講義 2
	貿易業務論研究Ⅰ	講義 2
	貿易業務論研究Ⅱ	講義 2
	国際交通論研究Ⅰ	講義 2
	国際交通論研究Ⅱ	講義 2
	国際関係論研究Ⅰ	講義 2
	国際関係論研究Ⅱ	講義 2
	開発ビジネス論研究Ⅰ	講義 2
	開発ビジネス論研究Ⅱ	講義 2
	国際ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅰ	講義 2
	国際ビジネス・コミュニケーション論研究Ⅱ	講義 2
	新興市場経済研究Ⅰ	講義 2
	新興市場経済研究Ⅱ	講義 2
	現代流通・国際ビジネス研究(1)	講義 2
	現代流通・国際ビジネス研究(2)	講義 2
	現代流通・国際ビジネス研究(3)	講義 2
	現代流通・国際ビジネス研究(4)	講義 2
	現代流通・国際ビジネス研究(5)	講義 2
	現代流通・国際ビジネス研究(6)	講義 2
ファイナンス・会計系	金融論研究Ⅰ	講義 2
	金融論研究Ⅱ	講義 2
	国際通貨システム論研究Ⅰ	講義 2
	国際通貨システム論研究Ⅱ	講義 2
	租税法研究Ⅰ	講義 2 演習 2
	租税法研究Ⅱ	講義 2 演習 2
	会計学理論研究Ⅰ	講義 2
	会計学理論研究Ⅱ	講義 2
	管理会計論研究Ⅰ	講義 2
	管理会計論研究Ⅱ	講義 2
	原価計算論研究Ⅰ	講義 2
	原価計算論研究Ⅱ	講義 2
	会計制度論研究Ⅰ	講義 2
	会計制度論研究Ⅱ	講義 2
	財務戦略会計研究Ⅰ	講義 2
	財務戦略会計研究Ⅱ	講義 2
	実証会計学研究Ⅰ	講義 2
	実証会計学研究Ⅱ	講義 2
	経営分析論研究Ⅰ	講義 2
	経営分析論研究Ⅱ	講義 2
	監査論研究Ⅰ	講義 2
	監査論研究Ⅱ	講義 2
	公会計論研究Ⅰ	講義 2
	公会計論研究Ⅱ	講義 2
	現代ファイナンス・会計研究(1)	講義 2
	現代ファイナンス・会計研究(2)	講義 2
	現代ファイナンス・会計研究(3)	講義 2
	現代ファイナンス・会計研究(4)	講義 2
	現代ファイナンス・会計研究(5)	講義 2
	現代ファイナンス・会計研究(6)	講義 2

	課題研究指導Ⅰ	2
	課題研究指導Ⅱ	2
	ビジネス・インターンシップ	2

商学専攻 博士課程後期課程

授業科目	単位数			
流通システム論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
市場問題特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
流通企業経営論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
貿易業務論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
国際交通論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
国際関係論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
金融論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
国際通貨システム論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4

会計学専攻 博士課程後期課程

授業科目	単位数			
会計学理論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
管理会計論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
情報会計論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
原価計算論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
会計制度論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
財務戦略会計特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
実証会計学特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
保証業務論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
経営管理論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
経営労務論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
イノベーション・マネジメント特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
マーケティング・マネジメント論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
経営システム論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4
経営情報論特殊研究	講義 4	演習(1) 4	演習(2) 4	演習(3) 4

Ⅳ 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます（大学院学則第24条、第26条）。

商学研究科では、研究者コースは修士論文を、専門職コースは課題研究論文を提出して審査を受けることになります。

2 修士論文審査基準

〔学位論文（修士）審査基準〕

学位論文（修士）を評価する際には、次の基準で審査を行います。

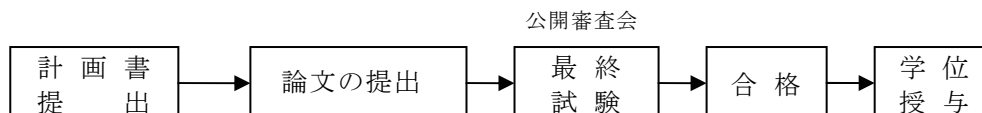
- (1) 研究テーマが明確であり、そのテーマに基づいて一貫した論理展開がなされていること。
- (2) 先行研究や関連した研究を適正に調査したうえで、研究内容に適した分析方法が用いられていること。
- (3) 精深な学識に基づく新しい知見や独自の観点があること。

〔課題研究論文 審査基準〕

課題研究論文を評価する際には、次の基準で審査を行います。

- (1) 課題研究のテーマが明確であり、そのテーマに基づいて一貫した論理展開がなされていること。
- (2) 課題に関連する研究を適正に調査したうえで、課題研究内容に適した分析方法が用いられていること。
- (3) 高度専門職業人として必要な知識と問題解決能力を備えていることが示されていること。

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

事項	期 限 (期 日)	
	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	1 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬	7 月下旬～9 月上旬

※ 論文の提出については、指導教員とよく相談してください。

5 論文提出要件

論文を提出するには、外国語の学力確認に合格する必要があります。ただし、以下の方法により、学力確認を行ったものとして、これを免除します。

【研究者コース】

次のいずれかの方法により免除します。ただし、学内進学試験による入学者は(2)によるものとします。

- (1) 入学試験での受験外国語
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ① 「外国書研究(英語)」を修得していること。
 - ② 修士論文において、母国語・母語以外の外国語の文献を引用ないし参照していること。
 - ③ 2年以内に取得した TOEFL iBT(Internet-based testing)のスコアが 69 点以上の者
 - ④ 2年以内に取得した TOEIC のスコアが 650 点以上の者

【専門職コース】

次のいずれかの方法により免除します。

- (1) 「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」のうち、いずれか1科目(2単位)を修得していること。
- (2) 課題研究論文において、母国語・母語以外の外国語の文献を引用ないし参照していること。
- (3) 2年以内に取得した TOEFL iBT(Internet-based testing)のスコアが 69 点以上の者
- (4) 2年以内に取得した TOEIC のスコアが 650 点以上の者

- 注1 英語を母国語・母語とする者は、研究者コースは(2)の②、専門職コースは(2)によるものとします。
- 注2 TOEIC・TOEFLによる学力確認については、各院生が提出した論文の計画書を承認する研究科委員会において、証明する書類の原本を提出してください。

6 論文計画書の提出について

- (1) 提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。
- (2) 論文計画書には指導教員の承認印を受けてください。
- (3) 既に提出した論文計画の変更は、認められません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（教務センター備付）を提出することができます。
- (4) 計画書を提出したが、論文を提出しない場合は、必ず、事前に教務センターにその旨を報告してください。

7 論文・論文要旨の提出要領

提出期の修士論文計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で必ず確認してください。

- (1) 提出部数 詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。

- (2) 枚数制限

【修士論文】40,000字以上。

【課題研究論文】30,000字以上。ただし、本学商学研究科博士課程後期課程への進学を志望する者または税理士資格試験免除を受けることを希望する者は、40,000字以上。

【論文要旨】論文の概要を1,000字から2,000字程度にまとめる。

- (3) 用紙規格 以下の規格に従うこと。

ア 横書きのみとする。

イ 自筆の場合はA4判400字詰原稿用紙（市販のもの）を使用し、インキ書とする。

ウ ワードプロソフトを使用する場合はA4判の用紙（感熱紙は不可）を使用。

（注）ワードプロソフトの書式設定は原則的には以下のようにすること。

【横書き】（A4判）35字×30行

左側に余白を
25mm以上とる

- (4) 装丁要領

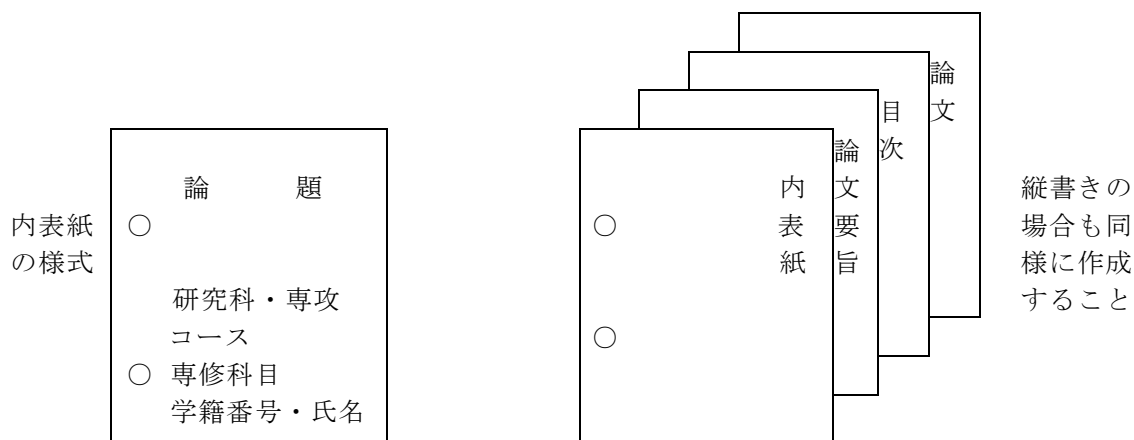
ア 市販のフラットファイル（例 A4判：コクヨ フ-10）を用いて装丁すること。

イ フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・コース・専修科目*・学籍番号・氏名を日本語で記入すること。

ウ 論題・研究科・専攻・コース・専修科目*・学籍番号・氏名を日本語で記入した内表紙を作成すること。ただし、論題は論文計画書で届け出たものを正確に記入すること。

エ 内表紙、論文要旨、目次、論文の順に綴じること。

*専修科目とは、研究者コースの場合は指導教員の担当する演習科目名（Ⅰ及びⅡ）を指し、専門職コースの場合は指導教員の担当する講義科目名（Ⅰ及びⅡ）を指す。（例「市場問題研究Ⅰ・Ⅱ」）



(5) 注意事項

- ア 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。
- イ 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、論文の装丁要領（装丁要領ア・イ）に準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。
- ウ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。
- エ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。
- オ 論文の作成にあたっては、「研究論文執筆要領」を参照すること。

V 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます。（大学院学則第 25 条、第 28 条）

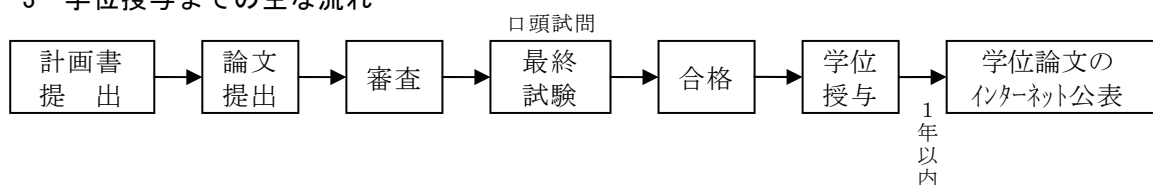
2 博士論文審査基準

〔学位論文（博士）審査基準〕

学位論文（博士）を評価する際には、次の基準で審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、そのテーマに基づいて一貫した論理展開がなされていること。
- (2) 先行研究や関連した研究を適正に調査したうえで、研究目的に適した分析方法が用いられていること。
- (3) 新しい知見や独自の観点があり、高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を備えていることが認められること。

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	【課程博士】	
	9月期授与	3月期授与
「博士論文計画書」の提出 ※1 ＜教務センター教務事務グループへ＞	前年の3月末まで	前年の9月末まで
「学位申請書」・学位論文等の書類一式の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	3月末まで	9月末まで
最終試験(口頭試問)	6～7月	12～1月
審査報告書の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	8月中旬まで	1月中旬まで
学位記授与式	9月18日頃	3月23日頃

※1 博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得て提出。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができます。また「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

5 学位論文提出要件

研究業績である論文が3篇以上あることとします。研究業績である論文のうち少なくとも1篇は、学術誌（関西大学商学論集を含む）に発表されたものとします。また、外国語学力認定については、博士課程後期課程に入学した時点に遡及して合格したものとします。

6 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第38条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第39条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第38条、第39条

（審査要旨の公表）

第38条 学長は、学位を授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第39条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

社会学研究科

I 教育課程および研究指導について

1 社会学研究科の課程

- (1) 社会学専攻
博士課程前期課程
専門研究コース、課題研究コース
博士課程後期課程
- (2) 社会システムデザイン専攻
博士課程前期課程、博士課程後期課程
- (3) マス・コミュニケーション学専攻
博士課程前期課程、博士課程後期課程

2 研究指導体制及び授業科目の構成

社会学研究科においては、専任教員のうち1名を指導教員とし、当該指導教員の下、履修科目の指導や論文作成に関する指導をはじめとする研究全般の指導を受けることができる体制を整えています。

博士課程前期課程においては、「演習・研究指導科目」において修士論文等の作成を中心とした研究指導を行い、研究及び論文作成のために必要な専門的な知識・能力の習得ができるよう、専攻における基礎研究を行う基幹科目、各分野における専門研究を行う応用科目及び実習科目を設置しています。

博士課程後期課程においては、科目として「論文指導」を設置し、研究及び博士論文作成に関する指導を行っています。

なお、各課程に設置されている授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

3 修了所要単位

(1) 博士課程前期課程

博士課程前期課程に2年<4学期>以上4年<8学期>以内在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題の研究の成果の審査及び試験に合格した者には、修士(社会学)の学位が与えられます。

【修了所要単位の内訳】

(ア) 社会学専攻専門研究コース、社会システムデザイン専攻及びマス・コミュニケーション学専攻においては、指導教員の担当する演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）またはプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）のいずれか2科目4単位、並びに論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）の2科目4単位を含めて30単位以上を修得しなければなりません。

(イ) 社会学専攻課題研究コースにおいては、指導教員の担当する演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）またはプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）のいずれか2科目4単位、課題研究A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）の2科目4単位、並びに総合文献研究を含めて30単位以上を修得しなければなりません。

(2) 博士課程後期課程

博士課程後期課程に3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士(社会学)の学位が与えられます。

【修了所要単位の内訳】

指導教員の担当する論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（各研究テーマ）の計12単位を修得しなければなりません。

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修

(1) 履修登録

その年度に履修しようとする授業科目については、必ず指導教員の指導を受け、承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に登録をしてください。なお、原則として履修届締切後の授業科目の変更・追加等については認められません。ただし、所定の期間においては一定の条件の下、履修変更を認めます（詳細はインフォメーションシステムでお知らせします）。

(2) 履修制限単位数

一学年度において履修できる単位は28単位までです。ただし、修了所要単位を全て修得することとなる春学期については14単位までとします。

(3) 演習・研究指導科目の履修【博士課程前期課程】

博士課程前期課程においては、指導教員の担当する演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）またはプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）のいずれか2科目4単位、並びに論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）の2科目4単位〔社会学専攻課題研究コースにおいては課題研究A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）の2科目4単位〕〔計8単位〕を含めて30単位以上を修得しなければなりません。なお、指導教員の担当する演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）またはプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）を修得していなければ、論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）〔社会学専攻課題研究コースにおいては課題研究A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）〕は履修することができません。

また、指導教員以外の教員が担当する演習科目については、指導教員及び該当科目担任者が認めた場合に限り履修することができます。

(4) 論文指導の履修【博士課程後期課程】

博士課程後期課程においては指導教員の担当する論文指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（各研究テーマ）〔計12単位〕を修得しなければなりません。

(5) 追加科目

自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他専攻、他研究科若しくは学部又は他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修については、在学期間を通じて20単位を限度とし、下記(6)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。

なお、事情により履修できない場合もあります。

(6) 追加科目の充当【博士課程前期課程】

博士課程前期課程において、追加科目として修得した単位のうち博士課程前期課程の科目については、指導教員の承認を得たうえで、10単位まで修了所要単位に算入することができます。ただし、必修科目(演習、論文指導および課題研究)の所要単位に算入することはできません。

なお、追加科目を修了所要単位に充当する場合は、履修登録時に手続きを行っておく必要があり、その場合の履修単位は履修制限単位数に含まれます。

(7) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、一学年度において32単位まで履修することができます。

③の学部科目の履修は、(5)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。

(8) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修する場合は、「関西四大学単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」(教務センター・教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします)を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください。(Webからの登録はできません)

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てたうえ履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 入学前既修得単位の認定

本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

授業科目一覧表

社会学専攻 博士課程前期課程 専門研究コース

授業科目	単位数	配当年次	授業科目	単位数	配当年次
(演習・研究指導科目)			(応用科目)		
演習 A (各研究テーマ)	2	1	家族社会学研究	2	1
演習 B (各研究テーマ)	2	1	都市社会学研究	2	1
プロジェクト演習 A (各研究テーマ)	2	1	教育社会学研究	2	1
プロジェクト演習 B (各研究テーマ)	2	1	社会病理学研究	2	1
合同演習 I a	1	1	社会福祉学研究	2	1
合同演習 I b	1	1	差別論研究	2	1
合同演習 II a	1	2	文化社会学研究	2	1
合同演習 II b	1	2	文化人類学研究	2	1
論文指導 A (各研究テーマ)	2	2	社会調査論研究	2	1
論文指導 B (各研究テーマ)	2	2	地域福祉論研究	2	1
(基幹科目)			国際社会学研究	2	1
理論社会学研究	2	1	環境社会学研究	2	1
現代社会論研究	2	1	社会学方法論研究	2	1
総合文献研究	2	1	社会学特殊研究 (各テーマ)	2	1
専門文献研究	2	1	(実習科目)		
			社会調査実習	4	1

社会学専攻 博士課程前期課程 課題研究コース

授業科目	単位数	配当年次	授業科目	単位数	配当年次
(演習・研究指導科目)			(応用科目)		
演習 A (各研究テーマ)	2	1	家族社会学研究	2	1
演習 B (各研究テーマ)	2	1	都市社会学研究	2	1
プロジェクト演習 A (各研究テーマ)	2	1	教育社会学研究	2	1
プロジェクト演習 B (各研究テーマ)	2	1	社会病理学研究	2	1
合同演習 I a	1	1	社会福祉学研究	2	1
合同演習 I b	1	1	差別論研究	2	1
合同演習 II a	1	2	文化社会学研究	2	1
合同演習 II b	1	2	文化人類学研究	2	1
課題研究 A (各テーマ)	2	2	社会調査論研究	2	1
課題研究 B (各テーマ)	2	2	地域福祉論研究	2	1
(基幹科目)			国際社会学研究	2	1
理論社会学研究	2	1	環境社会学研究	2	1
現代社会論研究	2	1	社会学方法論研究	2	1
総合文献研究	2	1	社会学特殊研究 (各テーマ)	2	1
専門文献研究	2	1	(実習科目)		
			社会調査実習	4	1

社会学専攻 博士課程後期課程

授業科目	単位数	配当年次
論文指導 I (各研究テーマ)	4	1
論文指導 II (各研究テーマ)	4	2
論文指導 III (各研究テーマ)	4	3

社会システムデザイン専攻 博士課程前期課程

授業科目	単位	配当年次	授業科目	単位	配当年次
(演習・研究指導科目)			(応用科目)		
演習 A (各研究テーマ)	2	1	社会システム論研究	2	1
演習 B (各研究テーマ)	2	1	経営管理論研究	2	1
プロジェクト演習 A (各研究テーマ)	2	1	情報管理論研究	2	1
プロジェクト演習 B (各研究テーマ)	2	1	社会経済システム論研究	2	1
合同演習 A	2	2	人的資源論研究	2	1
合同演習 B	2	2	経済政策論研究	2	1
論文指導 A (各研究テーマ)	2	2	公共システム論研究	2	1
論文指導 B (各研究テーマ)	2	2	科学技術社会論研究	2	1
(基幹科目)			人的資源管理論研究	2	1
社会システム特論	2	1	地域再生論研究	2	1
経済システム特論	2	1	計量社会学研究	2	1
科学・技術システム特論	2	1	社会技術論研究	2	1
経営・情報システム特論	2	1	社会ネットワーク論研究	2	1
専門文献研究	2	1	人間開発論研究	2	1
			企業システム論研究	2	1
			(実習科目)		
			社会システムデザイン実習 A	2	1
			社会システムデザイン実習 B	2	1

社会システムデザイン専攻 博士課程後期課程

授業科目	単位	配当年次
論文指導 I (各研究テーマ)	4	1
論文指導 II (各研究テーマ)	4	2
論文指導 III (各研究テーマ)	4	3

マス・コミュニケーション学専攻 博士課程前期課程

授業科目	単位	配当年次	授業科目	単位	配当年次
(演習・研究指導科目)			(応用科目)		
演習 A (各研究テーマ)	2	1	マス・コミュニケーション史研究	2	1
演習 B (各研究テーマ)	2	1	マス・コミュニケーション理論研究	2	1
プロジェクト演習 A (各研究テーマ)	2	1	国際ジャーナリズム研究	2	1
プロジェクト演習 B (各研究テーマ)	2	1	活字メディア研究	2	1
合同演習 I a	1	1	放送メディア研究	2	1
合同演習 I b	1	1	情報メディア研究	2	1
合同演習 II a	1	2	メディア利用研究	2	1
合同演習 II b	1	2	情報メディア法研究	2	1
論文指導 A (各研究テーマ)	2	2	メディア産業研究	2	1
論文指導 B (各研究テーマ)	2	2	広告研究	2	1
(基幹科目)			スポーツ・メディア研究	2	1
マス・コミュニケーション学基礎研究	2	1	音楽・メディア研究	2	1
マス・コミュニケーション学研究法	2	1	メディア表象研究	2	1
ジャーナリズム研究	2	1	ジェンダー・メディア研究	2	1
メディア文化研究	2	1	マス・コミュニケーション学特殊研究 (各テーマ)	2	1
専門文献研究	2	1	(実習科目)		
			メディア調査実習 A	2	1
			メディア調査実習 B	2	1
			ジャーナリズム実習 A	2	1
			ジャーナリズム実習 B	2	1

マス・コミュニケーション学専攻 博士課程後期課程

授業科目	単位	配当年次
論文指導 I (各研究テーマ)	4	1
論文指導 II (各研究テーマ)	4	2
論文指導 III (各研究テーマ)	4	3

IV 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

博士課程前期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます。

2 修士論文または特定の課題についての研究成果の審査基準

(1) 修士論文審査基準

学位論文（修士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

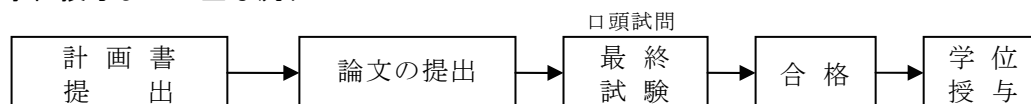
- ア 研究テーマが明確であり、社会的意義が意識されているか
- イ テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- ウ 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切か
- エ 先行研究や関連した研究を十分に調査し、考察されているか
- オ 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な観点が加えられているか

(2) 特定の課題についての研究成果（社会学専攻）審査基準

特別課題研究を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- ア 特定課題が明確であり、問題関心が認められるか
- イ 課題に基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- ウ 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切か
- エ 先行研究や関連した研究を十分に調査し、考察されているか
- オ 課題の分析内容、結論において、独自の知見など独創的な観点が加えられているか

3 学位授与までの主な流れ



修士論文の提出に際しては、指導教員とよく相談のうえ手続きを行ってください。

4 スケジュール

	提出期日・日程	
	3月期学位授与	9月期学位授与
論文計画書の提出	10月中旬	4月中旬～下旬
論文の提出	1月中旬	7月中旬～下旬
最終試験	2月中旬	7月下旬～9月上旬

日程の詳細については、インフォメーションシステム等でお知らせします。

5 修士論文または特定の課題についての研究成果の提出要件

修士論文または特定の課題についての研究成果は、博士課程前期課程に1年以上在学し、修了所要単位のうち20単位以上を修得した後、論文計画書を提出していなければ、提出することができません。

6 修士論文計画書または特定の課題についての研究成果計画書の提出

- (1) 一度提出した論文計画の変更は認めません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（教務センター備付）を提出すれば変更することができます。
- (2) 計画書を提出したにもかかわらず修士論文または特定の課題についての研究成果を提出しない場合は、事前に教務センターにて手続きを行ってください。

7 修士論文または特定の課題についての研究成果の提出要領

提出期の計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で必ず確認してください。

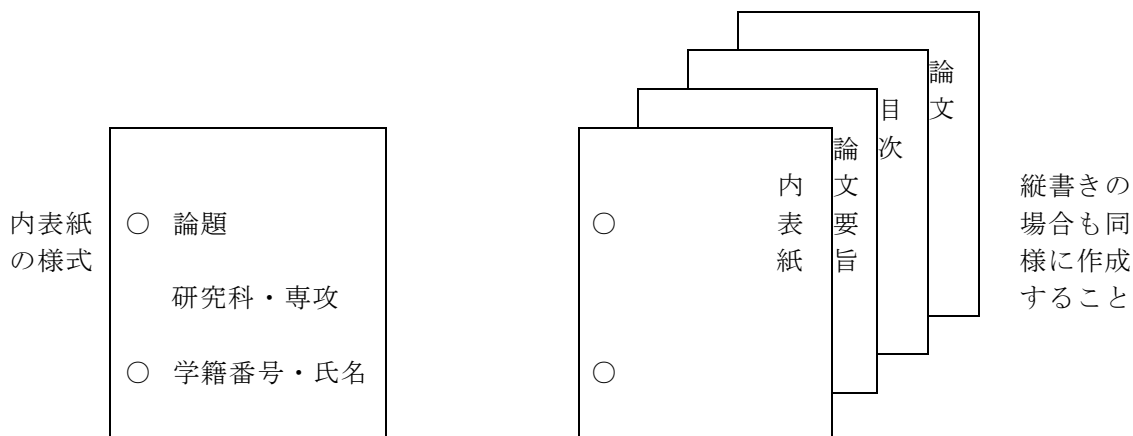
- (1) 提出部数 詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。
- (2) 枚数制限 【修士論文】 枚数制限はなし
【論文要旨】 1,000 字から 2,000 字程度
- (3) 用紙規格
ア 自筆で横書きの場合は A4 判 400 字詰原稿用紙（市販のもの）
イ ワープロ等を使用して横書きの場合は A4 判の用紙（感熱紙は不可）
（注）ワープロ等の書式設定は次のとおりとする。

【横書き】（A4 判）35 字×30 行

左側に余白を
25mm 以上とる

(4) 装丁要領

- ア 市販のフラットファイルを用いて装丁すること。
- イ フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語で記入すること。
- ウ 論題・研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語で記入した内表紙を作成すること。ただし、論題については論文計画書で届け出たもの（外国文でも可）を正確に記入すること。
- エ 内表紙、論文要旨、目次、論文の順に綴じること。



(5) 注意事項

- ア 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。
- イ 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、論文の装丁要領（装丁要領ア・イ）に準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。
- ウ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。
- エ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。

V 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

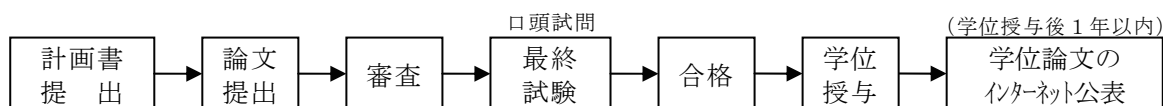
博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます。

2 博士論文審査基準

学位論文（博士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、社会的意義が認められるか
- (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切かつ厳密か
- (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、的確に考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な観点があるか

3 学位授与までの主な流れ



博士論文の提出に際しては、事前に論文の提出時期等を指導教員とよく相談のうえ、手続きを行ってください。なお、「博士論文計画書」、「学位申請書」等の手続き書類については、教務センター教務事務グループにて配布します。

4 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	9月期授与	3月期授与
「博士論文計画書」の提出 ※	11月末まで	5月末まで
学位申請書・学位論文(博士論文)等の書類一式の提出	2月末まで	9月末まで
最終試験(口頭試問)	5月～6月	12月～1月
学位記授与式	9月18日頃	3月23日頃

※「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

5 博士論文提出要件

博士の学位論文は、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、以下のいずれかの要件を満たしていなければ提出することができません。

- ① 研究書（単書）が1冊以上あること
- ② レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文が2篇以上あること
- ③ レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文が1篇および指導教員が研究論文と認める論文が3篇以上あること
- ④ 指導教員が研究論文と認める論文が5篇以上あること

6 博士論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第38条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第39条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネットの利用（関西大学学術リポジトリ）により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第 38 条、第 39 条

(審査要旨の公表)

第 38 条 学長は、学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第 39 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

専門社会調査士について

社会学研究科社会学専攻では、2005年度から一般社団法人社会調査協会の認定を受け、「専門社会調査士」の資格が取得可能となっています。

この資格取得の要件は、

- 1) 社会調査士資格を有すること、
 - 2) 標準カリキュラムH～Jに対応した科目の単位を取得すること、
 - 3) 社会調査結果を用いた研究論文（修士論文を含む）を執筆すること（研究論文の範囲は社会調査協会ホームページを参照）、
 - 4) 修士課程を修了すること
- となっています。

この内、1)については、社会調査士資格を有していない場合、社会調査士標準カリキュラムA～F（ただしEとFは選択制）を並行履修することで社会調査士・専門社会調査士の同時取得が可能です。また、2)については、H～Jに対応する本専攻設置の授業科目「社会調査実習」の履修（135分×30週分）・単位取得が必要になります。

H. 調査企画・設計に関する演習（実習）科目：90分×15週	対応授業科目 「社会調査実習」 ：135分×30週
I. 多変量解析に関する演習（実習）科目：90分×15週	
J. 質的調査法に関する演習（実習）科目：90分×15週	

これらの科目の履修登録に際しては、社会調査実習準備室（第3学舎2階B201(A)）を通じて、事前に本研究科社会調査士連絡責任者（間淵領吾）までお問い合わせください。

資格の詳細については、社会調査協会のホームページ（<http://jasr.or.jp/>）をご参照ください。

総合情報学研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

総合情報学研究科には、次の課程があります。

- (1) 社会情報学専攻 博士課程前期課程
- (2) 知識情報学専攻 博士課程前期課程
- (3) 総合情報学専攻 博士課程後期課程

2 授業科目の構成

- (1) 社会情報学専攻 博士課程前期課程、知識情報学専攻 博士課程前期課程

博士課程前期課程で履修・修得できる授業科目は、課題研究科目、論文指導、専門領域科目、共通科目に大別されます。

類別	履修方法
課題研究分野	入学試験で志望した課題研究科目を必ず修得しなければなりません。
論文指導	課題研究科目の指導教員による論文指導を必ず修得しなければなりません。
専門領域科目	社会情報学専攻および知識情報学専攻それぞれの専門領域に関する選択科目です。
共通科目	社会情報学専攻および知識情報学専攻共通の選択科目です。

ア 課題研究分野・課題研究科目

各専攻にはそれぞれ4つの課題研究分野があり、それらのもとに各課題研究科目があります。

(ア) 社会情報学専攻

- ①教育における情報メディア利用
 - ・情報通信技術（ICT）と新しい教育
 - ・市民性の教育と学びのデザイン
- ②情報社会とメディア
 - ・情報メディアの変容とコミュニケーション
 - ・情報行動に関する心理学的モデルの構築
- ③産業情報システム
 - ・知識社会のビジネスとマネジメント
 - ・価値創出と協創ネットワークの形成
 - ・情報化社会の経営戦略
- ④公共領域における情報
 - ・公共領域におけるデータベース
 - ・情報社会における危機への政策対応

(イ) 知識情報学専攻

- ①ヒューマンコンピューティング
 - ・インタラクションの認知・メディア・文化
 - ・インタラクションデザインの理論と実践
 - ・感性情報処理と可視化
- ②インテリジェントコンピューティング
 - ・知能システムの構築
 - ・インテリジェントコンピューティングの応用
- ③コンピューティングアルゴリズム
 - ・情報社会支援のための数理アルゴリズムの開発と応用
- ④分散コンピューティング
 - ・マルチメディア情報システムの基礎と実際

(2) 総合情報学専攻 博士課程後期課程

博士課程後期課程で履修・修得できる授業科目は、講義と演習があります。

ア 研究領域

博士課程後期課程には次の5つの研究領域があります。

(ア) 総合情報学専攻

- ①高度情報システム
- ②応用ソフトコンピューティング
- ③認知情報処理
- ④意思決定システム
- ⑤マルチモーダルコミュニケーション

なお、各授業科目の詳細は、後掲の授業科目一覧表のとおりです。

3 修了所要単位

(1) 社会情報学専攻 博士課程前期課程、知識情報学専攻 博士課程前期課程

博士課程前期課程に2年<4学期>以上4年<8学期>以内在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格した者には、修士（情報学）の学位が与えられます。

【修了所要単位30単位の内訳】

専攻名	類別	最低修得単位数	
社会情報学専攻 知識情報学専攻	課題研究分野（各課題研究科目）	8単位	合計 30単位以上
	論文指導	2単位	
	専門領域科目	合計	
	共通科目	20単位以上	

(2) 総合情報学専攻 博士課程後期課程

博士課程後期課程に3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格した者には、博士（情報学）の学位が与えられます。

【修了所要単位12単位の内訳】

専攻名	科目区分・科目名	最低修得単位数	
総合情報学専攻	指導教員の担当する演習1・演習2	8単位	合計 12単位以上
	上記以外の講義または演習	4単位以上	

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録

その年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に履修登録をしてください。

(2) 履修確認

履修登録後、所定の期間に履修確認をしてください（詳細はインフォメーションシステムでお知らせします）。

(3) 履修制限単位（博士課程前期課程）

1学年度に履修できるのは28単位までです。なお、課題研究科目8単位は、1年次の履修単位には含みません。また、3年コースを選択した者の履修制限単位は、1年次20単位、2年次20単位、3年次16単位までです。なお、3年コースを選択した者の課題研究科目8単位および論文指導2単位は1～2年次の履修単位には含みません。

(4) 配当年次

ア 博士課程前期課程

課題研究科目は1～2年次配当、論文指導は2年次配当とします。ただし、3年コースを選択した者の場合、課題研究科目を1～3年次に、論文指導を3年次に履修します。

イ 博士課程後期課程

演習1は1年次配当、演習2は2年次配当、演習3は3年次配当とします。

(5) 先修条件（博士課程後期課程）

演習1を修得していなければ、演習2は履修できません。また、演習2を修得していなければ演習3は履修できません。

(6) 追加科目

自己の所属する研究科の専攻および課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他専攻、他研究科若しくは学部または他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

なお、下記(7)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。ただし、事情により履修できない場合もあります。

(7) 追加科目の充当

博士課程前期課程において、上記追加科目のうち博士課程前期課程の科目は、指導教員の承認を得たうえで、4単位まで修了所要単位に充当することができます。この場合は、履修制限単位数に含みます。

(8) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1学年度において32単位まで履修することができます。ただし、3年コースの場合は、1年次は24単位まで、2年次以降は20単位までです。③の学部科目の履修は、(6)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。

なお、学部科目については、当該学部の事情により履修できない場合があります。

(9) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修する場合は、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」（総合情報学部オフィスにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします）を所定の期日までに総合情報学部オフィスへ提出してください（Webからの登録はできません）。

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てた上で履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 入学前既修得単位の認定

本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

Ⅲ その他

1 コース変更について（博士課程前期課程）

3年コースを選択した者が、1年次終了時点で修士論文の提出要件である16単位を修得した場合は、願出により、2年目に修士論文の研究指導科目である論文指導を履修して2年間で修了することも可能とします。この場合、2年次の履修制限単位は28単位とします。コース変更の希望届の受付は、12月～1月中旬に行います。

なお、2年コースから3年コースへの変更はできません。

※ 途中変更した場合の学費について

在学期間を途中で変更する場合は、2年次に、3年次に納入する授業料を合わせて納入することが必要です。

授業科目一覧表

社会情報学専攻 博士課程前期課程

類別	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
課題研究分野	教育における情報メディア利用（各課題研究科目）	1～2	8	必修
	情報社会とメディア（各課題研究科目）	1～2	8	必修
	産業情報システム（各課題研究科目）	1～2	8	必修
	公共領域における情報（各課題研究科目）	1～2	8	必修
論文指導	論文指導	2	2	必修
専門領域科目	マルチメディア教育論	1	2	選択
	異文化理解のためのコミュニケーション	1	2	選択
	フィールドリサーチ方法論	1	2	選択
	コミュニケーション能力とメディア	1	2	選択
	メディア文化論	1	2	選択
	現代社会問題論	1	2	選択
	社会心理学特論	1	2	選択
	社会的影響論	1	2	選択
	社会的アイデンティティ論	1	2	選択
	経営情報論	1	2	選択
	経営意思決定論	1	2	選択
	国際経営戦略論	1	2	選択
	組織情報管理論	1	2	選択
	会計情報処理論	1	2	選択
	マーケティング論	1	2	選択
	公共政策分析	1	2	選択
	行政管理情報論	1	2	選択
	金融論	1	2	選択
	環境経済学	1	2	選択
	経済学と個人の選好	1	2	選択
	情報犯罪論	1	2	選択
	情報法	1	2	選択
	組織調査研究法	1	2	選択
	質的研究(エスノグラフィー)	1	2	選択
共通科目	現代哲学	1	2	選択
	科学技術社会論	1	2	選択
	情報メディア論	1	2	選択
	デジタルアーカイブ構築論	1	2	選択
	芸術メディア論	1	2	選択
	企業評価論	1	2	選択
	政治データベース論	1	2	選択
	リモートセンシング	1	2	選択
	危機情報論	1	2	選択
	行動科学における多変量データ解析法	1	2	選択
	知識モデリング論	1	2	選択
	ネットワークコンピューティング	1	2	選択
	モバイルコンピューティング	1	2	選択
	実践 I Tベンチャー論	1	2	選択
	実践 I T企業論	1	2	選択
	協調的交渉論	1	2	選択
	I C T f o r L e a r n i n g	1	2	選択
	特別講義（身体情報学）	1	2	選択
	特別講義（都市空間マネジメントにおける情報通信技術）	1	2	選択

知識情報学専攻 博士課程前期課程

類別	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
課題研究分野	ヒューマンコンピューティング（各課題研究科目）	1～2	8	必修
	インテリジェントコンピューティング（各課題研究科目）	1～2	8	必修
	コンピューティングアルゴリズム（各課題研究科目）	1～2	8	必修
	分散コンピューティング（各課題研究科目）	1～2	8	必修
論文指導	論文指導	2	2	必修
専門領域科目	認知情報論	1	2	選択
	実世界インタラクション	1	2	選択
	擬人化システムとのインタラクション設計論	1	2	選択
	ニューラル・ネットワーク	1	2	選択
	認知発達ロボティクス	1	2	選択
	ヒューマンインタフェース論	1	2	選択
	視覚情報論	1	2	選択
	聴覚情報論	1	2	選択
	視聴覚実験心理学	1	2	選択
	知識表現	1	2	選択
	マセマティカル・モルフォロジ	1	2	選択
	ファジィ・システム	1	2	選択
	遺伝的アルゴリズム	1	2	選択
	量子情報理論	1	2	選択
	CAD／GIS論	1	2	選択
	カオス理論	1	2	選択
	可積分系とその周辺	1	2	選択
	離散最適化論	1	2	選択
	現代暗号理論	1	2	選択
	数値計算アルゴリズムとその応用	1	2	選択
	分散データベース論	1	2	選択
	応用無線通信	1	2	選択
共通科目	現代哲学	1	2	選択
	科学技術社会論	1	2	選択
	情報メディア論	1	2	選択
	デジタルアーカイブ構築論	1	2	選択
	芸術メディア論	1	2	選択
	企業評価論	1	2	選択
	政治データベース論	1	2	選択
	リモートセンシング	1	2	選択
	危機情報論	1	2	選択
	行動科学における多変量データ解析法	1	2	選択
	知識モデリング論	1	2	選択
	ネットワークコンピューティング	1	2	選択
	モバイルコンピューティング	1	2	選択
	実践ITベンチャー論	1	2	選択
	実践IT企業論	1	2	選択
	協調的交渉論	1	2	選択
	ICT for Learning	1	2	選択
	特別講義（身体情報学）	1	2	選択
	特別講義（都市空間マネジメントにおける情報通信技術）	1	2	選択

総合情報学専攻 博士課程後期課程

研究領域	授業科目	配当 年次	単位	履修 上の 区分
高度情報システム	無線情報通信のためのマイクロ波デバイス特殊研究 講義 A	1	2	選択
	無線情報通信のためのマイクロ波デバイス特殊研究 講義 B	1	2	選択
	無線情報通信のためのマイクロ波デバイス特殊研究 演習 1	1	4	必修
	無線情報通信のためのマイクロ波デバイス特殊研究 演習 2	2	4	必修
	無線情報通信のためのマイクロ波デバイス特殊研究 演習 3	3	4	選択
	情報セキュリティ技術とその安全性評価特殊研究 講義 A	1	2	選択
	情報セキュリティ技術とその安全性評価特殊研究 講義 B	1	2	選択
	情報セキュリティ技術とその安全性評価特殊研究 演習 1	1	4	必修
	情報セキュリティ技術とその安全性評価特殊研究 演習 2	2	4	必修
	情報セキュリティ技術とその安全性評価特殊研究 演習 3	3	4	選択
	情報システムにおける知識表現法特殊研究 講義 A	1	2	選択
	情報システムにおける知識表現法特殊研究 講義 B	1	2	選択
応用ソフトコン ピューティング	ソフトコンピューティングの工学的応用特殊研究 講義 A	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの工学的応用特殊研究 講義 B	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの工学的応用特殊研究 演習 1	1	4	必修
	ソフトコンピューティングの工学的応用特殊研究 演習 2	2	4	必修
	ソフトコンピューティングの工学的応用特殊研究 演習 3	3	4	選択
	ソフトコンピューティングの理学的応用特殊研究 講義 A	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの理学的応用特殊研究 講義 B	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの理学的応用特殊研究 演習 1	1	4	必修
	ソフトコンピューティングの理学的応用特殊研究 演習 2	2	4	必修
	ソフトコンピューティングの理学的応用特殊研究 演習 3	3	4	選択
	ソフトコンピューティングの実践的応用特殊研究 講義 A	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの実践的応用特殊研究 講義 B	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの実践的応用特殊研究 演習 1	1	4	必修
	ソフトコンピューティングの実践的応用特殊研究 演習 2	2	4	必修
	ソフトコンピューティングの実践的応用特殊研究 演習 3	3	4	選択
	ソフトコンピューティングの視覚情報処理特殊研究 講義 A	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの視覚情報処理特殊研究 講義 B	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの視覚情報処理特殊研究 演習 1	1	4	必修
	ソフトコンピューティングの視覚情報処理特殊研究 演習 2	2	4	必修
	ソフトコンピューティングの視覚情報処理特殊研究 演習 3	3	4	選択
	ソフトコンピューティングのセンシング応用特殊研究 講義 A	1	2	選択
	ソフトコンピューティングのセンシング応用特殊研究 講義 B	1	2	選択
	ソフトコンピューティングのセンシング応用特殊研究 演習 1	1	4	必修
	ソフトコンピューティングのセンシング応用特殊研究 演習 2	2	4	必修
	ソフトコンピューティングのセンシング応用特殊研究 演習 3	3	4	選択
	ソフトコンピューティングの地球科学的応用特殊研究 講義 A	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの地球科学的応用特殊研究 講義 B	1	2	選択
	ソフトコンピューティングの地球科学的応用特殊研究 演習 1	1	4	必修
	ソフトコンピューティングの地球科学的応用特殊研究 演習 2	2	4	必修
	ソフトコンピューティングの地球科学的応用特殊研究 演習 3	3	4	選択
	脳知能情報システム特殊研究 講義 A	1	2	選択
	脳知能情報システム特殊研究 講義 B	1	2	選択
	脳知能情報システム特殊研究 演習 1	1	4	必修
	脳知能情報システム特殊研究 演習 2	2	4	必修
	脳知能情報システム特殊研究 演習 3	3	4	選択
認知情報処理	認知的インタフェース特殊研究 講義 A	1	2	選択
	認知的インタフェース特殊研究 講義 B	1	2	選択
	認知的インタフェース特殊研究 演習 1	1	4	必修
	認知的インタフェース特殊研究 演習 2	2	4	必修
	認知的インタフェース特殊研究 演習 3	3	4	選択
	認知メカニズム特殊研究 講義 A	1	2	選択
	認知メカニズム特殊研究 講義 B	1	2	選択

認知情報処理		認知メカニズム特殊研究 演習 1	1	4	必修
		認知メカニズム特殊研究 演習 2	2	4	必修
		認知メカニズム特殊研究 演習 3	3	4	選択
		Web インタラクション特殊研究 講義 A	1	2	選択
		Web インタラクション特殊研究 講義 B	1	2	選択
		Web インタラクション特殊研究 演習 1	1	4	必修
		Web インタラクション特殊研究 演習 2	2	4	必修
		Web インタラクション特殊研究 演習 3	3	4	選択
		視覚認知情報処理モデル特殊研究 講義 A	1	2	選択
		視覚認知情報処理モデル特殊研究 講義 B	1	2	選択
		視覚認知情報処理モデル特殊研究 演習 1	1	4	必修
		視覚認知情報処理モデル特殊研究 演習 2	2	4	必修
		視覚認知情報処理モデル特殊研究 演習 3	3	4	選択
		コンピューティング史特殊研究 講義 A	1	2	選択
		コンピューティング史特殊研究 講義 B	1	2	選択
		コンピューティング史特殊研究 演習 1	1	4	必修
		コンピューティング史特殊研究 演習 2	2	4	必修
		コンピューティング史特殊研究 演習 3	3	4	選択
		計算機統計学接近法特殊研究 講義 A	1	2	選択
		計算機統計学接近法特殊研究 講義 B	1	2	選択
		インタラクションデザイン特殊研究 講義 A	1	2	選択
		インタラクションデザイン特殊研究 講義 B	1	2	選択
意思決定システム	意思決定支援	数理意思決定特殊研究 講義 A	1	2	選択
		数理意思決定特殊研究 講義 B	1	2	選択
		数理意思決定特殊研究 演習 1	1	4	必修
		数理意思決定特殊研究 演習 2	2	4	必修
		数理意思決定特殊研究 演習 3	3	4	選択
		可積分系特殊研究 講義 A	1	2	選択
		可積分系特殊研究 講義 B	1	2	選択
		可積分系特殊研究 演習 1	1	4	必修
		可積分系特殊研究 演習 2	2	4	必修
		可積分系特殊研究 演習 3	3	4	選択
		計算科学意思決定特殊研究 講義 A	1	2	選択
		計算科学意思決定特殊研究 講義 B	1	2	選択
		計算科学意思決定特殊研究 演習 1	1	4	必修
		計算科学意思決定特殊研究 演習 2	2	4	必修
		計算科学意思決定特殊研究 演習 3	3	4	選択
		経営情報論特殊研究 講義 A	1	2	選択
		経営情報論特殊研究 講義 B	1	2	選択
	社会的意思決定	経営意思決定特殊研究 講義 A	1	2	選択
		経営意思決定特殊研究 講義 B	1	2	選択
		経営意思決定特殊研究 演習 1	1	4	必修
		経営意思決定特殊研究 演習 2	2	4	必修
		経営意思決定特殊研究 演習 3	3	4	選択
		公共政策特殊研究 講義 A	1	2	選択
		公共政策特殊研究 講義 B	1	2	選択
		公共政策特殊研究 演習 1	1	4	必修
		公共政策特殊研究 演習 2	2	4	必修
		公共政策特殊研究 演習 3	3	4	選択
		法情報意思決定特殊研究 講義 A	1	2	選択
		法情報意思決定特殊研究 講義 B	1	2	選択
		法情報意思決定特殊研究 演習 1	1	4	必修
		法情報意思決定特殊研究 演習 2	2	4	必修
		法情報意思決定特殊研究 演習 3	3	4	選択
		行政組織における政策決定過程特殊研究 講義 A	1	2	選択
		行政組織における政策決定過程特殊研究 講義 B	1	2	選択
		行政組織における政策決定過程特殊研究 演習 1	1	4	必修
		行政組織における政策決定過程特殊研究 演習 2	2	4	必修
		行政組織における政策決定過程特殊研究 演習 3	3	4	選択
		経済政策特殊研究 講義 A	1	2	選択
		経済政策特殊研究 講義 B	1	2	選択
		経済政策特殊研究 演習 1	1	4	必修
		経済政策特殊研究 演習 2	2	4	必修

マルチモーダルコミュニケーション		経済政策特殊研究 演習 3	3	4	選択
		政治過程論特殊研究 講義 A	1	2	選択
		政治過程論特殊研究 講義 B	1	2	選択
		政治過程論特殊研究 演習 1	1	4	必修
		政治過程論特殊研究 演習 2	2	4	必修
		政治過程論特殊研究 演習 3	3	4	選択
		国際経営戦略論特殊研究 講義 A	1	2	選択
		国際経営戦略論特殊研究 講義 B	1	2	選択
	学習環境デザイン	通信系情報教育特殊研究 講義 A	1	2	選択
		通信系情報教育特殊研究 講義 B	1	2	選択
		通信系情報教育特殊研究 演習 1	1	4	必修
		通信系情報教育特殊研究 演習 2	2	4	必修
		通信系情報教育特殊研究 演習 3	3	4	選択
		メディアミックスによる教育方法特殊研究 講義 A	1	2	選択
		メディアミックスによる教育方法特殊研究 講義 B	1	2	選択
		メディアミックスによる教育方法特殊研究 演習 1	1	4	必修
		メディアミックスによる教育方法特殊研究 演習 2	2	4	必修
		メディアミックスによる教育方法特殊研究 演習 3	3	4	選択
		異文化・コミュニケーション論特殊研究 講義 A	1	2	選択
		異文化・コミュニケーション論特殊研究 講義 B	1	2	選択
		コミュニケーションデザイン特殊研究 講義 A	1	2	選択
		コミュニケーションデザイン特殊研究 講義 B	1	2	選択
	コミュニケーション環境学	対面的コミュニケーション論特殊研究 講義 A	1	2	選択
		対面的コミュニケーション論特殊研究 講義 B	1	2	選択
		対面的コミュニケーション論特殊研究 演習 1	1	4	必修
		対面的コミュニケーション論特殊研究 演習 2	2	4	必修
		対面的コミュニケーション論特殊研究 演習 3	3	4	選択
		情報行動特殊研究 講義 A	1	2	選択
		情報行動特殊研究 講義 B	1	2	選択
		情報行動特殊研究 演習 1	1	4	必修
		情報行動特殊研究 演習 2	2	4	必修
		情報行動特殊研究 演習 3	3	4	選択
		メディア・コミュニケーション論特殊研究 講義 A	1	2	選択
		メディア・コミュニケーション論特殊研究 講義 B	1	2	選択
		文化社会学特殊研究 講義 A	1	2	選択
		文化社会学特殊研究 講義 B	1	2	選択
		インターネット心理学特殊研究 講義 A	1	2	選択
		インターネット心理学特殊研究 講義 B	1	2	選択

IV 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

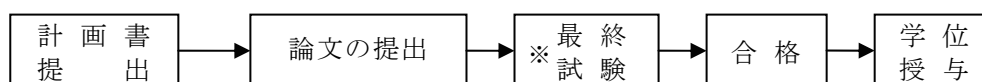
博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます（大学院学則第24条、第26条）。

2 修士論文審査基準

学位論文（修士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、学術的意義が認められること。
- (2) 研究テーマに基づいて適切に問題が設定され、一貫した論理展開により妥当な結論が導き出されていること。
- (3) 研究目的にふさわしい研究手法がとられ、資料やデータの利用と解釈が適切に行われていること。
- (4) 先行研究や関連した研究が十分に調査され、的確に考察されていること。
- (5) 研究成果に独自の知見が認められること。

3 学位授与までの流れ



※ 社会情報学専攻では、最終試験を口頭試問として行います。

※ 知識情報学専攻では、最終試験を公聴会として行います。

4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

修士論文または特定の課題についての研究の成果の提出については、指導教員とよく相談してください。

(1) 社会情報学専攻 博士課程前期課程

事項	期 限（期 日）	
	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	1 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬	7 月下旬～9 月上旬

(2) 知識情報学専攻 博士課程前期課程

事項	期 限（期 日）	
	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	2 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬～下旬	7 月下旬～9 月上旬

5 修士論文提出要件

博士課程前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目のうち16単位以上を修得した後、学位取得計画を提出し、かつ、外国語の学力に関する認定に合格しなければ、修士論文を提出することはできません。

修士論文計画書を提出するには、2年次の春学期終了時点で、16単位以上を修得している必要があります。

6 外国語学力確認

上記の外国語の学力に関する認定については、次のいずれかの要件を満たすことにより、これを行ったものとして免除します。

- (1) 入学試験での受験外国語
- (2) 指導教員による研究指導

7 修士論文計画書の提出について

- (1) 提出期限は厳守してください。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。
- (2) 修士論文計画書には指導教員の承認印を受けてください。
- (3) 既に提出した論文計画の変更は、認められません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（総合情報学部オフィス備付）を提出することができます。
- (4) 計画書を提出したが、修士論文を提出しない場合は、必ず、事前に総合情報学部オフィスにその旨を報告してください。

8 修士論文・論文要旨の提出要領

(1) 提出部数

ア 論文(紙媒体) 正本1部・副本3部

(正本はワープロまたは自筆により作成したもの。副本は正本の複写)

イ 論文(電子ファイル) 1部

(2) 論文(紙媒体)の提出について

ア 枚数制限 各課題研究科目の指導教員の指示による。

イ 用紙規格 以下の規格に従うこと。

(ア) ワープロを使用する場合はA4判用紙(感熱紙は不可)を使用。

[注] ワープロの書式設定は原則的に40字×40行とし、左側に余白を25mm以上とること。

(イ) 自筆の場合はA4判レポート用紙(市販のもの)を使用。

ウ 装丁要領 [以下の(ア)～(エ)は正本・副本とも共通]

(ア) 市販のフラットファイル(例 A4判:コクヨフ-V10)を用いて装丁する。

(イ) 論題・研究科・専攻・課題研究科目・学籍番号・氏名を記入した内表紙を作成する。

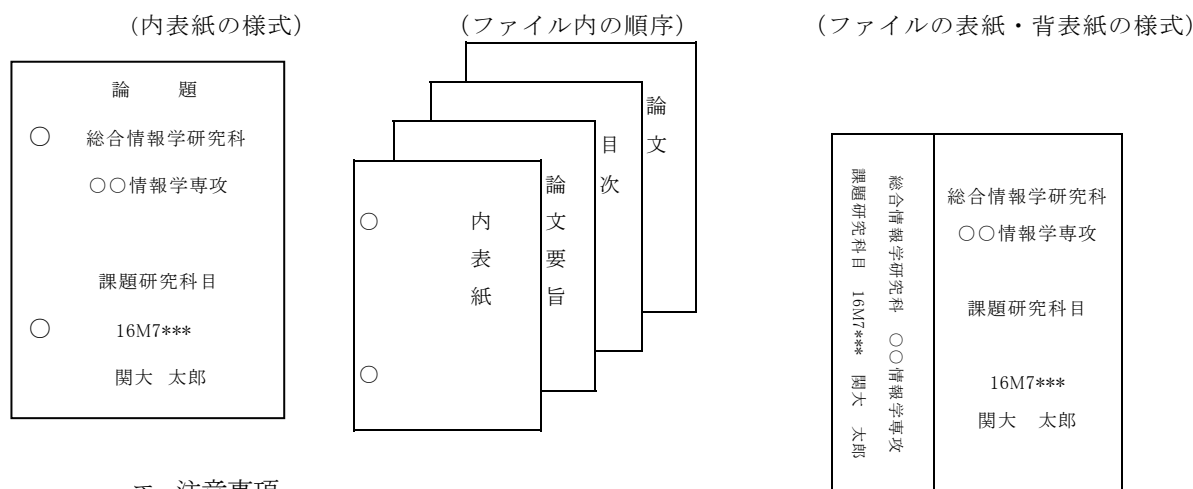
[注] 論題は論文計画書で届け出たものを正確に記入すること。

(ウ) 内表紙、論文要旨(下記の注を参照)、目次、論文の順に綴じる。

[注] 論文要旨の書式等については、指導教員の指示に従うこと。

(エ) フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・課題研究科目・学籍番号・氏名を記入する。

【装丁概略】



エ 注意事項

(ア) 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。

(イ) 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、論文の装丁要領[上記ウ(ア)～(エ)]に準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。

(ウ) 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。

(エ) 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。

(オ) ページ番号は目次に続く「論文」より付すこと。

※ その他の書式等については、指導教員の指示に従うこと。

オ その他 審査に使用した論文(紙媒体)3部は最終試験終了後、本人に返却する。

(3) 論文(電子ファイル)の提出について

ア 形式及びファイル名

(ア) ファイル形式はPDFとし、添付資料や図表を含めて1つのファイルにまとめること(内表紙、論文要旨、目次、論文の順)。

- (イ) ファイル名は「学籍番号(半角)_氏名(漢字等全角)_氏名(全角カナ). 拡張子pdf(小文字)」とする。

表記例：16M7×××_関大太郎_カンダイタロウ.pdf

イ 注意事項

- (ア) PDFファイルに変換した際に、文字化け等が生じていないか論文内容を各自で確認すること。
- (イ) 論文をPDFファイルに変換できない場合や1つのファイルにまとめることができない場合は申し出ること。
- (ウ) 論文をPDFファイルに変換できない事例
- a プリントアウトした写真等を貼付している場合。
 - b 「(2)-イ 用紙規格」よりも大きな図面やページがある場合。
 - c その他、PDFファイルに変換した際に文字化け等が生じ、正確に論文内容が表示されないと考えられる場合。

9 修士論文概要

修士論文概要集（CD-ROM および冊子）作成にあたり、論文の概要（A4 判用紙 2 ページ および PDF ファイル）を、修士論文とは別に提出してください。様式等については、提出要領を参照してください。

※修士論文計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムにてお知らせしますので、各自総合情報学部オフィスまで取りに来てください。

V 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

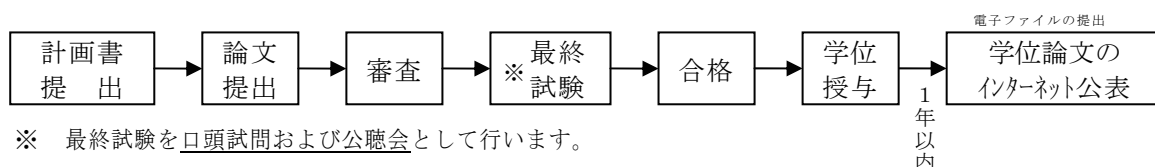
博士課程後期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査および最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます（大学院学則第 25 条、第 28 条）。

2 博士論文審査基準

学位論文（博士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、学術的意義が認められること。
- (2) 研究テーマに基づいて適切に問題が設定され、一貫した論理展開により妥当な結論が導き出されていること。
- (3) 研究目的にふさわしい研究手法がとられ、資料やデータの利用と解釈が適切に行われていること。
- (4) 先行研究や関連した研究が十分に調査され、的確に考察されていること。
- (5) 研究成果に独創性が認められること。
- (6) 研究成果が学問の発展に寄与すると認められること。

3 学位授与までの流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

学位論文の提出については、指導教員とよく相談してください。

(1) 総合情報学専攻 博士課程後期課程

事項	期 限 (期 日)	
	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	8 月末	1 月末
論文の提出	12 月上旬	6 月上旬
最終試験	1 月中旬～2 月中旬	7 月上旬～8 月上旬

※「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

5 学位論文提出要件

博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、外国語の学力に関する認定に合格しなければ、博士論文を提出することはできません。

なお、レフェリーのある学術雑誌に掲載された論文が2点以上あること、または、それと同等と審査部会が認めなければ、博士論文計画書を提出することはできません。

6 外国語学力確認

上記の外国語の学力に関する認定については、次のいずれかの要件を満たすことにより、これを行ったものとして免除します。

- (1) 入学試験での受験外国語
- (2) 指導教員による研究指導

7 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第 38 条, 第 39 条

(審査要旨の公表)

第 38 条 学長は、学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第 39 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

専門社会調査士について

総合情報学研究科博士課程前期課程では、2013年度から社会調査協会の認定を受け、「専門社会調査士」の資格取得ができるようになりました。

この資格取得の要件は、1) 社会調査士資格を有すること、2) 標準カリキュラムH～Jに対応した科目の単位を修得すること、3) 社会調査結果を用いた研究論文（修士論文を含む）を執筆すること（研究論文の範囲は社会調査協会ホームページを参照）、4) 修士課程を修了することとなっています。このうち1) については、社会調査士資格を有していない場合、社会調査士標準カリキュラムA～F（ただしEとFは選択制）を並行履修することで社会調査士・専門社会調査士の同時取得が可能です。また、2) についてはH～Jに対応する下記の本課程設置の授業科目の履修・単位取得が必要になります。

社会調査協会指定の標準カリキュラム	対応授業科目
H. 調査企画・設計に関する演習（実習）科目	「組織調査研究法」：90分×15週
I. 多変量解析に関する演習（実習）科目	「行動科学における多変量データ解析法」：90分×15週
J. 質的調査法に関する演習（実習）科目	「フィールドリサーチ方法論」：90分×15週

詳細については、一般社団法人社会調査協会のホームページ（<http://jasr.or.jp/>）をご参照ください。

理工学研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

理工学研究科には、次の課程があります。

- (1) システム理工学専攻 博士課程前期課程
数学分野、物理・応用物理学分野、機械工学分野、電気電子情報工学分野
- (2) 環境都市工学専攻 博士課程前期課程
建築学分野、都市システム工学分野、エネルギー・環境工学分野
- (3) 化学生命工学専攻 博士課程前期課程
化学・物質工学分野、生命・生物工学分野
- (4) 総合理工学専攻 博士課程後期課程
数学分野、物理・応用物理学分野、機械工学分野、電気電子情報工学分野、
建築学分野、都市システム工学分野、エネルギー・環境工学分野、
化学・物質工学分野、生命・生物工学分野

2 授業科目の構成

理工学研究科で履修・修得できる授業科目は、次のとおり大別されます。

なお、各授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

課程	種別	概要
前期課程	A群科目	研究科内共通科目
	K群科目	英語基準コース基本科目
	B群科目	専攻内共通科目
	C群科目	各分野の定める専門科目（ゼミナールを含む） 英語基準コース専門科目（ゼミナールを含む）
後期課程	—	ゼミナール及び派遣型実習教育科目

3 修了所要単位

(1) 博士課程前期課程

博士課程前期課程に2年<4学期>以上4年<8学期>以内在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者には、修士(理学)又は修士(工学)の学位が与えられます。

【修了所要単位30単位の内訳】

システム理工学専攻

(ア) 数学分野においては、A群、B群全体から2単位、C群22単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

(イ) 物理・応用物理学分野においては、A群2単位、C群12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、A群の単位数は6単位を超えて、修了所要単位に算入することはできない。

なお、英語基準コース履修者は、K群2単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (ウ) 機械工学分野においては、A群2単位、B群2単位、C群22単位（所属する研究領域のゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位及び応用数学特論2単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

なお、英語基準コース履修者は、K群2単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (エ) 電気電子情報工学分野においては、A群2単位、B群2単位、C群20単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、A群及びB群の合計は6単位を超えて、修了所要単位に算入することはできない。また、C群の電気電子情報工学PBL-A、B、アドバンスドインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの合計は6単位を超えて、修了所要単位に算入することはできない。

なお、英語基準コース履修者は、K群2単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (オ) B群は所属の専攻から、C群は所属の分野から必要単位数を修得するものとする。

環境都市工学専攻

- (ア) 建築学分野においては、A群2単位、B群2単位、C群24単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、建築設計インターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲの単位数は2単位を超えて、修了所要単位に算入することはできない。また、アドバンスドインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは修了所要単位に算入することはできない。

なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (イ) 都市システム工学分野においては、A群2単位、B群4単位、C群24単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位、科学技術英語2単位及び指導教員の系の選択必修科目6単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、アドバンスドインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの単位数は4単位を超えて、修了所要単位に算入することはできない。

なお、英語基準コース履修者は、K群2単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (ウ) エネルギー・環境工学分野においては、A群2単位、B群4単位、C群16単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、A群の単位数は6単位を超えて、B群の単位数は8単位を超えて、修了所要単位に算入することはできない。また、アドバンスドインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ及び海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの単位数は修了所要単位に算入することはできない。

なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (エ) B群は所属の専攻から、C群は所属の分野から必要単位数を修得するものとする。

化学生命工学専攻

- (ア) 化学・物質工学分野においては、A群2単位、B群4単位、指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含めて30単位以上を修得しなければならない。ただし、A群の単位数は4単位を超えて、B群の単位数は8単位を超えて、修了所要単位に算入することはできない。

なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (イ) 生命・生物工学分野においては、A群2単位、B群2単位、C群20単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

なお、英語基準コース履修者は、K群4単位、所属する分野のC群〔英語基準コース専門科目〕12単位（指導教員の担当するゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ計8単位を含む。）を含めて30単位以上を修得しなければならない。

- (ウ) B群は所属の専攻から、C群は所属の分野から必要単位数を修得するものとする。

(2) 博士課程後期課程

博士課程後期課程に3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士(理学)又は博士(工学)の学位が与えられます。

【修了所要単位8単位の内訳】

所属する研究領域のゼミナールⅤ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ計8単位を修得しなければならない。

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録

その年度に履修しようとする授業科目については、必ず指導教員の指導を受け、承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に履修登録をしてください。

なお、原則として履修登録締切後の授業科目の変更・追加等については認められません。ただし、所定の期間においては一定の条件の下、履修変更を認めます(詳細はインフォメーションシステムでお知らせします)。また、英語基準コースの開講科目一覧はインフォメーションシステムに掲載します。

(2) 履修制限単位【博士課程前期課程】

1学年度に履修できる単位数は28単位までです。ただし、秋学期入学生の入学初年度及び所定の修了所要単位を修得することとなる春学期については14単位までとします。

なお、アドバンスドインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ、海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び建築設計インターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲの単位は、履修制限単位には含めません。

(3) ゼミナールの履修【博士課程前期課程】

ゼミナールⅠ及びⅡを修得していなければ、ゼミナールⅢ及びⅣを履修できません。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りではありません。

(4) K群科目の履修

K群科目は英語基準コース履修者のみ履修可能です。その他学生は履修することができません。

(5) C群科目の履修

①各分野の定める専門科目（英語基準コース専門科目を除く）

英語基準コース履修者については、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認め、且つ、当該科目の担任者が履修を許可した場合に限り履修をすることができます。

②英語基準コース専門科目

英語基準コース履修者以外の履修者については、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認め、且つ、当該科目の担任者が履修を許可した場合に限り履修をすることができます。

(6) 追加科目

自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他専攻、他研究科若しくは学部又は他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

なお、下記(7)の場合を除き、履修制限単位には含まれません。

また、事情により履修できない場合もあります。

(7) 追加科目の充当【博士課程前期課程】

博士課程前期課程において、追加科目として修得した単位のうち博士課程前期課程の科目については、指導教員の承認を得たうえで、10単位まで修了所要単位に算入することができます。ただし、ゼミナールの単位に算入することはできません。

また、追加科目を充当科目として履修する場合は、履修制限単位数に含みます。

(8) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1学年度において32単位まで履修することができます。③の学部科目の履修は、(6)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。

なお、開講学部の事情により、登録できない場合があります。

2 他大学との単位互換について

(1) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修することができます。詳細につきましては、「関西大学四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」(教務センター教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします)を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください(Webからの登録はできません)。

(2) 大阪大学単位互換・京都大学単位互換

本学は、大阪大学、京都大学との間でそれぞれ学術交流協定を締結し、特別聴講学生の相互受け入れを行い、双方の大学院の授業科目の履修及び単位の修得を認めています。研究上の必要により、大阪大学大学院または京都大学大学院の授業科目の履修を希望する場合は、指導教員の許可を得たうえで、所定の手続きを行ってください。詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします。

3 学位論文提出要件について

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てたうえで履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

4 入学前既修得単位の認定について

本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

5 早期修了制度について【博士課程前期課程 システム理工学専攻 機械工学分野】

優秀な学生に対し、学部から大学院博士課程前期課程までの連携した一貫教育を行い、社会の要請に応えるきわめて質の高い人材（高度専門技術者）を輩出するため、学部を3.5年で早期卒業し、大学院博士課程前期課程に入学した学生のうち、大学院において特に優秀な成績を修めた者が、博士課程前期課程を3学期（1.5年）で修了することを目的とした制度です。博士課程前期課程を修了後に、後期課程への進学を強く薦めます。

なお、詳細については、インフォメーションシステム等によりお知らせします。

《機械工学分野》

(1) 対象者

関西大学システム理工学部機械工学科を早期卒業し、関西大学大学院理工学研究科システム理工学専攻機械工学分野に在学中で、早期修了を希望する者

(2) 募集時期

第2学期（セメスター）の所定の時期

(3) 早期修了制度適用条件

早期修了制度の適用を受ける者は、以下の条件をすべて満たしていなければなりません。

ア システム理工学専攻機械工学分野に入学後、学籍異動を行わず、1学期（セメスター）在学している者

イ 第1学期（セメスター）に行う中間審査において、早期修了が可能であると判断された者（注1）

ウ 第1学期（セメスター）末時点において、成績が優秀（注2）であり、修了所要単位のうち、20単位（ゼミナールを含む）以上を修得している者（注3）

(4) 早期修了が認められる条件

早期修了をするためには、以下の条件をすべて満たしていなければなりません。

ア 第2学期（セメスター）末時点において、修了所要単位に含まれる科目の成績が優秀な者（注2）

イ 第3学期（セメスター）末時点において、連続して3学期（セメスター）在学し、修了所要単位を全て修得した者

ウ 修士論文の審査及び試験に合格した者

(5) 履修上の措置およびその他の事項

ア 早期修了制度の適用を認められた者には、第3学期（セメスター）にゼミナールⅢ、Ⅳの並行履修を認めます。

イ 早期修了制度の適用を認められた者に、学籍異動があった場合は、早期修了制度適用の許可を取り消し、通算4学期（セメスター）以上在学し、修士論文の審査及び試験に合格しなければ修了を認めません。

ウ 早期修了制度の適用を認められた者から、指導教員を通じて、理工学研究科長に第2学期（セメスター）末までに早期修了制度適用辞退の申し出（注4）があった場合は、早期修了制度適用許可を取り消し、第3学期（セメスター）におけるゼミナールⅢ、Ⅳの並行履修と第3学期（セメスター）の修士論文の提出を認めません。

また、第3学期（セメスター）末までに早期修了制度適用辞退の申し出（注4）があった場合は、早期修了制度適用許可を取り消し、第3学期（セメスター）の修士論文の提出を認めません。

エ 大学院博士課程前期課程入学時にガイダンスを実施し、大学院早期修了制度の概要説明を行います。

注1：中間審査については、別に実施要領を定めます。

注2：成績判定基準については、別に定めます。

注3：第1学期（セメスター）の履修制限単位は14単位であるため、4年次春学期に10単位履修した大学院理工学研究科授業科目のうち、少なくとも6単位を修得しておかなければ、早期修了適用対象者となる条件を満たすことができません。

注 4：早期修了辞退申請の詳細については、別に定めます。

6 早期修了制度について【博士課程前期課程 環境都市工学専攻 都市システム工学分野】

優秀な学生に対し、学部から大学院博士課程前期課程までの連携した一貫教育を行い、社会の要請に応えるきわめて質の高い人材（高度専門技術者）を輩出するため、学部を3.5年で早期卒業し、大学院博士課程前期課程に入学した学生のうち、大学院において特に優秀な成績を修めた者が、博士課程前期課程を3学期（1.5年）で修了することを目的とした制度です。

なお、詳細については、インフォメーションシステム等によりお知らせします。

《都市システム工学分野》

(1) 対象者

関西大学環境都市工学部都市システム工学科を早期卒業し、関西大学大学院理工学研究科環境都市工学専攻都市システム工学分野に在学中で、早期修了を希望する者

(2) 募集時期

第 2 学期（セメスター）の所定の時期

(3) 早期修了制度適用条件

早期修了制度の適用を受ける者は、以下の条件をすべて満たしていなければなりません。

ア 環境都市工学専攻都市システム工学分野に入学後、学籍異動を行わず、1 学期（セメスター）在学している者

イ 第 1 学期（セメスター）に行う中間審査において、早期修了が可能であると判断された者（注 1）

ウ 第 1 学期（セメスター）末時点において、修了所要単位のうち、20 単位（ゼミナールを含む）以上を修得し、その成績が優秀な者（注 2）（注 3）

(4) 早期修了が認められる条件

早期修了をするためには、以下の条件をすべて満たしていなければなりません。

ア 第 2 学期（セメスター）末時点において、修了所要単位に含まれる科目の成績が優秀な者（注 2）

イ 第 3 学期（セメスター）末時点において、連続して 3 学期（セメスター）在学し、修了所要単位を全て修得した者

ウ 修士論文の審査及び試験に合格した者

(5) 履修上の措置およびその他の事項

ア 早期修了制度の適用を認められた者には、第 3 学期（セメスター）にゼミナールⅢ、Ⅳの並行履修を認めます。

イ 早期修了制度の適用を認められた者に、学籍異動があった場合は、早期修了制度適用の許可を取り消し、通算 4 学期（セメスター）以上在学し、修士論文の審査及び試験に合格しなければ修了を認めません。

ウ 早期修了制度の適用を認められた者から、指導教員を通じて、理工学研究科長に第 2 学期（セメスター）末までに早期修了制度適用辞退の申し出（注 4）があった場合は、早期修了制度適用許可を取り消し、第 3 学期（セメスター）におけるゼミナールⅢ、Ⅳの並行履修と第 3 学期（セメスター）の修士論文の提出を認めません。

また、第 3 学期（セメスター）末までに早期修了制度適用辞退の申し出（注 4）があった場合は、早期修了制度適用許可を取り消し、第 3 学期（セメスター）の修士論文の提出を認めません。

エ 大学院博士課程前期課程入学時にガイダンスを実施し、大学院早期修了制度の概要説明を行います。

注 1：中間審査については、別に実施要領を定めます。

注 2：成績判定基準については、別に定めます。

注 3：第 1 学期（セメスター）の履修制限単位は 14 単位であるため、4 年次春学期に 10 単位履修した大学院理工学研究科授業科目のうち、少なくとも 6 単位を修得しておかなければ、早期修了適用対象者となる条件を満たすことができません。

注 4：早期修了辞退申請の詳細については、別に定めます。

早期修了制度 スケジュール(予定)

【第 1 学期（セメスター）】	
秋学期入学後	分野長によるガイダンス
2 月上旬	中間審査日程等をインフォメーションシステムにて公示
2 月下旬	中間審査
3 月下旬研究科委員会	中間審査及び早期修了適用査定
【第 2・3 学期（セメスター）】※以下、修士論文提出に関しては、通常の M2 生と同様のスケジュール	
9 月中旬研究科委員会	早期修了制度適用対象者成績査定
2 月中旬	論文の提出
2 月中旬～下旬	最終試験
2 月下旬研究科委員会	修了査定
3 月上旬	修了者発表
3 月下旬	学位記（修士・博士）授与式

授業科目一覧

ア システム理工学専攻 博士課程前期課程

種別		授業科目	配当 年次	単位数	種別	授業科目	配当 年次	単位数			
A群	研究科内共通科目	工学倫理特論	1	2	C群	微分幾何学	1	2			
		技術経営論	1	2		情報幾何学	1	2			
		知的財産論	1	2		代数的整数論	1	2			
		科学技術論	1	2		数論幾何学	1	2			
		マーケティング論	1	2		群と環の表現論	1	2			
		エネルギー・環境論	1	2		確率過程概論	1	2			
		経済産業論	1	2		確率微分方程式	1	2			
		ベンチャー論	1	2		確率過程特論	1	2			
		安全学総論	1	2		確率解析特論	1	2			
		技術者のための文系基礎知識	1	2		統計的推測	1	2			
		特殊講義（各テーマ）	1	2		統計的分布論	1	2			
		寄附講座（各テーマ）	1	2		保険数学	1	2			
		K群	英語基準コース基本科目	英語基準コース（各テーマ）		1	2	確率モデル	1	2	
大域複素解析学Ⅰ	1							2			
B群	専攻内共通科目	現代数学概論	1	2		大域複素解析学Ⅱ	1	2			
		アルゴリズム工学特論	1	2		ホモロジー代数特論	1	2			
		現代物理・応用物理学特論	1	2		可換環上の加群論	1	2			
		画像応用計測特論	1	2		アドバンスドインターンシップⅠ	1	2			
		ソフトコンピューティング特論	1	2		アドバンスドインターンシップⅡ	1	2			
		自己組織化の科学	1	2		アドバンスドインターンシップⅢ	1	2			
		相平衡の科学	1	2		海外実習Ⅰ	1	2			
		X線回折法	1	2		海外実習Ⅱ	1	2			
		特別講義A	1	2		海外実習Ⅲ	1	2			
		特別講義B	1	2		〔英語基準コース専門科目〕					
		特別講義C	1	2		英語基準コース（各テーマ）	1・2	2			
		C群	数学分野	数学ゼミナールⅠ		1	2	物理・応用物理学分野	物理・応用物理学ゼミナールⅠ	1	2
				数学ゼミナールⅡ		1	2		物理・応用物理学ゼミナールⅡ	1	2
数学ゼミナールⅢ	2			2		物理・応用物理学ゼミナールⅢ	2		2		
数学ゼミナールⅣ	2			2		物理・応用物理学ゼミナールⅣ	2		2		
函数解析学特論	1			2		磁性基礎理論	1		2		
作用素環論概論	1			2		量子物理学特論	1		2		
						量子多体物理学特論	1		2		
			固体物理学特論	1		2					

種別		授業科目	配当 年次	単位数	種別		授業科目	配当 年次	単位数	
C群	物理・応用物理学分野	デバイス物理学特論	1	2	C群	機械工学分野	生体流体力学特論	1	2	
		流体物理学特論	1	2			バイオメカニクス・流体工学特論（上級）	1	2	
		生物流体物理学特論	1	2			流体弾性体力学	1	2	
		非線形数理	1	2			流体弾性体力学応用	1	2	
		電磁波物理学	1	2			材料評価学特論	1	2	
		量子光理工学	1	2			材料設計システム工学特論	1	2	
		基礎物性科学特論	1	2			計算材料力学特論	1	2	
		計算科学特論	1	2			数学解析特論	1	2	
		電気・光学材料特論	1	2			ナノメカトロニクス概論	1	2	
		ナノ物理工学	1	2			情報機械学	1	2	
		ナノ機能素子工学	1	2			エンジニアリングトライボロジー	1	2	
		流体弾性体力学	1	2			情報機器制御工学	1	2	
		計測工学特論	1	2			ナノ表面制御・分析工学概論	1	2	
		レーザ応用工学	1	2			熱エネルギーシステム特論	1	2	
		プラズマ工学特論	1	2			動力エネルギー特論	1	2	
		電子物性基礎特論	1	2			気液二相流特論	1	2	
		固体の輸送現象特論	1	2			伝熱工学特論	1	2	
		超音波物理学特論	1	2			精密加工学特論	1	2	
		数理解析特論	1	2			特殊加工学特論	1	2	
		物理学・応用物理学英語特論	1	2			ナノ・マイクロ加工学特論	1	2	
		アドバンスドインターンシップⅠ	1	2			応用数学特論	1	2	
		アドバンスドインターンシップⅡ	1	2			振動制御工学	1	2	
		アドバンスドインターンシップⅢ	1	2			機械電子制御特論	1	2	
	海外実習Ⅰ	1	2	有限要素法と振動工学特論		1	2			
	海外実習Ⅱ	1	2	計測工学特論		1	2			
	海外実習Ⅲ	1	2	物性工学特論		1	2			
	〔英語基準コース専門科目〕							ロボット工学特論	1	2
	英語基準コース（各テーマ）		1・2	2				マイクロシステム工学特論	1	2
	機械工学分野	機械工学ゼミナールⅠ	1	2				ナノデバイスプロセス特論	1	2
		機械工学ゼミナールⅡ	1	2				可視情報工学特論	1	2
		機械工学ゼミナールⅢ	2	2				PⅠⅤシステム工学特論	1	2
		機械工学ゼミナールⅣ	2	2				熱流体解析特論	1	2
		ナノ物理工学	1	2				人間工学特論	1	2
		ナノ機能素子工学	1	2				認知工学特論	1	2
		レーザ応用工学	1	2				生体情報工学特論	1	2

種別		授業科目	配当 年次	単位数	種別		授業科目	配当 年次	単位数	
C群	機械工学分野	ヒューマンインターフェイス特論	1	2	C群	電気電子情報工学分野	量子物理学特論	1	2	
		生物流体物理学特論	1	2			半導体素子工学特論	1	2	
		破壊力学特論	1	2			知能システム工学特論	1	2	
		科学技術英語	1	2			情報ネットワーク特論	1	2	
		基礎物性科学特論	1	2			次世代インターネット技術特論	1	2	
		固体物理学特論	1	2			太陽光励起レーザ応用工学特論	1	2	
		アドバンスドインターンシップⅠ	1	2			無線通信工学特論	1	2	
		アドバンスドインターンシップⅡ	1	2			電子物性基礎特論	1	2	
		アドバンスドインターンシップⅢ	1	2			固体の輸送現象特論	1	2	
		海外実習Ⅰ	1	2			画像処理特論	1	2	
		海外実習Ⅱ	1	2			パターン認識特論	1	2	
		海外実習Ⅲ	1	2			ヒューマンインタフェース特論	1	2	
		〔英語基準コース専門科目〕						音声・音響工学特論	1	2
		英語基準コース（各テーマ）	1・2	2			信号処理特論	1	2	
	電気電子情報工学分野	電気電子情報工学ゼミナールⅠ	1	2			光・電磁波工学特論	1	2	
		電気電子情報工学ゼミナールⅡ	1	2			インターネット工学特論	1	2	
		電気電子情報工学ゼミナールⅢ	2	2			薄膜・表面分析工学特論	1	2	
		電気電子情報工学ゼミナールⅣ	2	2			光半導体デバイス特論	1	2	
		発電工学特論	1	2			データ工学特論	1	2	
		ソフトウェアシステム特論	1	2			デジタルシステム特論	1	2	
		プラズマ工学特論	1	2			確率的情報処理特論	1	2	
		電子制御特論	1	2			科学技術英語	1	2	
		システム最適化特論	1	2			電気電子情報工学PBL-A	1	2	
		コンピュータネットワーク特論	1	2			電気電子情報工学PBL-B	1	2	
		物性工学特論	1	2			アドバンスドインターンシップⅠ	1	2	
		電気・光学材料特論	1	2			アドバンスドインターンシップⅡ	1	2	
		システムダイナミクス特論	1	2			アドバンスドインターンシップⅢ	1	2	
		情報光学特論	1	2			海外実習Ⅰ	1	2	
		環境エネルギー工学特論	1	2			海外実習Ⅱ	1	2	
		分散型電源システム工学特論	1	2			海外実習Ⅲ	1	2	
		電気機器特論	1	2			〔英語基準コース専門科目〕			
		パワーエレクトロニクス特論	1	2			英語基準コース（各テーマ）	1・2	2	

イ 環境都市工学専攻 博士課程前期課程

種別		授業科目	配当 年次	単位数	種別		授業科目	配当 年次	単位数		
A群	研究科内共通科目	工学倫理特論	1	2	C群	建築学分野	地域再生学特論	1	2		
		技術経営論	1	2			建築学ゼミナールⅠ	1	2		
		知的財産論	1	2			建築学ゼミナールⅡ	1	2		
		科学技術論	1	2			建築学ゼミナールⅢ	2	2		
		マーケティング論	1	2			建築学ゼミナールⅣ	2	2		
		エネルギー・環境論	1	2			地域再生学ゼミナールⅠ	1	2		
		経済産業論	1	2			地域再生学ゼミナールⅡ	1	2		
		ベンチャー論	1	2			地域再生学ゼミナールⅢ	2	2		
		安全学総論	1	2			地域再生学ゼミナールⅣ	2	2		
		技術者のための文系基礎知識	1	2			都市設計学特論	1	2		
		特殊講義（各テーマ）	1	2			都市住環境学特論	1	2		
		寄附講座（各テーマ）	1	2			建築視環境特論	1	2		
		K群	英語基準コース基本科目	英語基準コース（各テーマ）			1	2	建築音環境特論	1	2
								建築熱環境特論	1	2	
B群	専攻内共通科目	応用数学特論	1	2			建築空気環境特論	1	2		
		安全工学特論	1	2			建築環境デザイン特論	1	2		
		環境分析特論	1	2			設計製図	1	2		
		都市環境学特論	1	2			建築基礎工学特論	1	2		
		建築環境物理学特論	1	2			建築材料力学特論	1	2		
		建築環境心理学特論	1	2			耐震工学特論	1	2		
		都市情報システム特論	1	2			建築構造解析学特論	1	2		
		都市及び地域再生特論	1	2			建築構造力学特論	1	2		
		公共政策学特論	1	2			建築文化財特論	1	2		
		地下空間工学特論	1	2			建築保存工学特論	1	2		
		信頼性設計学特論	1	2			建築構造設計特論	1	2		
		計画マネジメント特論	1	2			建築史学特論	1	2		
		X線回折法	1	2			建築意匠特論	1	2		
		微粒子分散工学特論	1	2			地震防災工学特論	1	2		
		相平衡の科学	1	2			地震災害工学特論	1	2		
		自己組織化の科学	1	2			建築設計特論	1	2		
		弾塑性学特論	1	2			建築計画学特論	1	2		
		地球環境再生生産プロセス	1	2			建築環境シミュレーション実習	1	2		
							建築設計インターンシップⅠ	1	2		
							建築設計インターンシップⅡ	1	2		

種別		授業科目	配当 年次	単位数	種別		授業科目	配当 年次	単位数
C群	建築学分野	建築設計インターンシップⅢ	1	2	C群	計画マネジメント系	数理計画工学特論	1	2
		アドバンスドインターンシップⅠ	1	2			意思決定工学特論	1	2
		アドバンスドインターンシップⅡ	1	2			最適化数理特論	1	2
		アドバンスドインターンシップⅢ	1	2			計画数学特論	1	2
		海外実習Ⅰ	1	2		都市システム工学分野	シミュレーション技術特論	1	2
		海外実習Ⅱ	1	2			シミュレーションモデリング特論	1	2
		海外実習Ⅲ	1	2			オブジェクト指向開発特論	1	2
		〔英語基準コース専門科目〕					ソフトウェア工学特論	1	2
		英語基準コース（各テーマ）	1・2	2			分散情報処理特論	1	2
	都市システム工学分野	都市システム工学ゼミナールⅠ	1	2			最適設計工学特論	1	2
		都市システム工学ゼミナールⅡ	1	2			情報ネットワーク特論	1	2
		都市システム工学ゼミナールⅢ	2	2			情報メディア工学特論	1	2
		都市システム工学ゼミナールⅣ	2	2			アドバンスドインターンシップⅠ	1	2
		地域再生学ゼミナールⅠ	1	2			アドバンスドインターンシップⅡ	1	2
		地域再生学ゼミナールⅡ	1	2			アドバンスドインターンシップⅢ	1	2
		地域再生学ゼミナールⅢ	2	2			海外実習Ⅰ	1	2
		地域再生学ゼミナールⅣ	2	2			海外実習Ⅱ	1	2
		科学技術英語	1	2			海外実習Ⅲ	1	2
		〔英語基準コース専門科目〕					英語基準コース（各テーマ）		1・2 2
		地盤環境工学特論	1	2		エネルギー・環境工学分野	エネルギー・環境工学ゼミナールⅠ	1	2
		応用地盤工学特論	1	2			エネルギー・環境工学ゼミナールⅡ	1	2
		河川工学特論	1	2			エネルギー・環境工学ゼミナールⅢ	2	2
		海岸工学特論	1	2			エネルギー・環境工学ゼミナールⅣ	2	2
		環境工学特論	1	2			エネルギー・環境工学PBLⅠ（計画編）	1	2
		廃棄物リサイクル工学特論	1	2			エネルギー・環境工学PBLⅡ（実施、検討編）	1	2
	設計建設系	構造工学特論	1	2			分析・構造解析の理論と実践Ⅰ	1	2
		鋼構造学特論	1	2			分析・構造解析の理論と実践Ⅱ	1	2
		建設材料学特論	1	2			エネルギー材料工学特論	1	2
		コンクリート工学特論	1	2			プラントオペレーション	1	2
		建設マネジメント特論	1	2			分離工学特論	1	2
		ストックマネジメント特論	1	2			界面化学工学特論	1	2
		地域・都市計画学特論	1	2			輸送現象論特論	1	2
		交通システム学特論（PBL）	1	2			物性化学工学特論	1	2
	計画マネジメント系	社会資本計画学特論	1	2					
		社会資本事業マネジメント特論	1	2					

種別		授業科目	配当 年次	単位数	種別	授業科目	配当 年次	単位数	
C群	エネルギー・環境工学分野	化学環境学特論	1	2	C群	エネルギー・環境工学分野	アドバンスドインターンシップⅡ	1	2
		触媒工学特論	1	2			アドバンスドインターンシップⅢ	1	2
		機能物質工学特論	1	2			海外実習Ⅰ	1	2
		ナノ粒子工学特論Ⅰ	1	2			海外実習Ⅱ	1	2
		ナノ粒子工学特論Ⅱ	1	2			海外実習Ⅲ	1	2
		反応システム工学特論	1	2			〔英語基準コース専門科目〕		
		応用鉱物工学特論	1	2			英語基準コース（各テーマ）	1・2	2
		アドバンスドインターンシップⅠ	1	2					

ウ 化学生命工学専攻 博士課程前期課程

種別		授業科目	配当 年次	単位数	種別		授業科目	配当 年次	単位数
A群	研究科内共通科目	工学倫理特論	1	2	B群	専攻内共通科目	生体関連化学	1	2
		技術経営論	1	2			バイオマテリアル科学	1	2
		知的財産論	1	2			生命科学特論	1	2
		科学技術論	1	2			生物工学特論	1	2
		マーケティング論	1	2	C群	化学・物質工学分野	化学・物質工学ゼミナールⅠ	1	2
		エネルギー・環境論	1	2			化学・物質工学ゼミナールⅡ	1	2
		経済産業論	1	2			化学・物質工学ゼミナールⅢ	2	2
		ベンチャー論	1	2			化学・物質工学ゼミナールⅣ	2	2
		安全学総論	1	2			鉄鋼材料学特論	1	2
		技術者のための文系基礎知識	1	2			金属材料設計特論	1	2
		特殊講義（各テーマ）	1	2			金属系生体・福祉材料特論	1	2
		寄附講座（各テーマ）	1	2			金属生産工学特論	1	2
K群	英語基準コース基本科目	英語基準コース（各テーマ）	1	2			金属液体構造特論	1	2
							材料機能学特論	1	2
B群	専攻内共通科目	安全工学特論	1	2			凝固プロセス工学特論	1	2
		X線回折法	1	2			融体加工学特論	1	2
		材料プロセス工学	1	2			複合化プロセス工学特論	1	2
		物質エネルギー工学	1	2			材料界面工学特論	1	2
		有機工業化学特論	1	2			結晶・電子構造特論	1	2
		高分子科学特論	1	2			セラミック材料学特論	1	2
		界面科学特論	1	2			無機固体化学特論	1	2
							電気エネルギー化学特論	1	2
			光化学特論	1			2		

種別		授業科目	配当 年次	単位数	種別		授業科目	配当 年次	単位数
C 群	化学・物質工学分野	応用コロイド化学特論	1	2	C 群	生命・生物工学分野	生命・生物工学ゼミナールⅠ	1	2
		質量分析化学特論	1	2			生命・生物工学ゼミナールⅡ	1	2
		有機合成化学特論	1	2			生命・生物工学ゼミナールⅢ	2	2
		有機触媒化学特論	1	2			生命・生物工学ゼミナールⅣ	2	2
		有機構造化学特論	1	2			分子細胞生物学特論	1	2
		有機反応化学特論	1	2			医薬品開発特論	1	2
		有機半導体化学特論	1	2			医薬品生体作用学特論	1	2
		高分子材料化学特論	1	2			生物情報工学特論	1	2
		高分子合成化学特論	1	2			微生物制御工学特論	1	2
		高分子設計創生学特論	1	2			微生物生態工学特論	1	2
		生体材料化学特論	1	2			栄養化学特論	1	2
		バイオナノテクノロジー特論	1	2			食品化学特論	1	2
		バイオインスパイアード化学特論	1	2			酵素工学特論	1	2
		生体組織工学特論	1	2			生物プロセスシステム工学特論	1	2
		複合糖質化学特論	1	2			環境微生物工学特論	1	2
		キラル分子化学特論	1	2			食品微生物工学特論	1	2
		生体錯体化学特論	1	2			植物細胞工学特論	1	2
		科学技術英語	1	2			生命誌特論	1	2
		特別講義（各テーマ）	1	2			生物環境工学特論	1	2
		アドバンスドインターンシップⅠ	1	2			バイオインフォマティクス特論	1	2
		アドバンスドインターンシップⅡ	1	2			生命・生物工学英語特論	1	2
		アドバンスドインターンシップⅢ	1	2			アドバンスドインターンシップⅠ	1	2
		海外実習Ⅰ	1	2			アドバンスドインターンシップⅡ	1	2
		海外実習Ⅱ	1	2			アドバンスドインターンシップⅢ	1	2
		海外実習Ⅲ	1	2			海外実習Ⅰ	1	2
		〔英語基準コース専門科目〕					海外実習Ⅱ	1	2
		英語基準コース（各テーマ）	1・2	2			海外実習Ⅲ	1	2
							〔英語基準コース専門科目〕		
							英語基準コース（各テーマ）	1・2	2

エ 総合理工学専攻 博士課程後期課程

分野	授業科目	配当年次	単位数	分野	授業科目	配当年次	単位数
数 学 分 野	数学ゼミナールⅤ	1	2	都 市 シ ス テ ム 工 学 分 野	都市システム工学ゼミナールⅤ	1	2
	数学ゼミナールⅥ	1	2		都市システム工学ゼミナールⅥ	1	2
	数学ゼミナールⅦ	2	2		都市システム工学ゼミナールⅦ	2	2
	数学ゼミナールⅧ	2	2		都市システム工学ゼミナールⅧ	2	2
物 理 ・ 応 用 物 理 学 分 野	物理・応用物理学ゼミナールⅤ	1	2		地域再生学ゼミナールⅤ	1	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅥ	1	2		地域再生学ゼミナールⅥ	1	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅦ	2	2		地域再生学ゼミナールⅦ	2	2
	物理・応用物理学ゼミナールⅧ	2	2		地域再生学ゼミナールⅧ	2	2
機 械 工 学 分 野	機械工学ゼミナールⅤ	1	2	エ ネ ル ギ ー ・ 環 境 工 学 分 野	エネルギー・環境工学ゼミナールⅤ	1	2
	機械工学ゼミナールⅥ	1	2		エネルギー・環境工学ゼミナールⅥ	1	2
	機械工学ゼミナールⅦ	2	2		エネルギー・環境工学ゼミナールⅦ	2	2
	機械工学ゼミナールⅧ	2	2		エネルギー・環境工学ゼミナールⅧ	2	2
電 気 電 子 情 報 工 学 分 野	電気電子情報工学ゼミナールⅤ	1	2	化 学 ・ 物 質 工 学 分 野	化学・物質工学ゼミナールⅤ	1	2
	電気電子情報工学ゼミナールⅥ	1	2		化学・物質工学ゼミナールⅥ	1	2
	電気電子情報工学ゼミナールⅦ	2	2		化学・物質工学ゼミナールⅦ	2	2
	電気電子情報工学ゼミナールⅧ	2	2		化学・物質工学ゼミナールⅧ	2	2
建 築 学 分 野	建築学ゼミナールⅤ	1	2	生 命 ・ 生 物 工 学 分 野	生命・生物工学ゼミナールⅤ	1	2
	建築学ゼミナールⅥ	1	2		生命・生物工学ゼミナールⅥ	1	2
	建築学ゼミナールⅦ	2	2		生命・生物工学ゼミナールⅦ	2	2
	建築学ゼミナールⅧ	2	2		生命・生物工学ゼミナールⅧ	2	2
	地域再生学ゼミナールⅤ	1	2	アドバンスドインターンシップⅣ		1	2
	地域再生学ゼミナールⅥ	1	2	アドバンスドインターンシップⅤ		1	2
	地域再生学ゼミナールⅦ	2	2	アドバンスドインターンシップⅥ		1	2
	地域再生学ゼミナールⅧ	2	2	海外実習Ⅳ		1	2
				海外実習Ⅴ		1	2
				海外実習Ⅵ		1	2

Ⅲ 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

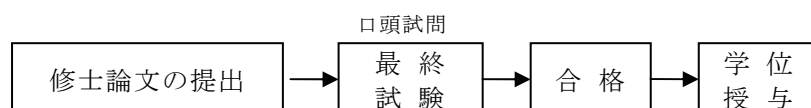
修士課程又は博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了したものとされ、修士の学位が授与されます。（大学院学則第24条、第26条）

2 修士論文審査基準

- (1) 修士の学位を受ける者は、広い視野に立った学識を備え、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を有すること。

- (2) 修士論文は、当該専攻分野に関する学術的価値を有する研究結果を含むか、又は当該専攻分野における研究の遂行に必要な基礎知識・理解力・問題解決能力等を示す考察を含み、論理的かつ明瞭に記述されていること。論文に含まれる研究結果が複数の研究者の共同による場合は、学位を受ける者の貢献が有意に認められること。
- (3) 修士論文に記述された内容については、各専攻分野の修士研究発表会において学術研究に相応しい発表及び討論がなされること。なお、原則として修士研究発表会は公開とする。

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

期 限 (期 日)		
事項	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	—	—
論文の提出	2 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬～下旬	7 月下旬～9 月上旬

※修士論文の提出については、指導教員とよく相談してください。

※提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。

※提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で出力してください。また、提出要領等は変更になる可能性がありますので、必ずインフォメーションシステム及び教務センター教務事務グループで、最新の情報を確認してください。

5 修士論文提出要件

修士論文は、学位規程第 9 条に基づき、博士課程前期課程に 1 年以上在学し、所定の授業科目のうち、20 単位以上を修得した後、研究科委員会の定める下記の要件を満たした後でなければ、提出することができません。

【外国語の学力に関する認定】

- (1) 外国語科目数
1 カ国語(英語)
- (2) 外国語学力確認方法
原則として筆記試験（各分野において適宜実施）
- (3) 外国語学力認定免除の要件・方法
前期課程入学試験をもって、外国語の学力認定に代えることができる（ただし、その適用については各分野の判断によるものとする）。

6 修士論文・論文要旨の提出要領

- (1) 提出部数
正本 1 部・副本 2 部(正本は自筆又はワープロ等により作成したもの。副本は正本の複写)

(2) 枚数制限

【修士論文】 枚数制限はなし。

【論文要旨】 論文の概要を 1,000 字から 2,000 字程度にまとめる。

(3) 用紙規格

以下の規格に従うこと。

ア 自筆の場合は A4 判レポート用紙(理工学研究科用)を使用。

※レポート用紙は生協で販売。

イ ワープロ等を使用する場合は A4 判の上質紙(感熱紙は不可)を使用。

ウ 本文は 1 頁 31 行以内とする。

(4) 装丁要領(※以下ア～エは正本・副本とも共通)

ア 市販のフラットファイル(例 A4 判:コクヨ フ-V10)を用いて装丁する。

イ 論題・研究科・専攻・分野・学籍番号・氏名を記入した内表紙を作成する。

論題は届け出たものを正確に記入すること。

ウ 内表紙、論文要旨、目次、論文の順に綴じる。

エ フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・分野・学籍番号・氏名を記入する。

内表紙の様式

論 題 ○ 研究科・専攻 分野 学籍番号・氏名 ○ 指導教員 _____ 印
--

論文
目次
論文要旨
内表紙

(5) 注意事項

ア 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。

イ 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、論文の装丁要領(上記(4)のア～エ)に準じて作成し、表に「資料」と明記すること。

ウ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。

エ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。

オ 正本の内表紙には、指導教員の署名・捺印を必ずもらうこと(副本の内表紙は正本の写しで可)。

IV 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

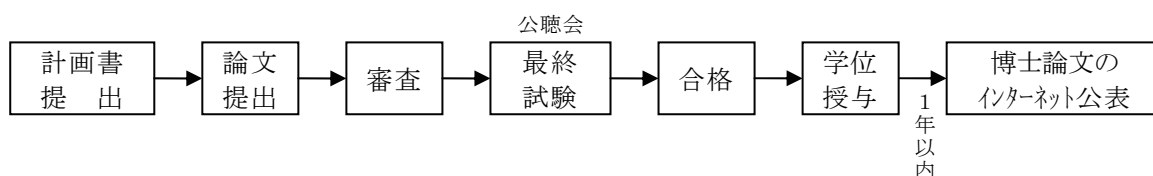
1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了したものとされ、博士の学位が授与されます（大学院学則第25条、第28条）。

2 博士論文審査基準

- (1) 博士の学位を受ける者は、当該研究領域に関する高い学識を備え、かつ自立して研究を遂行できる専門的研究能力を有すること。
- (2) 博士論文は、当該研究領域において高度な学術的価値を有する研究結果を含み、論理的かつ明瞭に記述されていること。論文に含まれる研究結果が複数の研究者の共同による場合は、学位を受ける者の貢献が顕著であると認められること。
- (3) 博士論文に記述された内容については、公聴会において学術研究に相応しい発表及び討論がなされること。なお、原則として公聴会は公開とする。

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	【課程博士】		【論文博士】	
	9月期授与	3月期授与	9月期授与	3月期授与
「博士論文計画書」の提出 *1 ＜教務センター教務事務グループへ＞	2月末まで	8月末まで	—	—
論文受理委員会における受理審査	各分野相当にて実施			
「学位申請書」・博士論文等の書類一式の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞*2	5月末まで	11月末まで	5月末まで	11月末まで
学力確認・博士論文の試問(公聴会)	—	—	7月	12月～1月
最終試験(公聴会)	7月	12月～1月	—	—
学位記授与式	9月18日頃	3月23日頃	9月18日頃	3月23日頃

*1 博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得て提出しなければなりません。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができます。

*2 教務センター教務事務グループへの提出にあたっては、事前に論文受理委員会で受理を了承された後、提出してください。

※博士論文の提出については、指導教員とよく相談してください。

※提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。

※申請に必要な書類は教務センター教務事務グループにて配付します。また、提出要領等は変更になる可能性がありますので、必ずインフォメーションシステム及び教務センター教務事務グループで、最新の情報を確認してください。

5 博士論文提出要件

博士論文は、学位規程第 19 条に基づき、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、研究科委員会の定める下記の要件を満たした後に提出することができません。

【外国語の学力に関する認定】

- (1) 外国語科目数
1 ヲ国語(英語)
- (2) 外国語学力確認方法
原則として筆記試験
- (3) 外国語学力認定免除の要件・方法
次のいずれかを外国語の学力認定に代えることができる(ただし、アの適用については各分野の判断によるものとする)。
ア 後期課程入学試験
イ 本研究科博士課程前期課程修了者は前期課程における英語の学力認定試験

【研究業績の基準】

原則として、レフェリーのある学会・協会誌 2 報 [アクセプト(審査終了)] 以上とする。ただし、数学分野に関しては別途定める。

6 博士論文の公表

- (1) 論文審査の公表
博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット(関西大学学術リポジトリ)の利用により公表します。
- (2) 学位論文の公表
博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内にインターネット(関西大学学術リポジトリ)の利用により公表しなければなりません。
※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第 38 条、第 39 条

(審査要旨の公表)

第 38 条 学長は、学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第 39 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

外国語教育学研究科

I 教育課程について

1 外国語教育学研究科は、次の課程があり、前期課程にのみ領域があります。

- (1) 外国語教育学専攻 博士課程前期課程
外国語教育学領域、異文化コミュニケーション学領域、通訳翻訳学領域
- (2) 外国語教育学専攻 博士課程後期課程

2 授業科目の構成

外国語教育学研究科で履修・修得できる授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目に大別されます。

種別	履修方法
必修科目	必ず履修しなければならない指導教員が担当する科目です。前期課程では、前期課程基礎演習および前期課程演習ab、後期課程では、後期課程演習1ab・2abがこれにあたります。
選択必修科目 (前期課程のみ)	決められた科目の中から必要単位数以上を修得しなければならない科目です。
選択科目	一定の科目選択の余地がある科目です。

なお、各授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

3 修了所要単位

(1) 外国語教育学専攻 博士課程前期課程

2年<4学期>以上4年<8学期>以内在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は課題研究の審査及び試験に合格した者には、修士(外国語教育学)の学位が与えられます。

【修了所要単位32単位の内訳】

専攻名	科目区分・科目名	最低修得単位数	
外国語教育学専攻	必修科目	4単位※1	合計 32単位以上 ※3
	選択必修科目 (領域科目)	選択した領域から 12単位以上※2	
	選択科目	支援科目2単位を含む 任意の単位数	

※1 前期課程基礎演習を含みます。

※2 指導教員の担当する科目(2単位)を含めなければなりません。また、通訳翻訳学領域においては、「通訳教育方法論1・2」「翻訳教育方法論1・2」のいずれか2科目4単位を含めて履修してください。

※3 1年制修士制度により入学した者については、指導教員の担当する前期課程基礎演習、前期課程演習a・b(計4単位)、領域科目(12単位以上)、支援科目(2単位以上)および1年制コース配当科目(2単位以上12単位以内)を含めて30単位以上修得しなければなりません。

(2) 外国語教育学専攻 博士課程後期課程

3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士(外国語教育学)の学位が与えられます。

【修了所要単位の内訳】

専攻名	科目区分・科目名	最低修得単位数	
外国語教育学専攻	必修科目	8単位	合計
	選択必修科目	2単位以上※ 1	10単位以上

※ 1 指導教員の担当する科目（2単位）を含めなければなりません。

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録

当該年度に履修しようとする授業科目については、必ず指導教員の指導を受け、承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の期間に登録をしてください。なお、原則として履修届締切後の授業科目の変更・追加等については認められません。

ただし、所定の期間においては一定の条件の下、履修変更を認めます。詳細はインフォメーションシステムにてお知らせします。なお、春学期の履修登録時点で、履修者が0名であった秋学期開講科目については、当該年度は不開講となりますので、履修については年度単位で計画をたてるようにしてください。

(2) 履修制限単位（前期課程）

1 学年度に履修できるのは28単位までです（現職教員1年制修士制度により入学した者については、この限りではありません）。

また、3年コースを選択した者の履修制限単位は、1年次20単位、2年次20単位、3年次16単位です。ただし、3年コースを選択した者が、1年次終了時点で修士論文の提出要件である20単位を修得し、所定の手続きを経て2年コースへ変更する場合は、2年次の履修制限単位は28単位とします。

(3) 前期課程基礎演習の履修

博士課程前期課程には、初年次に研究倫理やアカデミックマナーの基本を学ぶ「前期課程基礎演習」という科目が開設されています。必ずこの科目を履修し、修了までに合格しなければなりません（この科目については、単位はありません）。

(4) 追加科目

自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他研究科若しくは学部又は他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

なお、下記(5)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。ただし、事情により履修できない場合もあります。

(5) 充当科目

博士課程前期課程においては、上記追加科目のうち博士課程前期課程の科目について、指導教員の承認を得たうえで10単位まで、修了所要単位に充当することができます。ただし、履修制限単位数に含まれます。

(6) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修する場合は、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」（教務センター・教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします）を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください。（Webからの登録はできません）

(7) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1学年度において32単位まで履修することができます。ただし、3年コースの場合は、1年次は24単位まで、2年次以降は20単位までです。③の学部科目の履修は、(4)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。

なお、学部科目については、当該学部の事情により、履修できない場合があります。

(8) 日本語教育専門家養成講座の受講について

研究対象言語・専攻する領域にかかわらず、「日本語教育専門家養成講座」を受講することができます。この講座は、将来、日本語教育に関わる職に就く可能性を視野に入れ、日本語教育学に関心を持ち、日本語教育の専門的知識を学び、実務に必要なスキルを身につけることを希望する者のための講座です。

指定科目26単位（必修科目、選択必修科目、選択科目を含む）を修得した者には、前期課程修了時に「日本語教育専門家養成講座（日本語教師養成講座認定）修了証書」が授与されます。なお、指定科目は研究科の修了要件単位にも算入されます。

詳細は、インフォメーションシステムにて別途、指示します。

2 学位論文提出要件

博士課程前期課程においては、1年以上在学のうえ、所定の授業科目のうち20単位の修得が必要です。博士課程後期課程においては、①修了に必要な単位を取得済み、もしくは取得見込みであること、②学術論文数および学会発表回数が所定の要件を満たしていること、③博士候補資格試験および聴聞会に合格していること、となります。詳細については、後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」にて確認してください。

3 配当年次

(1) 博士課程前期課程

前期課程基礎演習は1年次配当とし、前期課程演習は2年次配当とします。ただし、3年コースの場合は、前期課程演習は3年次配当とします。

(2) 博士課程後期課程

後期課程演習1abは1年次配当、後期課程演習2abは2年次配当とします。ただし、指導教員が認めた場合はこの限りではありません。

4 コース変更(博士課程前期課程)

3年コースから2年コースへの変更は、1年次に20単位修得しなければなりません。コース変更の希望届出は、9月に行います（申請時点では20単位修得見込みであること）。

なお、2年コースから3年コースへの変更はできません。

5 入学前既修得単位の認定

本大学院に入学する前に、大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

6 学籍異動に伴う提出書類について

外国語教育学研究科では、休学および退学等の学籍異動が生じる場合は、所定の願い出に加

えて、研究計画に係わる書類の提出を求めます。詳細は、事前に指導教員もしくは教務センターへ確認してください。

Ⅲ 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます（大学院学則第 24 条、第 26 条）。

2 修士学位論文審査基準

本研究科博士課程前期課程では、外国語教育学専攻の中に、外国語教育学、異文化コミュニケーション学、通訳翻訳学の 3 領域を設置している。学位を得ようとする者は、研究対象言語に対する深い理解とその運用能力を備え、所定の単位を修め、上記の 3 領域のうち自己の所属する専門領域における課題の探求において一定の成果を挙げた修士論文もしくは課題研究報告を提出し、最終試験（必ず口頭試問を含む）に合格しなければならない。

修士論文および課題研究報告の審査項目を以下に定める。それぞれの項目において、一定以上の水準を有すると判断される修士論文あるいは課題研究報告を合格とし、これを修士学位取得に相当する修士論文あるいは特定の課題についての研究の成果として認定する。

(1) 修士論文審査項目

- ア 論旨が一貫しているか。
- イ 先行研究・関連研究を十分に踏まえているか。
- ウ 研究手法・データの扱いが適切であるか。
- エ 研究の意義、重要性が十分に示されているか。
- オ 結論の妥当性が十分に検討されているか。
- カ 表記・文法上の誤りがないか。
- キ 「7（4）書式」に準拠しているか。

(2) 課題研究報告審査項目

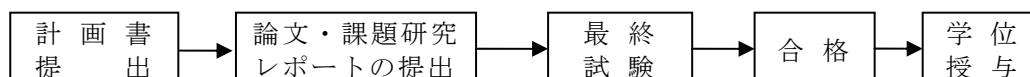
- ア 下記の「課題研究とは何か」のアーキが適切に記述されているか。
- イ 研究手法・データの扱いが適切であるか。
- ウ 論旨が一貫しているか。
- エ 結論の妥当性が十分に検討されているか。
- オ 表記・文法上の誤りがないか。
- カ 「7（4）書式」に準拠しているか。

（課題研究とは何か）

課題研究とは、本研究科の研究領域に関わる分野において、実践的な活動を通して研究を行い、その成果を報告するものである。本研究科の認める課題研究は、教材開発、カリキュラム開発、教育研究用ツール（ソフトウェアも含む）の開発・翻訳通訳などの諸領域における実践およびそれに対する研究・注解などであり、具体的な方途、成果物を提示しなければならない。課題研究報告は、以下に述べる諸要素に関する記述を含むことが望ましい。

- ア 当該課題が設置される領域の現状に対する客観的な分析。
- イ 当該課題に関係する先行的な研究・実践に対する概観、分析、評価。
- ウ 当該課題を解決することの意義。
- エ 当該課題を解決するために考案された具体的な方途。
- オ エの考案にあたって依拠した理論、フレームワーク。
- カ エを実地に適用する際に必要な具体的手順の解説、マニュアル。
- キ エを実地に適用した結果に対する第三者の評価（成果物作成過程におけるフィードバックも含む）

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

期 限（期 日）		
事項	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	1 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬	7 月下旬～9 月上旬

※ 修士論文・課題研究レポートの提出については、指導教員とよく相談してください。

5 修士論文提出要件

修士論文は、学位規程第 9 条に基づき、修士課程または博士課程前期課程に 1 年以上在学し、所定の授業科目のうち、20 単位以上を修得後に学位取得計画書を提出しなければ、提出することができません。

また、上記に加えて、外国語学力確認（1 カ国語）に合格しなければなりません。ただし、入学試験での受験外国語または口頭試問をもって、外国語の学力確認を行ったものとして、これを免除します。

6 修士論文計画書（指定様式）の提出について

- (1) 計画書はインフォメーションシステム「申請・アンケート」よりダウンロードし、ワープロでタイプ・印刷したものを提出すること（手書きのものは受理しない）。また、修士論文の「概要」は、A 4 版 1 枚以内の別紙（書式任意）に記述して提出すること。
- (2) 期限は厳守すること。期限後はいかなる理由があっても受理しない。
- (3) 修士論文・課題研究レポート計画書には指導教員の承認署名および押印を得ること。
- (4) 論題は、「7（2）執筆言語」で指示する言語で作成すること。
- (5) 計画書提出後における、修士論文又は課題研究レポートの種別変更は、原則として認めない。
- (6) 既に提出した計画の変更は、これを認めない。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（教務センター備付）を提出することができる。
- (7) 計画書を提出したが、修士論文又は課題研究レポートを提出しない場合には、教務センターにその旨を事前に報告すること。

7 修士論文・課題研究レポート及び論文要旨(概要)の執筆要領

(1) 作成部数

修士論文・課題研究レポート：詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。

課題研究レポートの場合は、作成した教材、プログラム及びビデオ等も5部(同一のもので、すべてに学籍番号及び氏名を必ず明記)提出すること。閲覧に機器やソフトウェアが必要な教材及びプログラム等を提出する場合は、閲覧方法を明記した使用説明書を課題研究レポート末尾に添付すること。

(2) 執筆言語

執筆言語は下表のとおりとすること。

研究対象言語 種別		英 語・ドイツ語・中国語・朝鮮語	日本語
修士論文	論題・本文	英語は研究対象言語で、その他の言語は研究対象言語あるいは日本語で執筆すること	
	要旨(概要)*	日本語	英語
課題研究 レポート	論題・本文	研究対象言語又は日本語	
	要旨(概要)*	本文を研究対象言語で執筆する場合は日本語 本文を日本語で執筆する場合は研究対象言語	英語

* 母語が日本語でない者は、指導教員と相談のうえ決定すること。

* 上記以外の研究対象言語については、書式、章・節、等を含めて、指導教員と相談のうえ、執筆すること。

(3) 枚数・字数

修士論文又は課題研究レポートの本文は枚数及び字数を指定しない。

論文要旨(概要)については、日本語で執筆する場合は2,500字程度とし、研究対象言語で執筆する場合は、研究対象言語が英語・ドイツ語・フランス語・スペイン語の場合は2,000 Words 以上、中国語・朝鮮語の場合は4,000字以上とする。

(4) 書 式

項目 \ 執筆言語	英 語・ドイツ語	中国語	日本語	朝鮮語
1 頁あたりの行数	25 行程度	30 行程度		
1 行あたりの字数	スペースを含めて 80 字 (Letter) 前後	35 字程度		
余 白	上下・左右 25 ミリ			
その他	執筆にあたっては、ワープロ等を利用すること			可能な限りワー プロなどを利用 すること。
フォント	Times 又は Times New Roman	宋体 (SimSun, NSimSun)	MS 明朝	Batang 又は New Gulim
ポイント・色 *	12 Point・黒			
用 紙	A 4 (感熱紙不可)			
体 裁	用紙たて・横書			

* 添付する教材等は、必要に応じてフォント及び文字色を変更してもよい。

(5) ページ番号

ページ番号は下中央又は右上に付すこと。

本文ページ番号はアラビア数字(1, 5, 10)とし、その他目次や謝辞にページ番号を付す場合にはローマ数字(i, v, x)とすること。

(6) 章・節

章は1より番号をふり、節は1.1のように枝番号をふること。章及び節にはキャプション(表題)を付加し、その部分はボールド(太字)にすること。

課題研究レポートを日本語で執筆する場合は、キャプション(表題)部分は日本語でもよい。

例

■研究対象言語：英語

2. Study

2.1 Hypothesis

2.2 Participants

2.3 Method

■研究対象言語：ドイツ語

2. Fremdsprachengebrauch der befragten Unternehmen

2.1 Einstellung der Betriebsleiter

2.2 Effektiver Deutschgebrauch der befragten Unternehmen

2.2.1 Kommunikationstypen

■研究対象言語：中国語・朝鮮語

2. 問題提起

2.1 A 論の場合

2.2 B 論の場合

2.3 C 論の場合

■研究対象言語：日本語

2. 化石化現象

2.1 化石化の要因

2.2 簡単化と意味の理解度

(7) パラグラフ(段落)

ア パラグラフとパラグラフの間には空白行を入れないこと。ただし、例えば2.1から2.2へ節が変わる時などは、1行空白行を入れること。

イ パラグラフの開始は下表のとおりとすること。

執筆言語	パラグラフ先頭のインデント
英 語	先頭 5～7 文字(Letter)をインデント
ドイツ語	インデントしないこと
中国語・朝鮮語	先頭 2 字をインデント
日本語	先頭 1 文字をインデント

(8) 章 立

章が変わる時は、必ずページ先頭から記述すること。前の章の終わりの余白部分に新しい章を続けないこと。

(9) 註

ア 脚註は用いない。

イ 註がある場合は以下のとおりとすること。

■研究対象言語：英語・中国語・日本語

各章末に下表のタイトルを付け、番号を付して提示すること。番号は章が変わる毎

に改める(1から付け直す)こと。本文中の対応番号は上付き数字で表示すること。ただし、注の数が少ない場合には、章毎ではなく、本文末にまとめて提示しても構わない。

研究対象言語	タイトル
英 語	Notes (日本語の場合は、註あるいは注)
ドイツ語	Anmerkungen (日本語の場合は、註あるいは注) *
中国語・朝鮮語	注
日本語	註あるいは注

* 出典のみ示す場合は (Thomas 2000, p. 267) のように書くこと。

(10) 図 表

章毎に通し番号を付け、キャプション(表題)も必ず表示すること。なお、番号及びキャプションの位置は、表の場合は上、図の場合は下に統一すること。なお、日本語で執筆する場合には、キャプションも日本語とすること。

例：2章の場合

研究対象言語		表記例
英 語	通し番号	Table 2-1. Table 2-2. Figure 2-1. Figure 2-2.
	キャプション(表題)	Table 2-1. Results of t-tests
ドイツ語	通し番号	Tabelle 2-1. Tabelle 2-2. Abbildung 2-1. Zeichnung 2-2.
	キャプション(表題)	Tabelle 2-1. Meist benötigte Fremdsprachen nach Aussagen der Angestellten
中国語・朝鮮語	通し番号	表 2-1. 表 2-2. 図 2-1. 図 2-2.
	キャプション(表題)	表 2-1. 常用修辞法分類一覧
日本語	通し番号	表 2-1. 表 2-2. 図 2-1. 図 2-2.
	キャプション(表題)	表 2-1. 1人の日本人学習者の形態素の習得順序

(11) 引 用

■ 研究対象言語：英語・ドイツ語・日本語

他の研究者の文章、図及び表をそのまま引用する場合には、APA (最新版)に準拠し引用すること。なお、出典(著者名、刊行年、ページ)を必ず添えること。また、引用の一部分に強調を付ける場合や下線を施す場合には、下表のような注記を必ず行うこと。

研究対象言語	強調部分の注記例
英 語	Emphasis mine. (「強調部分は筆者」)
ドイツ語	Hervorhebung vom/von der Verfasser/in (「強調部分は筆者」)
日本語	「強調部分は筆者」

■ 研究対象言語：中国語・朝鮮語

他の研究者の文章、図及び表をそのまま引用する場合には、出典を必ず著者名、刊行年、ページの順に明示すること(例：寺村 1985 : 215)。なお、引用の一部分に強調を付ける場合や下線を施す場合には、「下線部は筆者」のような表示を必ず行うこと。

(12) 参考文献

■ 研究対象言語：英語・ドイツ語・日本語

APA（最新版）に従うか、準拠し作成すること。

修士論文又は課題研究レポートいずれの場合も、必ず参考文献一覧を添付すること。

■ 研究対象言語：中国語・朝鮮語

参考文献は、注の後に付けること。

修士論文又は課題研究レポートいずれの場合も、必ず参考文献一覧を添付すること。

(13) 論文（紙媒体）の装丁要領

ア 提出時の装丁には、市販フラットファイル(例：A4判コクヨ フ-10)を用いること。

イ 修士論文又は課題研究レポートの内表紙は、論題、研究科・専攻、学籍番号及び氏名を日本語で明記すること。

ただし、研究対象言語が英語又はドイツ語の者で修士論文を作成する場合は、研究対象言語で作成した内表紙も必ず作成すること。

ウ 論題は修士論文・課題研究レポート計画書で届け出たものを正確に記入すること。

エ フラットファイルの表紙及び背表紙に、横書きで研究科・専攻、学籍番号及び氏名を記入すること。

オ 印刷は片面・両面どちらでも可とするが、指導教員の指示に従い決定すること。

カ 付録(Appendix)がA4サイズを越える場合は、A4サイズにあうよう、折り込むこと。

キ 修士論文又は課題研究レポートは、次の順で綴ること。

■ 研究対象言語：英語・ドイツ語

- ① 日本語で作成した内表紙
- ② 論文要旨(概要)
- ③ 研究対象言語で作成した内表紙(修士論文の場合のみ)
- ④ 謝辞(ある場合のみ)
- ⑤ 目次
- ⑥ 修士論文又は課題研究レポート本体
- ⑦ 参考文献
- ⑧ 付録(ある場合のみ)

■ 研究対象言語：日本語

- ① 内表紙
- ② 論文要旨
- ③ 謝辞(ある場合のみ)
- ④ 目次
- ⑤ 修士論文又は課題研究レポート本体
- ⑥ 参考文献
- ⑦ 付録(ある場合のみ)

■ 研究対象言語：中国語・朝鮮語

- ① 内表紙
- ② 論文要旨(概要)
- ③ 目次
- ④ 修士論文又は課題研究レポート本体
- ⑤ 注
- ⑥ 参考文献
- ⑦ 付録(ある場合のみ)
- ※ 謝辞は、修士論文の場合は内表紙の後に、課題研究レポートの場合は、論文要旨(概要)の後に綴ること。

(14) その他

本要領に明記がない事項は、APA（最新版）を参考に執筆すること。

8 電子ファイルの提出について

(1) 形式及びファイル名

- ア ファイル形式は PDF とし、1 つのファイルにまとめること（内表紙、論文要旨、目次、論文の順）。
- イ ファイル名は 学籍番号(半角)_氏名(漢字等全角)_氏名(全角カナ)とする。
表記例：14M8001_関大太郎_カンダイタロウ.pdf

(2) 提出方法

- ア CD-R、DVD-R 等のメディアに入れて学籍番号、氏名を直接記入または記入したラベルを張り付けたうえ、提出すること。
- イ CD-R、DVD-R 等は原則として透明なハードケースに入れて提出すること。

(3) 提出する際の注意点

- ア CD-R、DVD-R 等のメディアにファイルが入っているかを各自で確認すること。
- イ PDF ファイルに変換した際に、文字化け等が生じていないか論文内容を各自で確認すること。

(4) 提出できない場合

- ア 論文を PDF ファイルに変換できない場合や1つのファイルにまとめることができない場合は、論文提出時に申し出ること。この場合、大学で論文（紙媒体）をスキャニングし、PDF ファイルに変換するので論文（紙媒体）を 1部追加（計5部）して提出すること。
- イ 論文を PDF ファイルに変換できない事例
 - a プリントアウトした写真等を貼付している場合。
 - b 「7（4）書式」用紙規格よりも大きな図面やページがある場合。
 - c その他、PDF ファイルに変換した際に文字化け等が生じ、正確に論文内容が表示されないと考えられる場合。

- (5) そ の 他 審査に使用した論文（紙媒体）4部は口頭試問終了後、本人に返却する。
なお、電子ファイルを入れたメディアやスキャニング用の論文（紙媒体）は返却しない。

9 修士論文・課題研究レポートの訂正

修士論文（課題研究レポートを含む）の訂正は、事実関係や体裁に関するもののみとし、口頭試問において審査委員の指示がある場合に限り認める。訂正版は、口頭試問の翌日から1週間以内に指導教員の承認を得たうえで、インフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領で指定された部数を教務センター（第2学舎1号館1階）に提出すること。

Ⅳ 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、博士課程研究基礎力試験に合格し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、聴聞会での審査に合格のうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます。

2 博士学位論文審査基準

本研究科博士課程後期課程では、前期課程の3領域を統合し、外国語教育学領域のみを設置し、本研究科の「学位授与の方針」において、博士号取得の条件を次のように規定している。

博士課程後期課程においては、外国語教育の実践の場、異文化間の調整が必要になる諸業務の現場、通訳翻訳の実務の場にもおいて高度な実務を行う能力を備えつつ、なおかつ、これらの領域において理論面でも斯界をリードし、複数の言語の運用に秀で国際的に研究者・指導者として活躍できる者を養成する。本研究科では、所定の単位を修め、上述の能力を備えていると証明できる業績（博士論文執筆の条件）を所持し、独立した研究者たるにふさわしい博士論文を提出し、すべての審査に合格した者に対し、博士（外国語教育学）を授与する。

この方針に則り、学位論文審査の基準を以下のように定める。

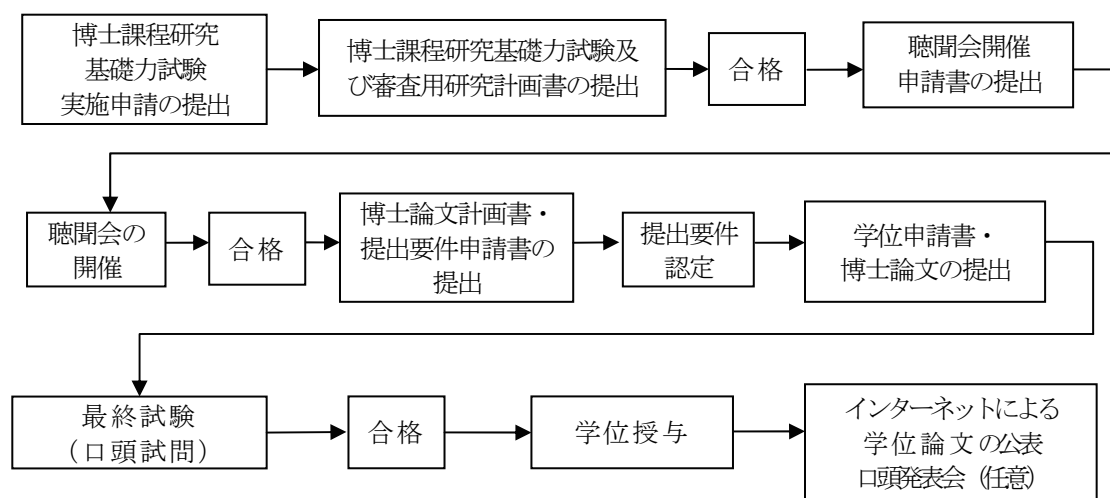
博士の学位の授与に関しては、論文審査委員会が、学位申請者の提出した博士論文を最終試験（口頭試問）により審査し、「博士論文審査報告書」を外国語教育学研究科・研究科委員会に提出し、それに基づき同委員会が学位授与の可否を決定する。

博士論文の審査項目を以下に定める。それぞれの項目において、一定以上の水準を有すると判断される論文を合格とする。

- ア 研究目的の明確性（研究の意義や必要性がはっきりしているか）
- イ 研究結果の独創性（未知の事象・事物の発見や新たな見解を提供しているか）
- ウ 結論の妥当性（結論の妥当性が十分に検討されているか）
- エ 研究の積み上げ度合い（単発の研究になっておらず、対象となる研究領域における他の論文との関連性・位置づけが明確になっているか）
- オ 先行文献の渉猟度合い（研究テーマに関わる主要な先行研究を、目的に従って十分に渉猟しているか）
- カ 研究の実証性（データが適切かつ十分に収集されており、正しく分析されているか）
- キ 研究の国際性（国内だけでなく、海外でも評価される可能性があるか）
- ク 示唆の明確性（教育あるいは研究に対する示唆が明確にあるか）
- ケ 学術論文としての体裁（APA など所定のフォーマットに従い作成されているか、論理的に一貫した構成となっているか）
- コ 研究者倫理の遵守（個人情報などを適切に守っているか、引用方法が適切か、関西大学研究倫理基準を遵守しているか）

論文博士の場合は、課程博士の審査基準に準ずるが、特にイ、エに重点を置く。

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

博士課程研究基礎力試験申請手続	秋学期	春学期
① 博士課程研究基礎力試験実施申請の提出	～10月31日まで	～4月30日まで
② 博士課程研究基礎力試験の実施（合否判定有） 「審査用研究計画書」の提出	1月中	7月中

博士論文提出に関する手続等	3月期授与	9月期授与
① 「聴聞会開催申請書」の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	～4月30日まで	～10月31日まで
② 聴聞会の開催（合否判定有）	研究科が定めた 所定の日時	研究科が定めた 所定の日時
③ 「博士論文計画書」・「提出要件申請書」の提出 （博士論文提出の3カ月前まで） ＜教務センター教務事務グループへ＞	～6月30日まで	～12月20日まで
④ 「博士論文提出書」・「博士論文」・ 「論文要旨」・「研究業績一覧表」の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	～9月30日まで	4月10日まで
⑤ 最終試験（口頭試問）日時の通知	10月下旬	5月上旬
⑥ 最終試験（口頭試問）の実施（合否判定有）	11月下旬～12月下旬	5月下旬～7月上旬
⑦ 学位記授与	3月31日	9月20日

※上記の日程は、あくまでも最終の期日です。実際は任意に設定した博士論文提出予定日から逆算した日がそれぞれの期日となります。本研究科では、休学中に聴聞会を開催することはできませんので、博士論文提出に関する手続き期間中は、在学していなければなりません。

5 博士論文提出要件

博士の学位論文は、学位規程第 19 条に基づき、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、博士課程研究基礎力試験に合格したのち、聴聞会の合格を経た上で、あらかじめ論文計画について承認を得なければ、提出することができません。

また、上記に加えて、外国語学力確認（1 ヶ国語）に合格しなければなりません。ただし、入学試験での受験外国語または口頭試問をもって、外国語の学力確認を行ったものとして、これを免除します。

6 博士課程研究基礎力試験について

博士課程研究基礎力試験には、筆記試験と口頭試問があり、加えてこの試験を受験する際に、審査用研究計画書を提出しなければなりません。口頭試問の際にその研究計画書についても審査があり、両試験と合わせて総合的に合否が判定されます。所定単位を修得（見込を含む）したうえ、入学後 4 年以内にこの博士課程研究基礎力試験を必ず 1 度は受験しなければなりません。不合格の場合、1 回に限り再受験が可能です。入学後 5 年目までに試験に合格しなければ、博士課程の学位を取得することはできません。なお、所定単位を取得見込で受験したにもかかわらず、単位が取得できなかった場合には、その回の博士課程研究基礎力試験は不合格となります。

7 聴聞会について

聴聞会についても合否判定があり、不合格の場合、1 回に限り再申請が可能です。11 学期までに合格しなければ、博士課程の学位を取得することはできません。

また、聴聞会の合格は、翌学期のみ有効です。

8 博士論文計画書及び博士論文提出要件

博士論文提出のための要件は下記(1)のとおりです。博士論文を提出しようとする者は、事前に外国語教育学研究科委員会において提出要件を満たしていることの認定を受ける必要があるので、「博士論文計画書」と一緒に「博士論文提出要件申告書」を提出してください。

(1) 提出要件

次の(Ⅰ)～(Ⅲ)の要件を「博士論文計画書」の提出時までに全て満たしていること。

(Ⅰ) 修了に必要な単位がすでに取得されているか、取得見込であること。

(Ⅱ) 博士論文のテーマと関連する学術論文を、本研究科に入学後 3 編以上公刊していること。^{*1, 2, 3}

(Ⅲ) 博士論文のテーマと関連する学会発表を、本研究科に入学後 2 回以上していること。^{*4, 5}

※博士課程基礎力試験および聴聞会に合格した上で、上記の博士論文提出要件を満たしたと認められたものは、「博士候補 (Ph. D. Candidate)」となる。

注

*1 少なくとも 1 編は査読のある学会誌(全国レベル)あるいは国際誌に掲載されていること。

*2 共著の場合は論文執筆者が必ず第 1 著者であること。

*3 出版予定の場合は、出版(受理)証明書と最終原稿を提出すること。なお、出版後速やかに現物も提出すること。

*4 発表は全国大会レベルのものとし、国際学会での発表を含むことが望ましい。

*5 発表予定の場合は、学会発表受理通知を添付し、発表後速やかにプログラムを提出すること。なお発表予定日は博士号の授与される予定の日付以前であること。

当研究科では、博士論文の構想を固めたうえで、その一部となる研究を随時、論文として発表していくのが望ましく、これらの在学中に発表された論文を博士論文の一部とすることを推奨しています。

(2) 提出書類及び提出期日

博士論文を提出しようとする者は、聴聞会を開催した後に、次の書類を博士論文提出の少なくとも3カ月前に指導教員の承認を得たうえで提出してください。

- ・博士論文計画書 1部
- ・博士論文提出要件申告書 1部

※いずれの書類も教務センター（第2学舎1号館1階西側）にて配布。

(3) 博士論文の提出期日

博士論文の提出期日は、学位授与の時期により異なりますのでご注意ください。指導教員と相談し提出の時期を決定の上、上記(4)スケジュールにもとづき計画をたててください。

- ・3月授与：9月30日（休業日の場合は、翌日）
- ・9月授与：4月10日（休業日の場合は、翌日）

9 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第38条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第39条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。また、任意ですが、外国語教育学研究科では口頭での発表会開催を推奨しています。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第38条、第39条

（審査要旨の公表）

第38条 学長は、学位を授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第39条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

授業科目一覧表

外国語教育学専攻 博士課程前期課程

類別	科目番号	授業科目	単位数
必修科目	M401	前期課程基礎演習	—
	M402	前期課程演習a (外国語教育学)	2
	M403	前期課程演習b (外国語教育学)	2
	M404	前期課程演習a (異文化コミュニケーション学)	2
	M405	前期課程演習b (異文化コミュニケーション学)	2
	M406	前期課程演習a (通訳翻訳学)	2
	M407	前期課程演習b (通訳翻訳学)	2
選択必修科目	M300	外国語教授方法論1 (英語)	2
	M301	外国語教授方法論1 (中国語)	2
	M302-1	外国語教授方法論2 (中国語)	2
	M302-2	外国語教授方法論2 (各言語)	2
	M303	外国語授業実践論1	2
	M304	外国語授業実践論2	2
	M310	外国語教育教材論1 (英語)	2
	M311	外国語教育教材論1 (中国語)	2
	M312	外国語教育教材論2 (各言語)	2
	M313	外国語教材開発1	2
	M314	外国語教材開発2	2
	M315	外国語教材開発3	2
	M320	外国語教育メディア論	2
	M321	外国語学習者論	2
	M322	外国語能力測定・評価論	2
	M323	外国語音声教育論 (英語)	2
	M324	外国語音声教育論 (中国語)	2
	M325	外国語音声教育論 (各言語)	2
	M326	ESP教育論	2
	M327	小学校英語教育論	2
	M328	第二言語習得論1 (心理・認知的アプローチ)	2
	M329	第二言語習得論2 (社会文化的アプローチ)	2
	M330	第二言語習得論3 (トピックスタディ)	2
	M335	外国語教育論1 (リーディング)	2
	M336	外国語教育論2 (ライティング)	2
	M337	外国語教育論3 (オーラル・コミュニケーション)	2
	M338	外国語教育論4 (ボキャブラリ)	2
	M339	外国語教育論5 (文法) (英語)	2
	M340	外国語教育論5 (文法) (中国語)	2
	M341	外国語教育論5 (文法) (各言語)	2
	M347	外国語授業観察	2
	M348	日本語教育特別実習	2
	M350	外国語分析論 1 (英語)	2
	M351	外国語分析論 1 (中国語)	2
	M352	外国語分析論 1 (各言語)	2
	M353	外国語分析論 2	2
	M354	比較語彙論 (日中比較)	2
	M355	比較語彙論 (各言語)	2
	M356	言語コーパス論	2
	M357	言語政策論	2
	M360	コミュニケーション論	2
	M361	コミュニケーション研究 (質的研究法)	2
	M362	コミュニケーション研究 (トピックスタディ)	2
	M363	異文化コミュニケーション論 (教育・心理)	2
	M364	異文化コミュニケーション論 (比較文化)	2
	M365	異文化コミュニケーション論 (言語と社会)	2
	M366	異文化コミュニケーション研究	2
	M367	文化交渉論1 (中国)	2
	M368	文化交渉論2 (中国)	2
	M369	文化交渉論3 (英国)	2
	M370	日本文化特論	2
	M371	地域言語文化論1 (英米)	2
	M372	地域言語文化論1 (各地域)	2
	M373	地域言語文化論2 (英米)	2
	M374	地域言語文化論2 (各地域)	2
	M375	地域言語文化論3 (中国)	2

類別		科目番号	授業科目	単位数
選択必修科目	通訳翻訳学領域	M380	通訳教育方法論1	2
		M381	通訳教育方法論2	2
		M382	翻訳教育方法論1	2
		M383	翻訳教育方法論2	2
		M384	通訳翻訳研究1	2
		M385	通訳翻訳研究2	2
		M386	通訳翻訳研究3	2
		M387	通訳翻訳研究4	2
		M388	通訳実践研究1	2
		M389	通訳実践研究2	2
		M390	翻訳実践研究1	2
		M391	翻訳実践研究2	2
		M392	翻訳実践研究3	2
		M393	通訳翻訳特殊研究1	2
		M394	通訳翻訳特殊研究2	2
選択科目	支援科目	M100	基礎研究法 1	2
		M101	基礎研究法 2	2
		M102	基礎研究法 3	2
		M103	基礎研究法 4	2
		M104	アカデミックライティング1 (英語)	2
		M105	アカデミックライティング1 (中国語)	2
		M106	アカデミックライティング1 (各言語)	2
		M107	アカデミックライティング2 (英語)	2
		M108	アカデミックライティング2 (各言語)	2
		M109	アカデミックプレゼンテーション (英語)	2
		M110	アカデミックプレゼンテーション (各言語)	2
	共通科目	M200	特殊講義 (各テーマ)	2
1 年 制 配 当 科 目 ス		M150	インディペンデントスタディ1	2
		M151	インディペンデントスタディ2	2
		M152	インディペンデントスタディ3	2
		M153	インディペンデントスタディ4	2
		M154	インディペンデントスタディ5	2
		M155	インディペンデントスタディ6	2
		M156	インディペンデントスタディ7	2

外国語教育学専攻 博士課程後期課程

類別		科目番号	授業科目	単位数
必修科目		D401	後期課程演習1a	2
		D402	後期課程演習1b	2
		D403	後期課程演習2a	2
		D404	後期課程演習2b	2
選択必修科目		D301	特殊講義 (日本文化論)	2
		D302	特殊講義 (通訳翻訳教育論)	2
		D303	特殊講義 (異文化間教育論)	2
		D304	特殊講義 (教授・学習方略論)	2
		D305	特殊講義 (英米文化・文学教育論)	2
		D306	特殊講義 (言語哲学特論)	2
		D307	特殊講義 (日中比較語彙論)	2
		D308	特殊講義 (社会言語論)	2
		D309	特殊講義 (音声コミュニケーション論)	2
		D310	特殊講義 (外国語意味分析論)	2
		D311	特殊講義 (言語テスト論)	2
選択科目		D101	応用研究法1 (コーパス論)	2
		D102	応用研究法2 (量的研究法)	2
		D103	応用研究法3 (質的研究法)	2
		D104	応用研究法4 (トピックスタディ)	2

心理学研究科

I 教育課程について

1 心理学研究科の課程

- (1) 心理学専攻 博士課程前期課程
- (2) 心理学専攻 博士課程後期課程

2 授業科目の構成

心理学研究科で履修・修得できる授業科目は、次のとおり大別されます。なお、各授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

種別			概要
前期課程	必修科目群	演習・研究指導科目	演習・研究指導科目が設置されています。
	選択科目群	演習・研究指導科目	演習・研究指導科目が設置されています。
		領域科目	各専門領域の科目が設置されています。
		総合科目	共通領域の科目が設置されています。
		リサーチスキル科目	リサーチスキル、アカデミックスキル科目が設置されています。
		学校心理士科目	学校心理士科目が設置されています。
後期課程	—		演習科目が設置されています。

3 研究指導体制（専修科目及び指導教員）

博士課程前期課程においては、心理学セミナーの研究分野を専修科目とし、当該科目の担任者を指導教員とします。

博士課程後期課程においては、演習科目の研究分野のうち一つの研究分野を選択し、それを専修科目とし、当該科目の担任者を指導教員とします。

4 修了所要単位

(1) 博士課程前期課程

博士課程前期課程に2年<4学期>以上4年<8学期>以内在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者には、修士(心理学)の学位が与えられます。なお、在学期間については3年コースの場合、3年<6学期>以上4年<8学期>以内とします。

【修了所要単位の内訳】

博士課程前期課程においては以下の単位を含め30単位以上を修得しなければなりません。

- ア 必修科目群の4科目8単位（指導教員の担当する心理学セミナー）
- イ 選択科目群から以下の単位を含め 22 単位以上
 - (ア) 心理学オープンセミナー（実習）A、心理学オープンセミナー（実習）Bのうち 1 単位以上
 - (イ) 現代心理学の学際的問題A、現代心理学の学際的問題Bのうち 2 単位以上
 - (ウ) 領域科目から 2 単位以上
 - (エ) リサーチスキル科目から 1 単位以上

(修了所要単位一覧)

専攻名	科目区分		修了所要単位数	
心理学専攻	必修科目群	演習・研究指導科目	8単位	30単位以上
	選択科目群	演習・研究指導科目	心理学オープンセミナー(実習) A及びBのうち1単位以上	
		領域科目	2単位以上	
		総合科目	2単位以上	
		リサーチスキル科目	1単位以上	
		学校心理士科目	任意選択	

(2) 博士課程後期課程

博士課程後期課程に3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士(心理学)の学位が与えられます。

【修了所要単位の内訳】

博士課程後期課程においては専修科目(演習)12単位を修得しなければなりません。

(修了所要単位一覧)

専攻名	科目区分	修了所要単位数
心理学専攻	選択必修科目群	12単位 ※

※「専修科目」の演習を12単位修得しなければなりません。

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録

その年度に履修しようとする授業科目については、必ず指導教員の指導を受け、承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に登録をしてください。なお、原則として履修届締切後の授業科目の変更・追加等については認められません。ただし、所定の期間においては一定の条件の下、履修変更を認めます(詳細はインフォメーションシステムでお知らせします)。

(2) 履修制限単位数

一学年度において履修できる単位は28単位までです。ただし、修了所要単位を全て修得することとなる春学期については14単位までとします。

また、3年コース選択者については、1年次20単位、2年次20単位、3年次16単位までとします。

(3) 演習科目の履修について

【博士課程前期課程】

博士課程前期課程においては心理学セミナー(1) A及び(1) B並びに(2) A及び(2) Bを修得しなければなりません。

なお、心理学セミナー(1) A及び(1) Bを修得していなければ心理学セミナー(2) A及び(2) Bを履修することはできません。

また、3年コースの場合は、2年次に心理学セミナー(2) Aおよび(2) Bを履修することはできません。

【博士課程後期課程】

博士課程後期課程においては専修科目の演習(1) A及び(1) B、(2) A及び(2) B並びに(3) A及

び(3) Bを修得しなければなりません。

また、専修科目以外の演習を履修することはできません。

(4) 追加科目

自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他専攻、他研究科若しくは学部又は他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修については、在学期間を通じて 20 単位までとし、下記(5)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。

なお、事情により履修できない場合もあります。

(5) 追加科目の充当【博士課程前期課程】

博士課程前期課程において、追加科目として修得した単位のうち博士課程前期課程の科目については、指導教員の承認を得たうえで、10 単位まで選択科目群の修了に要する単位数に算入することができます。

なお、追加科目を修了所要単位に充当するとして履修する場合は履修制限単位数に含みます。

(6) 学部科目の履修について

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1 学年度において 32 単位まで履修することができます。ただし、3 年コースの場合は、1 年次は 24 単位まで、2 年次以降は 20 単位までです。③の学部科目の履修は、(4)の追加科目として扱い、在学期間を通じて 20 単位を限度として履修することができます。

なお、事情により、履修できない場合があります。

(7) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修する場合は、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」（教務センター・教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします）を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください。（Web からの登録はできません）

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てたうえ履修登録を行ってください。詳細は別掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 コース変更【博士課程前期課程】

3 年コースから 2 年コースへの変更を希望する場合は、1 年次に 20 単位以上修得しなければなりません。コース変更の希望届出は、1 月に行います。なお、2 年コースから 3 年コースへの変更はできません。

4 入学前既修得単位の認定

本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、10 単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

授業科目一覧表

心理学専攻 博士課程前期課程

区分		授業科目	単位数	配当年次
必修科目群	演習・指導科目	心理学セミナー (1) A	2	1
		心理学セミナー (1) B	2	
		心理学セミナー (2) A	2	2
		心理学セミナー (2) B	2	
選択科目群	演習・指導科目	研究チュートリアルセミナー (1) A	2	1
		研究チュートリアルセミナー (1) B	2	
		研究チュートリアルセミナー (2) A	2	
		研究チュートリアルセミナー (2) B	2	
		心理学オープンセミナー (実習) A	1	
		心理学オープンセミナー (実習) B	1	
	領域科目	認知・生理心理学特殊講義	2	1
		社会・産業心理学特殊講義	2	
		発達・教育心理学特殊講義	2	
		健康・人格心理学特殊講義	2	
		計量・方法心理学特殊講義	2	
	総合科目	現代心理学の学際的問題 A	2	1
		現代心理学の学際的問題 B	2	
	リサーチスキル科目	英語論文の書き方	2	1
		心理学論文の読み方と書き方	2	
		心理統計法	2	
		心理学研究法	2	
		上級心理学実習	1	
	学校心理士科目	認知・発達心理学特論	2	1
		教授・学習心理学研究	2	
		発達障害研究	2	
		心理教育的アセスメント (実習を含む)	2	
		生徒指導 (進路指導) 研究	2	
		学校臨床心理学研究 (カウンセリング実習を含む)	2	
		臨床心理学	2	
		学校心理学	2	

心理学専攻 博士課程後期課程

種別	授業科目	単位数	配当年次
選択必修科目群	認知・発達心理学特殊研究 演習(1)A	2	1
	認知・発達心理学特殊研究 演習(1)B	2	
	認知・発達心理学特殊研究 演習(2)A	2	2
	認知・発達心理学特殊研究 演習(2)B	2	
	認知・発達心理学特殊研究 演習(3)A	2	3
	認知・発達心理学特殊研究 演習(3)B	2	
	社会心理学特殊研究 演習(1)A	2	1
	社会心理学特殊研究 演習(1)B	2	
	社会心理学特殊研究 演習(2)A	2	2
	社会心理学特殊研究 演習(2)B	2	
	社会心理学特殊研究 演習(3)A	2	3
	社会心理学特殊研究 演習(3)B	2	
	応用心理学特殊研究 演習(1)A	2	1
	応用心理学特殊研究 演習(1)B	2	
	応用心理学特殊研究 演習(2)A	2	2
	応用心理学特殊研究 演習(2)B	2	
	応用心理学特殊研究 演習(3)A	2	3
	応用心理学特殊研究 演習(3)B	2	
	臨床心理学特殊研究 演習(1)A	2	1
	臨床心理学特殊研究 演習(1)B	2	
	臨床心理学特殊研究 演習(2)A	2	2
	臨床心理学特殊研究 演習(2)B	2	
	臨床心理学特殊研究 演習(3)A	2	3
	臨床心理学特殊研究 演習(3)B	2	

Ⅲ 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

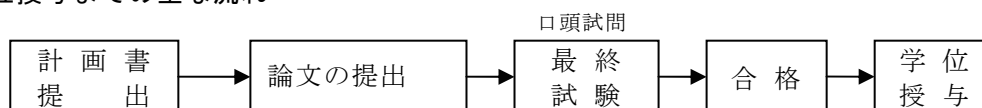
修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます。

2 修士論文審査基準

学位論文（修士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 問題意識が明確で、課題設定が適切であること
- (2) 先行研究を適切に検討、吟味していること
- (3) 研究目的に照らして研究・分析の方法が適切であること
- (4) 論文構成が的確で、論理展開に整合性、一貫性があること
- (5) 全体を通して社会的・学術的な意義が認められること

3 学位授与までの主な流れ



修士論文の提出に際しては、指導教員とよく相談のうえ手続きを行ってください。

4 スケジュール

	提出期日・日程	
	3 月期学位授与	9 月期学位授与
論文計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	1 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬	7 月下旬～9 月上旬

日程の詳細については、インフォメーションシステム等でお知らせします。

5 修士論文の提出要件

修士論文は博士課程前期課程に1年以上在学し、修了所要単位のうち20単位以上を修得した後、論文計画書を提出し、かつ、外国語の学力に関する認定に合格しなければ、提出することができません。ただし、次のいずれかの要件を満たすことにより外国語の学力に関する認定に合格しているものとして読み替えることとします。

- (1) 入学試験の筆記試験において外国語科目を受験していること
- (2) 入学試験の口頭試問において外国語学力を確認されていること

6 修士論文計画書の提出

- (1) 一度提出した論文計画の変更は認めません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（教務センター備付）を提出すれば変更することができます。
- (2) 修士論文計画書を提出したにもかかわらず修士論文を提出しない場合は、事前に教務センターにて手続きを行ってください。

7 修士論文・論文要旨の提出要領

提出期の修士論文計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で必ず確認してください。

- (1) 提出部数 詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。
- (2) 枚数制限 【修士論文】 枚数制限はなし
【論文要旨】 1,000 字から 2,000 字程度

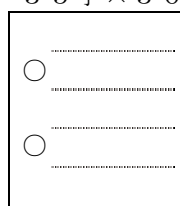
(3) 用紙規格

- ア 自筆で横書きの場合はA4判 400 字詰原稿用紙（市販のもの）
 - イ 自筆で縦書きの場合はB5判 200 字詰原稿用紙（市販のもの）
 - ウ ワープロ等を使用して横書きの場合はA4判の用紙（感熱紙は不可）
 - エ ワープロ等を使用して縦書きの場合はB5判の用紙（感熱紙は不可）
- （注）ワープロ等の書式設定は次のとおりとする。

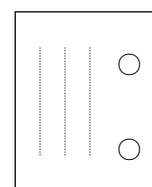
【横書き】（A4 判）35 字×30 行

【縦書き】（B5 判）50 字×20 行

左側に余白を
25mm 以上とる



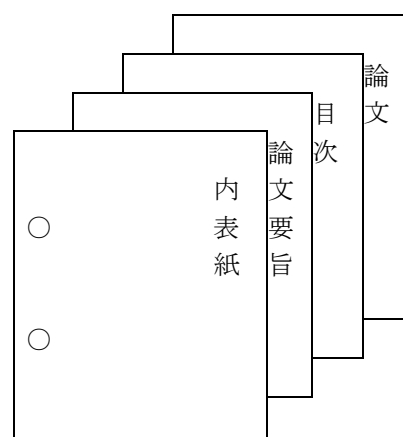
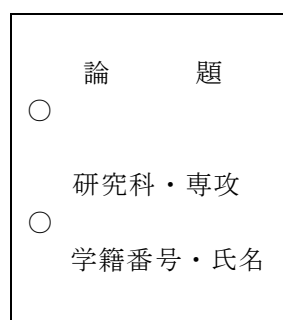
右側に余白を
25mm 以上とる



(4) 装丁要領

- ア 市販のフラットファイルを用いて装丁すること。
- イ フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語で記入すること。
- ウ 論題・研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語で記入した内表紙を作成すること。ただし、論題については論文計画書で届け出たもの（外国文でも可）を正確に記入すること。
- エ 内表紙、論文要旨、目次、論文の順に綴じること。

内表紙
の様式



縦書きの
場合も同
様に作成
すること

(5) 注意事項

- ア 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。
- イ 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、論文の装丁要領（装丁要領ア・イ）に準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。
- ウ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。
- エ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。

IV 博士の学位（博士課程）申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

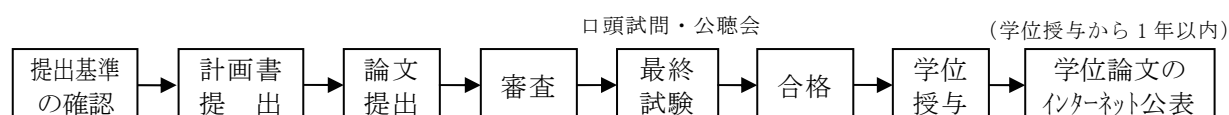
博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます。

2 博士論文審査基準

学位論文（博士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 問題意識が明確で、課題設定が適切であること
- (2) 国内外の先行研究を適切に検討、吟味していること
- (3) 研究目的に照らして研究・分析の方法が適切であること
- (4) 論文構成が的確で、論理展開に整合性、一貫性、説得力があること
- (5) 全体を通して学術的な独創性が認められること
- (6) 国内外の学会や社会に対して貢献が認められること

3 学位授与までの主な流れ



博士論文の提出に際しては、事前に論文の提出時期等を指導教員とよく相談のうえ、手続きを行ってください。なお、「博士論文計画書」、「学位申請書」等の手続き書類については、教務センター教務事務グループにて配布します。

4 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	9月期授与	3月期授与
博士論文提出基準の確認	10月～12月	4月～6月
「博士論文計画書」の提出 ※	2月末まで	8月末まで
「学位申請書」・学位論文(博士論文)等の書類一式の提出	5月末まで	11月末まで
最終試験(口頭試問・公聴会)	6月～7月	12月～1月
学位記授与式	9月18日頃	3月23日頃

※「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

5 博士論文提出要件

博士の学位論文は、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、研究科委員会の定める下記の要件を満たした後でなければ、提出することができません。

- (1) 研究業績について、次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ア 研究書（単著）が1冊以上あること
 - イ 査読のある「学術雑誌」に掲載された論文が2篇（共著の場合は第1著者であること）以上あること
 - ウ 査読のある「学術雑誌」に掲載された論文が1篇（共著の場合は第1著者であること）及び本研究科が研究論文と認める論文が3篇以上あること

- (2) 外国語の学力に関する認定に合格していること。ただし、次のいずれかの要件を満たすことにより外国語の学力に関する認定に合格しているものとして読み替えることとします。

- ア 入学試験の筆記試験において、外国語科目を受験していること
- イ 入学試験の口頭試問において、外国語学力を確認されていること
- ウ 研究指導において、演習担当教員による外国語に関する指導を受けていること

6 博士論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第 38 条、第 39 条

（審査要旨の公表）

第 38 条 学長は、学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第 39 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

社会安全研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

社会安全研究科には、次の課程があります。

- (1) 防災・減災専攻 博士課程前期課程
- (2) 防災・減災専攻 博士課程後期課程

2 授業科目の構成

社会安全研究科で履修・修得できる授業科目は、必修科目群(必ず修得しなければならない科目)と選択科目群(一定の選択の余地がある科目)に大別されます。

なお、各授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

3 修了所要単位

(1) 博士課程前期課程

博士課程前期課程において、2年<4学期>以上(4年<8学期>以内)在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者には、「修士(学術)」の学位が与えられます。

【修了所要単位30単位の内訳】

種別	最低修得単位数	
必修科目群	12単位	合計 30単位以上
選択科目群	18単位以上	

(2) 博士課程後期課程

博士課程後期課程において、3年<6学期>以上(6年<12学期>以内)在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格した者には、「博士(学術)」の学位が与えられます。

【修了所要単位14単位の内訳】

種別	最低修得単位数	
必修科目群	8単位	合計 14単位以上
選択科目群	6単位以上 (ただし、各システム系から1科目2単位以上を含む)	

II 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録

その年度に履修しようとする授業科目については、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、必ず指導教員の承認を得て、所定の登録期間に登録をしてください。

なお、原則として、登録期間終了後の変更は認められません。

(2) 履修制限単位(博士課程前期課程)

1学年度に履修できるのは、28単位までです。

ただし、規定により在学期間の短縮または延長を許可された場合は、この限りではありません。

(3) 演習・研究指導科目の履修

ア 博士課程前期課程

「専攻演習ⅠB(各テーマ)・ⅡA(各テーマ)・ⅡB(各テーマ)」を履修するには、それぞれ「専攻演習ⅠA(各テーマ)・ⅠB(各テーマ)・ⅡA(各テーマ)」を修得していなければなりません。

ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りではありません。

イ 博士課程後期課程

「専攻演習ⅢB(各テーマ)・ⅣA(各テーマ)・ⅣB(各テーマ)」を履修するには、それぞれ「専攻演習ⅢA(各テーマ)・ⅢB(各テーマ)・ⅣA(各テーマ)」を修得していなければなりません。

ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りではありません。

(4) 追加科目

自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他専攻、他研究科若しくは学部又は他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

なお、下記(5)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。ただし、事情により履修できない場合もあります。

(5) 追加科目の充当（博士課程前期課程）

上記追加科目のうち博士課程前期課程の科目は、事前に指導教員の承認を得たうえで、10単位まで修了所要単位に充当することができます。ただし、その場合、履修制限単位数に含みます。

(6) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1学年度において32単位まで履修することができます。③の学部科目の履修は、(4)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。

なお、学部科目については、当該学部の事情により、登録できない場合があります。

(7) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修することができます。詳細につきましては、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てたうえで、履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 配当年次

(1) 博士課程前期課程

「専攻演習ⅠA(各テーマ)・ⅠB(各テーマ)」は1年次配当、「専攻演習ⅡA(各テーマ)・ⅡB(各テーマ)」は2年次配当とします。

(2) 博士課程後期課程

「専攻演習ⅢA(各テーマ)・ⅢB(各テーマ)」は1年次配当、「専攻演習ⅣA(各テーマ)・ⅣB(各テーマ)」は2年次配当とします。

4 先修条件（博士課程前期課程）

1年次配当の必修科目6単位以上を含む20単位以上を修得できなかった場合は、2年次配当科目の履修を認めません。

5 入学前既修得単位の認定

本研究科に入学する前に大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

授業科目一覧表

防災・減災専攻 博士課程前期課程

種 別		授 業 科 目	単位数	配当年次
必修科目群		社会安全学特別講義Ⅰ	2	1
		社会安全学特別講義Ⅱ	2	1
		専攻演習ⅠA(各テーマ)	2	1
		専攻演習ⅠB(各テーマ)	2	1
		専攻演習ⅡA(各テーマ)	2	2
		専攻演習ⅡB(各テーマ)	2	2
選択科目群	コア科目	安全の思想	2	1
		水災害特論	2	1
		地震減災特論	2	1
		地盤災害特論	2	1
		行政法特論	2	1
		都市安全計画特論	2	1
		消防防災行政特論	2	1
		交通システム特論	2	1
		公衆衛生学特論	2	1
		災害心理学特論	2	1
		災害経済学特論	2	1
		災害復旧・復興特論	2	1
		社会減災政策論	2	1
		災害情報特論	2	1
	安全教育特論	2	1	
	関連科目	公益事業特論	2	1
		ヒューマンエラー特論	2	1
		工学的安全システム特論	2	1
		数理モデルによるリスク評価	2	1
		工学システム解析	2	1
		情報セキュリティ特論	2	1
		リスク心理学特論	2	1
		リスクコミュニケーション特論	2	1
		リスクマネジメント特論	2	1
		損害保険特論	2	1
		メンタルヘルス特論	2	1
		安全と法システム特論	2	1
		消費者安全法特論	2	1
		安全学総論	2	1
		専門英語	2	1
専門ドイツ語		2	1	
専門フランス語	2	1		
特殊講義（各テーマ）	2	1		

防災・減災専攻 博士課程後期課程

種 別		授 業 科 目	単位数	配当年次
必修科目群		専攻演習ⅢA(各テーマ)	2	1
		専攻演習ⅢB(各テーマ)	2	1
		専攻演習ⅣA(各テーマ)	2	2
		専攻演習ⅣB(各テーマ)	2	2
選択科目群	理工システム系	社会減災政策研究	2	1
		工学安全システム研究	2	1
		水防災研究	2	1
		地震減災研究	2	1
		都市防災研究	2	1
		数理モデル研究	2	1
		工学システム解析研究	2	1
		Advanced Science and Engineering System for Safety	2	1
	社会システム系	公益事業研究	2	1
		リスクマネジメント研究	2	1
		安全と法システム研究	2	1
		交通システム研究	2	1
		消防防災行政研究	2	1
		公衆衛生研究	2	1
		災害経済研究	2	1
		Advanced Social System for Safety	2	1
	人間システム系	安全心理研究	2	1
		リスクコミュニケーション研究	2	1
		ヒューマンエラー研究	2	1
		災害復旧・復興研究	2	1
		災害心理研究	2	1
		社会安全思想研究	2	1
		Advanced Human System for Safety	2	1

Ⅲ 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

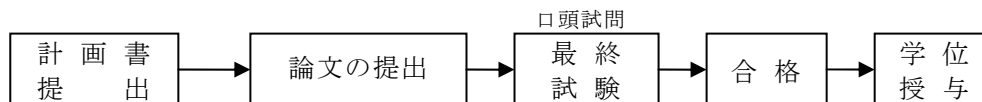
修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます(大学院学則第24条、第26条)。

2 修士論文審査基準

学位論文(修士)を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、社会的意義が意識されているか
- (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切か
- (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な観点が加えられているか

3 学位授与までの流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

事項	期 限(期 日)	
	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	2 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬～下旬	7 月下旬～9 月上旬

※修士論文の提出については、指導教員とよく相談してください。

5 修士論文提出要件

修士論文または特定の課題についての研究の成果は、修士課程または博士課程前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目のうち、20単位(総合情報学研究科は16単位)以上を修得後に、学位取得計画を提出し、かつ、研究科の定める所定の要件を満たさなければ、これを提出することができません(学位規程第9条)。

社会安全研究科の定める所定の要件は以下のとおりです。

外国語学力確認(1ヵ国語)に合格すること。ただし、次のいずれかの方法により、1ヵ国語について、外国語の学力確認を行ったものとして、これを免除します。

- (1) 外国語科目のある入学試験に合格していること
- (2) 「専門英語」「専門ドイツ語」「専門フランス語」のいずれかを修得していること
- (3) 指導教員による外国書を用いた演習指導があること

6 修士論文計画書(指定様式)の提出について

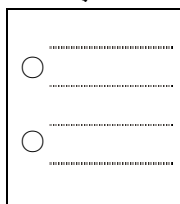
- (1) 提出期限は厳守してください。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。
- (2) 修士論文計画書には指導教員の承認印を受けてください。
- (3) 既に提出した論文計画の変更は、認められません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届(ミューズオフィス備付)を提出することができます。
- (4) 計画書を提出したが、修士論文を提出しない場合は、必ず、事前にミューズオフィスにその旨を報告してください。

7 修士論文・論文要旨の提出要領

- (1) 提出部数 正本1部・副本3部・電子ファイル1部(正本はワープロ等により作成したもの。副本は正本の複写)ただし、内表紙の担当教員氏名・押印については、正本1部のみでも可。
- (2) 枚数制限 **【修士論文】** 枚数制限はなし。
【論文要旨】 和文で、論文の概要を1,000字から2,000字程度にまとめる。
ただし、論文要旨のみ、和文に対応する英文も作成し、同時に提出してください。
- (3) 用紙規格 ワープロ等を使用して横書きの場合はA4判の用紙(感熱紙は不可)を使用。
(注)ワープロ等の書式設定は原則的には以下のようにしてください。

【横書き】（A4判）40字×36行

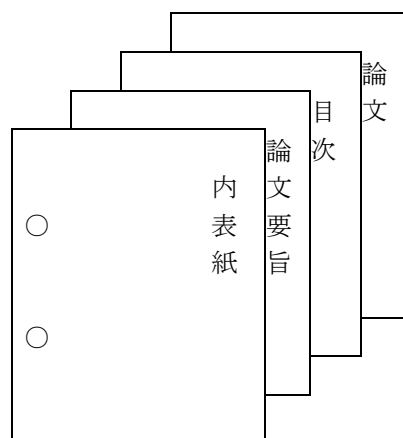
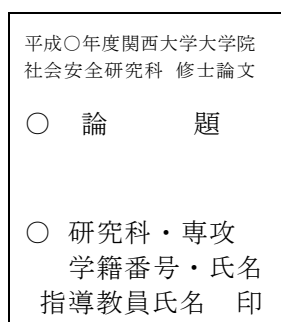
左側に余白を
25mm以上とる



(4) 装丁要領（※以下ア～エは正本・副本とも共通）

- ア 市販のフラットファイル(例 A4判：コクヨ フ-10)を用いて装丁してください。
- イ フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語で記入してください。
- ウ 論題・研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語および英語で記入した内表紙を作成してください。ただし、論題は論文計画書で届け出たもの(外国文でも可)を正確に記入してください。
- エ 内表紙、論文要旨(和文・英文の順番)、目次、論文の順に綴じてください。

内表紙
の様式



(5) 注意事項

- ア 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とします。
- イ 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、上記(4)の装丁要領に準じて作成し、表紙に「資料」と明記してください。
- ウ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込んでください。
- エ 図、表、写真などは必要に応じ貼り付けてください。

※修士論文計画書などの各種様式および提出要領・日時等の詳細については、別途インフォメーションシステムにてお知らせしますので、必ず確認してください。

IV 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

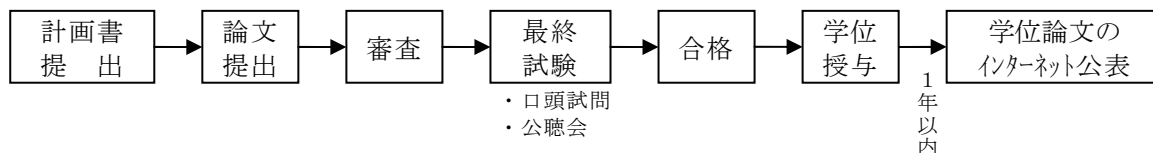
博士課程後期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます(大学院学則第25条、第28条)。

2 博士論文審査基準

学位論文（博士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、社会的意義が認められるか
- (2) テーマに基づいて、適切な問題を設定し、一貫した論理展開がされているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析手法が用いられ、資料やデータの解釈は適切かつ厳密か
- (4) 先行研究や関連した研究を十分に調査し、的確に考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な成果があるか

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	【課程博士】	
	3月期授与	9月期授与
「博士論文計画書」の提出	8月末まで	2月中旬まで
「学位申請書」・学位論文等の書類一式の提出	11月末まで	5月末まで
最終試験(口頭試問・公聴会)	1月下旬	7月下旬
審査報告書の提出	2月中旬まで	8月末まで
学位記授与式	3月23日頃	9月18日頃

5 学位論文提出要件

レフェリー制のある学術雑誌に掲載が認められた論文または審査委員会がそれと同等と認める論文が2篇以上あることとします。また、外国語学力認定については、博士課程後期課程に入学した時点に遡及して合格したものとします。

6 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第38条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第39条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第38条、第39条

（審査要旨の公表）

第38条 学長は、学位を授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第39条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

東アジア文化研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

東アジア文化研究科は、次の課程があります。

- (1) 文化交渉学専攻 博士課程前期課程
- (2) 文化交渉学専攻 博士課程後期課程

2 授業科目の構成

東アジア文化研究科で履修・修得できる授業科目は、次のとおり大別されます。科目選択に際しては、学期初めの履修ガイダンス等を通じて、指導教員と十分に打ち合わせてください。

種別	履修方法
必修科目	演習を伴う一授業科目を選定し、必ず修得しなければなりません。
領域選択科目	必修科目の領域と関連して、一定の科目選択の余地のある科目です。
共通科目	東アジア文化研究科・文学研究科共通の選択科目です。

3 修了所要単位

(1) 博士課程前期課程

博士課程前期課程に2年<4学期>以上4年<8学期>以内在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者には、「修士(文化交渉学)」の学位が与えられます。

【修了所要単位32単位の内訳】

専攻名	科目区分・科目名	最低修得単位数	
文化交渉学 専攻	指導教員の担当する必修科目（演習）	8単位	合計 32単位以上
	領域選択科目 A 群	2単位以上	
	領域選択科目 B 群	2単位以上	
	指導教員以外が担当する演習 (1) A ・ (1) B 共通科目 A ・ B ・ C 群	任意の単位数	

(2) 博士課程後期課程

博士課程後期課程に3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、「博士(文化交渉学)」の学位が与えられます。

【修了所要単位16単位の内訳】

専攻名	科目区分・科目名	最低修得単位数	
文化交渉学 専攻	指導教員の担当する必修科目（演習）	12単位	合計 16単位以上
	指導教員以外が担当する演習(1) A・（1) B 領域選択科目 共通科目	任意の単位数	

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録（履修変更）

その年度に履修しようとする授業科目については、必ず指導教員の指導を受け、承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に登録をしてください。なお、原則として履修届締切後の授業科目の変更・追加等については認められません。

ただし、所定の期間においては一定の条件の下、履修変更を認めます（詳細はインフォメーションシステムでお知らせします）。

(2) 履修制限単位

博士課程前期課程の在学者が1学年度に履修できるのは28単位までです。

また、3年コースを選択した者の履修制限単位は、1年次20単位、2年次20単位、3年次16単位です。ただし、3年コースの選択者が、1年次終了時点で修士論文の提出要件である20単位を修得し、所定の手続きを経て2年コースに変更する場合は、2年次の履修制限単位は28単位とします。

(3) 配当年次

ア 博士課程前期課程

演習(1) Aおよび(1) Bは1年次配当、演習(2) Aおよび(2) Bは2年次配当とします。ただし、3年コースの場合は、2年次に演習(2) Aおよび(2) Bは履修できません。

イ 博士課程後期課程

演習(1) Aおよび(1) Bは1年次配当、演習(2) Aおよび(2) Bは2年次配当、演習(3) Aおよび(3) Bは3年次配当とします。

(4) 先修条件(博士課程前期課程)

演習(1) Aおよび(1) Bを修得していなければ、演習(2) Aおよび(2) Bは履修できません。

(5) 演習・研究指導科目の履修

指導教員の担当する演習以外の演習については、演習(1) Aおよび(1) Bについてのみ履修することができます。

(6) 追加科目

自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他専攻、他研究科若しくは学部または他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

なお、下記(7)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。ただし、事情により履修できない場合もあります。

(7) 追加科目の充当（博士課程前期課程）

博士課程前期課程において、上記追加科目のうち博士課程前期課程の科目は、指導教員の承認を得た上、10単位まで修了所要単位に充当することができます。ただし、指導教員の担当する必修科目（演習）の所要単位に含めることはできません。また、充当科目の単位数は履修制限単位数に含まれます。

(8) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。

なお、①および②の学部科目の履修は、1学年度において32単位まで履修することができます。ただし、3年コースの場合は、1年次は24単位まで、2年次以降は20単位までです。③の学部科目の履修は、(6)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。

なお、学部科目については、当該学部の事情により、登録できない場合があります。

(9) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修する場合は、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」(教務センター教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします)を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください。(Webからの登録はできません)。

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てたうえ履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 入学前既修得単位の認定について

本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

Ⅲ その他

1 長期在学制度について(博士課程前期課程)

(1) 長期在学制度とは

標準修業年限を3年とする制度です(通常の標準修業年限は2年です)。以下の説明では、標準修業年限が2年の場合を「2年コース」、長期在学制度による標準修業年限が3年の場合を「3年コース」としています。

(2) コースの途中変更

3年コースから2年コースへの変更は、1年次に20単位以上修得しなければなりません。コース変更の希望届の受付は、春学期入学生は12月～1月中旬、秋学期入学生は6月に行います。

なお、2年コースから3年コースへの変更はできません。

Ⅳ 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

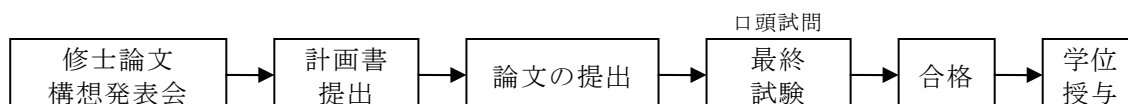
修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます（大学院学則第 24 条、第 26 条）。

2 修士論文審査基準

学位の授与（修士）に関わる論文の審査にあたっては、以下の審査項目を踏まえ、総合的に評価します。

- (1) 研究目的が明確であること。
- (2) 専門分野に関する十分な知識を有し、先行研究を的確に検討していること。
- (3) 研究資料の収集が適切であり、分析や考察が的確であること。
- (4) 論理や叙述の一貫性を有し、形式や表記が適切であること。
- (5) 新しい知見や独自の観点があること。

3 学位授与までの流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

期 限（期 日）		
事項	3 月期学位授与	9 月期学位授与
構想発表会	9 月下旬	4 月上旬
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	1 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験（口頭試問）	2 月中旬	7 月下旬～9 月上旬

5 修士論文提出要件

博士課程前期課程に 1 年以上在学し、所定の授業科目のうち 20 単位以上を修得した後、学位取得計画を提出しなければ、修士論文を提出することはできません。

6 修士論文計画書の提出について

- (1) 提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。
- (2) 修士論文計画書の提出前に東アジア文化研究科の主催する「構想発表会」において論文計画を発表し、研究会委員会において可とされなければ、修士論文計画書を提出することはできません。
- (3) 修士論文計画書には指導教員の承認印を受けてください。
- (4) 既に提出した論文計画の変更は認められません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（教務センター備付）を提出し、研究科委員会に可否を諮ることができます。
- (5) 計画書を提出したが、修士論文を提出しない場合は、必ず事前に教務センターにその旨を報告してください。

7 修士論文・論文要旨の提出要領

提出期の修士論文計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で必ず確認してください。

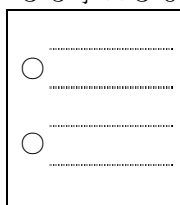
- (1) 提出部数 詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。
- (2) 枚数制限 【修士論文】 枚数制限はなし
【論文要旨】 論文の概要を 1,000 字から 2,000 字程度にまとめる
- (3) 用紙規格 以下の規格に従うこと。
 - ア 自筆で横書きの場合は A4 判 400 字詰原稿用紙（市販のもの）を使用
 - イ 自筆で縦書きの場合は B5 判 200 字詰原稿用紙（市販のもの）を使用
 - ウ ワープロ等を使用して横書きの場合は A4 判の用紙（感熱紙は不可）を使用
 - エ ワープロ等を使用して縦書きの場合は B5 判の用紙（感熱紙は不可）を使用

（注）ワープロ等の書式設定は原則的には以下のようにすること。

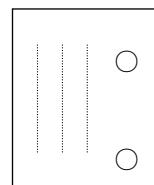
【横書き】（A4 判） 35 字×30 行

【縦書き】（B5 判） 50 字×20 行

左側に余白を
25mm 以上とる



右側に余白を
25mm 以上とる

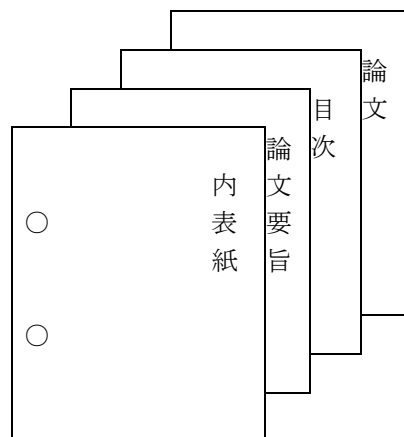


(4) 装丁要領

- ア 市販のフラットファイル（例 A4 判：コクヨ フ-10、B5 判：コクヨ フ-11）を用いて装丁すること。
- イ フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・指導教員の担当する演習科目・学籍番号・氏名を日本語で記入すること。
- ウ 論題・研究科・専攻・指導教員の担当する演習科目・学籍番号・氏名を日本語で記入した内表紙を作成すること。ただし、論題は論文計画書で届け出たもの（外国文でも可）を正確に記入すること。
- エ 内表紙、論文要旨、目次、論文の順に綴じること。

内表紙
の様式

論 題	
○	
研究科・専攻	
○	指導教員の担当 する演習科目
学籍番号・氏名	



縦書きの
場合も同
様に作成
すること

(5) 注意事項

- ア 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。
- イ 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、論文の装丁要領（装丁要領ア・イ）に準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。
- ウ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。
- エ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。

V 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

博士課程後期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます（大学院学則第 25 条、第 28 条）。

2 博士論文審査基準

学位の授与（博士）に関わる論文の審査にあたっては、以下の審査項目を踏まえ、総合的に評価します。

- (1) 研究目的が明確であること。
- (2) 専門分野に関する十分な知識を有し、先行研究を的確に検討していること。
- (3) 研究資料の収集が適切であり、分析や考察が的確であること。
- (4) 論理や叙述の一貫性を有し、形式や表記が適切であること。
- (5) 新しい知見や独自の観点があり、学術的に高い価値を有すること

3 学位授与までの流れ

- 1 年次：研究計画書提出→1 年次研究報告書提出
- 2 年次：研究計画書提出→2 年次研究報告書提出
- 3 年次：博士論文構想発表会→博士論文構想発表報告書提出→博士論文計画書提出→論文提出
→審査→最終試験（口頭試問）→合格→学位授与→〈1 年以内〉学位論文のインターネット公表

4 スケジュール

学位(博士)授与までの手続き	【課程博士】		【論文博士】	
	9月期授与	3月期授与	9月期授与	3月期授与
各年次研究計画書の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	10 月末まで	4 月末まで	—	—
各年次研究報告書の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	7 月末まで	1 月末まで	—	—
博士論文構想発表会	9 月～10 月	4 月～5 月	—	—
「博士論文計画書」の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	11 月末まで※	5 月末まで※	—	—
「学位申請書」・学位論文等の書類一式の提出 ＜教務センター教務事務グループへ＞	5 月末まで	11 月末まで	5 月末まで	11 月末まで
最終試験（公聴会）	6月20日～30日	1月20日～30日	6月20日～30日	1月20日～30日
学位記授与式	9 月 18 日頃	3 月 23 日頃	9 月 18 日頃	3 月 23 日頃

※「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

5 学位論文提出要件

学位論文を提出しようとする者は、東アジア文化研究科主催の「博士論文構想発表会」において論文構想を発表し、研究科委員会において可とされなければ、博士論文計画書を提出することはできません。かつ、学位論文提出時まで、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

- (1) 全国学会あるいはレフェリー制の学会において口頭発表（ポスターセッションを含む）を 1 回以上行くとともに、学術誌（レフェリー制が望ましい）に論文 1 篇以上が掲載（あるいは掲載決定）されていること。

- (2) 国際学会誌に論文 1 篇以上が掲載（あるいは掲載決定）されていること。
- (3) 国際学会での口頭発表を 1 回以上行うとともに、他の公開性のある出版物（学会誌・学術雑誌・紀要・公的資金による研究報告書など）に論文 1 篇以上が掲載（あるいは掲載決定）されていること。

なお博士論文は、日本語の場合 12 万字（400 字詰原稿用紙に換算して 300 枚）以上であることを目安とします。他の言語による場合は、別途定めます。

6 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第 38 条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第 39 条に基づき、学位を授与されてから 1 年以内にインターネット（関西大学学術リポジトリ）の利用により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

学位規程 第 38 条、第 39 条

（審査要旨の公表）

第 38 条 学長は、学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第 39 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

VI 日本語教師養成講座〈大学院コース〉について

1 概要

東アジア文化研究科では、広く人文学研究に携わる本研究科の学生が、自らの専門性を生かせる場を広げるために、日本語教育の基礎的な知識・技能・実践経験を得ることのできるプログラムとして日本語教師養成講座〈大学院コース〉を設置しています。

2 受講対象者

日本語教師養成講座〈大学院コース〉の受講対象者は、東アジア文化研究科の全学生です。また、他研究科の学生、外国人研究生、科目等履修生、聴講生等は、本講座講義科目の履修は出来ませんが、実習を伴う科目「日本語教育方法論」および「M 日本語教育実践研究 A・B」の履修は認めません（日本語教師養成講座〈大学院コース〉の修了認定も行いません）。

3 修了要件

日本語教師養成講座〈大学院コース〉を修了するためには、下記の各要件を満たさなければなりません。

- (1) 次のとおり、26 単位以上を修得しなければなりません。

ア	必修科目 A	6 単位
イ	必修科目 B	4 単位
ウ	選択必修科目 A	8 単位必修
エ	選択必修科目 B	8 単位必修

- (2) 東アジア文化研究科（博士課程前期課程若しくは博士課程後期課程）に所定の年限在学し、修了所要単位（博士課程前期課程 32 単位 / 博士課程後期課程 16 単位）を修得しなければなりません。

- (3) 博士課程前期課程の学生は、修士号の取得を本講座の修了要件とします。なお、博士課程後期課程の学生は、博士号の取得を本講座の修了要件としません。

4 修了認定

日本語教師養成講座〈大学院コース〉修了見込者は、所定の期日までに、日本語教師養成講座〈大学院コース〉修了認定申請書を提出することによって、在籍課程修了時に、日本語教師養成講座〈大学院コース〉修了証が発行されます。

5 関西大学文学部卒業者の履修

- (1) 関西大学文学部において日本語教師養成講座を修了した者が、日本語教師養成講座〈大学院コース〉を受講する場合、学部開講科目の単位は既修得単位として認定し、大学院開講科目 12 単位以上の修得により、本講座の修了認定を行います。
- (2) 関西大学文学部において日本語教師養成講座を未修了であり、一部の科目の単位を既修得の者が、日本語教師養成講座〈大学院コース〉を受講する場合、学部開講科目の単位（2013 年度以降に修得した単位）は既修得単位として認定し、学部開講科目の不足単位および大学院開講科目 12 単位以上の修得により、本講座の修了認定を行います。
- (3) 関西大学文学部 4 年次に大学院東アジア文化研究科授業科目履修制度を利用して大学院開講科目を修得した者が、日本語教師養成講座〈大学院コース〉を受講する場合、学部生時に修得した大学院科目の単位は入学前既修得単位認定の対象外であるため、大学院東アジア文化研究科に進学後、大学院開講科目 12 単位以上を修得しなければなりません。

6 日本語教師養成講座〈大学院コース〉科目一覧

	授業科目	配当年次	単位	履修上の区分
学部開講科目 (※1)	必修科目 A			
	日本語教育概論	1	2	必修
	日本語教授法	1	2	必修
	日本語教育方法論	1	2	必修
	選択必修科目 A			
	言語学研究	1	2	選択必修
	国語学概論 a	1	2	選択必修
	国語学概論 b	1	2	選択必修
	日本語学 I a	1	2	選択必修
	日本語学 I b	1	2	選択必修
	日本語学 II a	1	2	選択必修
	日本語学 II b	1	2	選択必修
	日本語表現論 a	1	2	選択必修
	日本語表現論 b	1	2	選択必修
大学院開講科目	必修科目 B			
	M 日本語教育実践研究 A (※2)	1	2	必修
	M 日本語教育実践研究 B (※2)	1	2	必修
	選択必修科目 B (※3)			
	共通科目 C 群 (※4)			選択必修

- (※1) 学部開講科目の修得単位は、在籍課程の修了所要単位には含みません。
- (※2) 東アジア文化研究科博士課程後期課程在籍者も履修することができますが、博士課程後期課程の修了所要単位には含みません。また、当該科目を履修する際、「日本語教育概論」、「日本語教授法」、「日本語教育方法論」のうち2科目以上を履修していることが求められます。なお、担当教員の判断により、これらの科目を未履修の場合でも、当該科目の受講を認める場合があります（すでに日本語教育の実践経験を持つ場合など）。
- (※3) 在籍課程で開講されている科目を履修してください（博士課程後期課程に在籍する者が、博士課程前期課程の共通科目等を履修し単位を修得した場合、本講座の修了所要単位には含みません）。
- (※4) 「大学院英語」は含みません。

授業科目一覧表

文化交渉学専攻 博士課程前期課程

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
文化交渉学 (東アジアの言語と表象) 演習(1) A	1	2	必修	古代国語史研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの言語と表象) 演習(1) B	1	2	必修	近代国語史研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの言語と表象) 演習(2) A	2	2	必修	近代国語史研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの言語と表象) 演習(2) B	2	2	必修	日本漢学 A 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの思想と構造) 演習(1) A	1	2	必修	日本漢学 B 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの思想と構造) 演習(1) B	1	2	必修	宗教学研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの思想と構造) 演習(2) A	2	2	必修	宗教学研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの思想と構造) 演習(2) B	2	2	必修	日本思想研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの歴史と動態) 演習(1) A	1	2	必修	日本思想研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの歴史と動態) 演習(1) B	1	2	必修	インド哲学・仏教学研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの歴史と動態) 演習(2) A	2	2	必修	インド哲学・仏教学研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学 (東アジアの歴史と動態) 演習(2) B	2	2	必修	宗教文化研究 A 講義	1	2	選択
領域選択科目 A 群				宗教文化研究 B 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (言語と表象) A 講義	1	2	選択	宗教人類学研究 A 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (言語と表象) B 講義	1	2	選択	宗教人類学研究 B 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (思想と構造) A 講義	1	2	選択	東洋美術史研究 A 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (思想と構造) B 講義	1	2	選択	東洋美術史研究 B 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (歴史と動態) A 講義	1	2	選択	日本美術史研究 A 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (歴史と動態) B 講義	1	2	選択	日本美術史研究 B 講義	1	2	選択
領域選択科目 B 群				史学史研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの言語と表象) A 講義	1	2	選択	史学史研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの言語と表象) B 講義	1	2	選択	日本古代中世史研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの思想と構造) A 講義	1	2	選択	日本古代中世史研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの思想と構造) B 講義	1	2	選択	日本近世近代史研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの歴史と動態) A 講義	1	2	選択	日本近世近代史研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの歴史と動態) B 講義	1	2	選択	日本現代史研究 A 講義	1	2	選択
共通科目 A 群				日本現代史研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学概論 A 講義	1	2	選択	考古学研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学概論 B 講義	1	2	選択	考古学研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学資料調査論 講義	1	2	選択	民俗学研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学特殊研究 A 講義	1	2	選択	民俗学研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学特殊研究 B 講義	1	2	選択	文化遺産学研究 A 講義	1	2	選択
共通科目 B 群				文化遺産学研究 B 講義	1	2	選択
アカデミック外国語 (各種語) (1) A	1	2	選択	伝統文化学研究 A 講義	1	2	選択
アカデミック外国語 (各種語) (1) B	1	2	選択	伝統文化学研究 B 講義	1	2	選択
アカデミック外国語 (各種語) (2) A	1	2	選択	東アジア史研究 A 講義	1	2	選択
アカデミック外国語 (各種語) (2) B	1	2	選択	東アジア史研究 B 講義	1	2	選択
共通科目 C 群				西アジア史研究 A 講義	1	2	選択
上代文学研究 A 講義	1	2	選択	西アジア史研究 B 講義	1	2	選択
上代文学研究 B 講義	1	2	選択	日中交渉史研究 A 講義	1	2	選択
中古文学研究 A 講義	1	2	選択	日中交渉史研究 B 講義	1	2	選択
中古文学研究 B 講義	1	2	選択	東西交渉史研究 A 講義	1	2	選択
中世文学研究 A 講義	1	2	選択	東西交渉史研究 B 講義	1	2	選択
中世文学研究 B 講義	1	2	選択	文化人類学研究 A 講義	1	2	選択
近世文学研究 A 講義	1	2	選択	文化人類学研究 B 講義	1	2	選択
近世文学研究 B 講義	1	2	選択	中国文学及文学史 A 講義	1	2	選択
近代文学研究 A 講義	1	2	選択	中国文学及文学史 B 講義	1	2	選択
近代文学研究 B 講義	1	2	選択	中国哲学及哲学史 A 講義	1	2	選択
国語学研究 A 講義	1	2	選択	中国哲学及哲学史 B 講義	1	2	選択
国語学研究 B 講義	1	2	選択	中国語学及語学史 A 講義	1	2	選択
日本古典籍書誌学研究 A 講義	1	2	選択	中国語学及語学史 B 講義	1	2	選択
日本古典籍書誌学研究 B 講義	1	2	選択	中国学研究 (1) A 講義	1	2	選択
日本近世文学書誌学研究 A 講義	1	2	選択	中国学研究 (1) B 講義	1	2	選択
日本近世文学書誌学研究 B 講義	1	2	選択	中国学研究 (2) A 講義	1	2	選択
日本近代文学書誌学研究 A 講義	1	2	選択	中国学研究 (2) B 講義	1	2	選択
日本近代文学書誌学研究 B 講義	1	2	選択	中国語科教育法研究 A 講義	1	2	選択
日本地域文学研究 A 講義	1	2	選択	中国語科教育法研究 B 講義	1	2	選択
日本地域文学研究 B 講義	1	2	選択	中国文献学 A 講義	1	2	選択
古代国語史研究 A 講義	1	2	選択	中国文献学 B 講義	1	2	選択

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
人文地理学研究A 講義	1	2	選択				
人文地理学研究B 講義	1	2	選択				
歴史地理学研究A 講義	1	2	選択				
歴史地理学研究B 講義	1	2	選択				
地誌学・地理教育研究A 講義	1	2	選択				
地誌学・地理教育研究B 講義	1	2	選択				
文化地理学研究A 講義	1	2	選択				
文化地理学研究B 講義	1	2	選択				
日本学フィールドワーク (1)	1	2	選択				
日本学フィールドワーク (2)	1	2	選択				
EU-日本学講義 (1)	1	2	選択				
EU-日本学講義 (2)	1	2	選択				
日本学学術コミュニケーション・トレーニング* (1)	1	2	選択				
日本学学術コミュニケーション・トレーニング* (2)	1	2	選択				
KUワークショップ (1)	1	1	選択				
KUワークショップ (2)	1	1	選択				
EUワークショップ (1)	1	1	選択				
EUワークショップ (2)	1	1	選択				
大学院英語 (1)	1	2	選択				
大学院英語 (2)	1	2	選択				
寄附講座 (各テーマ) 講義	1	2	選択				
日本語教師養成講座<大学院コース>							
日本語教育実践研究A	1	2	選択				
日本語教育実践研究B	1	2	選択				

文化交渉学専攻 博士課程後期課程

授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
文化交渉学研究 (東アジアの言語と表象) 演習(1) A	1	2	必修	日本古代中世史 B 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの言語と表象) 演習(1) B	1	2	必修	日本近世近代史 A 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの言語と表象) 演習(2) A	2	2	必修	日本近世近代史 B 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの言語と表象) 演習(2) B	2	2	必修	考古学 A 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの言語と表象) 演習(3) A	3	2	必修	考古学 B 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの言語と表象) 演習(3) B	3	2	必修	民俗学 A 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの思想と構造) 演習(1) A	1	2	必修	民俗学 B 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの思想と構造) 演習(1) B	1	2	必修	東洋史 A 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの思想と構造) 演習(2) A	2	2	必修	東洋史 B 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの思想と構造) 演習(2) B	2	2	必修	日本史特殊研究(1) A 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの思想と構造) 演習(3) A	3	2	必修	日本史特殊研究(1) B 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの思想と構造) 演習(3) B	3	2	必修	日本史特殊研究(2) A 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの歴史と動態) 演習(1) A	1	2	必修	日本史特殊研究(2) B 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの歴史と動態) 演習(1) B	1	2	必修	東洋史特殊研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの歴史と動態) 演習(2) A	2	2	必修	東洋史特殊研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの歴史と動態) 演習(2) B	2	2	必修	考古学特殊研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの歴史と動態) 演習(3) A	3	2	必修	考古学特殊研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学研究 (東アジアの歴史と動態) 演習(3) B	3	2	必修	民俗学特殊研究 A 講義	1	2	選択
領域選択科目 A 群				民俗学特殊研究 B 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (言語と表象) A 講義	1	2	選択	中国文学特殊講義(1) A 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (言語と表象) B 講義	1	2	選択	中国文学特殊講義(1) B 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (思想と構造) A 講義	1	2	選択	中国文学特殊講義(2) A 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (思想と構造) B 講義	1	2	選択	中国文学特殊講義(2) B 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (歴史と動態) A 講義	1	2	選択	中国哲学特殊講義(1) A 講義	1	2	選択
東アジア文化資料研究 (歴史と動態) B 講義	1	2	選択	中国哲学特殊講義(1) B 講義	1	2	選択
領域選択科目 B 群				中国哲学特殊講義(2) A 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの言語と表象) A 講義	1	2	選択	中国哲学特殊講義(2) B 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの言語と表象) B 講義	1	2	選択	中国語学特殊講義(1) A 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの思想と構造) A 講義	1	2	選択	中国語学特殊講義(1) B 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの思想と構造) B 講義	1	2	選択	中国語学特殊講義(2) A 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの歴史と動態) A 講義	1	2	選択	中国語学特殊講義(2) B 講義	1	2	選択
文化交渉学領域研究 (東アジアの歴史と動態) B 講義	1	2	選択	歴史地誌学特殊研究 A 講義	1	2	選択
共通科目 A 群				歴史地誌学特殊研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学概論 A 講義	1	2	選択	文化地理学特殊研究 A 講義	1	2	選択
文化交渉学概論 B 講義	1	2	選択	文化地理学特殊研究 B 講義	1	2	選択
文化交渉学資料調査論 講義	1	2	選択	日本学フィールドワーク (3)	1	2	選択
文化交渉学特殊研究 A 講義	1	2	選択	日本学フィールドワーク (4)	1	2	選択
文化交渉学特殊研究 B 講義	1	2	選択	日本学学術コミュニケーション・トレーニング [※] (3)	1	2	選択
共通科目 B 群				日本学学術コミュニケーション・トレーニング [※] (4)	1	2	選択
アカデミック外国語 (各語種) (1) A	1	2	選択	KUワークショップ (3)	1	1	選択
アカデミック外国語 (各語種) (1) B	1	2	選択	KUワークショップ (4)	1	1	選択
アカデミック外国語 (各語種) (2) A	1	2	選択	EUワークショップ (3)	1	1	選択
アカデミック外国語 (各語種) (2) B	1	2	選択	EUワークショップ (4)	1	1	選択
共通科目 C 群				大学院英語 (3)	1	2	選択
上代文学特殊研究 A 講義	1	2	選択	大学院英語 (4)	1	2	選択
上代文学特殊研究 B 講義	1	2	選択	寄附講座 (各テーマ) 講義	1	2	選択
中古文学特殊研究 A 講義	1	2	選択				
中古文学特殊研究 B 講義	1	2	選択				
中世文学特殊研究 A 講義	1	2	選択				
中世文学特殊研究 B 講義	1	2	選択				
近世文学特殊研究 A 講義	1	2	選択				
近世文学特殊研究 B 講義	1	2	選択				
近代文学特殊研究 A 講義	1	2	選択				
近代文学特殊研究 B 講義	1	2	選択				
比較宗教学研究 A 講義	1	2	選択				
比較宗教学研究 B 講義	1	2	選択				
美学・美術史研究 A 講義	1	2	選択				
美学・美術史研究 B 講義	1	2	選択				
比較宗教学特殊研究 A 講義	1	2	選択				
比較宗教学特殊研究 B 講義	1	2	選択				
美学・美術史特殊研究 A 講義	1	2	選択				
美学・美術史特殊研究 B 講義	1	2	選択				
日本古代中世史 A 講義	1	2	選択				

ガバナンス研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

ガバナンス研究科には、次の課程があります。

- ・ ガバナンス専攻 博士課程前期課程
- ・ ガバナンス専攻 博士課程後期課程

2 授業科目の構成

ガバナンス研究科で履修・修得できる授業科目は、講義科目、演習科目に大別されます。演習科目は研究発表や課題作成を通じて研究指導を行う科目です。

なお、各授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

3 修了所要単位

(1) 博士課程前期課程

本課程に2年<4学期>以上4年<8学期>以内在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文もしくは特定の課題の審査及び試験に合格した者には、修士(政策学)の学位が与えられます。

【修了所要単位30単位の内訳】

科目区分	最低修得単位数	
講義科目	—	
演習科目	「ガバナンス演習Ⅲ」「ガバナンス演習Ⅳ」を含む4単位 ※演習Ⅰ及びⅡを修得していなければ、演習Ⅲ及びⅣは履修できません。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りではありません。	合計 30単位以上

(2) 博士課程後期課程

本課程に3年<6学期>以上6年<12学期>以内在学し、16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格した者には、博士(政策学)の学位が与えられます。

科目区分	最低修得単位数	
講義科目	4単位	合計 16単位以上
演習科目	「ガバナンス研究特別演習1～6」の12単位	

II 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録(履修変更)

その年度に履修しようとする授業科目については、必ず指導教員の指導を受け、承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に登録をしてください。なお、原則として履修届締切後の授業科目の変更・追加等については認められません。

ただし、所定の期間においては一定の条件の下、履修変更を認めます(詳細はインフォメーションシステムでお知らせします)。

(2) 履修制限単位

【博士課程前期課程】

1学年度に履修できるのは28単位までです(社会人1年制コース入学試験により入学した者については、この限りではありません)。ただし、修了所定単位を全て修得することとなる春学期については14単位までとします。

また、3年コース選択者の履修制限単位は、1年次20単位、2年次20単位、3年次16単位です。

ただし、3年コースを選択した者が、1年次終了時点で修士論文の提出要件である20単位を修得し、所定の手続きを経て2年コースへ変更する場合は、2年次の履修制限単位は28単位とします。

【博士課程後期課程】

1学年度に履修できるのは28単位までです。

(3) 配当年次

【博士課程前期課程】

演習はⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの各2単位に分け、演習Ⅰ及びⅡは1年次配当、演習Ⅲ及びⅣは2年次配当とします（社会人1年制コース入学試験により入学した者については、この限りではありません）。ただし、3年コースの場合は、2年次に演習Ⅲ及びⅣは履修できません。

【博士課程後期課程】

演習は1～6の各2単位に分け、演習1及び2は1年次配当、演習3及び4は2年次配当、演習5及び6は3年次配当とします。

(4) 演習の履修

【博士課程前期課程】

指導教員の担当する演習以外の演習の履修については認めません。また、演習Ⅰ及びⅡを修得していなければ、演習Ⅲ及びⅣは履修できません。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りではありません。

【博士課程後期課程】

指導教員の担当する演習以外の演習の履修については認めません。

(5) 追加科目

【博士課程前期課程】

自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他専攻、他研究科若しくは学部又は他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

なお、下記(6)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。ただし、事情により履修できない場合もあります。

【博士課程後期課程】

追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までです。

(6) 追加科目の充当

【博士課程前期課程】

追加科目のうち博士課程前期課程の科目は、指導教員の承認を得たうえで、10単位まで修了所要単位に充当することができます。なお、充当した場合は履修制限単位数に含みます。

【博士課程後期課程】

追加科目は、原則として修了所要単位に含めることはできません。

(7) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。なお、①および②の学部科目の履修は、1学年度において32単位まで履修することができます。ただし、3年コースの場合は、1年次は24単位まで、2年次以降は20単位までです。③の学部科目の履修は、(5)の追加科目として扱い、在学期間を通じて20単位を限度として履修することができます。

なお、学部科目については、当該学部の事情により、登録できない場合があります。

(8) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修する場合は、「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を参照してください。

希望者は、あらかじめ受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単

位互換履修生願書」(教務センター・教務事務グループにて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします)を所定の期日に教務センター教務事務グループへ提出してください。(Webからの登録はできません)

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し研究計画を立てたうえ履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きについて」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 入学前既修得単位の認定

本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)については、10単位を限度に単位認定されます。詳細は、入学時にお知らせします。

Ⅲ その他

1 博士課程前期課程 コース変更

3年コースから2年コースへの変更は、1年次に20単位以上修得しなければなりません。コース変更の希望届出は、1月に行います。

なお、2年コースから3年コースへの変更はできません。

授業科目一覧表

ガバナンス専攻 博士課程前期課程

科目群	授業科目	配当 年次	単位	履修上 の区分
講義科目	公共政策学研究	1	2	選択
	調査方法論研究	1	2	選択
	メディア・リテラシー	1	2	選択
	政策規範研究	1	2	選択
	政策過程研究	1	2	選択
	現代日本政治論研究	1	2	選択
	財政政策研究	1	2	選択
	金融政策研究	1	2	選択
	公共経営研究	1	2	選択
	自治体政策研究	1	2	選択
	政府情報研究	1	2	選択
	福祉政策研究	1	2	選択
	現代物流政策研究	1	2	選択
	地域産業論研究	1	2	選択
	現代行政法研究	1	2	選択
	比較憲法研究	1	2	選択
	法政策研究	1	2	選択
	国際アジア法政策研究	1	2	選択
	国際公共政策研究	1	2	選択
	貿易政策研究	1	2	選択
	国際経済政策研究	1	2	選択
	国際関係論研究	1	2	選択
	リスク・ガバナンス研究	1	2	選択
	ガバナンス研究特殊講義(各テーマ)	1	2	選択
演習科目	ガバナンス演習Ⅰ	1	2	選択
	ガバナンス演習Ⅱ	1	2	選択
	ガバナンス演習Ⅲ	2	2	必修
	ガバナンス演習Ⅳ	2	2	必修
インターンシップ	インターンシップ	1	2	選択

ガバナンス専攻 博士課程後期課程

科目群	授業科目	配当年次	単位	履修上の区分
講義科目	公共政策特別研究 1 (政策学)	1	2	選択
	公共政策特別研究 2 (政策過程論)	1	2	選択
	公共政策特別研究 3 (国際関係論)	1	2	選択
	公共政策特別研究 4 (公共経営論)	1	2	選択
	公共政策特別研究 5 (国際経済政策論)	1	2	選択
	公共政策特別研究 6 (貿易政策論)	1	2	選択
	公共政策特別研究 7 (金融政策論)	1	2	選択
	公共政策特別研究 8 (財政政策論)	1	2	選択
	公共政策特別研究 9 (地域産業論)	1	2	選択
	公共政策特別研究10 (リスク・ガバナンス論)	1	2	選択
演習科目	ガバナンス特別演習 1	1	2	必修
	ガバナンス特別演習 2	1	2	必修
	ガバナンス特別演習 3	2	2	必修
	ガバナンス特別演習 4	2	2	必修
	ガバナンス特別演習 5	3	2	必修
	ガバナンス特別演習 6	3	2	必修

IV 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます（大学院学則第 24 条、第 26 条）。

2 修士論文審査基準

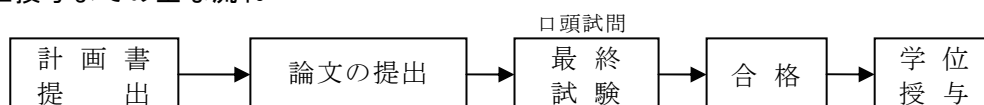
学位論文（修士）を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、社会的意義あるいは学術的意義が意識されているか
- (2) 論文構成において、一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導かれているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析方法が用いられ、資料やデータの収集、分析、解釈は適切か
- (4) 先行研究や関連した研究が十分に調査され、考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容において、独自の知見など独創的な観点が加えられているか

特定の課題についての研究成果を評価する際には、次の点を考慮し審査を行います。

- (1) 特定の課題が明確であり、問題関心が認められるか
- (2) 特定の課題についての研究成果の構成において、一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導かれているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析方法が用いられ、資料やデータの収集、分析、解釈は適切か
- (4) 先行研究や関連した研究が十分に調査され、考察されているか
- (5) 特定の課題の分析内容において、独自の知見など独創的な観点が加えられているか

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

期 限 (期 日)		
事項	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	1 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬	7 月下旬～9 月上旬

※ 修士論文の提出については、指導教員とよく相談してください。

5 修士論文提出要件

修士論文または特定の課題についての研究の成果は、学位規程第 9 条に基づき、修士課程に 1 年以上在学し、所定の授業科目のうち、20 単位以上を修得後に学位取得計画書を提出した後でなければ提出することができません。

6 修士論文計画書の提出について

- (1) 提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。
- (2) 修士論文計画書には指導教員の承認印を受けてください。
- (3) 既に提出した論文計画の変更は、認められません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（教務センター備付）を提出することができます。
- (4) 計画書を提出したが、修士論文を提出しない場合は、必ず、事前に教務センターにその旨を報告してください。

7 修士論文・論文要旨の提出要領

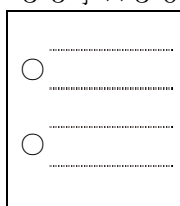
提出期の修士論文計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で必ず確認してください。

- (1) 提出部数 詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。
- (2) 枚数制限
 - 【修士論文】 原則として、20,000 字以上
 - 【特定の課題についての研究成果報告書】 原則として、20,000 字以上
 - 【論文要旨】 論文の概要を 1,000 字から 2,000 字程度にまとめる
- (3) 用紙規格 以下の規格に従うこと。
 - ア 自筆で横書きの場合は A 4 判 400 字詰原稿用紙（市販のもの）を使用
 - イ 自筆で縦書きの場合は B 5 判 200 字詰原稿用紙（市販のもの）を使用
 - ウ ワープロ等を使用して横書きの場合は A 4 判の用紙（感熱紙は不可）を使用
 - エ ワープロ等を使用して縦書きの場合は B 5 判の用紙（感熱紙は不可）を使用

（注）ワープロ等の書式設定は原則的には以下のようにすること。

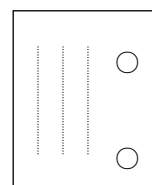
【横書き】（A4 判）3 5 字×3 0 行

左側に余白を
25mm 以上とる



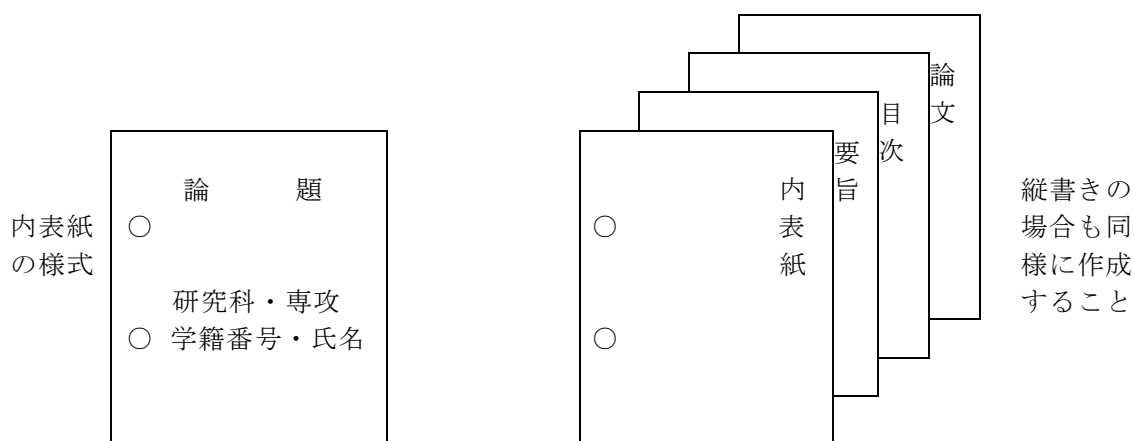
【縦書き】（B5 判）5 0 字×2 0 行

右側に余白を
25mm 以上とる



(4) 装丁要領 (※以下ア～エは正本・副本とも共通)

- ア 市販のフラットファイル (例 A4 判：コクヨ フ-10、B5 判：コクヨ フ-11) を用いて装丁すること。
- イ フラットファイルの表紙及び背表紙に横書きで研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語で記入すること。
- ウ 論題・研究科・専攻・学籍番号・氏名を日本語で記入した内表紙を作成すること。ただし、論題は論文計画書で届け出たもの (外国文でも可) を正確に記入すること。
- エ 内表紙、論文要旨、目次、論文の順に綴じること。



(5) 注意事項

- ア 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。
- イ 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、論文の装丁要領 (装丁要領ア・イ) に準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。
- ウ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。
- エ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること。

V 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

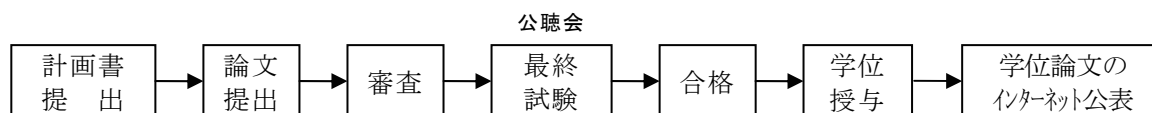
博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます (大学院学則第 25 条、第 28 条)。

2 博士論文審査基準

学位論文 (博士) を評価する際には、次の点を考慮し、審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、社会的意義あるいは学術的意義が意識されているか
- (2) 論文構成において、一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導かれているか
- (3) 研究目的にふさわしい分析方法が用いられ、資料やデータの収集、分析、解釈は適切か
- (4) 先行研究や関連した研究が十分に調査され、考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容において、独自の知見など独創的な観点が加えられているか

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

学位（博士）授与までの手続き	【課程博士】		【論文博士】	
	9月期授与	3月期授与	9月期授与	3月期授与
「博士論文計画書」の提出 ※1 ＜教務センター教務事務グループへ＞	2月末まで	7月末まで	—	—
博士論文・「学位申請書」等の書類一式の提出※2 ＜教務センター教務事務グループへ＞	5月末まで	10月末まで	2月中旬まで	7月末まで
学力確認・博士論文の試問	—	—	7月～8月	12月～1月
最終試験（公聴会）※3	7月～8月	12月～1月	—	—
学位記授与式	9月中旬	3月下旬	9月中旬	3月下旬

※1 博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得て提出。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができます。

また、「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

※2 提出期日については、指導教員とよく相談してください。

※3 公聴会は、上記日程に実施します（日曜・祝日を除く10時～18時）。ただし、やむを得ない場合には日程を変更する場合もあります。

5 学位論文提出要件

博士の学位論文は、学位規程第19条に基づき、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得なければ、提出することができません。

また、上記に加えて、既発表論文が査読付論文集に2編以上掲載、もしくは採択されることが必要です。ただし、分野によって適切な論文集がない場合は、特例として査読付論文集と同等と判断される論文集に2編以上掲載されていることで要件を満たすものとします。

6 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第38条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネットの利用（関西大学学術リポジトリ）により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第39条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネットの利用（関西大学学術リポジトリ）により公表しなければなりません。

※公表用手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

関西大学学位規程 第38条、第39条

（審査要旨の公表）

第38条 学長は、学位を授与した日から3ヵ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（論文の公表）

第39条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

人間健康研究科

I 教育課程について

1 研究科の構成

人間健康研究科には、次の課程があります。

- ・ 人間健康専攻 博士課程前期課程
- ・ 人間健康専攻 博士課程後期課程

2 授業科目の構成

(1) 博士課程前期課程

博士課程前期課程で履修・修得できる授業科目は、基礎科目、専門科目、テーマ科目、実習科目、演習科目に大別されます。

なお、各授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

(2) 博士課程後期課程

博士課程後期課程で履修修得できる授業科目は、講義科目、演習科目、実習科目に大別されます。

なお、各授業科目の詳細は、授業科目一覧表のとおりです。

3 修了所要単位

(1) 博士課程前期課程

本課程に2年〈4学期〉以上4年〈8学期〉以内在学し、31単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者には、修士（健康学）の学位が与えられます。

【修了所要単位 31 単位の内訳】

種別	最低修得単位数	
基礎科目	「人間健康研究」を含む4単位必修	合計 31 単位 以上
専門科目		
テーマ科目		
実習科目		
演習科目	8 単位必修 ※「人間健康演習（1）A、B」を修得していなければ、「人間健康演習（2）A、B」は履修できません。	

(2) 博士課程後期課程

本課程に3年〈6学期〉以上6年〈12学期〉以内在学し、14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士（健康学）の学位が与えられます。

【修了所要単位 14 単位の内訳】

種別	最低修得単位数	
講義科目	2単位以上	合計 14単位以上
演習科目	12単位必修	
実習科目		

Ⅱ 履修・修得について特に注意すべき事項

1 授業科目の履修について

(1) 履修登録（履修変更）

その年度に履修しようとする授業科目については、必ず指導教員の指導を受け、承認を得たうえで、大学院要覧、シラバス、時間割表等を参照のうえ、所定の登録期間に登録をしてください。なお、原則として履修登録締切後の授業科目の変更・追加等については認められません。

ただし、秋学期授業開始時においては、一定の条件の下に履修変更を認めます（詳細はインフォメーションシステムにてお知らせします）。

(2) 履修制限単位

1 学年度に履修できる単位数は 28 単位までです。

(3) 配当年次

ア 博士課程前期課程

「人間健康演習（2）A、B」は 2 年次配当とします。その他の科目はすべて 1 年次配当とします。

イ 博士課程後期課程

講義科目はすべて 1 年次配当です。演習科目については「人間健康特殊演習Ⅰ、Ⅱ」は 1 年次配当、「人間健康特殊演習Ⅲ、Ⅳ」は 2 年次配当、「人間健康特殊演習Ⅴ、Ⅵ」は 3 年次配当とします。また、実習科目は 2 年次配当とします。

(4) 演習科目の履修

ア 博士課程前期課程

「人間健康演習（1）A、B」「人間健康演習（2）A、B」については、指導教員が担当するクラス以外の履修は認めません。また、「人間健康演習（1）A、B」を修得していなければ、「人間健康演習（2）A、B」は履修できません。

イ 博士課程後期課程

研究科委員会が認めた場合には、指導教員以外の教員が担当する演習科目を履修することができます。

(5) 追加科目

人間健康研究科で開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上、特に必要と認めたときは、他研究科若しくは学部又は他大学院の科目を追加科目として履修することができます。追加科目の履修は、在学期間を通じて 20 単位までです。

なお、下記(6)の場合を除き、履修制限単位数には含まれません。また、他研究科の事情等により履修できない場合もあります。

(6) 追加科目の充当

博士課程前期課程において、追加科目として修得した単位のうち博士課程前期課程の科目については、指導教員の承認を得たうえで、10 単位まで修了所要単位に充当することができます。なお、この場合には、履修制限単位数に含みます。また、必修科目に充当することはできません。

(7) 学部科目の履修

①教員免許状授与の所要資格を得る場合、②各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得る場合、③指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めた場合には、学部の授業科目の履修を認めます。履修する場合は、必ず指導教員の承認を得たうえで、必要な科目を履修してください。

なお、①および②の学部科目の履修は、1 学年度において 32 単位まで履修することができます。③の学部科目の履修は、(5)の追加科目として扱い、在学期間を通じて 20 単位を限度として履修することができます。

また、学部科目については、当該学部の事情等により、履修できない場合があります。

(8) 四大学大学院単位互換

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」により、関西学院大学・同志社大学・立命館大学の各大学大学院の授業科目を追加科目として履修することを希望する場合には、まず「関西四大学大学院単位互換履修生」の要項を確認してください。

希望者は、あらかじめ指導教員の承認を得て、受講希望科目の担当教員と連絡を取ったうえで、「関西四大学大学院単位互換履修生願書」（堺キャンパス事務室にて配布、日程等詳細はインフォメーションシステム等でお知らせします）を所定の期日に堺キャンパス事務室へ提出してください。

（web 履修登録画面からの登録はできません）

2 学位論文提出要件

学位論文を提出するにあたっては、単位修得状況等の提出要件が設けられていますので、十分確認し、研究計画を立てたうえで履修登録を行ってください。詳細は後掲の「修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について」または「博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について」を参照してください。

3 入学前既修得単位の認定

本大学院に入学する前に他大学院（本学他研究科含む）で履修した授業科目について、修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）は、本研究科が教育上有益と認めた場合に 10 単位を限度に単位認定します。詳細は、入学時にお知らせいたします。

Ⅲ 授業科目一覧表

人間健康専攻 博士課程前期課程

種別	授業科目	配当年次	単位数	履修上の区分
基礎科目	人間健康研究	1	2	必修
	健康調査研究法Ⅰ	1	2	いずれか 1科目必修
	健康調査研究法Ⅱ	1	2	
専門科目	健康福祉研究	1	2	選択
	健康運動生理学研究	1	2	
	健康行動学研究	1	2	
	健康トレーニング研究	1	2	
	健康心理学研究	1	2	
	健康マネジメント研究	1	2	
	運動環境生理学研究	1	2	
	スポーツ教育学研究	1	2	
	スポーツ社会学研究	1	2	
	身体運動学研究	1	2	
	身体文化研究	1	2	
	社会人間学研究	1	2	

テーマ科目	人間健康テーマ研究Ⅰ	1	2	選択
	人間健康テーマ研究Ⅱ	1	2	
	人間健康テーマ研究Ⅲ	1	2	
実習科目	地域連携課題実習Ⅰ	1	1	
	地域連携課題実習Ⅱ	1	1	
	地域連携課題実習Ⅲ	1	1	
演習科目	人間健康演習（１）Ａ	1	2	必修
	人間健康演習（１）Ｂ	1	2	
	人間健康演習（２）Ａ	2	2	
	人間健康演習（２）Ｂ	2	2	

人間健康専攻 博士課程後期課程

種別	授業科目	配当年次	単位数	履修上の区分
講義科目	学社連携スポーツ教育論特殊講義	1	2	いずれか 1科目必修
	アダプテッドスポーツ指導論特殊講義	1	2	
	コミュニティ健康福祉論特殊講義	1	2	
演習科目	人間健康特殊演習Ⅰ（各テーマ）	1	2	必修
	人間健康特殊演習Ⅱ（各テーマ）	1	2	
	人間健康特殊演習Ⅲ（各テーマ）	2	2	
	人間健康特殊演習Ⅳ（各テーマ）	2	2	
	人間健康特殊演習Ⅴ（各テーマ）	3	2	
	人間健康特殊演習Ⅵ（各テーマ）	3	2	
実習科目	課題解決プロジェクト型インターンシップ	2	2	選択

Ⅳ 修士の学位申請に関する手続きおよび修士論文審査基準について

1 修士の学位

修士課程または博士課程前期課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、当該課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、修士の学位が授与されます（大学院学則第24条、第26条）。

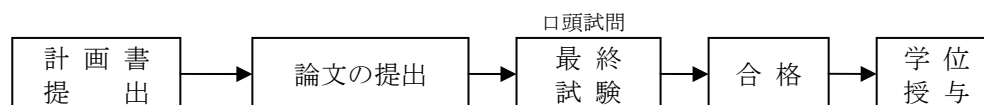
2 修士論文審査基準

修士論文の評価に際しては、以下の点を考慮して審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、独自の知見と学術的価値が認められること。
- (2) 研究テーマに基づいて適切に問題が設定され、一貫した論理展開によって妥当な結論が導かれていること。

- (3) 研究目的にふさわしい研究手法がとられ、資料やデータの利用と解釈が適切に行われていること。
- (4) 先行研究や関連した研究が十分に調査され、的確な考察がなされていること。

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

詳細な日程は、インフォメーションシステム等でお知らせします。

期 限 (期 日)		
事項	3 月期学位授与	9 月期学位授与
計画書の提出	10 月中旬	4 月中旬～下旬
論文の提出	1 月中旬	7 月中旬～下旬
最終試験	2 月中旬	7 月下旬～9 月上旬

※ 修士論文の提出については、指導教員とよく相談してください。

5 修士論文提出要件

修士論文は、学位規程第 9 条に基づき、博士課程前期課程に 1 年以上在学し、所定の授業科目のうち、20 単位以上を修得後に学位取得計画書を提出した後でなければ提出することができません。

6 修士論文計画書の提出について

- 提出期限は厳守すること。提出期限後はいかなる理由があっても受理しません。
- 修士論文計画書には指導教員の承認印を受けてください。
- 既に提出した論文計画の変更は、認められません。ただし、論文提出以前においては、指導教員の承認を得て変更届（堺キャンパス事務室備付）を提出することができます。
- 計画書を提出したが、修士論文を提出しない場合は、必ず、事前に堺キャンパス事務室にその旨を報告してください。

7 修士論文・論文要旨の提出要領

提出期の修士論文計画書（様式）、提出要領はインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出しますので、各自で必ず確認してください。

- 提出部数 詳細についてはインフォメーションシステムの「申請・アンケート」に掲出されている提出要領を確認してください。
- 字数制限 **【修士論文】** 字数制限なし。ただし、指導教員に確認すること。
【論文要旨】 論題・研究科・専攻・学籍番号・氏名および指導教員名を日本語で記入すること。論文の概要については 1,000 字から 2,000 字程度にまとめること。
- 用紙規格 以下の規格に従うこと。
A4 判の用紙（感熱紙は不可）に、パソコンのワープロソフト（Microsoft Word 2007 以降）を使用して、横書きで提出すること。文字のフォントは「MS 明朝」10.5 ポイントを

基本とする。(論文提出の際には、紙媒体だけでなく、pdf ファイルに変換したデータも合わせて提出すること。)

1 枚の用紙には、40 字×30 行で文字を掲載し、余白は (Word の基本設定通り) 上を 35mm、左右と下を 30mm とし、片面印刷にすること。

なお、修士論文を英語で書く場合は、上記とは異なる規格になるため、指導教員に確認すること。

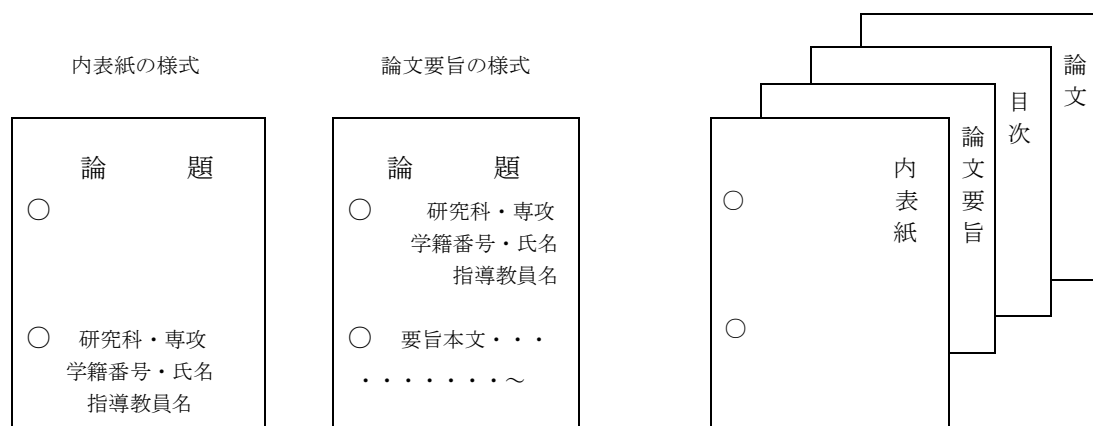
(4) 装丁要領 (※以下ア～エは正本・副本とも共通)

ア 市販のフラットファイル(「コクヨ フ-V10B」など)を用いて装丁すること。

イ フラットファイルの表紙は「人間健康研究科修士論文表紙、論文要旨および目次作成要領」に基づき主題(ある場合は副題)、学籍番号、氏名および指導教員名を日本語で記入すること。また、背表紙には縦書きで学籍番号および氏名を日本語で記入すること。

ウ 論題・研究科・専攻・学籍番号・氏名および指導教員名を日本語で記入した内表紙を作成すること。ただし、論題は日本語だけでなく英文タイトルを併記すること。

エ 内表紙、論文要旨、目次、論文の順に綴じること。



(5) 注意事項

ア 執筆にあたっては、「関西大学大学院 人間健康研究科 論文執筆要項」を熟読すること。

イ 表紙および目次については、「人間健康研究科修士論文表紙、論文要旨および目次作成要領」に基づき作成すること。

ウ 論文・論文要旨の文字色は原則として「黒」とすること。

エ 添付資料が多量にあって別冊にする場合は、(4) 論文の装丁要領ア・イに準じて作成し、表紙に「資料」と明記すること。

オ 論文に綴じ込む資料が所定のサイズより大きい時は、サイズにあわせて折り込むこと。

カ 図、表、写真などは必要に応じ貼付すること(できればデータに変換して Word ファイルに貼付した後、印刷することを推奨する)。

V 博士の学位申請に関する手続きおよび博士論文審査基準について

1 課程修了による博士の学位

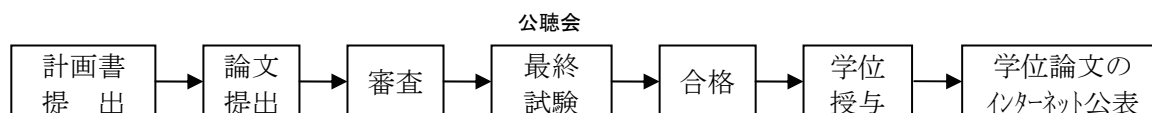
博士課程に所定の期間在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのち、博士論文の審査及び最終試験に合格した者は、その課程を修了した者とされ、博士の学位が授与されます(大学院学則第 25 条、第 28 条)。

2 博士論文審査基準

学位論文（博士）を評価する際には、次の点を考慮し、審査を行います。

- (1) 研究テーマが明確であり、社会的意義あるいは学術的意義が意識されているか
- (2) 論文構成において、一貫した論理展開がなされ、明確な結論が導かれているか
- (3) 研究目的にふさわしい研究方法が用いられ、資料やデータの収集、分析、解釈は適切か
- (4) 先行研究や関連した研究が十分に調査され、考察されているか
- (5) 研究テーマの分析内容、結論において、独自の知見など独創的な観点が加えられているか

3 学位授与までの主な流れ



4 スケジュール

学位（博士）授与までの手続き	【課程博士】	
	9月期授与	3月期授与
「博士論文計画書」の提出 ※1 ＜堺キャンパス事務室へ＞	2月末まで	7月末まで
博士論文・「学位申請書」等の書類一式の提出※2 ＜堺キャンパス事務室へ＞	5月末まで	10月末まで
学力確認・博士論文の試問	—	—
最終試験（公聴会） ※3	7月～8月	12月～1月
学位記授与式	9月中旬	3月下旬

※1 博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得て提出。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができます。

また、「博士論文計画書」は休学中であっても提出できるものとします。ただし、休学中に博士論文を提出することはできません。

※2 提出期日については、指導教員とよく相談してください。

5 学位論文提出要件

博士の学位論文は、学位規程第19条に基づき、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得または修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、論文2本以上を学術誌に投稿し、掲載されているか、掲載が決定していなければ提出することができません。

6 学位論文の公表

(1) 論文審査の公表

博士の学位が授与された場合は、学位規程第38条に基づき、その学位論文の要旨及び論文審査要旨をインターネットの利用（関西大学学術リポジトリ）により公表します。

(2) 学位論文の公表

博士の学位論文は、学位規程第39条に基づき、学位を授与されてから1年以内にインターネットの利用（関西大学学術リポジトリ）により公表しなければなりません。

※公表の手続きの詳細は、別途インフォメーションシステムでお知らせします。

関西大学学位規程 第 38 条、第 39 条

(審査要旨の公表)

第 38 条 学長は、学位を授与した日から 3 カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第 39 条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用により公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

教育職員免許状について

1 中学校及び高等学校教諭の専修免許状取得の課程について

中学校教諭一種免許状および高等学校教諭一種免許状取得資格を得た方が、当該教科の中学校または高等学校教諭専修免許状授与の課程認定のある大学院（博士課程前期課程または修士課程）に入学、同課程を修了（基礎資格の取得）し、所定の「教科又は教職に関する科目」（24単位）を修得すれば、中学校または高等学校教諭の専修免許状取得資格を得ることができます。

専修免許状取得に要する「教科又は教職に関する科目」は、各免許状別に定められている科目から24単位以上を修得することが必要です。詳細は、教職支援センターホームページから自身の入学年度の「教職課程履修の手引き」を参照してください。

また、大学院に入学し、中学校あるいは高等学校教諭一種免許状取得のために、不足している学部配当の教職課程関係科目を履修する方は、指導教員の許可を得てから履修してください。

2 本学で取得できる専修免許状について

研究科	専攻	免許状の種類	
		中学校教諭 専修免許状教科	高等学校教諭 専修免許状教科
法学	法学・政治学	社会	地理歴史 公民
文学	総合人文学	国語	国語
		社会	地理歴史 公民
		英語	英語
		フランス語	フランス語
		ドイツ語	ドイツ語
経済学	経済学	社会	地理歴史 公民
商学	商学		商業
社会学	社会学	社会	公民
	社会システムデザイン	社会	公民
	マス・コミュニケーション学	社会	公民
総合情報学	社会情報学		情報
	知識情報学		情報
理工学	システム理工学	数	数
		理	理
			工
	環境都市工学		工
	化学生命工学	理	理
			工

外国語教育学	外国語教育学	英 語	英 語
		中 国 語	中 国 語
社会安全	防災・減災	社 会	公 民
東アジア文化	文化交渉学	社 会	地 理 歴 史
ガバナンス	ガバナンス	社 会	公 民
人間健康	人間健康	保 健 体 育	保 健 体 育

(注) 所属する分野等により、取得できる免許状の種類（教科）が異なります。
取得を希望する免許状の種類（教科）によっては、在学期間中に免許状の取得に必要なすべての科目を修得できない場合がありますので、質問があれば、教務センター（教職担当窓口）で相談してください。

3 教職支援センターについて

(1) 概要

教職支援センターは、教員養成段階から、卒業後の教職生活までを一つの過程として捉え、教員として必要な資質能力の開発や実践的指導力の養成、教員採用試験対策等の就業支援を行う教員養成の拠点として開設されています。センターでは、学校現場の現状や課題に熟知し、実務経験豊富な専門のアドバイザーが教職を目指すみなさんの相談に応じています。「教師になりたい」というみなさんの熱い思いを精一杯支援していきますので、積極的に利用してください。

(2) 主な支援内容

- ・ 教職を志望する方のためのキャリア相談、アドバイス（随時）
- ・ 教科書および教職関係資料の閲覧、貸出
- ・ 都道府県教育委員会による教員採用試験説明会（4～5月・11月）
- ・ 教員採用試験対策講演会
- ・ 教員採用試験対策講座（10～5月）
- ・ 教員採用試験エントリーシート記入の指導
- ・ 教員採用試験面接対策セミナー（4～9月）

(3) 場所・開室時間

キャンパス	場所	開室時間
千里山キャンパス	第2学舎1号館1階 教職支援センター	月～金 10：00～17：00
高槻キャンパス	教職相談は、週に1日行います。日時・場所については、インフォメーションシステムおよび教職支援センターホームページで確認してください。	
高槻ミューズキャンパス		
堺キャンパス		

※開室時間やアドバイザーの在室時間は、業務の都合により変更になることがありますので、インフォメーションシステムおよび教職支援センターホームページで確認してください。

(4) 教職支援センターホームページについて

教職課程の履修の方法（教職課程履修の手引き）や教員採用試験に関する情報等、教職に関する様々な情報を発信していますので、活用してください。

URL： <http://www.kansai-u.ac.jp/kyoshoku/index.html>

学生相談について

大学学生相談室

対人関係、家庭、経済などの大学生活において困難が生じたり、性格、思想、異性に関する悩みや問題、また、将来のことが気になるなど、誰かになんとなく話を聞いてもらいたい時、悩みがあるけれど誰に相談してよいかわからないという時は、気軽に「大学学生相談室」の窓口である学生センター（総合学生会館凜風館1階）を訪ねてください。

学生相談・支援センター

本学では、大学生活におけるさまざまな問題について、みなさんが相談できる環境を整備しています。「どこに相談に行けばいいのかわからない」といった場合は、学生相談・支援センター（新関西大学会館北棟1階）を訪ねてください。相談内容に応じた専門部局をご案内します。

また、学生相談・支援センターでは障がいのある学生に対する修学支援に関する相談にも応じています。

心理相談室

心理相談室では、専門のカウンセラーなどが、学生、生徒、児童、園児、保護者、職員あるいは卒業生の方々を対象に心理的援助を行っています。詳細および予約申込は、心理相談室（新関西大学会館北棟4階）へお問い合わせください。

千里山キャンパス心理相談室：ダイヤルイン 06 (6368) 0278

※ 総合情報学研究科の方は高槻キャンパス心理相談室、社会安全研究科の方はミューズ心理相談室、人間健康研究科の方は堺キャンパス心理相談室で予約申込ができます。

高槻キャンパス心理相談室：ダイヤルイン 072 (690) 2432

ミューズ心理相談室：ダイヤルイン 072 (684) 4105

堺キャンパス心理相談室：ダイヤルイン 072 (229) 5174

ハラスメント相談室

大学は教育研究活動を中心とする機関であり、すべての学生・教職員にとって、個人の尊厳と人格の尊重、相互の信頼関係の形成は、教育研究活動の基礎となるものです。学生のみなさんには、快適な学習環境のもとで、勉学や課外活動などに励み、充実した大学生活を送る権利があります。

ハラスメントはこうした学生・教職員の権利を侵害し、学生・教職員の信頼関係を損なわせ、大学における教育研究活動を阻害するものです。ハラスメントを防止し、平穏で安心できる学習環境、教育研究環境、就業環境を維持することは、大学の責任です。したがって、ハラスメントが発生した場合には、不当に人格を侵害された個人の権利を回復し、失われた信頼関係を再構築するために必要なあらゆる措置を大学は責任をもって講じます。

大学では、2015年10月現在、教職員22名と学外からの専門家2名からなる、ハラスメント相談窓口を

設けています。ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まないで相談窓口を訪ねてください。
友人が被害を受けて困っているという、第三者からの相談も受け付けます。相談窓口では、あなたのプライバシーを厳守します。相談したり、証言することで、あなたが不利益を受けることは決してありません。また、ホームページでは、相談方法をはじめ、相談窓口の受付時間や相談員の氏名、所属、連絡用電話番号、Eメールアドレスなども公表していますので、ご覧ください。

～学生相談窓口一覧～

千里山キャンパス	高槻キャンパス	高槻ミューズキャンパス	堺キャンパス
相談内容 学生生活全般の悩みや問題の相談に応じています。			
○学生センター ○大学学生相談室 (総合学生会館凜風館1階)	○高槻キャンパスオフィス A棟(管理・研究棟)1階	○ミューズオフィス (西館2階)	○堺キャンパス事務室 (A棟1階)
相談内容 健康上のこと、心理的なことなどの悩みや問題の相談に応じています。			
○保健管理センター ○心理相談室 (新関西大学会館北棟4階)	○高槻キャンパス保健室 ○高槻キャンパス心理相談室 K棟(情報演習棟)1階	○ミューズ保健センター ○ミューズ心理相談室 (西館9階)	○堺保健室 ○堺キャンパス心理相談室 (A棟1階)
相談内容 ハラスメントの悩みや問題の相談に応じています。 *匿名での相談、友人などの第三者からの相談も受け付けています。			
○ハラスメント相談室 (総合学生会館凜風館1階)	○高槻キャンパスオフィス A棟(管理・研究棟)1階	○ミューズオフィス (西館2階)	○堺キャンパス事務室 (A棟1階)
相談内容 障がいのある学生の修学支援についての相談に応じています。			
○学生相談・支援センター (新関西大学会館北棟1階)	○高槻キャンパスオフィス ○総合情報学部オフィス A棟(管理・研究棟)1階	○ミューズオフィス (西館2階)	○堺キャンパス事務室 (A棟1階)

※「どこに相談に行けばいいのかわからない」といった場合は、学生相談・支援センター（千里山キャンパス 新関西大学会館北棟1階）を訪ねてください。

学生相談窓口のホームページは、以下のとおりです。

【<http://www.kansai-u.ac.jp/global/support/consultation.html>】

奨学金案内

※平成 28 年度現行の内容を記載しています。

年度により募集方法、時期等が変更されることがあります。

1 給付奨学金

本学では、学術研究、科学技術の進展に対応した高度な専門的知識・能力の育成、創造性豊かな研究者を養成し、有為な人材を社会に送り出すことを目的として、次の給付奨学金制度を設けています。

関西大学大学院特別給付奨学金	
受給資格	○平成 28 年度博士課程前期課程及び博士課程後期課程入学者 ○本奨学金は、大学院入学試験成績優秀者に対する給付奨学金であり、給付対象者には合格通知発送日以降（平成 27 年度末まで）に採用決定通知を送付します。 （注）出願制ではありません。
給付対象者	○高度な研究能力及び豊かな学識を有する研究者として活躍することが期待できる者で、かつ、大学院入学試験の成績が特に優秀な大学院学生
給付額	○186 ページの給付額一覧表を参照 （注）5 月（新規採用者は 7 月）及び 10 月に分割して給付します。
給付期間	○平成28年度から標準修業年限の終期まで ただし、規程に定める給付期間の短縮及び給付の停止事由に該当する場合は、給付を打ち切ります。
併採用	関西大学大学院給付奨学金、関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金、教育助成基金給付奨学金、関西大学社会人大学院学生給付奨学金及び国際交流助成基金による規程に定める奨学金との併用は認められません。

関西大学大学院給付奨学金	
出願資格	○博士課程前期課程及び博士課程後期課程に在学する者 ○学業成績が特に優秀でかつ本学が定める家計基準を満たしている者
給付対象者	○高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者として活躍することが期待できる者で、学業成績が優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難な者
給付額	○186 ページの給付額一覧表を参照 （注）7 月と 12 月に分割して給付します。
給付期間	○1 年間 ただし、規程に定める給付の停止事由に該当する場合は、給付を停止します。
併採用	関西大学大学院特別給付奨学金、関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金、教育助成基金給付奨学金、関西大学社会人大学院学生給付奨学金及び国際交流助成基金による規程に定める奨学金との併用は認められません。

教育助成基金給付奨学金	
出願資格	○博士課程前期課程及び博士課程後期課程に在学する者 ○学業成績が特に優秀でかつ本学が定める家計基準を満たしている者
給付対象者	○学業優秀で研究能力が特に優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者
給付額	○下部の給付額一覧表を参照 (注) 7月と12月に分割して給付します。
給付期間	○1年間 ただし、規程に定める事由に該当する場合は、給付を停止します。
併採用	関西大学大学院特別給付奨学金、関西大学大学院給付奨学金、関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金、関西大学社会人大学院学生給付奨学金及び国際交流助成基金による規程に定める奨学金との併用は認められません。

関西大学社会人大学院学生給付奨学金	
出願資格	○本学大学院に在学する社会人大学院学生（専門職大学院を除く。）であること。 ○関西大学大学院給付奨学金の家計基準を超える収入の社会人大学院学生で、成績が優秀であることに加えて各研究科で定める優秀な社会人業績を修めている者
給付対象者	○高度な研究能力及び豊かな学識を有する研究者として活躍することが期待できる者で、かつ、優秀な社会人大学院学生
給付額	○下部の給付額一覧表を参照 (注) 7月と12月に分割して給付します。
給付期間	○1年間 ただし、規程に定める給付の停止事由に該当する場合は、給付を停止します。
併採用	関西大学大学院特別給付奨学金、関西大学大学院給付奨学金、関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金、教育助成基金給付奨学金及び国際交流助成基金による規程に定める奨学金との併用は認められません。

【給付額一覧表】

課 程	研 究 科	関西大学大学院特別給付奨学金	関西大学大学院給付奨学金 教育助成基金給付奨学金 関西大学社会人大学院学生給付奨学金
		給付額（年額）	給付額（年額）
前 期	法学、文学、経済学、 商学、社会学、心理学、 東アジア文化、 ガバナンス、人間健康	500,000 円	250,000 円
	外国語教育学	550,000 円	275,000 円
	総合情報学、社会安全	600,000 円	300,000 円
	理工学	750,000 円	375,000 円
後 期	全研究科	500,000 円	250,000 円

※博士課程前期課程において、3年コース、1年コースの学生については、給付額が異なります。

別途、お問い合わせください。

関西大学家計急変者給付奨学金	
出願資格	○家計支持者が①～③（①死亡したとき②所定の長期療養者となり、失業したとき③勤務先の倒産により失業したとき、または自営業であって廃業したとき）のいずれかに該当し、家計が急変したことにより修学が困難となった者
給付額	○（年額）240,000 円
給付期間	○1 年間（在学中 1 回限り）
備 考	給付事由は本学在学中に生じたものに限る。また、給付事由が発生した日から 1 年を超えない期間内に申請しなければならない。

関西大学災害時支援給付奨学金	
出願資格	①災害救助法または天災融資法の適用された地域に居住する在学生または学費支弁者が、災害により家屋が損壊、滅失または流失し、家計が急変した者 ②災害救助法または天災融資法の適用された地域に居住する学生の学費支弁者が、災害により死亡または所定の長期療養者となり、家計が急変した者
給付額	○学費（授業料・教育充実費・実験実習料の合計）相当額を上限とする
給付期間	○1 年間
備 考	給付事由が発生した日から 1 年を超えない期間内に申請しなければならない。

2 貸与奨学金

名 称	日本学生支援機構 大学院第一種奨学金	日本学生支援機構 大学院第二種奨学金
出願資格	○博士課程前期課程に在学する者 ○博士課程後期課程に在学する者	○博士課程前期課程に在学する者 ○博士課程後期課程に在学する者
貸与 対象者	○博士課程前期課程・修士課程 人物、学業ともに特に優れかつ健康であって経済的理由により著しく修学に困難があると認められ、将来、教育・研究者として活動する能力があると認められる者 ○博士課程後期課程 人物、学業ともに特に優れかつ健康であって経済的理由により著しく修学に困難があると認められ、将来、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められる者	○博士課程前期課程・修士課程 人物、学業ともに優れかつ健康であって経済的理由により著しく修学に困難があると認められ、将来、教育・研究者として活動する能力があると認められる者 ○博士課程後期課程 人物、学業ともに優れかつ健康であって経済的理由により著しく修学に困難があると認められ、将来、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人として活動する能力があると認められる者
貸与額	（平成 28 年度現行） ○博士課程前期課程 （月額）50,000 円・88,000 円から選択 ○博士課程後期課程 （月額）80,000 円・122,000 円から選択	（平成 28 年度現行） ○博士課程前期課程及び後期課程 （月額）50,000 円・80,000 円 100,000 円・130,000 円・150,000 円 から選択
貸与期間	○当該課程の標準修業年限の終期まで	○当該課程の標準修業年限の終期まで

名 称	日本学生支援機構 大学院第一種奨学金	日本学生支援機構 大学院第二種奨学金
併採用	日本学生支援機構大学院第一種奨学金と第二種奨学金との併用を希望することができます。	
返 還	奨学金は無利子貸与であり、貸与終了後は規定に従って必ず返還しなければなりません。貸与終了から 6 ヶ月経過後、所定の期間内に月賦または月賦・半年賦併用のいずれかの割賦方法で、ゆうちょ銀行又は他の銀行の口座振替によって返還します。 貸与終了者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した者について、返還免除制度が適用されます。	奨学金は有利子貸与であり、貸与終了後は規定に従って必ず返還しなければなりません。貸与終了から 6 ヶ月経過後、所定の期間内に月賦または月賦・半年賦併用のいずれかの割賦方法で、ゆうちょ銀行又は他の銀行の口座振替によって返還します。 なお、在学中は無利息ですが、貸与終了の翌月から年 3.0%を上限とする利息がつきます。利率固定方式と利率見直し方式があり、推薦決定時にいずれかを選択する必要があります。

日本学生支援機構奨学金の返還例

第一種（無利子）

課 程	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還回数	返還月額
博士課程前期課程	50,000 円	24 ヲ月	1,200,000 円	144 回	8,333 円
	88,000 円	24 ヲ月	2,112,000 円	168 回	12,571 円
博士課程後期課程	80,000 円	36 ヲ月	2,880,000 円	192 回	15,000 円
	122,000 円	36 ヲ月	4,392,000 円	240 回	18,300 円

第二種（有利子）

課 程	貸与月額	貸与月数	貸与総額	返還回数	返還月額
博士課程前期課程	50,000 円	24 ヲ月	1,200,000 円	144 回	10,055 円
	80,000 円		1,920,000 円	156 回	15,059 円
	100,000 円		2,400,000 円	180 回	16,769 円
	130,000 円		3,120,000 円	216 回	18,923 円
	150,000 円		3,600,000 円	240 回	20,185 円
博士課程後期課程	50,000 円	36 ヲ月	1,800,000 円	156 回	14,117 円
	80,000 円		2,880,000 円	192 回	19,125 円
	100,000 円		3,600,000 円	240 回	20,185 円
	130,000 円		4,680,000 円	240 回	26,242 円
	150,000 円		5,400,000 円	240 回	30,279 円

(注 1) 返還例は平成 28 年度新規入学者に標準修業年限貸与した場合のものです。

(注 2) 年利率 3.0%（上限）で貸与されたものとして計算しています。

(注 3) 年利率 3.0%未満で貸与された場合は、その金利が適用されます。

(注 4) 返還回数に返還月額を乗じて、端数調整の関係で返還総額にはなりません。

(注 5) 奨学金貸与中及び在学猶予中・返還期限猶予中は無利息です。

緊急・応急貸与奨学金

「主たる家計支持者の死亡・失職」等の事情によって家計が急変し、修学が困難になった場合には、「日本学生支援機構緊急・応急奨学金」及び「関西大学応急貸与奨学金」がありますので、事由が発生した際にはすみやかにご相談ください。

3 短期貸付金

関西大学短期貸付金

本学大学院では家庭からの仕送りの遅延や急病等、真にやむを得ない事由により一時的あるいは緊急に生活資金が必要になったときに備えて、短期貸付金制度を設けています。

(1) 資格・条件

本学大学院に在学する者で、次の事由に該当し、一時的または緊急に生活資金の援助を必要とする者。

ア 自宅外からの通学者で仕送りが遅延しているとき。

イ 本人の急病、傷害等により緊急に生活資金が必要となったとき。

ウ 家計支持者の死亡、失職等により、一時的に生活資金が必要となったとき。

エ 両親若しくは祖父母の病気若しくは死亡又は本人の病気療養のため、緊急に帰省する必要が生じたとき。

オ その他やむを得ない事情があるとき。

(2) 貸付金

原則 30,000 円までとし、事情により 50,000 円を上限とする（1,000 円単位）。

(3) 申込方法

学生証と印鑑を学生センター奨学支援グループ、高槻キャンパスオフィス、ミューズオフィスまたは堺キャンパス事務室へ持参して「関西大学短期貸付金貸付願」を記入のうえ提出してください。

その際、事情等について面談のうえ、適当と認めた場合、原則として当日に貸付けます。

(4) 返済期間

貸与を受けた翌日から3ヵ月以内に一括または分割で返済。ただし、修了予定者で最終返済日が修了期を越える場合は修了式前日を最終返済日とします。また、退学あるいは除籍になったときは、直ちに貸付残額を返済しなければなりません。

4 提携教育ローン

学費の納入が困難な場合、奨学金制度以外に教育ローン制度があります。詳しくは、学生センター奨学支援グループ、高槻キャンパスオフィス、ミューズオフィスまたは堺キャンパス事務室でご相談ください。

大学院生への補助について

(コピーカード、製本表紙、学会補助)

本学では、皆さんの研究支援として、一定の範囲内で補助を行っています。

コピーカードについて

授業で発表する際のレジュメや研究用資料の複写のために、年度始めに1人につき1枚のコピーカードを配付します。博士課程前期課程（修士課程）の学生は、年間1,500枚（秋学期入学生は、750枚）、博士課程後期課程（博士課程）の学生は、年間2,000枚（秋学期入学生は、1,000枚）複写可能です。

次年度への繰越しはできません。

紛失等によるコピーカードの再発行はできませんので、裏面の書き込み可能部分（四角の枠内）に学籍番号・氏名を必ず油性ペンで記入してください。

なお、カード裏面の書き込み可能部分以外への書き込みや、他の磁気カードや携帯電話等、磁気を帯びたものに近づけると磁気が破損することがありますので、注意してください。

製本表紙について

製本用の表紙を1人年間15枚まで使用できます。尚文館3階資料室、総合情報学部オフィス、ミューズオフィスまたは堺キャンパス事務室で所定の手続きを行ってください。

学会等での研究発表および出席に対する補助について

学会等での研究発表および出席に係る費用を補助します。補助限度額は、発表の場合は、1回につき2万円、出席の場合は、1回につき1万円です。年間の1人あたりの補助費限度額は、発表・出席を合わせて2万円です。

ただし、一定の制限があります。詳細は補助費申請書に添付していますので、熟読のうえ手続きを行ってください。

支払いは銀行振込により行います。教務センター(第2学舎1号館1階)、総合情報学部オフィス、ミューズオフィスまたは堺キャンパス事務室に備え付けの補助費申請書、銀行口座振込依頼書(新入生配付書類にも同封)で手続きを行ってください。

外国の学会での研究発表に対する補助について

外国の学会での研究発表に係る費用について、当該年度中1回に限り、往復航空運賃の半額を補助します。なお、限度額は10万円です。

事前に『外国の学会発表計画書』および『院生の学外派遣について』、発表後に『外国の学会発表補助費申請書』を提出する必要があります。詳細については、必ず学会に出発する1週間前までに教務センター(第2学舎1号館1階)、総合情報学部オフィス、ミューズオフィスまたは堺キャンパス事務室で確認のうえ手続きを行ってください。

また、これら補助費の申請書は、インフォメーションシステムの大学サービス「申請・アンケート」の欄からダウンロードすることもできます。

なお、不明な点については、教務センター(第2学舎1号館1階)、総合情報学部オフィス、ミューズオフィスまたは堺キャンパス事務室へお問い合わせください。

通学定期券・学割など

定期券の購入方法

通学定期券は、現住所の最寄駅から所属研究科が設置されているキャンパスの最寄駅までの『**通学を目的**』とする『**最短経路**』に限り、購入することができます。（例えば、近鉄奈良線から大阪市営地下鉄に乗り換えて、千里山キャンパスへ通学する場合、日本橋経由となり、難波経由は購入できません。）

最短経路の判断が難しい場合は、各交通機関にお問い合わせください。

- 1 通学定期乗車券を購入するときは、定期券発売所に備えてある申込用紙に必要事項を記入し、学生証・在籍確認票を提示して購入してください。なお、在籍確認票は1年間（4月1日～3月31日）有効で、毎年3月下旬に次の窓口で配付します。

また、交通機関によっては、学生証のほかに別途通学証明書が必要な場合があります。通学証明書の発行は次の窓口で行います。

研 究 科	窓 口
法学、文学、経済学、商学、社会学、理工学、外国語教育学、心理学(心理臨床学専攻除く)、東アジア文化、ガバナンス	教務センター
総合情報学	総合情報学部オフィス
社会安全	ミュージズオフィス
人間健康	堺キャンパス事務室

- 2 各交通機関の連絡定期乗車券やＩＣカード乗車券など、交通機関によりサービスが異なります。詳細については直接、定期券発売所等で確認してください。

通学経路を変更する場合は、異動届(窓口備付)に必要事項を記入のうえ、学生証・在籍確認票を添えて上記窓口に届け出てください。

学割証の利用方法

学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）は、証明書自動発行機で発行します。発行機の設置場所・取扱い時間は、「証明書・学割証自動発行サービスについて」（2ページ）で確認してください。

交付枚数は年度ごとに1人10枚に限られ、1回の発行枚数は原則として1週間に2枚以内です。学割証の使用については、学割証裏面の注意事項を厳守することはもちろん、次の事項に注意してください。

- 1 学割証は、本人に限って使用できます。（他人に渡して使わせたり、他人からもらったりして使うことはできません）。ただし、学生証を携帯しない場合は購入および使用できません。
- 2 学割証を不正使用した場合、使用者は3倍の運賃を追徴され、学割証の交付が停止されます。
なお、そればかりでなく、大学は割引制度の特典を喪失し、大学に保管されている学割証をすべて回収されますので、不正行為は絶対に行わないでください。
- 3 学割証は、片道101km以上の区間を乗車・乗船する場合に使用できます。
割引率は、普通運賃の2割引で、有効期間は発行日から3カ月です。

団体旅行証明書とは

J R では、合宿・遠征等の課外活動やゼミ旅行等で、学生8名以上が教職員に引率されて同じ経路により旅行する場合、普通運賃について学生団体割引の制度（割引率5割）があります。

団体旅行証明が必要な時は、大学所定の団体旅行証明願に必要事項を記入し、J R 窓口又は旅行業者の所定用紙を添えて、下記窓口へ提出し、証明を受けてください。

団体旅行の手続は、乗車日の9カ月前から（14日前まで）行っていますので、指定席・寝台等を利用する場合、早めに手続をしてください。

なお、お座敷列車などの団体専用の場合は、乗車日の9カ月前から2カ月前までとなりますのでご注意ください。

研 究 科	窓 口
法学、文学、経済学、商学、社会学、理工学、外国語教育学、心理学(心理臨床学専攻除く)、東アジア文化、ガバナンス	教務センター
総合情報学	総合情報学部オフィス
社会安全	ミューズオフィス
人間健康	堺キャンパス事務室
その他課外活動等	学生センター 学生生活支援グループ スポーツ振興グループ

キャリアセンターから始める就職（進路決定）

キャリアセンターは、皆さんのキャリアデザインをサポートするため、就職や進路選択に関する次に示す様々な取り組みを行っています。また、就職や進路選択に関するどのようなことでも、相談を受け付けていますので、遠慮せずキャリアセンターを訪ねてください。

① 進路・就職に関する相談

- ・履歴書・エントリーシートの書き方、面接相談、内定重複に関すること
- ・インターンシップやキャリアプランニングに関すること
- ・U・Iターン就職支援、障がいのある方の就職支援、外国人留学生への就職支援
- ・企業情報、公務員情報、就職差別やハラスメントに関すること 他

② 就職支援行事の開催

年間を通じ、タイムリーに様々な就職支援行事を開催しており、行事に参加することで就職活動の流れに乗ることができます。

③ 求人情報や会社情報の提供

本学に届いた求人情報は、下記のK I C S Sで調べることができます。

特に、K I C S Sの活用は、必須です。

K I C S S【キックス】（関西大学インターネットキャリア支援システム）

K I C S Sは、キャリアセンターが提供するキャリア形成・就職活動支援のためのW e bサイトです。ここからキャリアセンターが発信するすべての情報を入手することが出来ます。

インフォメーションシステムトップ画面の左側メニューバーにある「K I C S Sキャリア支援」からアクセスが可能です。上記の就職支援行事開催や求人情報、会社情報を発信していますので、必ず定期的にK I C S Sを確認して下さい。

「進路登録票」の提出

大学院1年次生で、翌年度大学院修了後、就職活動（公務員を含む）を行う場合「関西大学職業紹介に関する取扱規程」に基づき、必ず「進路登録票」を提出しなければなりません。

また、翌年度進学を考えている場合も必ず、「進路登録票」を提出してください。

※「進路登録票」は、大学院1年次生対象に行われる「就職・進路ガイダンス」で配布いたしますので、ガイダンスには必ず出席するようにしてください。

「就職・進路内定決定届」の提出

本学学生は「関西大学職業紹介に関する取扱規程」に基づき、大学院修了時までに修了後の進路をキャリアセンターに届け出なければなりません。ここでいう進路とは、就職に限らず、進学や留学したり、資格試験を受験する等で就職しない場合や、修了後も継続して就職活動を行う場合も含まれます。

「就職・進路内定決定届」は、必ずキャリアセンターに提出してください。

※「就職・進路内定決定届」は、キャリアセンターに備え付けられています。また、KICSS から登録することも出来ます。

場所・問い合わせ先

キャリアセンターは、千里山キャンパスの他、高槻・高槻ミューズ・堺の各キャンパスに分室があります。また、理工系大学院生の窓口として、千里山キャンパスにはキャリアセンター理工系事務室があります。

さらに、各キャンパスのキャリアセンターには、就職や進路に関する図書を閲覧したり、インターネットで就職情報を検索したりできるパソコンを設置した、就職情報資料室が併設されています。

〈学内・各キャンパス〉窓 口	場 所
キャリアセンター（卒業生就業支援室）	新関西大学会館北棟 3 階
キャリアセンター 理工系事務室	第 4 学舎 1 号館 2 階
キャリアセンター 高槻キャンパス分室	高槻キャンパス情報演習棟（K棟）1 階
キャリアセンター 高槻ミューズキャンパス分室	高槻ミューズキャンパス西館 3 階
キャリアセンター 堺キャンパス分室	堺キャンパス A 棟 2 階

キャリアセンター梅田オフィス〈学外〉

上記で紹介したキャリアセンターとは別に、関西圏のビジネスの中心であり J R 「大阪駅」及び阪急、阪神、地下鉄「梅田駅」からのアクセスも良いキャリア・就職支援の拠点として、キャリアセンター梅田オフィスを設けています。各キャンパスのキャリアセンター及び同分室で行っている就職相談、企業情報の提供等の支援はもちろんのこと、就職活動中の休憩、就職活動に必要な修了（卒業）見込証明書や成績証明書等の入手、面接試験対策の相談や情報収集等の場として有効に活用してください。

※開室時間や場所等の詳細は、キャリアセンターのホームページを参照してください。

東京センター

関西大学では、首都圏での就職活動の拠点として、東京センターを設けています。就職活動中の休憩や着替え、就職活動に必要な修了（卒業）見込証明書や成績証明書の入手、情報収集等の場として有効に活用してください。

※開室時間や場所等の詳細は、東京センターのホームページを参照してください。

図書館利用案内

図書館を利用するにあたって、大学院学生に関連する事項を中心に説明します。

利用の詳細については、図書館ウェブサイトや、図書館発行の冊子『図書館利用案内』などを参照してください。

開館時間

総合図書館

開館日	学部の授業・試験を行っている期間	学部の授業・試験を行っていない期間
月～金曜日	9:00～22:00	10:00～20:00
土曜日		10:00～18:00
日曜・祝日	10:00～18:00	休 館

※夜間および日・祝日開館日、休業期間中の土曜日は、レファレンスカウンターのサービス内容を限定しています。

高槻キャンパス図書館・ミューズ大学図書館・堺キャンパス図書館

開館日	学部の授業・試験を行っている期間	学部の授業・試験を行っていない期間
月～金曜日	9:00～20:00	10:00～17:00
土曜日	9:00～17:00	10:00～17:00(注1)
日曜・祝日	休 館	休 館

(注1) 夏季休業期間中は休館

休館日など、詳しくは図書館で配布する名刺版の「図書館開館カレンダー」もしくは図書館ウェブサイト参照してください。なお、自身の所属に関わらずすべてのキャンパス図書館の利用ができます。

貸出冊数・期間

貸出できる資料	貸出冊数上限	合計貸出冊数	貸出期間
すべてのキャンパス図書館の研究用図書（赤色の資料 ID ラベル）	20冊	20冊	3ヵ月以内
高槻キャンパス図書館の学習用図書（青色の資料 ID ラベル）	10冊		1ヵ月以内
高槻キャンパス以外の図書館の学習用図書（青色の資料 ID ラベル）	10冊		2週間以内
製本雑誌	20冊		3日以内

※合計貸出冊数は20冊で、内数として貸出冊数上限欄の冊数の貸出ができます。

上記の種類であっても禁帯出のものは館内閲覧のみとなります。

※学習用図書は、試験期に貸出期間が制限されます。

総合図書館での入庫検索

総合図書館地下書庫に入庫することができます。以下の手続を守ってください。

(1) 入庫

- ア 原則としてノート・筆記具・財布などの貴重品・パソコン・携帯電話以外の携帯品はロッカーに入れてください。携帯電話はマナーモードか電源OFFにしてください。書庫内での通話・資料の撮影はできません。
- イ ロッカーの使用は当日限りです。書庫へ入庫しない場合はロッカーの使用はご遠慮ください。傘はロッカー室の傘立てに置いてください。
- ウ メインカウンターの入庫受付で学生証を提示し、「入庫カード」を受け取ってください。「入庫カード」は出庫時まで保管願います。
- エ 書庫内へ図書を持ちこむ場合は、係員に申し出てください。その他の持込物も確認させていただきます。

(2) 退出

- ア 入庫受付で「入庫カード」を係員に渡してください。
- イ 持ち込んだ図書がある場合は、持込図書の確認を受けてください。
- ウ 書庫図書の貸出手続は、退出時に行ってください。

(3) 書庫利用上の注意点

- ア 入退出には、入庫者用エレベーターを利用してください。
- イ 図書の配列を乱さないように利用してください。
- ウ 利用した資料は、必ず最寄りの返却台に戻してください。

総合図書館の研究個室の利用

総合図書館地下書庫の北側にある研究個室（B1：5室、B2：10室）が利用できます。

- (1) メインカウンターの入庫受付で申し込んでください。1週間前から予約できます。
- (2) 利用の際は、学生証と引き換えに、鍵を受け取ってください。

※学内の有線・無線LANを通して、インターネットの利用ができます。ただし、ノートパソコン等は個人で用意してください。

校費複写

教務センター、総合情報学部オフィス、ミューズオフィス及び堺キャンパス事務室から年度始めに配付されるコピーカードによる校費複写が利用できます。複写の際は、備付けの「文献複写申込用紙」に記入のうえ、回収箱に入れてください。

(1) 校費コピー機設置場所

- ア 総合図書館 B1・B2 書庫 各2台、1階レファレンス室 2台、2階開架閲覧室 2台
- イ 高槻キャンパス図書館 カウンター横 1台
- ウ ミューズ大学図書館 カウンター横 1台
- エ 堺キャンパス図書館 1台

- (2) カラー複写、マイクロ資料複写およびCD-ROM 検索結果の印刷には、コピーカードは利用できません。私費で利用してください。

※必ずコピーカードの裏面に油性ペンで学籍番号、名前を記入しておいてください。

オンデマンド印刷

インターネット検索用端末の検索結果の出力については、ITセンターと共通のオンデマンド印刷のシステムで、総合図書館1階レファレンスカウンター前に設置されたプリンターを利用して印刷できます。ただし、オンデマンド印刷には校費コピーカードを使用することはできません。

印刷の枚数管理のしくみについては、199ページのITセンターの利用案内におけるオンデマンド印刷の説明を参照してください。

購入希望図書の申込み

図書館への備え付けを希望する図書を申し込むことができます。原則として図書館に未所蔵のものを、予算の枠内で購入します。

- (1) 申込みに際しては、指導教育職員の許可が必要です。ただし、専門職大学院生の場合は不要です。

- (2) 総合図書館レファレンスカウンター、高槻キャンパス図書館、ミューズ大学図書館及び堺キャンパス図書館で、受付と回答を行います。
- (3) 図書館への備え付けを希望された図書の納品・整理が済めば、インフォメーションシステムの個人伝言で予約資料到着のお知らせをします。また、オンラインサービスで予約情報が確認できます。

相互利用

求める資料が図書館に所蔵されていない場合は、相互利用サービスが利用できます。総合図書館レファレンスカウンター、高槻キャンパス図書館、ミューズ大学図書館、堺キャンパス図書館で申し込んでください。

(1) 学内相互利用

ア 学内の研究所や資料室所蔵の資料をもよりの図書館へ取り寄せて利用できます。

(2) 学外相互利用

ア 直接訪問して利用するとき→学外機関への紹介状を発行します。

イ 複写物の取寄せ→学外機関より必要文献の複写物を取り寄せます。

ウ 図書借用→学外機関から図書を借用して利用することができます。(館内閲覧のみ)

※イ、ウを申し込む場合、複写料、郵送料などの実費は利用者負担となります。

図書資料以外の利用

(1) マイクロ資料

総合図書館では国内外の新聞をはじめとする多数のマイクロ資料を所蔵しています。これらのマイクロ資料を利用する場合は、図書館ウェブサイトの『マイクロ資料一覧』で調べたうえ、レファレンスカウンターで申し込んでください。高槻キャンパス図書館、ミューズ大学図書館、堺キャンパス図書館で利用される場合は、資料を取り寄せ（予約）でご利用ください。

(2) 電子ジャーナル

図書館ウェブサイトの【電子リソースポータル】では、本学で利用できる電子ジャーナルを、一部のオープンアクセスのものも含めて一括して調べることができます。(蔵書検索システム(KOALA)でも電子ジャーナルを検索できます。)

なお、学内のネットワークに接続されたパソコンであれば、オープンアクセス以外の電子ジャーナルでも契約の範囲で本文までアクセスすることが可能です。

(3) データベース

図書館ウェブサイトの【データベースポータル】では、図書館が契約している Web 版データベースのほか、学習・研究の情報収集に役立つサイトを多数紹介しています。また、ネットワークで利用する資料以外にも、カウンターで手続きを行って利用する CD-ROM 等を所蔵しています。

オンラインサービス

図書館の各種申込サービス（予約・学外相互利用・購入希望）やその状況確認（貸出・予約・学外相互利用・購入希望）を、インターネットを利用して行うことができます。図書館ウェブサイト、インフォメーションシステムからアクセスできます。詳しくは図書館ウェブサイト及び KOALA の「よくある質問」の案内を見てください。

インフォメーションテクノロジーセンター (IT センター) 利用案内

IT センターは千里山キャンパスにある全学共同利用の施設です。IT センターのサービスとその関連施設等の利用に関しては、センターが発行するリーフレット (IT Navi) や IT センター Web サイト (<http://www.itc.kansai-u.ac.jp/>) などを参照してください。

利用者 ID とパスワード

大学院入学と同時に利用者 ID とパスワードが付与されます。

利用者 ID は、学生証と同時に配付される在籍確認票の“IT センター利用者 ID”欄に記載されています。初期パスワードは、入学後に配付される「パスワード通知書」でお知らせします。(内部進学の方は学部入学時の ID を引き続き利用できます。)

利用者 ID とパスワードにより、IT センターが設置しているパソコンを利用することができます。これらのパソコンには、Microsoft 社の Office 等、各種ソフトウェアがインストールされています。利用できるソフトウェアは、IT センター Web サイトで参照できます。

関大 Web メール (Active!mail) や学外 Web サイトの閲覧などのサービスは申請が必要となります。IT センター Web サイトから「IT センター利用申請」を行ってください。

パソコンや関大 Web メールの利用、学外の Web サイトを閲覧する際のパスワードは共通です。セキュリティ確保のため、パスワードは厳重に管理し、定期的に変更してください。

関大 Web メール

関西大学のメールシステムは Active!mail (Web メール) です。インターネットに接続できる環境であれば学内外や国内外を問わず、パソコンやモバイル端末からいつでも送受信できます。メールボックスの容量は、利用者毎に最大 1 GB です。

メールアドレスは、“利用者 ID@kansai-u.ac.jp” となります。

ファイルサーバ (Zドライブ)

作成した課題レポートなどのデータを、パソコンからファイルサーバの Zドライブに保存できます。Zドライブに保存したデータは、IT センター、サテライトステーション、尚文館 (院生研究室、2階パソコン教室) などで参照・更新できます。保存できる容量は、利用者毎に最大 1 GB です。また、「関大 My ボックス」を利用すれば、自宅などの学外からもアクセスできます。

VPN(Virtual Private Network)接続

商用プロバイダなど、学外のネットワークに接続されているパソコンから関西大学へのセキュリティを確保した通信が可能となります。学内 LAN に接続しているコンピュータとほぼ同等のネットワーク環境が利用できます。

オンデマンド印刷

IT センターに設置されたプリンターを利用する場合、館内の全てのパソコンから任意のプリンターを指定して印刷できます。

印刷はポイント制で、半年毎に 300 ポイント(1 ポイント 10 円)が利用者に付与されます。モノクロ印刷 1 枚で 1 ポイント、カラー印刷 1 枚で 5 ポイント消費します。ポイントを使い切った場合は、IT センター 2 階受付で加算申請してください(加算申請には必要ポイント分の証紙が必要です)。なお、印刷ポイントの繰り越しはできません。また、サテライトステーションおよび図書館も同様の印刷環境が整っています。

無線 LAN (KU Wi-Fi)

学内各所で持参したパソコンや携帯情報端末(iPhone、iPad、Android など)を無線で学内ネットワークに接続して利用できます。また、有線 LAN(情報コンセント)を利用して持込パソコンを接続できる場所もあります。利用が可能なエリアは、IT センターWeb サイトで確認できます。

関大ファイル便

メールの容量制限で送受信できないファイルの受け渡しやパスワードなどの設定で安心・安全な受け渡しができます。最大 500MB のファイルを利用できます。

関大 My プリント

自分のノートパソコンを無線 LAN (KU Wi-Fi) など学内ネットワークに接続し、IT センター、サテライトステーションに設置されたオンデマンドプリンタで印刷できます。

尚文館 1 階マルチメディア施設

尚文館 1 階には、IT センターが管理・運用するマルチメディア教材作成のための施設として、マルチメディア編集室(ビデオ編集、録音、資料撮影、各種映像・音声メディアの変換などが可能)、マルチメディアスタジオ(ビデオ撮影などが可能)の他、貸出しのできる各種撮影・録音機材を設置しています。

利用時間

開館日、利用時間の詳細ならびに変更は、IT センターWeb サイトで確認してください。

※ 原則、日曜日・祝祭日など、学則により指定された休業日のほか、入学試験期間中は、閉館します。

保健管理（健康管理と診療）

教育研究効果の高揚には、まず健康であることが第一です。

大学院における研究活動が途中で挫折することがないように、平素から自分の健康管理には十分に気をつけましょう。

保健管理センターでは、健康の保持、増進を目的として、保健管理に関する専門的業務を行い、みなさんが健康な生活が送れるように、健康支援を行っています。千里山キャンパスには、保健管理センター、第一診療所があり、他キャンパスにも保健室・保健センターがあります。

病気や健康に関する疑問、悩みごと、心配ごとなどがあれば遠慮なくお越してください。

健康診断

毎年4月に全学生を対象に定期健康診断を実施しています。これは学校保健安全法により、年1回必ず受診するよう義務づけられているものです。日程については、インフォメーションシステム等でお知らせしますので、必ず指定の日に受診してください。

健康診断証明書は、定期健康診断の結果に基づき作成しますので、受診していないと発行することができません。修了見込者の本学所定の健康診断証明書は、「証明書自動発行機」から即時発行となりますが、特別な検査を必要とするもの、提出先指定形式のものについては、発行までに日数を要しますので注意してください。ただし、証明書の内容によっては、対応することができない場合もありますので、ご相談ください。詳細については、保健管理センター事務室・保健室・保健センターまで問い合わせてください。

健康管理

定期健康診断において、病気もしくはその疑いが見つかった場合、本人宛に通知し、再検査や精密検査を実施した結果に基づいて、保健指導や病院紹介等を行います。

診 療

千里山キャンパスの第一診療所では、風邪をひいた、胃腸の調子が悪い、ケガなどの日常おこる疾病に対する処置を行っています。

なお、千里山キャンパスの第一診療所は保険医療機関として保険診療を行っていますので、受診の際には、健康保険証を提示のうえ受診してください。

◎健康保険証について

「遠隔地被保険者証」（学生用被保険者証）について

保険診療を受ける際には健康保険証が必要です。下宿や寮生活をしている学生には、各個人の保険証（カード）または「遠隔地被保険者証」が発行されます。

詳細につきましては、関係先の健康保険組合または市町村の役所・役場に交付申請してください。

千里山キャンパス開室時間

	受付時間
保健管理センター事務室	月～金 9:00～19:00 土 9:00～17:00 日・祝日 閉室
第一診療所	月～金 午前 9:30～12:00 月～金 午後 13:30～15:30 土・日・祝日 休診

(注) ・センターの夏季・冬季・春季の各休業期間中の受付時間(月～金)は、17:00まで、学期試験期間中は18:00までとなります。

・第一診療所では医薬品の院外処方を行っています。

環境衛生

大学の学舎、諸施設などの衛生管理(主として防疫・衛生害虫の駆除・殺菌消毒)および食品衛生(保健所の指導により食中毒・感染症の予防)などの問題について、その場に応じた指導あるいは助言を行っています。

健康相談

健康上の悩みなどで自己解決が困難な場合は、医師・看護師が相談に応じます。

高槻キャンパス保健室

- (1) 開室時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00 (水曜日は9:00～17:00)
- (2) 応急処置 風邪をひいた、胃腸の調子が悪いなどの病気やケガの応急処置を行っています。
- (3) 健康相談 開室時間中、相談に応じます。

ミューズ保健センター

- (1) 開室時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- (2) 応急処置 開室時間中、応急処置を行っています。
- (3) 健康相談 開室時間中、相談に応じます。

堺キャンパス保健室

- (1) 開室時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- (2) 応急処置 開室時間中、応急処置を行っています。
- (3) 健康相談 開室時間中、相談に応じます。

「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合について

学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」が定められています。医療機関において、以下の感染症の診断を受けた場合は、感染拡大を防ぐため、同法に準じ、登校せず療養するよう周知しています。

また、大学が感染状況を把握するために、「学校において予防すべき感染症」と診断された場合には、保健管理センター事務室（TEL 06-6368-1175、メールアドレス hokekan@ml.kandai.jp）に速やかに連絡してください。なお、連絡報告による情報については、第三者への開示をいたしません。

【学校において予防すべき感染症】

	病 名
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9型）、中東呼吸器症候群（MERS）
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※詳細については、関西大学ホームページの学生生活/健康管理を参照してください。

学則および諸規程

関西大学大学院学則	205
関西大学学位規程	214
大学院規則	218
関西大学大学院入学前の既修得単位の認定に関する細則	222
関西大学大学院外国人留学生取扱規程	222
関西大学大学院外国人研究生規程	223
関西大学大学院科目等履修生取扱規程	223
関西大学大学院学生留学規程	224
関西大学大学院学生留学規程施行細則	225
学費規程(抜粋)	225
関西大学貸与奨学金規程	234
関西大学貸与奨学金細則	235
関西大学短期貸付金規程	236
独立行政法人日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程	236
教育助成基金による助成規程	237
関西大学給付奨学金規程	238
関西大学大学院特別給付奨学金規程	239
関西大学大学院給付奨学金規程	241
関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金規程	242
関西大学社会人大学院学生給付奨学金規程	243
関西大学災害時支援給付奨学金規程	244
関西大学家計急変者給付奨学金規程	245
遺失・拾得物等に関する取扱い要領	246
関西大学交通規制に関する規程	246
関西大学学生懲戒処分規程	247

関西大学大学院学則

制定 昭和35年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検項目及び実施体制については、別に定める。
(修士課程、博士課程及び専門職学位課程)

第2条 本大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする

4 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うものとする。
(研究科)

第3条 本大学院に、法学研究科、文学研究科、経済学研究科、商学研究科、社会学研究科、総合情報学研究科、理工学研究科、外国語教育学研究科、心理学研究科、社会安全研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科、人間健康研究科、法務研究科（法科大学院）及び会計研究科（専門職大学院）を置く。

2 前項の研究科のうち、法務研究科（法科大学院）、会計研究科（専門職大学院）及び心理学研究科心理臨床学専攻（専門職大学院）に関する学則は、別に定める。
(研究科の教育研究上の目的)

第3条の2 法学研究科は、法学及び政治学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

2 文学研究科は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

3 経済学研究科は、経済学の専門分野を系統的に学ぶことで当該研究の発展に資するとともに、国際的視野をもちつつ地域に立脚し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする。

4 商学研究科は、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を養成することを目的とする。

5 社会学研究科は、社会科学及び人間科学並びにそれらの学際的領域に関する理論的・実証的研究を行うとともに、高度な専門的知識と自立した研究能力を備えた人材を育成することを目的とする。

6 総合情報学研究科は、情報学の理論及び応用を教育研究し、

その成果をもって情報社会の進展に寄与するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

7 理工学研究科は、理工系の分野において総合的・学際的な教育研究を行い、高度専門職業人養成という社会的要請に応えるなど創造性豊かな高等技術者と研究者養成を実践しつつ、科学技術の急速な発展に対応できる人材を育成することを目的とする。

8 外国語教育学研究科は、外国語教育学の分野において、理論・実践両面の教育研究を行い、当該分野の探求と発展に資するとともに、深い学識と高度な専門知識を兼ね備えた人材を養成することを目的とする。

9 心理学研究科は、あらゆる人間行動の基盤である心理について総合的・学際的な教育研究を行い、複雑・多様化する社会の中で起こる心の諸問題の研究とそのケアを担いうる、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

10 社会安全研究科は、時代とともに変化する自然災害や社会災害から安全な社会を実現するために、複数の関連分野の学際融合研究を通して、社会安全研究領域を創設するとともに、防災・減災に寄与できる人材を育成することを目的とする。

11 東アジア文化研究科は、東アジアにおける諸文化の形成と展開及び相互関係を把握するための総合的・学際的な教育研究を行い、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする。

12 ガバナンス研究科は、国際社会において総合的・学際的な教育研究を行い、高い倫理性を持ち、国際水準でも通用するような課題を発見する能力、政策を立案する能力、政策を評価する能力を有した上で、自らがつくりだした政策を実行に移していくことができる高度専門職業人及び研究者を養成することを目的とする。

13 人間健康研究科は、人間の健康に関わる諸問題について、人文科学・社会科学・自然科学からの学際的アプローチによる理論研究と実習・実践を重視した教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を育成することを目的とする。

(修業年限)

第4条 本大学院修士課程の修業年限は2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その修業年限は、2年を超えるものとする。ことができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 博士課程の修業年限は5年とし、これを前期2年、後期3年の課程に分け、前期2年の課程は修士課程として取り扱う。
(専攻)

第5条 法学研究科に、法学・政治学専攻を置き、博士課程と

する。

第6条 文学研究科に、総合人文学専攻を置き、博士課程とする。

第7条 経済学研究科に、経済学専攻を置き、博士課程とする。

第8条 商学研究科に、次の専攻を置く。

博士課程前期課程

商学専攻

博士課程後期課程

商学専攻及び会計学専攻

2 商学研究科は、博士課程とする。

第9条 社会学研究科に、次の専攻を置く。

社会学専攻、社会システムデザイン専攻及びマス・コミュニケーション学専攻

2 社会学研究科は、博士課程とする。

第9条の2 総合情報学研究科に、次の専攻を置く。

博士課程前期課程

社会情報学専攻及び知識情報学専攻

博士課程後期課程

総合情報学専攻

2 総合情報学研究科は、博士課程とする。

第10条 理工学研究科に、次の専攻を置く。

博士課程前期課程

システム理工学専攻、環境都市工学専攻及び化学生命工学専攻

博士課程後期課程

総合理工学専攻

2 理工学研究科は、博士課程とする。

第10条の2 外国語教育学研究科に、外国語教育学専攻を置き、博士課程とする。

第10条の3 心理学研究科に、心理学専攻を置き、博士課程とする。

2 心理学研究科は、博士課程とする。

第10条の4 社会安全研究科に、防災・減災専攻を置き、博士課程とする。

第10条の5 東アジア文化研究科に、文化交渉学専攻を置き、博士課程とする。

第10条の6 ガバナンス研究科に、ガバナンス専攻を置き、博士課程とする。

第10条の7 人間健康研究科に、人間健康専攻を置き、博士課程とする。

(学生定員)

第11条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	博士課程前期課程		博士課程後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
法 学 研 究 科	法学・政治学専攻	50	100	10	30
文 学 研 究 科	総合人文学専攻	96	192	19	57
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	45	90	5	15
商 学 研 究 科	商 学 専 攻	35	70	5	15
	会 計 学 専 攻			5	15
社 会 学 研 究 科	社 会 学 専 攻	10	20	3	9
	社会システムデザイン専攻	10	20	3	9
	マス・コミュニケーション学専攻	10	20	3	9
総合情報学研究科	社会情報学専攻	40	80		
	知識情報学専攻	40	80		
	総合情報学専攻			8	24
理 工 学 研 究 科	システム理工学専攻	125	250		
	環境都市工学専攻	70	140		
	化学生命工学専攻	80	160		
	総合理工学専攻			57	171
外国語教育学研究科	外国語教育学専攻	25	50	3	9
心 理 学 研 究 科	心 理 学 専 攻	12	24	6	18
社会安全研究科	防災・減災専攻	15	30	5	15
東アジア文化研究科	文化交渉学専攻	12	24	6	18
ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	15	30	3	9
人間健康研究科	人 間 健 康 専 攻	10	20	3	9

第2章 教育課程

(研究指導)

第12条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

- 2 当該研究科が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程又は博士課程前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

(授業科目)

第13条 各研究科の専攻及び課程に応じ、教育上必要な授業科目を開設する。

- 2 授業科目の名称、分類、単位数及び履修方法は、別表のとおりとする。
- 3 研究科委員会が必要と認めた場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位数)

第14条 各研究科の授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義については、原則として15時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習及び課題研究については、原則として15時間又は30時間の演習又は課題研究をもって1単位とする。
- (3) 実習については、原則として30時間又は45時間の実習をもって1単位とする。
- (4) 実験については、原則として45時間の実験をもって1単位とする。
- (5) 前各号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数は、前各号に規定する基準を考慮して定める。

(専修科目)

第15条 各研究科（商学研究科博士課程前期課程、社会学研究科博士課程後期課程及び総合情報学研究科を除く。）の開設する授業科目のうち、演習を伴う授業科目を選定し、これをその学生の専修科目とする。ただし、法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程企業法務コース、公共政策コース及び国際協働コース、経済学研究科、社会科学研究科博士課程前期課程、理工学研究科、外国語教育学研究科、東アジア文化研究科、ガバナンス研究科並びに人間健康研究科においては、この限りではない。

- 2 商学研究科博士課程前期課程研究者コースにおいては、演習を伴う授業科目（Ⅰ及びⅡ）を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。また、同研究科博士課程前期課程専門職コースにおいては、系に属する講義科目（Ⅰ及びⅡ）を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 3 社会科学研究科博士課程後期課程においては、論文指導の各研究テーマから一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。
- 4 総合情報学研究科博士課程前期課程においては、課題研究科目を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。また、博士課程後期課程においては、研究領域を一つ選定し、これをその学生の専修科目とする。

(単位の修得)

第16条 学生は、専修科目を含む所定の授業科目を履修し、そ

の単位を修得しなければならない。

- 2 法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程企業法務コース、公共政策コース及び国際協働コースについては、指導教員の担当する演習科目を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 3 経済学研究科においては、指導教員の担当する演習及び論文指導を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 4 社会科学研究科社会学専攻専門研究コース博士課程前期課程、社会システムデザイン専攻博士課程前期課程及びマス・コミュニケーション学専攻博士課程前期課程においては、指導教員の担当する論文指導A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）並びに演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）またはプロジェクト演習A（各研究テーマ）及びB（各研究テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。社会科学研究科博士課程後期課程においては、指導教員の担当する論文指導を履修し、修得しなければならない。
- 5 総合情報学研究科博士課程後期課程においては、所属する研究領域で開設する授業科目のうち、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 6 理工学研究科博士課程前期課程においては、所属する研究領域のゼミナールⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣを含む所定の授業科目を履修し、それぞれその単位を修得しなければならない。同研究科博士課程後期課程においては、所属する研究領域のゼミナールⅤ、Ⅵ、Ⅶ、及びⅧを含む所定の授業科目を履修し、それぞれその単位を修得しなければならない。
- 7 外国語教育学研究科博士課程前期課程においては、指導教員の担当する演習及び外国語教育学科目を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。同研究科博士課程後期課程においては、指導教員の担当する演習及び外国語教育学特殊講義を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 8 社会安全研究科博士課程前期課程においては、指導教員の担当する専攻演習ⅠA（各テーマ）、ⅠB（各テーマ）、ⅡA（各テーマ）及びⅡB（各テーマ）並びに社会安全学特別講義Ⅰ及びⅡを含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。同研究科博士課程後期課程においては、指導教員の担当する専攻演習ⅢA（各テーマ）、ⅢB（各テーマ）、ⅣA（各テーマ）及びⅣB（各テーマ）を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 9 東アジア文化研究科においては、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 10 ガバナンス研究科においては、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。
- 11 人間健康研究科においては、指導教員の担当する演習を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

ない。

(単位認定)

第16条の2 当該研究科が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(第73条の2の規定により修得した単位を含む。)を本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10単位を超えないものとする。

3 前項に定めるほか、単位認定に関する規定は別に定める。(指導教員)

第17条 専修科目の演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

2 法学研究科法学・政治学専攻博士課程前期課程企業法務コース、公共政策コース及び国際協働コースにおいては、当該研究科委員会の指定する教員又は学生の選択する演習科目を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

3 経済学研究科においては、学生の選択する演習及び論文指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

4 商学研究科博士課程前期課程専門職コースにおいては、専修科目の講義及び課題研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

5 社会学研究科博士課程前期課程においては、専任教員のうち1名を当該学生の指導教員とする。社会学研究科博士課程後期課程においては、論文指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

6 総合情報学研究科博士課程前期課程においては、専修科目の論文指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、博士課程後期課程においては、所属する研究領域の演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

7 理工学研究科においては、所属する研究領域の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

8 外国語教育学研究科においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

9 社会安全研究科においては、学生の選択する専攻演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

10 東アジア文化研究科においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

11 ガバナンス研究科においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とする。

12 人間健康研究科博士課程前期課程においては、学生の選択する演習を担当する教員を当該学生の指導教員とし、博士課程後期課程においては、専任教員のうち1名を当該学生の指導教員とする。

13 学生は、指導教員の研究指導及び授業科目の選択等研究一般に関する指導を受けなければならない。

(追加科目の履修)

第18条 学生は、自己の所属する研究科の専攻及び課程に開設する授業科目のほか、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めるときは、追加科目として他の専攻、研究科若しくは学部又は他の大学院の教育課程の授業科目について履修することができる。

(履修科目の届出)

第19条 学生は、毎学年度の始めに、その年度に履修しようとする授業科目を指定期間内に所属研究科長に届け出なければ

ならない。ただし、第45条ただし書きの規定による入学等、研究科委員会が認めた場合に限り、秋学期開始前の指定期間に当該学期に履修しようとする授業科目を届け出ることができる。

第3章 試験及び課程の修了

(試験)

第20条 大学院において、所定の授業科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行う。この場合において、研究報告をもってこれに代えることができる。

2 前項のほか、適宜、中間研究報告を提出させることができる。(成績)

第21条 試験の成績は各授業科目ごとに決定し、点数をもって表示し、60点以上を合格とする。その評価は、次のとおりとする。

合格	{	100点～80点	優
		79点～70点	良
		69点～60点	可

不合格 59点以下

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(在学年限)

第22条 本大学院における在学年限は、次のとおりとする。

(1) 修士課程においては、4年とする。ただし、第4条第2項の規定により修業年限を短縮した者については、2年とする。なお、特別の理由がある者に対しては、研究科委員会の議を経て1年延長することができる。

(2) 博士課程前期課程においては、前号と同様とする。

(3) 博士課程後期課程においては、6年とする。

第23条 削除

(修士課程修了者)

第24条 修士課程又は博士課程前期課程に2年以上在学し、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程修了者)

第25条 博士課程に5年(修士課程(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。))に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学して、当該研究科所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者に限り、大学院に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 第4条第2項の規定により修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年(修士課程(第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を除く。以下この項において同じ。))に2年以上在学し、当該課程

を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「3年（第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者にあつては、当該1年以上2年未満の期間を、前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて前項の規定を適用する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第47条第1項第2号から第6号までに規定する者が、博士課程後期課程に編入学した場合の博士課程の修了要件は、大学院に3年（専門職学位課程の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、当該研究科博士課程後期課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者に限り、大学院に1年（第4条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者又は標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間とし、前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。）以上在学すれば足りるものとする。

第4章 修士及び博士の学位並びにこれら学位の授与（修士の学位）

第26条 修士の学位は、修士課程又は博士課程前期課程を修了した者に授与する。

第27条 修士の学位は、その修了した研究科に応じて次のとおりとする。

法 学 研 究 科	修士（法 学）
文 学 研 究 科	修士（文 学）
経 済 学 研 究 科	修士（経済学）
商 学 研 究 科	修士（商 学）
社 会 学 研 究 科	修士（社会学）
総 合 情 報 学 研 究 科	修士（情報学）
理 工 学 研 究 科	修士（理 学） 修士（工 学）
外 国 語 教 育 学 研 究 科	修士（外国語教育学）
心 理 学 研 究 科	修士（心理学）

社 会 安 全 研 究 科	修士（学 術）
東 ア ジ ア 文 化 研 究 科	修士（文化交渉学）
ガ バ ナ ン ス 研 究 科	修士（政策学）
人 間 健 康 研 究 科	修士（健康学）
（博士の学位）	

第28条 博士の学位は、博士課程を修了した者に授与する。

第29条 博士の学位は、その修了した研究科に応じて次のとおりとする。

法 学 研 究 科	博士（法 学）
文 学 研 究 科	博士（文 学）
経 済 学 研 究 科	博士（経済学）
商 学 研 究 科	博士（商 学）
社 会 学 研 究 科	博士（社会学）
総 合 情 報 学 研 究 科	博士（情報学）
理 工 学 研 究 科	博士（理 学） 博士（工 学）
外 国 語 教 育 学 研 究 科	博士（外国語教育学）
心 理 学 研 究 科	博士（心理学）
社 会 安 全 研 究 科	博士（学 術）
東 ア ジ ア 文 化 研 究 科	博士（文化交渉学）
ガ バ ナ ン ス 研 究 科	博士（政策学）
人 間 健 康 研 究 科	博士（健康学）

第30条 第28条に定めるほか、本大学院の博士課程の課程を経ないで博士の学位を得ようとする者に対しては、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認したとき、博士の学位を授与する。

2 前項の規定により博士の学位を得ようとするときの手続は、関西大学学位規程の定めるところによる。
（学位の授与）

第31条 修士及び博士の学位並びにこれら学位の授与については、本章に規定するほか、関西大学学位規程の定めるところによる。

第5章 教職課程（教職課程）

第32条 各研究科の専攻に応じて、修士課程又は博士課程前期課程に高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得するための課程を置く。

2 前項の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目及び単位を各研究科配当の関係科目のうちから、修得しなければならない。

3 免許状の種類は、次のとおりとする。

課程を置く研究科・専攻		免許状の種類	
研 究 科	専 攻	高等学校教諭専修免許状の教科	中学校教諭専修免許状の教科
法 学 研 究 科	法 学 ・ 政 治 学 専 攻	地理歴史・公民	社 会
文 学 研 究 科	総 合 人 文 学 専 攻	国 語	国 語
		地理歴史・公民	社 会
		英 語	英 語
		フ ラ ン ス 語	フ ラ ン ス 語
		ド イ ツ 語	ド イ ツ 語
		中 国 語	中 国 語
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	地理歴史・公民	社 会
商 学 研 究 科	商 学 専 攻	商 業	

社会学研究科	社会学専攻	公民	社会
	社会システムデザイン専攻	公民	社会
	マス・コミュニケーション学専攻	公民	社会
総合情報学研究科	社会情報学専攻	情報	
	知識情報学専攻	情報	
理工学研究科	システム理工学専攻	数学・理科・工業	数学・理科
	環境都市工学専攻	工業	
	化学生命工学専攻	理科・工業	理科
外国語教育学研究科	外国語教育学専攻	英語 中国語	英語 中国語
社会安全研究科	防災・減災専攻	公民	社会
東アジア文化研究科	文化交渉学専攻	地理歴史	社会
ガバナンス研究科	ガバナンス専攻	公民	社会
人間健康研究科	人間健康専攻	保健体育	保健体育

第6章 教員組織

(担当教員)

第33条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）に規定する資格に該当する者とする。

第7章 運営組織

(運営組織)

第34条 学長は大学院の運営を統括する。

- 2 本大学院に研究科長会議を置く。
- 3 各研究科（法務研究科及び会計研究科を除く。）に研究科委員会を置く。
- 4 法務研究科及び会計研究科に教授会を置く。
- 5 心理学研究科心理臨床学専攻に専攻会議を置く。

(研究科長会議)

第35条 研究科長会議は、学長、副学長及び各研究科長をもって組織する。

- 2 学長は、研究科長会議を招集し、その議長となる。

第36条 削除

(研究科長会議の審議事項等)

第37条 研究科長会議の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (2) 大学院学則及び規程の改廃に関する事項
- (3) 研究科の増設又は変更に関する事項
- (4) 大学院の教務上必要な施設に関する事項
- (5) 学長の諮問する事項
- (6) その他大学院の教務上必要とする事項
- 2 研究科長会議の承認事項は、次のとおりとする。
 - (1) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
 - (2) 学生の賞罰に関する事項
- 3 議事は、構成員の3分の2以上の同意をもって決する。

(研究科委員会)

第38条 研究科委員会は、当該研究科の演習又は講義担当の専任教育職員をもって組織する。ただし、総合情報学研究科においては、論文指導又は講義担当の専任教育職員をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学部長及び副学部長は、当該研究科委員会の構成員となることできる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、演習、論文指導又は講義担当の特別契約教授は、当該研究科委員会の構成員となることできる。

(研究科長)

第39条 研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長の選出に関する規定は別に定める。
- 3 研究科長は、当該研究科委員会又は教授会（以下「教授会等」という。）を招集し、その議長となる。
- 4 研究科長（心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科を除く。）に事故あるときは、当該の副学部長がその任務を代行する。

(副研究科長)

第39条の2 心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科にそれぞれ副研究科長を置く。

- 2 心理学研究科長、東アジア文化研究科長、法務研究科長及び会計研究科長は、それぞれ副研究科長を教授会等の構成員のうちから教授会等に推薦し、教授会等の承認を得るものとする。
- 3 心理学研究科、東アジア文化研究科、法務研究科及び会計研究科において、研究科長に事故あるときは、当該の副研究科長がその任務を代行する。

(研究科委員会の審議事項)

第40条 研究科委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 学位論文の審査及び学位の授与又は取消しに関する事項
- (2) 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
- (3) 授業科目担任に関する事項
- (4) 学生の学籍及び課程修了の認定に関する事項
- (5) 試験に関する事項
- (6) 学生の補導に関する事項
- (7) 学生の賞罰に関する事項
- (8) 自己点検・評価に関する事項
- (9) その他教育及び研究に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程を置く専攻が当該の専攻会議規程に定める議決事項については、当該の専攻会議の議決によるものとする。

- 3 議事は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

第41条 削除

(議事録)

第42条 研究科長会議及び研究科委員会においては、議事録を作成し、議長及び出席した教授1名がこれに署名する。

第8章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第43条 本大学院の学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を2学期に分け、4月1日から9月20日までを春学期、9月21日から翌年3月31日までを秋学期とする。

(休業日)

第44条 本大学院における休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 本大学記念日 昇格記念日 6月5日
創立記念日 11月4日
 - (4) 夏季休業 7月29日から9月20日まで
 - (5) 冬季休業 12月21日から翌年1月7日まで
 - (6) 春季休業 3月24日から3月31日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第9章 入学、休学及び退学

(入学時期)

第45条 入学時期は、毎年4月とする。ただし、外国人留学生その他研究科委員会が認めた者を秋学期から入学させることができる。

(入学資格)

第46条 修士課程又は博士課程前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 大学院に飛び入学した者であって、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

- 2 前項第8号及び第9号に規定する学力認定は、本大学院の学力認定委員会において行う。

第47条 博士課程後期課程に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者で、24歳に達したもの
- (7) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- 2 前項第6号に規定する学力認定は、本大学院の学力認定委員会において行う。

(入学試験)

第48条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

- 2 入学試験は、学力、人物及び健康について考査する。

- 3 前項の考査方法は、研究科委員会が定める。

(提出書類)

第49条 入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添え、受付期間中に提出しなければならない。

(学費納入義務)

第50条 入学試験に合格した者は、所定の期間中に、入学金、授業料その他の学費を納入し、かつ、所定の在学保証書を提出しなければならない。

- 2 前項の手続を完了しない者は、入学を許可しない。

(休 学)

第51条 病気その他やむを得ない事由によって休学を希望する学生は、所定の用紙に保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

- 2 健康上就学することが不適当と認めた学生に対しては、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第52条 休学期間は、休学を許可された日からその学期の末日までとする。

- 2 次学期も引き続き休学するときは、前条第1項の手続を改めて経なければならない。

- 3 休学できる期間は、次のとおりとする。

- (1) 修士課程又は博士課程前期課程
通算して4学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が、通算して4学期を超えるときは休学を許可しない。
- (2) 博士課程後期課程
通算して6学期以内とする。ただし、在学年数に算入されない学期が、連続して4学期又は通算して6学

期を超えるときは休学を許可しない。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、研究科委員会が相当と認める特段の事情があるときは、在学年数に算入されない学期が連続して4学期を超えず、かつ、修士課程又は博士課程前期課程については、通算して6学期を超えない範囲で、博士課程後期課程については、通算して8学期を超えない範囲で、休学を許可することができる。

4 休学期間を含む学期は、在学年数に算入しない。

(復学)

第53条 休学者が、復学を希望する時は、所定の用紙に保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

2 復学の時期は、学期の始めとする。

(退学)

第54条 退学しようとする学生は、所定の用紙に保証人連署のうえ、退学願を提出しなければならない。

(学位論文提出のための在学)

第55条 本大学院修士課程、博士課程前期課程又は博士課程後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため引き続き在学しようとするときは、在学しようとする学期の前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までの間に所定の手続を経なければならない。

2 前項の手続をしなかった者は、学期末をもって退学した者として取り扱う。

(再入学)

第56条 退学した者が、再入学を希望するときは、所定の用紙に保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、再入学を許可しない。

2 再入学の時期は、学期の始めとする。

第57条 削除

(編入学試験及び進学試験)

第58条 博士課程後期課程に編入学を志願する者に対しては、編入学試験を行う。

2 本大学院修士課程又は博士課程前期課程修了者が、博士課程後期課程に進学を志願するときは、進学試験を行う。

3 第48条から第50条までの規定は、編入学試験及び進学試験の場合について準用する。

(転入学生の扱い)

第59条 他の大学院の学生が、所属大学院の研究科長の承認書を付し、学期の開始日までに、本大学院に転入学を志願したときは、選考のうえ、許可することができる。

(転学の許可)

第60条 本大学院から他の大学院に転学しようとする学生は、理由を付して、保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

(転科等)

第61条 本大学院において、他の研究科に転科し、又は同一研究科内において、その専攻を変更することは、許可しない。ただし、特別の事情がある者に限り、研究科委員会及び研究科長会議の議を経て許可したときは、この限りでない。

第10章 大学院外国人留学生及び外国人研究生

(外国人留学生)

第62条 外国人で本大学院に入学しようとする者に対しては、

選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生として入学を志願することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者に限る。

修士課程又は博士課程前期課程

(1) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者

(2) 日本において外国人留学生として大学を卒業した者

(3) 本大学院において前2号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。

博士課程後期課程

(1) 外国の大学院において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者

(2) 日本の大学院において外国人留学生として修士の学位又は専門職学位を得た者

3 第46条第2項の規定は、前項の修士課程又は博士課程前期課程第3号に規定する学力認定の場合について準用する。

4 外国人留学生の取扱いについては、関西大学大学院外国人留学生取扱規程の定めるところによる。

(外国人研究生)

第62条の2 本大学院に、外国人研究生を置く。

2 外国人研究生に関しては、関西大学大学院外国人研究生規程の定めるところによる。

3 学費等は、学費規程の定めるところによる。

第11章 入学検定料、入学金及び授業料等

(学費)

第63条 第49条及び第50条の規定による入学検定料、入学金及び授業料その他の学費に関しては、学費規程の定めるところによる。

2 既に納めた学費等は、返還しない。

3 入学許可を得た者で、入学日の前日(4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日)までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

(休学期間の学費)

第64条 休学期間中は、学費規程に定める所定の学費を納入しなければならない。

2 前項における所定の学費は次のとおりとする。

(1) 春学期の休学を希望し、5月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料

(2) 秋学期の休学を希望し、10月31日までに休学願を提出したときは休学在籍料

(3) 前2号に当てはまらないときは当該学期の学費

(学費滞納者の扱い)

第65条 学費を所定の納入期日に納入しなかった者は、指定された納入猶予期間内に滞納学費を納入しない限り除籍する。

2 前項の規定により除籍された者が復籍を希望するときは、所定の用紙に保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

3 復籍の時期は、学期の始めとする。ただし、在学年数に算入されない学期が通算して4学期を超えるときは、復籍を許可しない。

(再入学金及び復籍料)

第66条 退学した者が、再入学を許可されたときは、再入学金を納めなければならない。

- 2 除籍された者が、復籍を許可されたときは、復籍料を納めなければならない。
- 3 再入学金及び復籍料は、学費規程の定めるところによる。

第12章 研修生、委託学生、聴講生、科目等履修生、学部生及び交流研究生等

(研修生)

第67条 第55条第2項の規定による博士課程後期課程の退学者が、研究の継続を希望するときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考のうえ、研修生として許可することができる。

- 2 研修生を志願する者は、学期の開始日までに、研究計画を付して願い出なければならない。

(特定科目の聴講)

第68条 研修生は、研究上、研究科委員会において定められた教員の指示を受け、研究施設を利用し、特定科目を聴講することができる。

(研修期間)

第69条 研修生の研修期間は、1学期とする。ただし、必要と認めたときは、これを更新することができる。

(研修料)

第70条 研修生は、所定の研修料を納めなければならない。

- 2 研修料は、学費規程の定めるところによる。

(委託学生)

第71条 公共団体又はその他の機関から本大学院の特定科目の研究指導を委託された者がいるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考のうえ、委託学生として許可することができる。

第72条 委託学生は、履修した授業科目について試験を受けなければならない。

- 2 試験に合格した者には証明書を交付する。

(聴講生)

第73条 本大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者がいるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考のうえ、聴講生として許可することができる。

- 2 聴講できる授業科目は、1学期につき3科目以内とする。

(科目等履修生)

第73条の2 本大学院の1又は複数の授業科目を履修し、単位の修得を希望する者がいるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考のうえ科目等履修生として許可することができる。

- 2 履修できる授業科目は、1学期につき3科目以内とする。
- 3 前項に定めるほか、科目等履修生に関する規定は別に定める。

(学部生)

第73条の3 本大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者は、研究科委員会の定めるところにより、本大学院の授業科目を履修することができる。

(交流研究生)

第74条 他の大学院の学生で、当該大学の許可を受けて本大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者がいるときは、正規の学生の研究に妨げのない限り、選考のうえ、交流

研究生として許可することができる。

2 聴講できる授業科目は、1学期につき3科目以内とする。

第75条 聴講生及び交流研究生は、聴講した授業科目につき試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。

(聴講料)

第76条 委託学生、聴講生及び交流研究生は、1科目につき所定の聴講料を納めなければならない。

- 2 聴講料は、学費規程の定めるところによる。

(規定の準用)

第77条 研修生、委託学生、聴講生、科目等履修生、学部生及び交流研究生については、本章に規定するほか、正規の学生に関する規定を準用する。

(履修証明プログラム)

第77条の2 学長は、学校教育法に規定する特別の課程として本大学院の学生以外の者を対象とした履修証明プログラムを編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第13章 特別研究生

(特別研究生)

第78条 本大学院に、特別研究生を置く。

- 2 特別研究生に関しては、関西大学特別研究生規程の定めるところによる。

第14章 奨学制度

(奨学)

第79条 本大学院の学生で、経済的理由によって修学が困難な者及び特に学力が優れている者に対しては、奨学の方法を講じることができる。

- 2 奨学の方法については、別に定めるところによる。

第15章 留学及び在外研究生

(留学生)

第80条 本大学院は、本大学の協定又は認定する外国の大学若しくは大学院へ留学を希望しようとする者を留学させることができる。

- 2 前項の留学期間のうち1年は、第4条に定める修業年限に算入する。

- 3 留学に関しては、関西大学大学院学生留学規程の定めるところによる。

(在外研究生)

第80条の2 本大学院博士課程後期課程に在学中の学生で、人物、学業とも優秀であり、特に外国における研究を必要とする者に対しては、学費を貸与して、在外研究をさせることができる。

- 2 在外研究生に関しては、在外研究生規程の定めるところによる。

第16章 研究指導施設

(図書室)

第81条 本大学院に図書室を設け、教職員及び学生の閲覧に供する。

(学生研究室)
第82条 本大学院に学生研究室を設ける。
2 各学部及び研究所の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究及び指導のために用いることができる。

第17章 厚生保健施設
(厚生保健施設の利用)
第83条 厚生保健施設及びその利用に関しては、別の定めるところによる。

第18章 賞 罰
(表 彰)
第84条 人物、学業ともに優秀な者は、表彰する。
(懲 戒)
第85条 本大学院の学則又は規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。
2 懲戒は、譴責、停学及び退学の3種とする。
3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

関西大学学位規程

制定 昭和35年4月1日

第1章 総則
(趣 旨)
第1条 この規程は、関西大学学則第26条第4項、関西大学大学院学則第31条、関西大学大学院法務研究科(法科大学院)学則第19条第3項、関西大学大学院会計研究科学則第19条第3項及び関西大学心理学研究科心理臨床学専攻学則第18条第3項の規定に基づき、本大学における学位及びその授与に関する必要な事項を定める。
(学位の種類)
第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。
(学士の授与要件)
第2条の2 学士の学位は、関西大学学則第26条第1項の規定に基づき、本大学の教育課程を修了した者に対し、教授会の議を経て、大学が授与する。
(学士の表記)
第2条の3 学士の学位は、関西大学学則第26条第2項の規定に基づき、その卒業した学部に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については別表第1のとおりとする。

法学部	学士(法学)
文学部	学士(文学)
経済学部	学士(経済学)
商学部	学士(商学)
社会学部	学士(社会学)
政策創造学部	学士(政策学又は法政策学)
外国語学部	学士(外国語学)

4 懲戒処分に関する手続は、関西大学学生懲戒処分規程に定める。

第19章 補 則
(補 則)
第86条 本学則に定めるほか必要な事項については、大学院規則の定めるところによる。

第20章 雑 則
(大阪教育大学大学院連合教職実践研究科の教育研究の実施)
第87条 大阪教育大学大学院連合教職実践研究科高度教職開発専攻の教育研究の実施に当たっては、協定書に記載の大学等とともに協力するものとする。

附 則
本学則は、昭和35年4月1日から施行する。
<省略>
附 則
本学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条第3項の規定は、平成27年度以前の入学生にも適用する。

別表(第13条関係) <省略>

人間健康学部	学士(健康学)
総合情報学部	学士(情報学)
社会安全学部	学士(学術)
システム理工学部	学士(工学又は理学)
環境都市工学部	学士(工学)
化学生命工学部	学士(工学)

2 前項の規定にかかわらず、関西大学学則第26条第3項の規定に基づき、ウェブスター大学との協定に基づき特別編入学生として文学部に所属し、特別編入プログラム所定の課程を修了した者には学士(教養)の学位を授与する。
(修士の授与要件)
第3条 修士の学位は、関西大学大学院学則第26条の規定に基づき、本大学院の修士課程又は博士課程前期課程を修了した者に対し、研究科委員会の議を経て、大学が授与する。
(修士の表記)
第4条 修士の学位は、関西大学大学院学則第27条の規定に基づき、その修了した研究科に応じて、次のとおりとする。ただし、英語表記については別表第2のとおりとする。

法学研究科	修士(法学)
文学研究科	修士(文学)
経済学研究科	修士(経済学)
商学研究科	修士(商学)
社会学研究科	修士(社会学)
総合情報学研究科	修士(情報学)
理工学研究科	修士(理学)
	修士(工学)

外国語教育学研究科	修士（外国語教育学）
心理学研究科	修士（心理学）
社会安全研究科	修士（学術）
東アジア文化研究科	修士（文化交渉学）
ガバナンス研究科	修士（政策学）
人間健康研究科	修士（健康学）

（博士の授与要件）

第5条 博士の学位は、関西大学大学院学則第28条の規定に基づき、本大学院の博士課程を修了した者に対し、研究科委員会の議を経て、大学が授与する。

（博士の表記）

第6条 博士の学位は、関西大学大学院学則第29条の規定に基づき、その修了した研究科に応じて、次のとおりとする。

ただし、英語表記については別表第3のとおりとする。

法学研究科	博士（法学）
文学研究科	博士（文学）
経済学研究科	博士（経済学）
商学研究科	博士（商学）
社会学研究科	博士（社会学）
総合情報学研究科	博士（情報学）
理工学研究科	博士（理学） 博士（工学）
外国語教育学研究科	博士（外国語教育学）
心理学研究科	博士（心理学）
社会安全研究科	博士（学術）
東アジア文化研究科	博士（文化交渉学）
ガバナンス研究科	博士（政策学）
人間健康研究科	博士（健康学）

（論文博士）

第7条 本大学院の博士課程の課程を経ないで博士の学位を得ようとする者は、関西大学大学院学則第30条の規定に基づき、学位論文を提出して審査を請求することができる。

2 前項の場合において、博士論文の審査に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に対しては、研究科委員会の議を経て、大学が博士の学位を授与する。

（専門職学位の授与要件）

第7条の2 専門職学位は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第19条第1項、関西大学大学院会計研究科学則第19条第1項及び関西大学心理学研究科心理臨床学専攻学則第18条第1項の規定に基づき、本大学院の専門職学位課程を修了した者に対し、研究科教授会又は専攻会議の議を経て、大学が授与する。

（専門職学位の表記）

第7条の3 専門職学位は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第19条第2項、関西大学大学院会計研究科学則第19条第2項及び関西大学心理学研究科心理臨床学専攻学則第18条第2項の規定に基づき、その修了した研究科又は専攻に応じて、次のとおりとする。

ただし、英語表記については別表第4のとおりとする。

法務研究科	法務博士（専門職）
会計研究科	会計修士（専門職）
心理学研究科	
心理臨床学専攻	臨床心理修士（専門職）

（名称使用）

第8条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

第1章の2 学士の学位

（学士の授与）

第8条の2 学長は、第2条の2に定める者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の卒業証書・学位記の授与は、毎年3月及び9月とする。

（学士の様式）

第8条の3 学士の卒業証書・学位記の様式は、様式第1号に定める。

第2章 修士の学位

（修士論文又は特定の課題についての研究の成果）

第9条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、修士課程又は博士課程前期課程に1年以上在学し、所定の授業科目のうち、20単位以上（総合情報学研究科は16単位以上）を修得した後、学位取得計画を提出し、かつ、研究科委員会の定める所定の要件を満たした後でなければ、これを提出することができない。ただし、在学年数及び修得単位数の要件については、関西大学大学院学則第4条第2項の規定、又は第24条第1項ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。

2 学位取得計画は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出期限の少なくとも3カ月前までに、指導教員の承認を得て提出しなければならない。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを省略することができる。

（修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出）

第10条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、研究科委員会に提出しなければならない。

2 提出の時期は、関西大学大学院学則第4条に定める修業年限を満たすことになる学期が春学期の時は7月、秋学期の時は1月（総合情報学研究科知識情報学専攻、社会安全研究科及び理工学研究科は2月）、所定の修業年限を超えて在学している者は毎年7月又は1月（総合情報学研究科知識情報学専攻、社会安全研究科及び理工学研究科は2月）とし、あらかじめ指定された日時までに提出しなければならない。

（修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査）

第11条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査は、研究科委員会の定める審査委員によってこれを行う。

2 審査委員は、当該修士論文又は特定の課題についての研究の成果に関連ある研究領域の教員3名以上とし、主査を1名、副査を2名以上とする。ただし、特別の事情がある場合には副査を1名とすることができる。

3 前項に定める審査委員は、当該研究科委員会以外の者を含めることができる。

4 審査委員は、審査の結果を研究科委員会に報告するものとする。

（修士最終試験）

第12条 修士の学位に関する最終試験は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出者の研究成果を確認する目的をもって、前条の審査委員が修士論文又は特定の課題についての研究の成果を中心とし、試問の方法によって行う。

2 試問は、口頭による。ただし、筆答試問を併せ行うことができる。

3 最終試験の日時は、研究科委員会において決定する。
(審査等の期間)

第13条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験は、当該修士論文又は特定の課題についての研究の成果の提出期限後3カ月以内に終了するものとする。
(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の合格要件)

第14条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すに足るものをもって合格とする。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査結果)
第15条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得なければならない。

2 前項の研究科委員会の議事は、委員の3分の2以上が出席し、その過半数の同意をもって決する。
(審査結果等の報告)

第16条 研究科長は、合格者の氏名、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の結果を速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。
(修士の授与)

第17条 学長は、第3条に定める者に対し、修士の学位を授与する。

2 修士の学位記の授与は、毎年3月及び9月とする。
(修士学位記の様式)

第18条 修士の学位記の様式は、様式第2号に定める。ただし、外国人留学生については、様式第5号を併せて授与することができる。

第3章 博士の学位

第1節 課程修了による学位

(博士論文)

第19条 博士の学位論文(以下「博士論文」という。)は、博士課程後期課程に在学し、所定の単位を修得又は修得見込の者が、あらかじめ論文計画について承認を得、かつ、研究科委員会の定める所定の要件を満たした後でなければ、これを提出することができない。

2 論文計画については、博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得たうえ、提出しなければならない。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3カ月前とすることができる。
(博士論文の提出)

第20条 博士論文は3部作成し、研究科委員会に提出しなければならない。
(博士論文審査委員)

第21条 博士論文の審査は、研究科委員会の定めた審査委員によってこれを行う。

2 審査委員は、当該論文に関連ある研究領域の教員3名以上とし、主査を1名、副査を2名以上とする。

3 前項に定める審査委員は、当該研究科委員会以外の者を含めることができる。

4 審査委員は、論文の審査及び評価に関する意見を記載した審査要旨を、研究科委員会に報告するものとする。

(博士論文最終試験)

第22条 博士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、前条の審査委員が博士論文を中心とし、試問の方法によって行う。

2 試問は、口頭による。ただし、筆答試問を併せ行うことができる。

3 最終試験の日時は、主査委員の意見を徴し、研究科委員会において決定する。
(博士論文審査期間)

第23条 博士論文の審査及び最終試験は、当該論文受理後1年以内に終了するものとする。

(博士論文合格要件)

第24条 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を示すに足るものをもって合格とする。

(博士論文審査結果)

第25条 博士論文の審査及び最終試験の結果は、研究科委員会の承認を得なければならない。

(委員会の議決)

第26条 前条の研究科委員会の議事は、委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意をもって決する。

(審査結果の報告)

第27条 研究科長は、博士論文の審査及び最終試験に合格した者の氏名、審査要旨及び最終試験の結果の要旨を、速やかに学長に報告するものとする。ただし、不合格者については、その氏名のみを報告するものとする。

(博士の授与)

第28条 学長は、第5条の規定に基づき、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に対しては、博士の学位を授与する。
(課程博士学位記の様式)

第29条 課程修了による博士の学位記の様式は、様式第3号に定める。ただし、外国人留学生については、様式第6号を併せて授与することができる。

なお、国際共同指導協定による博士の学位記は、協定に基づき、様式第3号に必要事項を追記し授与するものとする。

第2節 論文提出による学位

(論文提出による学位)

第30条 第7条の規定により学位を請求する者は、学位申請書に、博士論文、論文要旨、履歴書、研究業績一覧表及び審査手数料を添え、学長に提出しなければならない。

2 学位申請書には、第6条に規定する学位を指定するものとする。

3 博士論文は、3部提出しなければならない。ただし、参考論文をこれに添付することができる。

4 学位論文の受理は、研究科委員会において、3名以上の委員を設け、その意見をきいてこれを決定する。

(論文審査)

第31条 前条の博士論文を受理したときは、当該申請者について、その専攻分野に関する学力及び研究科委員会の定める事項についての確認を行った後、これを審査する。

2 専攻分野に関する学力の確認は、博士課程所定の単位を修

得した者と同等以上の学力の有無を試問によって行う。

- 3 試問は、当該申請者が指定した学位に関する研究科の授業科目及び関連する研究科の授業科目の中から、少なくとも3科目以上について行うものとする。
- 4 前項の試問において合格しなかった授業科目については、1年以内にさらに1回限り試問を受けることができる。
- 5 試問は、筆答試問による。
- 6 本条に規定する学力の確認は、研究科委員会の議を経て他の方法によることができる。

(試問の免除)

第32条 博士課程において所定の単位を修得したのち退学した者が、退学後8年以内に博士論文を提出して審査を請求するときは、前条の専攻分野に関する学力の確認のための試問を免除することができる。

(審査及び試問の準用)

第33条 第21条、第22条及び第24条から第26条までの規定は博士論文の審査、試問及び判定等の場合について準用する。この場合、第22条及び第25条中の「最終試験」は、「試験」に読み替えるものとする。

- 2 この条に規定する試験は、研究科委員会の議を経て他の方法をもってこれに代えることができる。

(審査試問期間)

第34条 博士論文の審査試問は、専攻分野に関する学力及び研究科委員会の定める事項についての確認を行った後、1年以内に終了するものとする。ただし、研究科委員会の議を経て期間を延長することができる。

(報告及び授与の準用)

第35条 第27条及び第28条は、博士の学位の授与の場合について準用する。

(論文博士学位記の様式)

第36条 論文提出による博士の学位記の様式は、様式第4号に定める。ただし、研究科委員会が認めたときは、様式第10号を併せて授与することができる。

第3節 審査手数料

(審査手数料)

第37条 第30条の規定により学位を請求する者は、審査手数料を納入しなければならない。ただし、博士課程において所定の単位を修得して退学した者が、1年以内に博士論文を提出する場合は、これを免除することができる。

- 2 審査手数料は、学費規程に定める。

第4節 審査要旨の公表等

(審査要旨の公表)

第38条 学長は、学位を授与した日から3カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第39条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を「関西大学審査学位論文」と明記して、インターネットの利用により公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでにインターネットの利用に

より公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者が、やむを得ない事由がある場合に限り、研究科委員会の議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は求めに応じてその論文の全文を閲覧に供するものとする。

第3章の2 専門職学位

(専門職学位の授与)

第39条の2 学長は、第7条の2に定める者に対し、専門職学位を授与する。

- 2 専門職学位の学位記の授与は、毎年3月及び9月とする。

(専門職学位の学位記の様式)

第39条の3 専門職学位の学位記の様式は、様式第7号、様式第8号及び様式第9号に定める。ただし、外国人留学生については、様式第5号を併せて授与することができる。

第4章 学位の取消

(学位の取消)

第40条 本大学において学位を授与された者に、次の事実があったときは、学士の学位については教授会、修士及び博士の学位については研究科委員会、専門職学位については研究科教授会又は専攻会議の議を経て学位の授与を取消し、学士、修士、博士又は専門職学位の学位記を返付せしめ、かつ、その旨を公表する。

- (1) 不正の方法によって学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 栄誉を汚辱する行為があったとき。

- 2 前項の研究科委員会等の議決については、第26条の規定を準用する。

第5章 その他

(論文の保存)

第41条 審査を終了した博士の学位論文は、本大学のデータベース上に電子ファイルで保存するものとする。

(大学院規則)

第42条 この規程に定めるもののほか大学院(法務研究科、会計研究科及び心理学研究科心理臨床学専攻を除く。)に関する事項は、大学院規則に定める。

(規程の改正)

第43条 この規程の改正は、学士の学位については教授会、修士及び博士の学位については研究科委員会及び研究科長会議、専門職学位については研究科教授会又は専攻会議の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和35年4月1日から施行する。

<省略>

附 則

この規程(改正)は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1～第4<省略>

様式第1号～様式第10号<省略>

大学院規則

制定 昭和49年4月1日

第1章 博士課程前期課程の教育課程

(授業科目の年次配当)

第1条 授業科目の年次配当のうち、演習、課題研究及び実験については次のとおりとする。ただし、関西大学大学院学則（以下「学則」という。）第4条第2項の規定、又は第24条第1項ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。なお、学則第4条第1項ただし書の規定により、在学期間を延長する場合は、別に定める。

- (1) 法学研究科法学・政治学専攻法政研究コース及び国際協働コースの演習は、(1) A、(1) B、(2) A及び(2) Bの各2単位に分け、演習(1) A及び(1) Bは1年次配当、演習(2) A及び(2) Bは2年次配当とする。ただし、経済学研究科については、演習は1年次配当、論文指導は2年次配当とする。
- (2) 法学研究科法学・政治学専攻企業法務コース及び公共政策コースにおいては、演習科目は2年次配当とする。
- (3) 文学研究科においては、演習は(1) A、(1) B、(2) A及び(2) Bの各2単位に分け、演習(1) A及び(1) Bは1年次配当、演習(2) A及び(2) Bは2年次配当とする。
- (4) 商学研究科においては、研究者コースの演習は1年次配当、論文指導は2年次配当とし、専門職コースの課題研究指導Ⅰ及びⅡは2年次配当とする。
なお、専門職コースの租税法研究Ⅰ(演習)及びⅡ(演習)は1年次配当とする。
- (5) 社会学研究科においては、論文指導A(各研究テーマ)及びB(各研究テーマ)、課題研究A(各研究テーマ)及び課題研究B(各研究テーマ)、合同演習A及びB並びに合同演習Ⅱa及びⅡbは2年次配当とする。
- (6) 総合情報学研究科においては、課題研究は1～2年次配当、論文指導は2年次配当とする。
- (7) 理工学研究科においては、ゼミナールはⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣに分け、ゼミナールⅠ及びⅡは1年次配当とし、ゼミナールⅢ及びⅣは2年次配当とする。
- (8) 外国語教育学研究科においては、演習は2年次配当とする。
- (9) 心理学研究科においては、心理学セミナーは(1) A、(1) B、(2) A及び(2) Bの各2単位に分け、心理学セミナー(1) A及び(1) Bは1年次配当、心理学セミナー(2) A及び(2) Bは2年次配当とする。
- (10) 社会安全研究科においては、社会安全学特別講義Ⅰ、Ⅱ、専攻演習ⅠA(各テーマ)及びⅠB(各テーマ)を1年次配当、専攻演習ⅡA(各テーマ)及びⅡB(各テーマ)を2年次配当とし、各2単位とする。
- (11) 東アジア文化研究科においては、演習は(1) A、(1) B、(2) A及び(2) Bの各2単位に分け、演習(1) A及び(1) Bは1年次配当、演習(2) A及び(2) Bは2年次配当とする。
- (12) ガバナンス研究科においては、演習はⅠ、Ⅱ、Ⅲ

及びⅣの各2単位に分け、演習Ⅰ及びⅡは1年次配当、Ⅲ及びⅣは2年次配当とする。

- (13) 人間健康研究科においては、演習は(1) A、(1) B、(2) A及び(2) Bの各2単位に分け、演習(1) A及び(1) Bは1年次配当、演習(2) A及び(2) Bは2年次配当とする。

(演習、実験及び論文指導等の履修条件)

第2条 演習又は実験の履修条件については、次のとおりとする。ただし、学則第4条第2項の規定、又は学則第24条第1項ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。

- (1) 演習(1)又は実験(1)を修得していなければ、それぞれの(2)は履修できない。
- (2) 法学研究科及び文学研究科においては、演習(1) A及び(1) Bを修得していなければ、演習(2) A及び(2) Bは履修できない。
- (3) 社会学研究科においては、指導教員の担当する演習A(各研究テーマ)及びB(各研究テーマ)、または指導教員の担当するプロジェクト演習A(各研究テーマ)及びB(各研究テーマ)のいずれか2科目を修得していなければ、論文指導A(各研究テーマ)及び論文指導B(各研究テーマ)並びに課題研究A(各研究テーマ)及び課題研究B(各研究テーマ)は履修できない。
- (4) 経済学研究科においては、指導教員の担当する演習2科目を修得していなければ、論文指導は履修できない。
また、演習の履修は、在学期間を通じて、指導教員の担当する演習2科目を含め4科目8単位までとする。
- (5) 商学研究科研究者コースにおいては、指導教員の担当する演習2科目を修得していなければ、論文指導は履修できない。また、専門職コースにおいては、指導教員の担当する講義Ⅰ及びⅡを修得していなければ、課題研究指導Ⅰ及びⅡは履修できない。
- (6) 理工学研究科においては、ゼミナールⅠ及びⅡを修得していなければ、ゼミナールⅢ及びⅣを履修できない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- (7) 心理学研究科においては、心理学セミナー(1) A及び(1) Bを修得していなければ、心理学セミナー(2) A及び(2) Bは履修できない。
- (8) 社会安全研究科においては、専攻演習ⅠB(各テーマ)、ⅡA(各テーマ)、ⅡB(各テーマ)を受講するには、それぞれ専攻演習ⅠA(各テーマ)、ⅠB(各テーマ)、ⅡA(各テーマ)を修得していなければならない。ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- (9) 東アジア文化研究科においては、演習(1) A及び(1) Bを修得していなければ、演習(2) A及び(2) Bは履修できない。
- (10) ガバナンス研究科においては、演習はⅠ及びⅡを

修得していなければ、演習Ⅲ及びⅣは履修できない。
ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。

- (11) 人間健康研究科においては、演習(1)A及び(1)Bを修得していなければ、演習(2)A及び(2)Bは履修できない。

(専修科目以外の演習及び論文指導等の履修条件)

第3条 法学研究科法学・政治学専攻法政研究コース及び心理学研究科においては、専修科目以外の演習の履修は認めない。ただし、法学研究科及び文学研究科においては、演習(1)A及び(1)Bについてのみ、これを認める。

- 2 社会学研究科においては、指導教員及び担任者が認めた場合には、指導教員以外の担当する演習科目を履修することができる。
- 3 経済学研究科においては、研究科委員会が認めた場合には、指導教員以外の担当する演習を2科目に限り履修することができる。
- 4 商学研究科においては、他のコースに配当される演習及び論文指導あるいは課題研究指導の履修は認めない。また、研究者コースにおいては指導教員以外の担当する論文指導の履修は認めない。専門職コースにおいては、指導教員以外の担当する課題研究指導の履修は認めない。
- 5 理工学研究科の各専攻・分野においては、所属する研究領域のゼミナール以外のゼミナールの履修は認めない。
- 6 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。
- 7 東アジア文化研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は、演習(1)A及び(1)Bについてのみ、これを認める。
- 8 ガバナンス研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。
- 9 人間健康研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。

(専修科目以外の実験の履修条件)

第4条 削除

(講義科目の履修条件)

第4条の2 講義科目の履修条件は別に定める。

(履修制限単位)

第5条 1学年度に認められる履修単位は、28単位以内とする。ただし、学則第4条第2項の規定、又は学則第24条第1項ただし書の規定により、在学期間を短縮する場合はこの限りでない。なお、学則第4条第1項ただし書の規定により、在学期間を延長する場合は、別に定める。

- 2 学則第19条ただし書きの規定により履修を届け出るとき及び所定修了単位を修得することとなる春学期の履修を届け出るときは、14単位以内とする。
- 3 総合情報学研究科の課題研究8単位は、1年次の履修単位には含めない。
- 4 理工学研究科のアドバンスインターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲ、海外実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び建築設計インターンシップⅠ、Ⅱ、Ⅲの単位は、履修単位には含めない。
(追加科目)

第6条 追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までとし、履修制限単位には含めない。

(追加科目の課程修了所要単位への充当)

第7条 学則第13条別表の規定に基づき、追加科目の単位を課程修了所要単位に充当する場合は、指導教員の承認を得たうえ、法学、文学、経済学、商学、社会学、理工学、外国語教育学、心理学、社会安全、東アジア文化、ガバナンス及び人間健康の各研究科においては10単位まで、総合情報学研究科においては4単位まで認定することができる。ただし、専修科目の所要単位には算入しない。また、理工学研究科においてはゼミナールの単位には算入しない。

(他大学院の授業科目)

第8条 他の大学院の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得たうえ、研究科委員会に願い出て許可を得なければならない。この場合においては、追加科目の取扱いとする。

(教職関係科目の履修)

第9条 教員免許状授与の所要資格又は各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得るため、学部の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得たうえ、履修することができる。ただし、1学年度に認められる履修単位は、32単位以内とする。なお、学則第4条第1項ただし書の規定により、在学期間を延長する場合は、1年次は24単位以内、2年次以降は20単位以内とする。

(履修届)

第10条 当該学年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得たうえ、所定の期日に履修届を提出しなければならない。

- 2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

(修士課程の教育課程)

第11条 本章の規定は、修士課程の教育課程の場合について準用する。

第2章 博士課程後期課程の教育課程

(授業科目の年次配当)

第12条 授業科目の年次配当のうち、演習、実験及び実習については、次のとおりとする。ただし、学則第25条の規定により、在学期間を短縮する場合は、この限りでない。

- (1) 各研究科の演習は(1)から(3)までの各4単位に分け、演習(1)は1年次配当、演習(2)は2年次配当及び演習(3)は3年次配当とする。
ただし、次号から第9号までに掲げる各研究科の演習については、この限りでない。
- (2) 法学研究科においては、専修科目の演習は(1)A、(1)B、(2)A、(2)B、(3)A及び(3)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは1年次配当、演習(2)A及び(2)Bは2年次配当、演習(3)A及び(3)Bは3年次配当とする。また、法学特別研究及び政治学特別研究は、(1)A、(1)B、(2)A及び(2)Bの各2単位に分け、演習(1)A及び(1)Bは2年次配当、演習(2)A及び(2)Bは3年次配当とする。
- (3) 文学研究科においては、演習は(1)A、(1)B、(2)A、(2)B、(3)A及び(3)Bの各2単位に分け、演習

- (1) A及び(1) Bは1年次配当、演習(2) A及び(2) Bは2年次配当、演習(3) A及び(3) Bは3年次配当とする。
- (4) 経済学研究科においては、指導教員の担当する演習は1年次配当、論文指導Ⅰは2年次配当及び論文指導Ⅱは3年次配当とする。
- (5) 社会学研究科においては、指導教員の担当する論文指導Ⅰは1年次配当、論文指導Ⅱは2年次配当及び論文指導Ⅲは3年次配当とする。
- (6) 総合情報学研究科においては、演習は1から3までの各4単位に分け、演習1は1年次配当、演習2は2年次配当及び演習3は3年次配当とする。
- (7) 理工学研究科においては、ゼミナールはⅤ、Ⅵ、Ⅶ及びⅧの各2単位に分け、ゼミナールⅤ及びⅥは1年次配当、ゼミナールⅦ及びⅧは2年次配当とする。
- (8) 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する演習1は1年次配当、演習2は2年次配当とする。
- (9) 心理学研究科においては、演習は(1) A、(1) B、(2) A、(2) B、(3) A及び(3) Bの各2単位に分け、演習(1) A及び(1) Bは1年次配当、演習(2) A及び(2) Bは2年次配当、演習(3) A及び(3) Bは3年次配当とする。
- (10) 社会安全研究科においては、演習は専攻演習ⅢA(各テーマ)、ⅢB(各テーマ)、ⅣA(各テーマ)およびⅣB(各テーマ)の各2単位に分け、専攻演習ⅢA(各テーマ)及びⅢB(各テーマ)は1年次配当、専攻演習ⅣA(各テーマ)及びⅣB(各テーマ)は2年次配当とする。
- (11) 東アジア文化研究科においては、演習は(1) A、(1) B、(2) A、(2) B、(3) A及び(3) Bの各2単位に分け、演習(1) A及び(1) Bは1年次配当、演習(2) A及び(2) Bは2年次配当、演習(3) A及び(3) Bは3年次配当とする。
- (12) ガバナンス研究科においては、ガバナンス特別演習は1から6までの各2単位に分け、演習1、2は1年次配当、演習3、4は2年次配当及び演習5、6は3年次配当とする。
- (13) 人間健康研究科においては、人間健康特殊演習はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ及びⅥの各2単位に分け、演習Ⅰ及びⅡは1年次配当、演習Ⅲ及びⅣは2年次配当、演習Ⅴ及びⅥは3年次配当とする。
- (演習、実験及び実習の履修条件)
- 第13条 専修科目以外の演習、実験及び実習を履修することはできない。ただし、法学研究科及び文学研究科の演習(1) A及び(1) B、並びに経済学研究科については、この限りでない。
- 2 法学研究科においては、研究科委員会が認めた場合には、法学特別研究演習(1) A、(1) B、(2) A、(2) B及び政治学特別研究演習(1) A、(1) B、(2) A、(2) Bを履修することができる。
- 3 経済学研究科においては、演習の履修は、在学期間を通じて、指導教員の担当する演習を含め4科目8単位までとする。
- 4 社会学研究科においては、指導教員の担当する論文指

導以外の論文指導の履修は認めない。

- 5 理工学研究科においては、所属する研究領域のゼミナール以外のゼミナールの履修は認めない。
- 6 外国語教育学研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は認めない。
- 7 社会安全研究科においては、専攻演習ⅢB(各テーマ)、ⅣA(各テーマ)、ⅣB(各テーマ)を受講するには、それぞれ専攻演習ⅢA(各テーマ)、ⅢB(各テーマ)、ⅣA(各テーマ)を修得していなければならない。
- ただし、研究科委員会の議を経て許可したときは、この限りでない。
- 8 東アジア文化研究科においては、指導教員の担当する演習以外の演習の履修は、演習(1) A及び(1) Bについてのみ、これを認める。
- 9 人間健康研究科においては、研究科委員会が認めた場合には、指導教員の担当する演習以外の演習の履修を認める。

(講義科目の履修条件)

第13条の2 講義科目の履修条件は別に定める。

(追加科目)

第14条 追加科目の履修は、在学期間を通じて20単位までとする。

第15条 削除

(教職関係科目等の履修)

第15条の2 教員免許状授与の所要資格又は各種資格等の所要資格若しくは修了要件を得るため、学部の授業科目を履修しようとする場合は、指導教員の承認を得たうえ、履修することができる。ただし、1学年年度に認められる履修単位は、32単位以内とする。

(履修届)

第16条 当該学年度に履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得たうえ、所定の期日に履修届を提出しなければならない。

2 既に提出した履修届の変更は、特別な事情のない限り認めない。

第3章 試験

(試験)

第17条 試験は、原則として講義科目について行うこととし、演習、実験及び実習については、学期末ごとに研究報告を提出するものとする。

(成績発表)

第18条 履修した授業科目の成績発表の時期は別に定める。

2 成績は、評語をもって発表する。

第4章 削除

第19条から第23条まで 削除

第5章 学籍

(学籍番号)

第24条 学則に定める入学手続を完了した者には、入学許可者として学籍番号を付与する。

(学生証)

第25条 本大学院学生に対して、学生証を交付する。

2 学生証は、通学定期乗車券購入証明兼用の身分証明書

である。

(学生証の再交付)

第26条 学生証を紛失又は汚損したときは、所定の手続を経たうえで再交付することができる。

(学生証の返還)

第27条 学生証は、課程修了、退学及び除籍のとき、又はその有効期間を経過したときは、直ちに返還しなければならない。

(届出事項の変更届)

第28条 入学手続書類をもって届出た事項に異動があったときは、当該事項について所定の変更届を提出しなければならない。

(健康上の理由による休学者の復学)

第29条 健康上の理由による休学者が、復学を希望するときは、学則第53条に規定する手続のほか、本学保健管理センターの診断書を提出しなければならない。

(休学願、復学願、再入学願及び復籍願の提出期日)

第30条 学則第51条第1項の規定による休学願は、休学しようとする学期の5月31日又は10月31日までに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費を納入している場合は、次の期日までに休学手続をとることができる。

春学期に休学するとき 7月30日

秋学期に休学するとき 1月中旬

3 学則第52条第2項、第53条第1項、第56条第1項及び第65条第2項の規定による願い出は、それぞれ休学、復学、再入学又は復籍しようとする学期の前学期の8月28日から9月10日まで又は3月1日から3月14日までの間にしなければならない。

(休学者の取扱い)

第31条 休学者が、学則第52条第2項又は第53条第1項の規定による手続をしなかったときは、その学期の末日をもって退学した者として取り扱う。

(除 籍)

第32条 学則第65条第1項の規定による除籍日は、次のとおりとする。

(1) 春学期 7月31日

(2) 秋学期 1月31日

2 除籍期間を含む学期は、在学年数に算入しない。

(退学と在学年数の関係)

第32条の2 退学となった学期は、在学年数に算入しない。

(修業年限を超えた者の学費)

第33条 本大学院修士課程又は博士課程前期課程若しくは博士課程後期課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得した後、学位論文提出のため引き続き在学しようとする者は、学費規程第15条の規定により学費を納入しなければならない。

第6章 修士論文又は特定の課題についての研究の成果

(学位取得計画の提出)

第34条 学位を得ようとする者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「修士論文等」という。)の論題、提出時期その他必要な事項を記載した学位取得計画を所定の期日までに提出しなければならない。

(学位取得計画の変更)

第35条 既に提出した学位取得計画の変更は、原則としてこれを認めない。ただし、修士論文等の提出以前においては、指導教員の承認を得て変更することができる。

(修士論文等の提出時期)

第36条 関西大学学位規程(以下「学位規程」という。)第10条に規定する修士論文等の提出の時期は、次のとおりとする。

(1) 法学、文学、経済学、商学、社会学、外国語教育学、心理学、東アジア文化、ガバナンス及び人間健康の各研究科

春学期修了の場合 7月中旬

秋学期修了の場合 1月中旬

(2) 総合情報学研究科、社会安全研究科及び理工学研究科 別に定めるところによる。

(修士論文等の提出部数)

第37条 修士論文等は、3部提出しなければならない。ただし、研究科によっては追加して提出を求めることができる。

(修士論文等の様式及び書式)

第38条 修士論文等の様式及び書式は、各研究科の定めるところによる。

第39条 削 除

第40条 削 除

(修士論文等の保存)

第41条 課程修了者の修士論文等は、大学院が電子ファイルで永久保存する。

(保存修士論文等の取扱い)

第42条 保存修士論文等は、作成者又は作成者の指導教員が承認したときに限り、閲覧できる。

2 前項の場合において、作成者の氏名は本人が承認したときに限り、開示するものとする。

(修士論文又は特定の課題についての研究の成果の取扱い)

第43条 削 除

第7章 課程博士の学位請求

(課程博士の学位請求)

第44条 課程博士の学位請求については、学位規程の定めるところによる。

第8章 論文博士の学位請求

(学位請求の手続)

第45条 博士課程に所定の修業年限以上在学し、かつ、当該研究科所定の単位を修得して退学した者が、再入学をせず学位請求の論文を提出するときは、学位規程第30条の規定を準用する。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

<省略>

附 則

この規則(改正)は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第9条及び第15条の2の規定は、平成27年度以前入学生にも適用する。

関西大学大学院入学前の 既修得単位の認定に関する細則

制定 平成 7 年 2 月 24 日

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、関西大学大学院学則第 16 条の 2 第 3 項の規定に基づき、本大学院の第 1 年次に入学した学生の既修得単位の認定について定める。

(認定手続)

第 2 条 単位の認定は、学生からの申請に基づき、当該研究科委員会の議を経て行う。

(認定単位)

第 3 条 学生が申請できる単位数は、10 単位を限度に課程修了の単位として認定することができる。なお、認定で

きる単位は、外国の大学院で修得した単位を含めることができる。

(申請期間)

第 4 条 単位認定を希望する者は、入学学期の授業開始日までに申請しなければならない。

附 則

この細則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

<省略>

附 則

この細則（改正）は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

関西大学大学院 外国人留学生取扱規程

制定 昭和 58 年 3 月 4 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、関西大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 62 条第 4 項の規定に基づき、関西大学大学院外国人留学生の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 大学院外国人留学生とは、外国人であって、この規程により本大学院に入学を許可された者をいう。

(出願資格)

第 3 条 大学院外国人留学生の出願資格は、大学院学則第 62 条第 2 項の規定によるものとする。

(出願手続)

第 4 条 大学院外国人留学生として、入学を志願する者は、次の各号の書類に所定の検定料を添えて、所定の期間内に研究科長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 写真 2 枚
- (3) 最終出身学校の卒業（修了）証明書又は卒業（修了）見込証明書
- (4) 最終出身学校の成績証明書
- (5) 日本語による研究計画書
- (6) 日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書又はこれに準ずる証明書
- (7) その他当該研究科が必要とする書類

(入学許可)

第 5 条 研究科長は、研究科委員会の選考を経て入学を許可する。

(選考方法)

第 6 条 選考は、学力考査及び人物考査によって行う。

2 前項の学力考査は、当該研究科が必要と認める科目について、筆記試験によって行う。

3 人物考査は、口頭試問によって行う。

(合格通知書の発行)

第 7 条 研究科長は、合格者に対して、合格通知書を発行する。

(入学手続)

第 8 条 合格者は、所定の期日までに学費及び諸費を納入し、かつ、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 誓約書及び在学保証書
- (2) 卒業（修了）証明書
- (3) 学生証カード
- (4) 写真 2 枚

(入学時期)

第 9 条 大学院外国人留学生の入学時期は、学年度の始めとする。ただし、大学院学則第 45 条ただし書きの規定により秋学期からの入学を認められたときはこの限りでない。

(履修上の特別措置)

第 10 条 大学院外国人留学生については、大学院研究科所定の単位修得に必要な授業科目のほか、当該研究科委員会が特に指定した授業科目を履修又は聴講させることがある。

附 則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

<省略>

附 則

この規程（改正）は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

関西大学大学院外国人研究生規程

制定 平成6年9月22日

(趣 旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第62条の2第2項の規定に基づき、関西大学大学院外国人研究生（以下「外国人研究生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(外国人研究生)

第2条 本大学院の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人があるときは、当該研究科は、研究科委員会の議を経て、外国人研究生として入学を認めることができる。

(出願資格)

第3条 外国人研究生として入学を志願することができる者は、研究科が定める日本語能力を有しており、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者（修了見込みの者を含む。）
- (2) 日本において外国人留学生として大学を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）
- (3) 当該研究科が前2号に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。）

(選 考)

第4条 外国人研究生として入学を志願する者は、所定の書類を提出し、選考を受けなければならない。

- 2 選考時期、方法等については、別に定める。
- 3 選考料は、学費規程に定める。

(学費等)

第5条 外国人研究生として入学を許可された者は、学費規程に定める学費等を納入しなければならない。

- 2 納入した学費等は、返還しない。

(入学の時期)

第6条 外国人研究生の入学時期は、学期の始めとする。

(在学期間)

第7条 外国人研究生の在学期間は1年間とする。ただし、研究科は、研究科委員会の議を経て、期間の延長を認める

ことができる。

(指導教員)

第8条 研究科は、研究科委員会の議を経て、外国人研究生の指導教員を定める。

(受講科目)

第9条 外国人研究生は、指導教員が担当する外国人研究生指導Ⅰa、外国人研究生指導Ⅰb、外国人研究生指導Ⅱa及び外国人研究生指導Ⅱbの研究指導を受けるとともに、当該研究科が開講する講義科目又は研究科が必要と認めた場合には関係学部の開講科目を学期ごとに5科目まで受講することができる。

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、外国人研究生は、指導教員が担当する外国人研究生指導Ⅰa及び外国人研究生指導Ⅰbの研究指導を受けるとともに、当該研究科が開講する講義科目又は研究科が必要と認めた場合には関係学部の開講科目を学期ごとに6科目まで受講することができる。

3 前2項の場合において、単位認定は行わない。

第9条の2 外国人研究生は、受講した授業科目につき試験を受けることができる。

第9条の3 第9条第3項の規定にかかわらず、研究科が指定した科目を履修し、当該科目の試験に合格し、本学大学院に入学した場合、6単位まで入学前既修得単位として認定することができる。

2 試験に合格した者には、願い出により証明書を交付する。(図書閲覧等)

第10条 外国人研究生は、図書閲覧等について、博士課程前期課程の学生に準じた便宜を受けることができる。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

<省略>

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

関西大学大学院科目等履修生取扱規程

制定 平成7年2月24日

(趣 旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第73条の2第3項、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第42条第2項、関西大学大学院会計研究科学則第42条第2項及び関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第41条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関する必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 4年制大学を卒業した者
- (2) 前号に規定する者と同等以上の学力があると志望する研究科が認める者

(出願手続及び選考)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者は、学費規程

に定める選考料を添えて、別に定める出願書類を所定の期日までに志望する研究科の研究科長に提出しなければならない。

2 科目等履修生は、当該研究科において選考のうえ許可する。

3 科目等履修生の選考方法は、原則として書類審査とする。ただし、研究科によっては口頭試問を行うことができる。(履修許可科目)

第4条 科目等履修生として履修を許可する授業科目は、各研究科の定めるところによる。

(就学手続)

第5条 科目等履修生として許可された者は、所定の期日までに学費規程に定める登録料及び科目等履修料を納入しなければならない。

(就学取消)

第6条 所定の期日までに科目等履修料等を納入しない者は、許可を取り消す。

2 既に納入した科目等履修料等は、返還しない。

(就学期間)

第7条 科目等履修生の就学期間は、学期の始めから終わりまでとする。

2 引き続き科目等履修を希望する者は、改めて願い出なければならない。

(試験及び単位)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目の試験を受ける

ことができる。

2 試験に合格した場合は単位を与え、願い出により単位修得証明書を交付する。

(科目等履修生証)

第9条 科目等履修生に、科目等履修生であることを証明する受講生証を交付する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

<省略>

附 則

この規程(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

関西大学大学院学生留学規程

制定 昭和62年3月27日

(趣 旨)

第1条 この規程は、関西大学大学院学則第80条第3項の規定により、本大学大学院学生の外国留学について必要な事項を定めるものとする。

(留学の定義)

第2条 この規程において、「留学」とは、本大学との間に協定を締結している外国の大学又は大学院(以下「協定大学」という。)又は研究科委員会が認定した外国の大学又は大学院等への留学をいう。

(外国の大学又は大学院)

第3条 外国の大学又は大学院とは、外国における正規の高等教育機関で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関をいう。

(留学の出願資格)

第4条 留学を希望する者は、留学する時点で本大学に1学期以上在学し、前学期末までに当該研究科委員会が定める単位を修得しておかなければならない。ただし、博士課程後期課程に在学する者は、この限りではない。

(派遣留学の決定)

第5条 本大学大学院が協定大学への留学を希望する者を選択のうえ留学させるときは、当該研究科委員会が決定する。(以下「派遣留学」という。)

(認定留学の許可)

第6条 前条に定めるほか、留学を希望する者があるときは、留学願により当該研究科委員会が許可する。(以下「認定留学」という。)

(認定留学の種類)

第7条 認定留学は、留学の目的及び対象により、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 外国の大学院において所属研究科に係る専門分野の学修をする(専門科目を複数科目履修する)ことを主たる目的とする留学

(2) 大学付属の語学研究機関及び政府公認の語学学校において外国語研修をすることを主たる目的とする留学

(留学の期間)

第8条 留学期間は、原則として1学期間又は2学期間とする。ただし、教育・研究上必要と認められる場合は、留学期間を延長することができる。

2 留学期間の延長は、当該研究科委員会が許可する。ただ

し、延長する期間の留学は、認定留学とする。

3 留学期間の延長を希望する者は、留学期間終了の3カ月前までに、所定の留学期間延長願を国際部を通じて当該研究科長に提出しなければならない。

4 留学期間の始期は4月1日又は9月21日、終期は9月20日又は3月31日とし、これらの日の前後に出国又は帰国する場合は、いずれかの日に読み替えることとする。

5 前項の留学期間の読み替えは、当該研究科委員会が行う。(履修届の特別措置)

第9条 留学する学年度に提出した履修届は、その留学期間終了後の学年度に継続させることができる。

2 前項の規定による継続を希望する者は、帰国後、所定の期日までに履修継続願を指導教員の承認を得たうえ、当該研究科長に提出し、当該研究科委員会の承認を得なければならない。

3 留学した学年度の春学期に履修した通年の授業科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、当該研究科委員会がその措置を決定する。

(単位の認定)

第10条 留学期間中に修得した授業科目の単位の認定は、単位認定願により当該研究科委員会が行う。

2 当該研究科委員会は、単位の認定のため必要がある場合は、単位認定願による審査のほか、面接試験又は学力試験を行うことができる。

(留学の取消または期間短縮)

第11条 留学中の者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該研究科委員会は留学を取り消し、又は留学期間を短縮することができる。

(1) 留学先において成業の見込みがない者

(2) 本大学大学院の学費等の納入を怠った者

(3) 留学生としてふさわしくない行為を行った者

(4) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

(留学に対する助成)

第12条 留学に対する助成については、別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

<省略>

附 則

この規程(改正)は、平成20年10月1日から施行する。

関西大学大学院学生留学規程施行細則

制定 昭和62年3月27日

(派遣留学生の募集及び選考)

第1条 派遣留学生の募集及び選考は、国際部が立案し実施する。

2 選考は、書類審査及び面接試験(外国語試験を含む。)による。

3 国際部は、選考した派遣留学候補者を当該研究科委員会に報告する。

4 当該研究科委員会は、派遣留学生を決定し、学長に推薦する。

5 学長は、派遣留学生を派遣先に通知し、受入れの応諾を得て派遣する。

(留学の手続)

第2条 派遣留学を希望する者は、指導教員の承認を得たうえ、留学願を国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。

2 認定留学を希望する者は、留学願に原則として履修する授業科目及び当該科目を開設する大学又は大学院の概要に関する資料を添付し、指導教員の承認を得たうえ、国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。

3 派遣留学生及び認定留学生は、当該研究科委員会が指定する留学の準備及び必要な手続を行わなければならない。

(出国準備)

第3条 派遣留学生は、国際部が行う留学の準備に関するオリエンテーションを受け、留学に必要な手続を行わなければならない。

(学習状況報告書)

第4条 派遣留学生及び認定留学生は、留学期間中、3カ月ごとに所定の学習状況報告書を国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。

(帰国届の提出)

第5条 派遣留学生及び認定留学生は、定められた期間

内に帰国し、帰国後速やかに所定の帰国届及び単位認定願を国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。

2 派遣留学生及び認定留学生は、定められた期間内に帰国できないときは、あらかじめ帰国変更届を国際部を通じて、当該研究科長に提出しなければならない。

(学費の取扱い)

第6条 留学中の学費の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 派遣留学生に対しては、留学する大学又は大学院に納入すべき学費等を本学が負担する。

(2) 認定留学生に対しては、学費規程の定めにより派遣学期の授業料、教育充実費及び実験実習料を全額減免する。ただし、学期ごとに認定留学生在籍料を本学に納入するものとし、その額は学費規程に定める。

附 則

この施行細則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則(改正)は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この施行細則(改正)は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則(改正)は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則(改正)は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この施行細則(改正)は、平成20年5月22日から施行し、平成20年度秋学期に留学する学生から適用する。

附 則

この施行細則(改正)は、平成20年10月1日から施行する。

学 費 規 程 (抜 粋)

制定 昭和47年3月24日

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人関西大学(以下「法人」という。)が設置する各学校の学費(幼稚園においては保育費)及びその他の納付金について必要な事項を定めるものとする。

(学費及び保育費)

第2条 大学における学費とは、入学金、授業料、教育充実費、実験実習料、休学生在籍料、認定留学生在籍料、研修料、聴講料、科目等履修料、外国人研究生研究料及び研修員研究料をいう。

2 高等学校、中学校及び小学校における学費とは、入学金、授業料及び施設費をいう。

3 幼稚園における保育費とは、入園料及び保育料をいう。

(その他の納付金)

第3条 大学におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

2 高等学校、中学校及び小学校におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

3 幼稚園におけるその他の納付金とは、手数料及び法人が徴収の委託を受けた諸会費をいう。

(学費等の返還)

第4条 既に納入した学費及び手数料は、返還しない。

2 入学許可を得た者で、入学日の前日(4月入学のときは3月31日、9月入学のときは9月20日)までに入学手続の取消しを願い出たものについては、入学金を除く学費を返還することがある。

第2章 大学

(学費等の金額)

第5条 学費の金額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定め、別表第1の1、別表第2の1及び別表第3の1に定める学費は1学期を単位とする。

2 編・転入学生の学費は、別表第1に基づき、編・転入学する年度の編・転入学する相当年次の学費を適用し、編・転入学後、4年次を超えて在籍する者は、4年次の学費を適用する。ただし、入学金については、編・転入学する年度の入学金を適用し、本学在学生の転入学に係る入学金は、徴収しない。

3 外国語学部においては、別表第1の1に定める学費のうち、所定の授業科目（スタディ・アブロード（各大学））を履修する期間中の学費は、全額減免する。

4 手数料の金額は、別表第6に定める。

(納入期日)

第6条 別表第1の1、2又は3、別表第2の1、2又は3及び別表第3の1又は2に定める学費は、該当学期の学費を次の期日までに納入しなければならない。ただし、別表第1の1、別表第2の1及び別表第3の1に定める学費は、春学期分納入時に学費年額を一括して納入することができる。

春学期分 5月31日

秋学期分 10月31日

2 新入学生（編・転入学生を含む。）の入学時における学費は、別に定める期日までに納入しなければならない。

3 手数料は、その都度納入しなければならない。

(延 納)

第7条 前条第1項の期日までに学費の納入ができない者は、所定の期日までに延納の手続きをしなければならない。ただし、別表第1の2又は3、別表第2の2又は3及び別表第3の2に定める学費を納入する者は、延納することができない。

2 延納の手続きを行った者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分 6月30日

秋学期分 11月30日

(分 納)

第8条 第6条第1項による学費の納入ができない者は、所定の期日までに分納の手続きをしなければならない。ただし、第15条に規定する修業年限を超えた者並びに別表第1の2又は3、別表第2の2又は3及び別表第3の2に定める学費を納入する者は、分納することができない。

2 分納の金額は、別に定める。

3 分納の手続きを行った者は、次の期日までに納入しなければならない。

春学期分	第1回	第2回
	5月31日	6月30日
秋学期分	第1回	第2回
	10月31日	11月30日

4 分納の手続きを行った者が、前項に規定する期日までに納入しないときは、その翌日をもって分納の手続きを取り消す。

(学費を滞納した者)

第9条 所定の期日までに別表第1の1、2又は3、別表第2の1、2又は3及び別表第3の1又は2に定める学費を納入しなかった者は、指定された納入期日までに、滞納学費を納入しなければならない。

2 前項の指定された納入期日とは、次のとおりとする。

春学期分 7月30日

秋学期分 翌年1月30日

3 前項に規定する納入期日までに滞納学費を納入しなかった者は、関西大学学則第46条、関西大学大学院学則第65条若しくは関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第34条若しくは関西大学大学院会計研究科学則第34条若しくは関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第33条又は関西大学留学生別科規程第24条の規定により除籍となる。

(復籍者の学費等)

第10条 復籍を許可された者は、許可された日から春学期の場合は3月31日、秋学期の場合は9月20日までに別表第6の2に定める復籍料を納入しなければならない。

2 復籍を許可された者は、復籍する学期の所定の学費を納入しなければならない。

(復学者の学費)

第11条 復学を許可された者は、復学する学期の所定の学費を納入しなければならない。

(再入学者の学費等)

第12条 再入学を許可された者は、許可された日から春学期の場合は3月31日、秋学期の場合は9月20日までに別表第6の2に定める再入学金を納入しなければならない。

2 再入学を許可された者は、再入学する学期の所定の学費を納入しなければならない。

(休学者の学費)

第13条 次の期日までに休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第1の2、別表第2の2又は別表第3の2に定める学費を納入しなければならない。

春学期 5月31日

秋学期 10月31日

2 前項に規定する期日を過ぎて休学願を提出し、休学を許可された者は、別表第1の1、別表第2の1又は別表第3の1に定める当該学期の学費を納入しなければならない。

(認定留学生の学費)

第13条の2 関西大学学部学生留学規程第8条及び関西大学大学院学生留学規程第8条に規定する学期に派遣する認定留学生の学費は、授業料、教育充実費及び実験実習料を全額減免する。ただし、学期ごとに別表第1の3又は別表第2の3に定める認定留学在籍料を納入しなければならない。

(引き続き進学する者の学費)

第14条 本大学の大学院修士課程又は博士課程前期課

程（以下「前期課程」という。）を修了し、引き続き博士課程後期課程（以下「後期課程」という。）に進学する者の学費は、前期課程に適用していた学費の額とする。ただし、修業年限が3年である者については、修業年限が2年である者に適用していた学費の額とする。（修業年限を超えた者の学費）

第15条 大学院において、所定の期間在学し、所定の単位を修得した者が、学位論文提出のため在学するときの1学期の学費は、前期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費（ただし、修業年限が3年である者については、修業年限が2年である者に適用していた学費）の半額とし、後期課程においては、修業年限の最終学期に適用していた学費の4分の1の額とする。

2 前項に該当する者が、当該期間に交換派遣留学するときの1学期の学費は、前項の規定にかかわらず、修業年限の最終学期に適用していた学費の額とする。

第15条の2 削 除

（在学期間を短縮して卒業又は修了する者の学費）

第15条の3 関西大学学則第26条の2又は関西大学大学院学則第24条若しくは第25条に基づき、在学期間を短縮して卒業又は修了する場合、卒業又は修了してから修業年限までの短縮した期間の学費は徴収しない。

（委託生）

第16条 委託生の資格検定料は、入学検定料の金額と同額とし、学費は、授業料及び実験実習料とする。

2 授業料の金額は、次条に規定する聴講料相当額とする。

3 実験実習料の金額は、その都度定める。

4 授業料及び実験実習料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

（聴講生）

第17条 聴講生の選考料の金額は別表第6の1に、聴講料の金額は別表第1の4及び別表第2の4に定める。

2 春学期及び秋学期を通して開講する科目（以下「通年科目」という。）の聴講料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの聴講料も同様とする。

3 聴講料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

（科目等履修生）

第17条の2 科目等履修生の選考料の金額は別表第6の1に、登録料の金額は別表第6の2に、科目等履修料の金額は別表第1の5及び別表第2の5に定める。

2 通年科目の科目等履修料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの科目等履修料も同様とする。

3 科目等履修料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

4 1学年度に2種類以上の登録をした場合は、重複する登録料を免除する。

（私学研修員）

第17条の3 私学研修員研究料の金額は、別表第1の6に定める。

（大学院の研修生、委託学生及び交流研究生）

第18条 大学院における研修生、委託学生及び交流研究生の選考料の金額は、別表第6の1に、研修生の研修料並びに委託学生及び交流研究生の聴講料の金額は、別表第2の4に定める。

2 前項に規定する者が実験実習を伴う科目を履修又は聴講するときは、別表第2の1に定める当該年度における当該研究科の実験実習料を納入しなければならない。

3 研修料、聴講料及び実験実習料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

4 研修生は、連続する2学期について、学期を改め継続手続を行う場合（春学期から秋学期に移るときの秋学期又は秋学期から春学期に移るときの春学期）に限り選考料を免除する。

（外国人留学生）

第19条 外国人留学生の学費は、第5条の規定を準用する。

（外国人研究生）

第19条の2 外国人研究生の選考料の金額は、別表第6の1に、外国人研究生研究料の金額は、別表第2の4に定める。

2 通年科目の外国人研究生研究料は、所定の金額の倍額とし、通年科目を春学期又は秋学期に集中して開講するときの外国人研究生研究料も同様とする。

3 第1項に規定する者が実験実習を伴う科目を受講するときは、別表第2の1に定める当該年度における当該研究科の実験実習料を納入しなければならない。

4 外国人研究生研究料は、別に定める期日までに納入しなければならない。

5 関西大学大学院外国人研究生規程第7条に該当する者は、選考料を免除する。

第3章 高等学校、中学校及び小学校<省略>

第4章 幼稚園<省略>

第5章 補 則

（学費の取扱特例）

第27条 本法人の設置する大学の学部を卒業して他学部又は同学部他学科へ編入学する者は、入学金を半額とする。

2 本法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院前期課程若しくは後期課程を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院学則第46条第10号に規定する者が、大学院（法務研究科（法科大学院）、会計研究科（専門職大学院）及び心理学研究科心理臨床学専攻を除く。）へ進学する場合は、入学金を徴収しない。

3 本法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院前期課程若しくは後期課程を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第26条第10号に規定する者が、法務研究科（法科大学院）へ進学する場合は、入学金を半額とする。

4 本法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院前期課程若しくは後期課程を修了した者又は本

学学部学生であって関西大学大学院会計研究科学則第26条第10号に規定する者が、会計研究科（専門職大学院）へ進学する場合は、入学金を半額とする。

5 本法人の設置する大学の学部を卒業した者若しくは大学院前期課程若しくは後期課程を修了した者又は本学学部学生であって関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第25条第10号に規定する者が、心理学研究科心理臨床学専攻へ進学する場合は、入学金を半額とする。

6 本法人の設置する大学の留学生別科を修了した者が学部若しくは大学院へ進学する場合又は留学生別科に在学する学生が修了を待たずに引き続き学部若しくは大学院へ進学する場合は、入学金を半額とする。

7 本法人の設置する幼稚園の教育課程を修了した者が、関西大学初等部へ進学する場合は、入学金を200,000円とする。

第27条の2 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときの1学期の学費は、別表第1の1に定める。

2 法務研究科（法科大学院）において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内である場合の1学期の授業は、修業年限の最終学期に適用していた授業料（ただし、修業年限が4年である者が、修業年限を超えて在学する場合の1学期の授業料は、修業年限が3年である者に適用していた修業年限の最終学期の授業料）の半額とする。

3 会計研究科（専門職大学院）において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内である場合の1学期の授業料は、修業年限の最終学期に適用していた授業料（ただし、修業年限が3年又は4年である者が、修業年限を超えて在学する場合の1学期の授業料は、修業年限が2年である者に適用していた修業年限の最終学期の授業料）の半額とする。

4 心理学研究科心理臨床学専攻において、修業年限を超えて在学する場合、修了に要する未修得単位が4単位以内である場合の1学期の授業料は、修業年限の最終学期に適用していた授業料の半額とする。

（実験実習料の取扱特例）

第27条の3 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部において、修業年限を超えて在学するときは、別表第1の1に定める当該学期の実験実習料を徴収しない。

（再入学金の取扱特例）

第28条 本大学の大学院において、所定の期間在学し

て所定の単位を修得した者が退学し、学位論文提出のため再入学するときは、再入学金を免除する。

（別に定める手数料等）

第29条 この規程に定める以外の手数料等については、別に定める。

（授業料の経過措置）

第29条の2 学部において、セメスター制の適用を受けない平成13年度以前の入学者が、修業年限を超えて在学する場合、卒業に要する未修得単位が8単位以内で、かつ、20単位以内の履修登録を行う場合の授業料は、別表第1の1に定める当該年度の授業料の半額とする。

（研修料の経過措置）

第30条 別表第2の4の規定のうち、「昭和57年度以前の入学者」の表は、昭和57年度以前に本大学大学院に入学し、引き続き在学して後期課程所定の単位を修得し引き続き研修生となった者及び一時中断の後、昭和60年度までに研修生となった者に適用する。

（高等学校における授業料及び施設費の減免措置）

第31条 高等学校において、大阪府私立高校生等就学支援推進校指定要綱に基づき、授業料及び施設費を減免する場合の取扱については、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

2 削 除

3 この規程施行の日をもって、学費納入規程はこれを廃止する。

<省略>

附 則

この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

2 本大学の修士課程又は前期課程を修了し、平成28年度に引き続き後期課程に進学する者については、第14条の規定を適用しない。

附 則

1 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行し、第27条の2第1項については、平成28年度入学生から適用する。

2 システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の平成27年度以前入学生が、修業年限を超えて在学するときは、別表第1の1に定める当該学期の実験実習料を徴収しない。

別表第1 大学(学部)学費 <省略>

別表第2 大学(大学院)学費

1 入学金・授業料・教育充実費・実験実習料 (第5条、第6条、第18条、第19条の2、第27条、第27条の2関係)

平成28年度 法務研究科・会計研究科・心理学研究科(心理臨床学専攻) <省略>

平成 28 年度入学生 大学（大学院）学費						単位 円				
研究科別	種 別	区分	前期課程				後期課程			
			平成 28 年度		平成 29 年度以降		平成 28 年度		平成 29 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	入学初学期	秋学期	春学期	秋学期
			平成 28 年度	平成 29 年度		平成 30 年度 以 降	平成 28 年度	平成 29 年度		平成 30 年度 以 降
		入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	入学初学期	春学期	秋学期	1 学期につき	
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 社会学・ 心理学 （心理学専攻） ・東アジア 文 化 ・ガバナンス 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料 （心理学研究科心理 学専攻）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
外国語 教育学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	325,000	325,000	325,000	325,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	79,500	79,500	79,500	79,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
人間健康 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	300,000	300,000	300,000	300,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	84,500	84,500	84,500	84,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
総 合 情報学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	89,500	89,500	89,500	89,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	
社会安全 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	355,000	355,000	355,000	355,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	134,500	134,500	134,500	134,500	119,500	119,500	119,500	119,500	
理工学 研究科	入学金	130,000	—	—	—	130,000	—	—	—	
	授業料	425,000	425,000	425,000	425,000	290,000	290,000	290,000	290,000	
	教育充実費	99,500	99,500	99,500	99,500	74,500	74,500	74,500	74,500	
	実験実習料	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	

平成28年度入学生 大学(大学院)学費 (1年コース)		単位 円		
研究科別	種 別	区分	前期課程	
			平成28年度	
			入学初学期	秋学期
			平成28年度	平成29年度以降
		秋学期入学	入学初学期	春学期
		秋学期入学	入学初学期	秋学期
文 学・ ガバナンス 研究科	入学金		130,000	—
	授業料		406,000	406,000
	教育充実費		74,500	74,500
外国語 教育学 研究科	入学金		130,000	—
	授業料		455,000	455,000
	教育充実費		79,500	79,500
	実験実習料		30,000	30,000

平成 28 年度入学生 大学（大学院）学費 （3 年コース）								単位 円
研究科別	種 別	区分	前期課程					
		春学期入学	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度以降	
			入学初学期	秋学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期
		秋学期入学	平成 28 年度	平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度以降
			入学初学期	春学期	秋学期	春学期	秋学期	1 学期につき
法 学・ 文 学・ 経済学・ 商 学・ 心理学 (心理学専攻)・ 東アジア 文 化・ ガバナンス 研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		193,500	193,500	193,500	193,500	193,000	193,000
	教育充実費		74,500	74,500	74,500	74,500	74,500	74,500
	実験実習料 (心理学研究科心理学専攻)		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外国語 教育学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		217,000	217,000	216,500	216,500	216,500	216,500
	教育充実費		79,500	79,500	79,500	79,500	79,500	79,500
	実験実習料		30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
総 合 情報学 研究科	入学金		130,000	—	—	—	—	—
	授業料		237,000	237,000	236,500	236,500	236,500	236,500
	教育充実費		89,500	89,500	89,500	89,500	89,500	89,500
	実験実習料		45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

「平成 27 年度」～「平成 13～8 年度」 <省略>

2 休学在籍料 （第 5 条～第 9 条、第 13 条関係）

大学（大学院）学費	単位 円
1 学期につき	60,000

備考 平成 15 年度入学生から適用する。

3 認定留学生在籍料 （第 5 条～第 9 条、第 13 条の 2 関係）

大学（大学院）学費	単位 円
1 学期につき	100,000

備考

- 平成 20 年度秋学期から実施する。
- 入学初学期は適用しない。

4 研修料・聴講料・外国人研究生研究料（第5条、第17条、第18条、第19条の2、第30条関係）

大学（大学院）学費		単位 円	
研究科別	種別	金額	
法学・文学・経済学・商学・社会学・総合情報学・理工学・外国語教育学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻並びに博士課程後期課程心理学専攻）・社会安全・東アジア文化・ガバナンス・人間健康研究科・会計研究科（専門職大学院）・心理学研究科（心理臨床学専攻）	研修料	後期課程の修業年限の最終学期に適用していた学費の金額の4分の1相当額（千円未満切捨）	
	聴講料	1期1科目につき	28,000
	外国人研究生研究料	1期につき	研究指導の科目1科目は聴講料の1.5倍の額
			講義科目1科目は聴講料の額

備考

- 1 1期1科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。
- 2 会計研究科（専門職大学院）・心理学研究科（心理臨床学専攻）は、聴講料のみ適用する。
- 3 ガバナンス・人間健康研究科は、聴講料及び外国人研究生研究料のみ適用する。

昭和57年度以前の入学者 ＜省略＞

5 科目等履修料（第5条、第17条の2関係）

大学（大学院）学費		単位 円
研究科別	金額	
法学・文学・経済学・商学・社会学・心理学（博士課程前期課程認知・発達心理学専攻及び社会心理学専攻）・東アジア文化研究科	1 期 1 科目につき	28,000
外国語教育学研究科	1 期 1 科目につき	32,000
ガバナンス・人間健康研究科	1 期 1 科目につき	33,000
総合情報学・社会安全研究科	1 期 1 科目につき	35,000
理工学研究科	1 期 1 科目につき	39,000
法務研究科（法科大学院）	1 期 1 科目につき	54,000
会計研究科（専門職大学院）	1 期 1 科目につき	59,000
心理学研究科（心理臨床学専攻）	1 期 1 科目につき	53,000

備考

- 1 1期1科目とは、春学期又は秋学期に開講する科目をいう。
- 2 コースとして設定した科目等履修料は、開設する科目の科目等履修料総額の80%とする。
- 3 実験、実習及び製図を伴う科目等履修料は、別に定める。

別表第3 ～ 別表第5 ＜省略＞

別表第6 大学手数料

1 入学検定料・選考料・各種証明書等 (第5条、第17条、第17条の2、第18条、第19条の2関係)

大学手数料					単位 円			
種別				金額	種別	金額		
						在学生・ 在籍者	左記以外	
入 学 検定料	学部	一般入学試験・ 多様な入学試験	同一試験併願方式	50,000	卒業（修了）証明書	100	300	
					在籍証明書	——	300	
			上記以外	35,000	学位取得証明書	——	300	
		大 学 入 試 センター試験 利用入学試験	センター利用方式	18,000	卒業見込証明書	100	——	
			センター併用方式	35,000	在学証明書	100	——	
			センタープラス方式	10,000	成績証明書	100	300	
	大学院	法科大学院入学試験		10,000	成績優秀者証明書（法科大学院）	100	300	
		上記以外		35,000	単位修得証明書	100	300	
	留学生別科			20,000	単位修得証明書 （社会教育主事資格用）	300	300	
選考料	(外国人研究生)			14,000				
	(科目等履修生及び聴講生)			5,000	司書資格証明書	300	300	
	(上記以外)			7,000	学芸員資格証明書	300	300	
追試験料（1科目につき）				1,000	各種資格取得見込証明書	100	300	
学位論文審査手数料				120,000	各種試験受験資格証明書	100	300	
転コース（転部）料				7,000	同（成績・単位記載のもの）	100	300	
教員免許申請				500	各種外国文の証明書	300	300	
司書教諭免許申請				500	健康診断証明書	(本学指定のもの)	200	——
調査書				300		(本学指定のもの以外)	500	——
						(外国文の証明書)	1,000	——
学生証・在籍確認票再交付 (学生証) (在籍確認票)				900 (700) (200)	診断書	(学内提出用)	200	——
						(学外提出用)	500	——

備考

- 推薦入学試験の入学検定料は、第1次選考が書類審査のみの場合、第2次選考時に35,000円を徴収する。
- A0（アドミッション・オフィス）方式による入学試験の入学検定料は、第1次選考時に15,000円、第2次選考時に20,000円を徴収する。
- スポーツ・フロンティア入学試験の入学検定料は、第1次選考時に15,000円、第2次選考時に20,000円を徴収する。
- 選考料において、外国人留学生入試と外国人研究生の選考を同一試験により併願する場合は、外国人研究生選考料を免除する。
- 法務研究科（法科大学院）及び心理学研究科（心理臨床学専攻）入学試験の入学検定料は、2段階で選抜する場合においては、第1次審査時に15,000円、第2次審査時に20,000円を徴収する。
- 「センター併用方式」において学部間又は学科間を同一日に併願する場合の入学検定料、及び「センター併用方式」と同一日に実施される一般入学試験を併願する場合の入学検定料は、1受験目を35,000円とし、2受験目より15,000円とする。
- 裁判員制度による裁判員の選任により追試験を受験する場合は、追試験料を免除する。
- 平成26年度以降の入学志願者について、法務研究科（法科大学院）の入学試験を同一年度に複数回受験する場合は、2回目以降の入学検定料を免除する。

2 再入学金・復籍料・登録料 (第5条、第10条、第12条、第17条の2関係)

大学手数料		単位 円
種別	区分	金額
再入学金	平成15年度以降の学部入学生及び大学院入学生	130,000
	平成14年度以前の大学院入学生	再入学する学期又は年度の所定入学金の5分の1相当額
復籍料	平成15年度以降の学部入学生及び大学院入学生並びに平成24年度以降の留学生別科入学生	65,000
	平成14年度以前の大学院入学生	復籍する学期又は年度の所定入学金の10分の1相当額
登録料	——	科目等履修生が履修する学期又は年度の学部入学金の25分の1相当額

別表第7 ～ 別表第8 <省略>

関西大学貸与奨学金規程

制定 昭和38年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、関西大学に在学する学生で、修学の熱意はあるが、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与して学業を継続させることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、学資の貸与を受ける学生を奨学生といい、その貸与金を奨学金という。

(対象)

第3条 奨学生は学部学生を対象とする。ただし、関西大学奨学金細則第2条第2項の規定により出願する場合については、大学院学生（専門職大学院学生を除く。）を対象とすることができる。

(委員会)

第4条 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項は、関西大学奨学金委員会規程に規定する関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）が審議する。

(奨学金の貸与額)

第5条 奨学金の貸与額は、1学期分の授業料、教育充実費及び実験実習料の合計相当額とする。

(奨学金貸与期間)

第6条 奨学生に対する奨学金の貸与期間は1学期間とする。ただし、貸与期間終了学期の次学期以降も再度出願することができる。

(異動)

第7条 奨学生又は奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当する事項が生じたときは、直ちに委員会に届出なければならない。

(1) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、勤務先その他重要な事項の変更があったとき。

(2) 連帯保証人の変更をするとき。

(3) 休学又は退学をするとき。

(4) 認定留学するとき。

(停止)

第8条 委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止することができる。

(1) 停学又は退学の処分を受けたとき。

(2) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

(3) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

(4) 休学又は退学するとき。

(5) 認定留学するとき。

(6) 外国語学部においてスタディ・アブロードを履修する期間中であるとき。

(7) 学費未納又は学費未納により除籍となったとき。

(8) 奨学金を必要としなくなったとき。

(返還)

第9条 奨学金は、卒業又は退学後所定の期間内に年賦で返還しなければならない。

2 奨学金の返還については、細則に定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、前条第1号から第3号までのいずれかにより奨学金の貸与を停止されたときは、遅滞なく奨学金の貸与総額を返還しなければならない。

(返還猶予)

第10条 委員会は、奨学生であった者が進学及び傷病疾病その他正当な事由によって奨学金の返還猶予を願い出たときは、相当と認める期間猶予することができる。

2 前項の場合において、委員会は、改めて奨学金の返還について指定し、本人はその指定に従わなければならない。

(延滞金)

第11条 奨学生であった者が、正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、年5分の延滞利息を徴することができる。

(返還免除)

第12条 委員会は、奨学生又は奨学生であった者が死亡又は心身障害のため奨学金の未返済額の全部又は一部について返還不能となったときは、本人又は連帯保証人の願出によって、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(所管)

第13条 この規程の奨学金に関する事務は、奨学支援グループが所管する。

(細則)

第14条 この規程の施行について必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

2 関西大学育英規定及び育英規定施行細則は、廃止する。

<省略>

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

関西大学貸与奨学金細則

制定 昭和38年4月1日

(趣 旨)

第1条 この細則は、関西大学貸与奨学金規程第14条により、奨学金の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(募 集)

第2条 奨学生の募集は、9月に行う。

2 主たる家計支持者の失職、死亡又は火災等による家計の急変により学費の納入が極めて困難となった者は、前項の規定にかかわらず出願することができる。

(提出書類)

第3条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 所定の奨学生願書
- (2) 成績証明書
- (3) 家庭の経済状況を証明するもの
- (4) 特殊事情があるときは、その事由を証明する関係官庁の証明書又はそれに準ずる証明書

2 奨学金の貸与を再度希望する者は、その都度前項の各号に規定する書類を提出しなければならない。

(連帯保証)

第4条 連帯保証人は、2名とし、そのうち1名は父母兄弟又はこれに準ずる者とする。

2 連帯保証人は、互いに他の1名と別生計を営む者とする。
(奨学生の選考)

第5条 奨学生の選考は、学業成績、家庭の経済状況、人物及び健康その他特殊事情を審査のうえ決定する。

(採用通知)

第6条 奨学生の採用を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。

(誓約書、奨学金借用証書及び銀行振込口座届)

第7条 奨学生として採用された者は、所定の誓約書、奨学金借用証書及び銀行振込口座届を提出しなければならない。

2 前項の借用証書は、連帯保証人2名の連署とし、それぞれの印鑑登録証明書を添付しなければならない。

(貸与方法)

第8条 奨学金は、本人名義の銀行口座への振込によって貸与する。

(貸与時期)

第9条 奨学金の貸与時期は、11月とする。

2 第2条第2項に規定する出願者の貸与時期は、前項の規定にかかわらず、随時とする。

(返還方法)

第10条 奨学金の返還は、別表に定めるところにより、年賦返還で毎年12月31日を返還期日とし、返還開始については次の各号に定めるところによる。

- (1) 各学部の3月卒業生及び大学院の3月修了者については、卒業又は修了の年
- (2) 各学部の9月卒業生及び大学院の9月修了者については、卒業又は修了の翌年
- (3) 退学した者及び学費規程第15条に規定する学費を納めている学生で、その期間が終了した者は、それぞれの日の属する翌月から起算して6カ月を経過した月の属する年
- (4) 除籍となった者は、学則に定める復籍が不可能となった年

(返還通知)

第11条 返還開始日以前に借用総額、借用明細及び返還について、本人及び連帯保証人に通知するものとする。

附 則

この細則は、昭和38年4月1日から施行する。

<省略>

附 則

この細則(改正)は、平成21年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

奨学金返還年賦額

第1部学生・第2部学生(昭和55～平成14年度入学者) 学部学生(平成15年度以降の入学者) 大学院学生(昭和56年度以降の入学者)			
貸与総額	返還年賦額	貸与総額	返還年賦額
200,000円以下	50,000円	900,100～1,200,000円	100,000円
200,100～300,000円	60,000円	1,200,100～1,600,000円	120,000円
300,100～600,000円	70,000円	1,600,100～3,000,000円	150,000円
600,100～900,000円	90,000円	3,000,100円以上	貸与総額の20分の1

貸与総額を返還年賦額で除し、返還年賦額未満の端数が生じる場合、その端数は最終の返還年賦額に加算する。ただし、その端数が60,000円を超えるときは、その金額を最終年賦額とする。

また、貸与総額が3,000,100円以上で返還年賦額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を最終の返還年賦額に加算する。

関西大学短期貸付金規程

制定 昭和60年4月26日

(趣 旨)

第1条 この規程は、本学に在学する学部及び大学院学生が学生生活に支障を来し、一時的又は緊急に生活資金を必要とする場合の短期貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けについて定めるものとする。

(資 格)

第2条 貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自宅以外からの通学者で、仕送りが遅延しているとき。
- (2) 本人の急病、傷害等により、緊急に生活資金が必要となったとき。
- (3) 家計支持者の死亡、失職等により、一時的に生活資金が必要となったとき。
- (4) 両親若しくは祖父母の病氣若しくは死亡又は本人の病氣療養のため、緊急に帰省する必要が生じたとき。
- (5) その他やむを得ない理由により、貸付けの必要が生じたとき。

(貸付額)

第3条 貸付金は、1,000円単位とし、50,000円を限度とする。
2 既に貸付けを受けている者が新たに貸付けを願い出たときの貸付額は、前項の貸付限度額と既貸付額の未済の金額との差額の範囲内とする。

(出 願)

第4条 貸付けを受けようとする者は、短期貸付金願を提出

しなければならない。

(決 定)

第5条 貸付けの決定は、面接のうえ学生センター所長が行う。

(借用証書)

第6条 貸付けを受けることが決定した者は、短期貸付金借用証書を提出しなければならない。

(返済方法)

第7条 貸付金の返済は、貸付けを受けた翌日から3カ月以内に一括又は分割にて行うものとする。ただし、30,000円を超える貸付けを受けた場合は、返済期間を5カ月まで延長することができる。

2 学生が退学又は除籍になったときは、直ちに未済残額を返済しなければならない。

(細 目)

第8条 手続に関する必要な事項については、学生センター所長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年4月26日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

<省略>

附 則

この規程（改正）は、平成17年4月1日から施行する。

独立行政法人日本学生支援機構大学院 第一種奨学金返還免除候補者選考規程

制定 平成17年1月27日

(趣 旨)

第1条 この規程は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「支援機構」という。）の大学院第一種奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けた者のうち、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第16条の規定に基づき、在学中特に優れた業績を挙げたと認められる者の奨学金返還免除に係る候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(返還免除の願い出)

第2条 奨学金の返還免除を希望する者は、所定の期日までに学長あてに申請書類（業績を証明するものを添付）を提出することにより、願い出るものとする。

(委員会の設置)

第3条 支援機構に対し、返還免除を受ける候補者として推薦すべき者（以下「候補者」という。）の選考に関する事項を調査審議する機関として、学内選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第4条 委員会は学長及び関西大学奨学金委員会規程第4条に定める委員をもって構成する。

2 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は学生センター所長をもって充て、副委員長は委員長の指名による。

2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席委員の過半数の同意をもって議事を決する。

(業績評価)

第6条 委員会は、次に掲げる活動について、支援機構の定める基準に基づき本学が設定した評価項目により、総合的に評価するものとする。

(1) 大学院における教育研究活動等

(2) 専攻に関連した学外における研究活動等

2 前項に規定する評価項目、評価方法等は別に定める。

(推 薦)

第7条 学長は、委員会の議に基づき、所定の書類を添付のうえ、候補者を支援機構に推薦する。

(補 則)

第8条 奨学金の返還免除に関するその他必要な事項は、法令に定めるもののほか、委員会の議を経て定める。

(事 務)

第9条 この規程に関する事務は、奨学支援グループが行う。
(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、関西大学奨学金委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成17年1月27日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

<省略>

附 則

この規程（改正）は、平成25年4月1日から施行する。

教育助成基金による助成規程

制定 昭和61年7月18日

(目 的)

第1条 この規程は、研究・教育振興に係る基金規程第4条の規定に基づき、教育助成基金による助成について必要な事項を定め、助成の効率的運用を図ることを目的とする。
(助成対象)

第2条 教育助成基金による助成は、研究能力が特に優れ、学業成績が優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難な大学院学生（専門職大学院学生を除く。以下同じ。）に対する給付奨学金（以下「奨学金」という。）として行う。
(委員会)

第3条 奨学金を受ける者（以下「給付奨学生」という。）の募集、選考等については、関西大学奨学金委員会規程に規定する関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）が審議する。

2 給付奨学生の決定は、委員会の議に基づき、学長が行う。ただし、給付奨学生の人数は、予算の範囲内で別に定める。

第4条 削除
(給付金額)

第5条 本奨学金の給付金額は、別表に定める。
(給付期間)

第6条 本奨学金の給付期間は、1年間とする。
(募集及び出願)

第7条 給付奨学生の募集は、春学期入学生は4月、秋学期入学生は9月とする。

2 給付奨学生を希望する者は、指定の期日までに、所定の願書に指導教員の推薦書を添付し、学長に提出しなければならない。
(候補者の選考及び推薦)

第8条 委員会は、研究科委員会の議を経て候補者を選考し、学長に推薦する。
(給付奨学生の決定及び通知)

第9条 学長は、委員会の推薦に基づいて給付奨学生を決定し、本人に通知する。
(奨学金の給付)

第10条 奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、春学期入学生は7月及び12月に、秋学期入学生は12月及び7月に分割して給付する。
(併給の禁止)

第11条 奨学金と関西大学給付奨学金規程第3条第5号から第8号までに掲げる奨学金及び国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金との併給は認めない。
(異 動)

第12条 給付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、

直ちに委員会に届け出なければならない。

(1) 奨学金を辞退するとき。

(2) 休学又は退学するとき。

(3) 認定留学するとき。
(給付の停止)

第13条 給付奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の給付を停止する。

(1) 奨学金を辞退したとき。

(2) 学費未納により除籍となったとき。

(3) 休学又は退学するとき。

(4) 認定留学するとき。

(5) 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 委員会は、前項に係る審査の結果を委員長を経て学長に報告する。

3 学長は、前項に規定する委員会の報告により給付の停止を決定し、本人に通知する。

4 第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合において、奨学金を既に給付しているときは、当該学期分の奨学金の返還を求める。
(助成の事務)

第14条 教育助成基金による助成に関する事務は、奨学支援グループにおいて行う。
(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和61年9月1日から施行する。

<省略>

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。ただし、平成27年度採用の給付奨学生は、なお従前の例による。

附 則

この規程（改正）は、平成27年5月29日から施行し、平成28年度入学生から適用する。ただし、平成27年度採用の給付奨学生は、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

【前期課程・修士課程】

研究科	給付金額
法学研究科	250,000円
文学研究科	250,000円
経済学研究科	250,000円
商学研究科	250,000円

社会学研究科	250,000円
総合情報学研究科	300,000円
理工学研究科	375,000円
外国語教育学研究科	275,000円
心理学研究科	250,000円
社会安全研究科	300,000円
東アジア文化研究科	250,000円
ガバナンス研究科	250,000円
人間健康研究科	250,000円

【前期課程・修士課程】（1年コース）

研究科	給付金額
文学研究科	350,000円
外国語教育学研究科	385,000円
ガバナンス研究科	350,000円

【前期課程・修士課程】（3年コース）

研究科	給付金額
法学研究科	166,500円
文学研究科	166,500円
総合情報学研究科	200,000円
外国語教育学研究科	183,000円
心理学研究科	166,500円
東アジア文化研究科	166,500円
ガバナンス研究科	166,500円

【後期課程】

研究科	給付金額
全研究科	250,000円

関西大学給付奨学金規程

制定 平成27年3月26日

（趣 旨）

第1条 この規程は、奨学に係る基金規程第4条の規定に基づき、本学の学部学生及び大学院学生に対する助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この規程において、助成としての給付金を奨学金といい、その奨学金を受ける学生を奨学生という。

（奨学金の種別）

第3条 この規程に定める奨学金は次のとおりとする。

- （1） 関西大学新入生給付奨学金（以下「新入生給付奨学金」という。）
- （2） 関西大学学部給付奨学金（以下「学部給付奨学金」という。）
- （3） 関西大学「学の実化」入学前予約採用型給付奨学金（以下「学の実化給付奨学金」という。）
- （4） 関西大学「葦の葉」給付奨学金（以下「葦の葉給付奨学金」という。）
- （5） 関西大学大学院特別給付奨学金（以下「大学院特別給付奨学金」という。）
- （6） 関西大学大学院給付奨学金（以下「大学院給付奨学金」という。）
- （7） 関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金（以下「大学院入学前予約採用型給付奨学金」という。）
- （8） 関西大学社会人大学院学生給付奨学金（以下「社会人大学院学生給付奨学金」という。）
- （9） 関西大学災害時支援給付奨学金（以下「災害時支援給付奨学金」という。）
- （10） 関西大学家計急変者給付奨学金（以下「家計急変者給付奨学金」という。）
- （11） 関西大学大学院法務研究科（法科大学院）給付奨学金（以下「法科大学院給付奨学金」という。）
- （12） 関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）給付奨学金（以下「会計専門職大学院給付奨学金」という。）

- （13） 関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻（臨床心理専門職大学院）給付奨学金（以下「臨床心理専門職大学院給付奨学金」という。）

（奨学金の目的及び対象）

第4条 前条各号に掲げる奨学金の目的及び対象は次のとおりとする。

- （1） 「新入生給付奨学金」は、有為な人材の育成と経済支援を目的に、学部新入生のうち入学試験の成績が特に優秀な者に対して給付する。
- （2） 「学部給付奨学金」は、有為な人材の育成と経済支援を目的に、学部学生のうち学業成績が特に優秀な者に対して給付する。
- （3） 「学の実化給付奨学金」は、有為な人材の育成と経済支援を目的に、本学への入学を強く希望し入学前に予約採用を受けた者のうち一般入学試験又はセンター利用入学試験により入学した学部学生に対して、標準修業年限を原則とし継続して給付する。
- （4） 「葦の葉給付奨学金」は、「考動力」あふれる関大人の育成と経済支援を目的に、学部学生のうち学業成績が優秀な者に対して給付する。
- （5） 「大学院特別給付奨学金」は、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成を目的に、大学院入学試験の成績が特に優秀な大学院学生に対し、博士課程前期課程・修士課程及び博士課程後期課程ごとに、標準修業年限を原則として継続して給付する。
- （6） 「大学院給付奨学金」は、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成と経済支援を目的に、大学院学生のうち学業成績が特に優秀な者に対して給付する。
- （7） 「大学院入学前予約採用型給付奨学金」は、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成と経済支援を目的に、本学大学院博士課程前期課程・修士課程への進学を強く希望し入学前に予約採用を受けた者のうち学内進学試験により入学した大学院学生に対し

て、標準修業年限を原則とし継続して給付する。

(8) 「社会人大学院学生給付奨学金」は、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成を目的に、優秀な社会人大学院学生に対して給付する。

(9) 「災害時支援給付奨学金」は、修学支援を目的に、地震、台風等の災害による被災又は学費支弁者の死亡により家計が急変した学部学生及び大学院学生に対して給付する。

(10) 「家計急変者給付奨学金」は、修学支援を目的に、家計支持者の死亡や失業、廃業などの著しい収入の減少により家計が急変した学部学生及び大学院学生に対して給付する。

(11) 「法科大学院給付奨学金」は、豊かな学識を有する法曹を養成することを目的に、法科大学院学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対して給付する。

(12) 「会計専門職大学院給付奨学金」は、高度な会計専門職業人を養成することを目的に、会計専門職大学院学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対して給付する。

(13) 「臨床心理専門職大学院給付奨学金」は、臨床心理専門技能を有する高度専門職業人を養成することを目的に、臨床心理専門職大学院学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対して給付する。

2 前各号の奨学金に係る選考方法、給付手続き等については、別に定める。

(大学院学生の適用範囲)

第5条 前条第1項第5号から第8号までに規定する奨学金は、専門職大学院を除く大学院学生に適用する。

(併給の禁止)

第6条 第3条第3号に掲げる奨学金は、同条第1号、第2号及び第4号に掲げる奨学金との併給を認めない。

2 第3条第5号から第8号までに掲げる奨学金はそのいずれとも併給を認めない。

(奨学金の返還)

第7条 奨学生には、奨学金返還の義務を課さない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項に規定する定めに基づいて奨学金の返還を求められた場合は、受給した奨学金を返還しなければならない。

(異動)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

(1) 奨学金を辞退するとき。

(2) 休学又は退学するとき。

(3) 認定留学するとき。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は委員会の議を経て行う。

(所管)

第10条 本奨学金に関する事務は、奨学支援グループの所管とする。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。ただし、第3条第4号、第9号から第13号までに掲げる奨学金は平成27年度以前入学生にも適用する。

2 関西大学学部・大学院給付奨学金規程（平成18年2月14日制定）、関西大学第1種（学部入学試験成績優秀者特別）給付奨学金規程施行細則（平成19年1月25日制定）、関西大学第2種（大学院入学試験成績優秀者特別）給付奨学金規程施行細則（平成19年1月25日制定）、関西大学第3種（学部成績優秀者）給付奨学金規程施行細則（平成19年1月25日制定）、関西大学第4種（大学院成績優秀者）給付奨学金規程施行細則（平成19年1月25日制定）、関西大学第5種（家計急変者）給付奨学金規程施行細則（平成19年1月25日制定）及び関西大学第7種（優秀社会人大学院生）給付奨学金規程施行細則（平成23年7月7日制定）は、廃止する。ただし、平成27年度以前入学生は、なお従前の例による。

関西大学大学院特別給付奨学金規程

制定 平成27年3月26日

(趣 旨)

第1条 この規程は、関西大学給付奨学金規程第4条第2項の規定に基づき、同規程第3条第5号の関西大学大学院特別給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 本奨学金の給付対象者は、博士課程前期課程・修士課程及び博士課程後期課程大学院学生のうち、大学院入学試験の成績が特に優秀な者とする。ただし、関西大学特別研究生規程に定める特別研究生を除く。

(給付金額)

第3条 本奨学金の給付金額は、別表に定める。

(給付人数)

第4条 本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

(給付期間)

第5条 本奨学金の給付期間は、標準修業年限とする。

(候補者の選考及び推薦)

第6条 関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、研究科委員会の議を経て候補者を選考し、学長に推薦する。

(採用者の決定及び通知)

第7条 学長は、委員会の推薦に基づいて採用者を決定し、本人に通知する。

(採用の取消)

第8条 採用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の採用を取り消すことができる。

(1) 所定の期日までに正当な理由がなく、本学の入学手続きを完了しないとき。

(2) 本学の入学資格を失ったとき。

(3) 奨学金を辞退する届出をしたとき。

(4) 委員会が採用者として不適当と認めたとき。

(給付手続)

第9条 給付対象となった者(以下「奨学生」という。)は、指定の期日までに所定の書類を学長に提出しなければならない。

(奨学金の給付)

第10条 本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、春学期入学生は5月及び10月に、秋学期入学生は10月及び5月に分割して給付する。ただし、新規採用者については、春学期入学生は7月及び10月に、秋学期入学生は12月及び5月に分割して給付する。

(報告)

第11条 奨学生は、所定の修学状況報告書を毎学年度の終わりに、指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(給付期間の短縮)

第12条 奨学生が受給資格を欠くと認められる場合は、委員会の議を経て給付期間を短縮する。

(給付の休止)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て給付を休止する。

- (1) 休学するとき。
- (2) 国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金の給付を受けるとき。
- (3) 認定留学するとき。

(給付の復活)

第14条 前条の規定により奨学金を休止された奨学生が給付の復活を希望するときは、所定の願書を指導教員を経て学長に提出し、委員会の審査を受けなければならない。

2 給付の復活を認められた奨学生に対する奨学金の給付期間は、第5条に規定する給付期間から、既に給付を受けた期間を控除した期間とする。

(給付の停止)

第15条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の給付を停止する。

- (1) 奨学金を辞退したとき。
- (2) 学費未納により除籍となったとき。
- (3) 退学するとき。
- (4) 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合において、奨学金を既に給付しているときは、当該学期分の奨学金の返還を求める。

(給付期間の短縮等の決定及び通知)

第16条 第12条から前条までに規定する給付期間の短縮、給付の休止、給付の復活及び給付の停止については、委員会の議を経て学長が決定し、本人に通知する。

(併給の禁止)

第17条 本奨学金と関西大学給付奨学金規程第3条第6号から第8号までに掲げる奨学金並びに国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金との併給は認めない。

(補則)

第18条 本規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は委員会の議を経て行う。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附則

この規程(改正)は、平成27年5月29日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

別表(第3条関係)

【前期課程・修士課程】

研究科	給付金額
法学研究科	500,000円
文学研究科	500,000円
経済学研究科	500,000円
商学研究科	500,000円
社会学研究科	500,000円
総合情報学研究科	600,000円
理工学研究科	750,000円
外国語教育学研究科	550,000円
心理学研究科	500,000円
社会安全研究科	600,000円
東アジア文化研究科	500,000円
ガバナンス研究科	500,000円
人間健康研究科	500,000円

【前期課程・修士課程】(1年コース)

研究科	給付金額
文学研究科	700,000円
外国語教育学研究科	770,000円
ガバナンス研究科	700,000円

【前期課程・修士課程】(3年コース)

研究科	給付金額
法学研究科	333,000円
文学研究科	333,000円
総合情報学研究科	400,000円
外国語教育学研究科	366,000円
心理学研究科	333,000円
東アジア文化研究科	333,000円
ガバナンス研究科	333,000円

備考 3年コースから2年コースへ在学期間を途中で変更した場合は、2年次に、3年次に給付する奨学金を合わせて給付する。

【後期課程】

研究科	給付金額
全研究科	500,000円

関西大学大学院給付奨学金規程

制定 平成27年3月26日

(趣 旨)

第1条 この規程は、関西大学給付奨学金規程第4条第2項の規定に基づき、同規程第3条第6号の関西大学大学院給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 本奨学金の給付対象者は、博士課程前期課程・修士課程及び博士課程後期課程大学院学生のうち、経済的理由により修学が困難で、かつ、学業成績が特に優秀な者とする。ただし、関西大学特別研究生規程に定める特別研究生を除く。

(給付金額)

第3条 本奨学金の給付金額は、別表に定める。

(給付人数)

第4条 本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

(給付期間)

第5条 本奨学金の給付期間は、1年間とする。

(募集及び出願)

第6条 奨学生の募集は、春学期入学生は4月、秋学期入学生は9月とする。

2 奨学生を希望する者は、指定の期日までに、所定の願書に指導教員の推薦書を添付し、学長に提出しなければならない。

(候補者の選考及び推薦)

第7条 関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、研究科委員会の議を経て候補者を選考し、学長に推薦する。

(奨学生の決定及び通知)

第8条 学長は、委員会の推薦に基づいて奨学生を決定し、本人に通知する。

(奨学金の給付)

第9条 本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、春学期入学生は7月及び12月に、秋学期入学生は12月及び7月に分割して給付する。

(併給の禁止)

第10条 本奨学金と関西大学給付奨学金規程第3条第5号、第7号及び第8号に掲げる奨学金並びに国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金との併給は認めない。

(給付の停止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の給付を停止する。

- (1) 奨学金を辞退したとき。
- (2) 学費未納により除籍となったとき。
- (3) 休学又は退学するとき。
- (4) 認定留学するとき。
- (5) 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合において、奨学金を既に給付しているときは、当該学期分の奨学金の返還を求める。

(補 則)

第12条 本規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年5月29日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

別表（第3条関係）

【前期課程・修士課程】

研究科	給付金額
法学研究科	250,000円
文学研究科	250,000円
経済学研究科	250,000円
商学研究科	250,000円
社会学研究科	250,000円
総合情報学研究科	300,000円
理工学研究科	375,000円
外国語教育学研究科	275,000円
心理学研究科	250,000円
社会安全研究科	300,000円
東アジア文化研究科	250,000円
ガバナンス研究科	250,000円
人間健康研究科	250,000円

【前期課程・修士課程】（1年コース）

研究科	給付金額
文学研究科	350,000円
外国語教育学研究科	385,000円
ガバナンス研究科	350,000円

【前期課程・修士課程】（3年コース）

研究科	給付金額
法学研究科	166,500円
文学研究科	166,500円
総合情報学研究科	200,000円
外国語教育学研究科	183,000円
心理学研究科	166,500円
東アジア文化研究科	166,500円
ガバナンス研究科	166,500円

備考 3年コースから2年コースへ在学期間を途中で変更した学生が採用された場合は、2年次に、3年次に給付する奨学金を合わせて給付する。

【後期課程】

研究科	給付金額
全研究科	250,000円

関西大学大学院 入学前予約採用型給付奨学金規程

制定 平成27年3月26日

(趣 旨)

第1条 この規程は、関西大学給付奨学金規程第4条第2項の規定に基づき、同規程第3条第7号の関西大学大学院入学前予約採用型給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 本奨学金の給付対象者は、本学大学院博士課程前期課程・修士課程への進学を強く希望し学内進学試験により入学した者で、経済的理由により修学が困難な者とする。ただし、関西大学特別研究生規程に定める特別研究生を除く。

(募集及び出願)

第3条 奨学生の募集は、採用前年度に本学学部4年次生に在学する者を対象とし、同年の4月に募集する。

2 奨学生を希望する者は、指定の期日までに、所定の願書を学長に提出しなければならない。

(給付金額)

第4条 本奨学金の給付金額は、別表に定める。

(給付人数)

第5条 本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

(給付期間)

第6条 本奨学金の給付期間は、標準修業年限とする。

(採用内定者の選考及び推薦)

第7条 関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、研究科委員会の議を経て採用内定者を選考し、学長に推薦する。

(採用内定者の決定及び通知)

第8条 学長は、委員会の推薦に基づいて採用内定者を決定し、本人に通知する。

(採用内定の取消)

第9条 採用内定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の採用内定を取り消すことができる。

- (1) 所定の期日までに正当な理由なく、本学の入学手続を完了しないとき。
- (2) 本学の入学資格を失ったとき。
- (3) 奨学金を辞退するとき。
- (4) 願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (5) 委員会が採用内定者として不適当と認めたとき。

(採用者の決定)

第10条 採用内定者のうち、次の各号のいずれにも該当する者を、本奨学金の採用者とする。

- (1) 当該年度の本学大学院の学内進学試験により合格し、入学した者。
- (2) 入学後の所定期間内に、本奨学金の給付申請手続きを行った者。

(奨学金の給付)

第11条 本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、5月及び10月に分割して給付する。ただし、新規採用者については、7月及び10月に分割して給付する。

(報 告)

第12条 奨学生は、所定の修学状況報告書を毎学年度の終わりに、学長に提出しなければならない。

(給付期間の短縮)

第13条 奨学生が受給資格を欠くと認められる場合は、委員会の議を経て給付期間を短縮する。

(給付の休止)

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て給付を休止する。

- (1) 休学するとき。
- (2) 国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金の給付を受けるとき。
- (3) 認定留学するとき。

(給付の復活)

第15条 前条の規定により奨学金を休止された奨学生が給付の復活を希望するときは、所定の願書を学長に提出し、委員会の審査を受けなければならない。

2 給付の復活を認められた奨学生に対する奨学金の給付期間は、第6条に規定する給付期間から既に給付を受けた期間を控除した期間とする。

(給付の停止)

第16条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の給付を停止する。

- (1) 奨学金を辞退したとき。
- (2) 学費未納により除籍となったとき。
- (3) 退学するとき。
- (4) 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合において、奨学金を既に給付しているときは、当該学期分の奨学金の返還を求める。

(給付期間の短縮等の決定及び通知)

第17条 第13条から前条までに規定する給付期間の短縮、給付の休止、給付の復活及び給付の停止については、委員会の議を経て学長が決定し、本人に通知する。

(併給の禁止)

第18条 本奨学金と関西大学給付奨学金規程第3条第5号、第6号及び第8号に掲げる奨学金並びに国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金との併給は認めない。

(補 則)

第19条 本規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年5月29日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

別表（第4条関係）

【前期課程・修士課程】

研究科	給付金額
法学研究科	250,000円
文学研究科	250,000円
経済学研究科	250,000円
商学研究科	250,000円
社会学研究科	250,000円
総合情報学研究科	300,000円
理工学研究科	375,000円
外国語教育学研究科	275,000円
心理学研究科	250,000円
社会安全研究科	300,000円
東アジア文化研究科	250,000円
ガバナンス研究科	250,000円
人間健康研究科	250,000円

【前期課程・修士課程】（1年コース）

研究科	給付金額
文学研究科	350,000円
外国語教育学研究科	385,000円
ガバナンス研究科	350,000円

【前期課程・修士課程】（3年コース）

研究科	給付金額
法学研究科	166,500円
文学研究科	166,500円
総合情報学研究科	200,000円
外国語教育学研究科	183,000円
心理学研究科	166,500円
東アジア文化研究科	166,500円
ガバナンス研究科	166,500円

備考 3年コースから2年コースへ在学期間を途中で変更した場合は、2年次に、3年次に給付する奨学金を合わせて給付する。

関西大学社会人大学院 学生給付奨学金規程

制定 平成27年3月26日

（趣 旨）

第1条 この規程は、関西大学給付奨学金規程第4条第2項の規定に基づき、同規程第3条第8号の関西大学社会人大学院学生給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第2条 本奨学金の給付対象者は、博士課程前期課程・修士課程及び博士課程後期課程大学院学生のうち、優秀な社会人大学院学生とする。ただし、関西大学特別研究生規程に定める特別研究生を除く。

（給付金額）

第3条 本奨学金の給付金額は、別表に定める。

（給付人数）

第4条 本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

（給付期間）

第5条 本奨学金の給付期間は、1年間とする。

（募集及び出願）

第6条 奨学生の募集は、春学期入学生は4月、秋学期入学生は9月とする。

2 奨学生を希望する者は、指定の期日までに、所定の願書に指導教員の推薦書を添付し、学長に提出しなければならない。

（候補者の選考及び推薦）

第7条 関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）は、研究科委員会の議を経て候補者を選考し、学長に推薦する。

（奨学生の決定及び通知）

第8条 学長は、委員会の推薦に基づいて奨学生を決定し、本人に通知する。

（奨学金の給付）

第9条 本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、春学期入学生は7月及び12月に、秋学期入学生は12月及び7月に分割して給付する。

（併給の禁止）

第10条 本奨学金と関西大学給付奨学金規程第3条第5号から第7号までに掲げる奨学金並びに国際交流助成基金による助成規程に定める奨学金との併給は認めない。

（給付の停止）

第11条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会の議を経て奨学金の給付を停止する。

- （1）奨学金を辞退したとき。
- （2）学費未納により除籍となったとき。
- （3）休学又は退学するとき。
- （4）認定留学するとき。
- （5）委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第2号から第5号までのいずれかに該当する場合において、奨学金を既に給付しているときは、当該学期分の奨学金の返還を求める。

（補 則）

第12条 本規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年5月29日から施行し、平成28年度入学生から適用する。

別表（第3条関係）

【前期課程・修士課程】

研究科	給付金額
法学研究科	250,000円
文学研究科	250,000円
経済学研究科	250,000円
商学研究科	250,000円
社会学研究科	250,000円
総合情報学研究科	300,000円
理工学研究科	375,000円
外国語教育学研究科	275,000円
心理学研究科	250,000円
社会安全研究科	300,000円
東アジア文化研究科	250,000円
ガバナンス研究科	250,000円
人間健康研究科	250,000円

【前期課程・修士課程】（1年コース）

研究科	給付金額
文学研究科	350,000円
外国語教育学研究科	385,000円
ガバナンス研究科	350,000円

【前期課程・修士課程】（3年コース）

研究科	給付金額
法学研究科	166,500円
文学研究科	166,500円
総合情報学研究科	200,000円
外国語教育学研究科	183,000円
心理学研究科	166,500円
東アジア文化研究科	166,500円
ガバナンス研究科	166,500円

備考 3年コースから2年コースへ在学期間を途中で変更した学生が採用された場合は、2年次に、3年次に給付する奨学金を合わせて給付する。

【後期課程】

研究科	給付金額
全研究科	250,000円

関西大学災害時支援給付奨学金規程

制定 平成27年3月26日

（趣 旨）

第1条 この規程は、関西大学給付奨学金規程第4条第2項の規定に基づき、同規程第3条第9号の関西大学災害時支援給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

（給付対象者）

第2条 本奨学金の給付対象者は、次の各号のいずれかに該当する本学学生とする。

（1） 災害救助法又は天災融資法の適用された地域に居住する学部学生若しくは大学院学生（以下「在学生」という。）又は学費支弁者が、災害により家屋の損壊、滅失又は流失し、家計が急変した場合

（2） 災害救助法又は天災融資法の適用された地域に居住する在学生の学費支弁者が、災害により死亡又は症候の程度が障害認定等級2級以上の長期療養者となり、家計が急変した場合

（3） 国外における災害は、関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金委員会（以下「委員会」という。）が前2号に規定する「災害救助法又は天災融資法」が適用される国内の災害と同程度以上の災害であると認めた場合、前2号に準じて適用する。

（給付金額）

第3条 本奨学金の給付金額は、次のとおりとする。

（1） 前条第1号の場合において被災程度が、家屋の全壊、滅失又は流失の場合は、授業料、教育充実費及び実験実習料の合計額（以下「学費」という。）の2分の1相当額を上限とする。

（2） 前条第1号の場合において被災程度が、家屋の半壊

又は半焼失の場合は、学費の4分の1相当額を上限とする。

（3） 前条第2号の場合において学費支弁者の死亡又は症候の程度が障害認定等級2級以上の長期療養者の場合は、学費の2分の1相当額を上限とする。

2 本奨学金の年額は、学費相当額を上限とする。

3 給付金額は、予算の範囲内で決定する。

（募集及び出願）

第4条 奨学生の募集は、第2条に規定する要件のいずれかに該当し、かつ、予算の範囲内において随時行う。

2 同一災害における募集は、1回限りとする。

3 本奨学金の出願は、給付事由が発生した日から1年を超えない期間内に行わなければならない。

4 奨学生を希望する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

（1） 所定の奨学生願書

（2） 家計が急変した事由を証明する関係官庁の証明書又はそれに準ずる証明書。ただし、出願時点で証明書の入手が困難である場合は、出願者本人から事情書を徴して、後日、証明書を提出させることとする。

（候補者の選考及び推薦）

第5条 委員会は、候補者を選考し、学長に推薦する。

（奨学生の決定及び通知）

第6条 学長は、委員会の推薦に基づいて奨学生及び給付金額を決定し、本人に通知する。

（給付期間）

第7条 本奨学金の給付期間は、1年間とする。

(奨学金の給付)

第8条 本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、採用決定後、遅滞なく給付する。

(給付の停止)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止する。

- (1) 奨学金を辞退したとき。
- (2) 学費未納により除籍となったとき。
- (3) 認定留学するとき。
- (4) 外国語学部においてスタディ・アブロードを履修するとき。
- (5) 休学又は退学するとき。

(6) 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第2号から第6号までのいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を求めることがある。

(補 則)

第10条 本規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度在学生から適用する。

関西大学家計急変者給付奨学金規程

制定 平成27年3月26日

(趣 旨)

第1条 この規程は、関西大学給付奨学金規程第4条第2項の規定に基づき、同規程第3条第10号の家計急変者給付奨学金に関して必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 本奨学金の給付対象者は、家計支持者が次の各号のいずれかに該当し、家計が急変したことにより修学が困難となった本学学生とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 症候の程度が障害認定等級2級以上の長期療養者となり、失業したとき。
- (3) 勤務先の倒産により失業したとき、又は自営業であって廃業したとき。

(給付金額)

第3条 本奨学金の給付金額は、年額24万円とする。

(給付人数)

第4条 本奨学金の給付人数は、予算の範囲内で別に定める。

(募集及び出願)

第5条 奨学生の募集は、4月及び9月に行う。

2 第2条に規定する給付事由は、本学在学中に生じたものに限る。

3 本奨学金への出願は、給付事由が発生した日から1年を超えない期間内に行わなければならない。

4 本奨学金の採用は、事由のいかんに関わらず、在学中1度限りとする。

5 奨学生を希望する者は、次の書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 所定の奨学生願書
 - (2) 家計が急変した事由を証明する関係官庁の証明書又はそれに準ずる証明書
- (候補者の選考及び推薦)

第6条 関西大学奨学金委員会規程に定める関西大学奨学金

委員会(以下「委員会」という。)は、候補者を選考し、学長に推薦する。

(奨学生の決定及び通知)

第7条 学長は、委員会の推薦に基づいて奨学生を決定し、本人に通知する。

(給付期間)

第8条 本奨学金の給付期間は、1年間とする。

(奨学金の給付)

第9条 本奨学金は、本人名義の銀行口座に振り込むものとし、4月募集による採用者は7月に、9月募集による採用者は12月に給付する。

(給付の停止)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止する。

- (1) 奨学金を辞退したとき。
- (2) 学費未納により除籍となったとき。
- (3) 認定留学するとき。
- (4) 外国語学部においてスタディ・アブロードを履修するとき。
- (5) 休学又は退学するとき。
- (6) 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

2 前項第2号から第6号までのいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を求めることがある。

(補 則)

第11条 本規程に定めるもののほか、この奨学金の取扱いに関し必要な事項は、委員会の議を経て定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度在学生から適用する。

遺失・拾得物等に関する取扱い要領

制定 昭和48年4月1日
昭和48年度通達（学生第560号）

- 1 適用範囲
関西大学（以下「本学」という。）構内において発生した遺失物及び拾得物については、この取扱い要領による。
- 2 遺失物の届出
遺失物については、本人から所定の届を千里山キャンパスは学生生活支援グループ、高槻キャンパスは高槻キャンパス事務グループ、高槻ミューズキャンパスは高槻ミューズキャンパス事務グループ、堺キャンパスは堺キャンパス事務室、南千里国際プラザは国際プラザグループ（以下「所管窓口」という。）に提出しなければならない。なお、この届の有効期間は、届出日から3カ月間とする。
- 3 拾得物の届出
 - (1) 本学構内で拾得した物品、金銭などについては最寄りの事務室（教務センター、図書館、学生センター、正門インフォメーション、キャリアセンター及び南千里国際プラザ）に本人が拾得物届（用紙は、各事務室に備付）を添えて拾得後24時間以内に届出なければならない。ただし、拾得者が24時間経過後届出た場合は、報労金等拾得物に関する権利を失う。
 - (2) 各事務室に届出られた拾得物については、事務室において確認のち拾得届出者に拾得物預り証を交付する。
 - (3) 各事務室において受理した拾得物は、受理日の翌日午前中に拾得物届を添付のうえ所管窓口に戻付する。ただし、記名等によって渡し先の明らかなものは、受理した事務室で処理するものとする。
- 4 拾得物の公示
所管窓口に戻付された拾得物は、千里山キャンパスにおいては凜風館掲示板、高槻キャンパス及び堺キャンパス

においては学部掲示板、高槻ミューズキャンパスにおいてはミューズオフィス掲示板、南千里国際プラザにおいては国際プラザ事務室内に公示する。なお、公示期間は、戻付された翌日から3日間とする。

- 5 遺失物の引渡し
遺失者に遺失物を引き渡すときは、その特徴、内容その他参考となるべき事項を指摘させ正当な権利者であることを確認した後、本人に引渡すものとする。この場合、遺失者は、遺失物台帳に日時、住所、氏名等必要事項を記入のうえ押印するものとする。なお、遺失者は拾得者に対して遺失物法により物件価格の5/100～20/100の範囲で報労金を渡さなければならない。
 - 6 法定の届出
公示期間が過ぎても遺失者が判明しない物件については、遺失物法（明治32年法律第87号）に基づき大学から所轄警察署長に届出るものとする。
 - 7 遺失物の処分
 - (1) 上記6により所轄警察署に届出た物件は、公告期間14日間終了後3カ月を過ぎると拾得者がその所有権を取得することになるので、拾得物預り証を所轄警察署に提出し拾得物を受領するものとする。
 - (2) 遺失物法によって取扱われない物件については、公示の日から起算して3カ月間本学に保管し、その後本学において処分するものとする。
- 附 則
この要領は、昭和48年4月1日から施行する。
- <省略>
- 附 則
この要領（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

関西大学交通規制に関する規程

制定 昭和43年11月1日

- 第1章 総則
- (目 的)
- 第1条 この規程は、関西大学千里山キャンパス、高槻キャンパス、高槻ミューズキャンパス及び堺キャンパス（以下「各キャンパス」という。）とその周辺において自動車及び原動機付自転車（以下「自動車」という。）による混雑を緩和し、学内の通行を円滑にするため、自動車の運行を規制し、大学関係者全員が相協力して各キャンパスとその周辺の環境保持及び交通事故の防止に努めることを目的とする。
- (規制の原則)
- 第2条 各キャンパスにおける交通規制は、自動車による通学及び通勤を禁止し、外来者及び出入業者等の自動車の乗入れを大幅に制限することを原則とする。
- (通 路)
- 第3条 千里山キャンパスへの進入及び退出は、大学正門前

から西に通じる道路（通称：大学前通り）を避けるものとする。

- 2 高中正門から第3学舎に通じる道路は、高中正門からの一方通行とする。
- 3 千里山キャンパスの大学構内への進入及び退出は、名神高速道路上から3号門を経て進入し、大学正門から退出する一方通行とする。
- 4 高槻キャンパスへの進入及び退出は、東門を使用し、北門は避けるものとする。
- 5 高槻ミューズキャンパスへの進入及び退出は、正門を使用する。
- 6 堺キャンパスへの進入及び退出は、正門を使用する。

第2章 特別に入構を認める自動車

(入構許可自動車)

- 第4条 次の各号に定めるものは、許可を得て、入構することができる。

- (1) 法人所有の自動車
 - (2) 病気又は身体障害によって必要と認められた自動車
 - (3) 関西大学生生活協同組合（以下「生協」という。）及び業務委託業者等所有の業務用自動車
 - (4) 救急車、消防車その他緊急用自動車
 - (5) 物品運搬のために必要と認められた自動車
 - (6) 教職員及び学生が機材等の搬出入のために必要と認められた自動車
 - (7) 緊急を要する用務、疾病者の護送その他の法人、大学、高等学校、中学校、小学校又は幼稚園等（以下「大学等」という。）が特に必要と認めた自動車
- （入構許可の種別）

第5条 入構の許可は、通常入構許可と臨時入構許可の2種とする。

- (1) 通常入構許可は、前条第1号から第3号までに規定する自動車とし、許可期限つき自動車等入構許可証（以下「入構許可証」という。）を発行する。
- (2) 臨時入構許可は、前条第4号から第7号までに規定する自動車とし、原則として臨時自動車等入構許可証（以下「臨時入構許可証」という。）をその都度発行する。

（通常入構許可）

第6条 通常入構を必要とする第4条第2号に規定する者は、所定の手続きを経て、許可を受けるものとする。

（臨時入構許可）

第7条 臨時入構を必要とする者は、所定の手続きを経て、許可を受けるものとする。

2 第5条第2号に規定する臨時入構の許可は、高等学校、

中学校、小学校及び幼稚園においては、校長又は園長が行うものとする。

3 臨時入構を許可された自動車は、退出の際には必ず臨時入構許可証を返さなければならない。

（入構車の駐車）

第8条 入構を許可された自動車は、各キャンパス所定の駐車場に駐車するものとする。

（入構者心得）

第9条 入構を許可された者は、自動車前面ガラスその他明確に認め得る箇所に入構許可証を掲げ、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入構車は、警備詰所でいったん停車し、係員に入構許可証を提示する。
- (2) 運行速度は、20キロメートル以内とする。
- (3) 歩行者の障害にならないよう注意する。
- (4) 騒音防止に留意する。
- (5) その他係員の指示に従う。

2 高等学校、中学校、小学校及び幼稚園への入構者については、前項第1号の規定にかかわらず校長又は園長の指示に従うものとする。

（臨時入構特別規制）

第10条 大学等において特に必要ある場合は、臨時に別の交通規制を行う。

附 則

この規程は、昭和43年12月1日から施行する。

<省略>

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する

関西大学学生懲戒処分規程

制定 平成19年5月10日

第1章 総則

（趣 旨）

第1条 この規程は、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条、関西大学大学院会計研究科学則第51条、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第49条及び関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この規程において「学生」とは、本学に在籍する学部学生、大学院学生、留学生別科の学生及び科目等履修生等をいう。

2 この規程において「学部等」とは、学部及び研究科をいう。

3 この規程において「学部長等」とは、学部長及び研究科長をいう。

4 この規程において「教授会等」とは、学部、法務研究科及び会計研究科の教授会並びに研究科委員会をいう。

5 前3項の規定にかかわらず、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第49条に規定する学生の懲戒処分の場合は、「学部等」を心理学研究科心理臨床学専攻、「学

部等」を心理学研究科心理臨床学専攻長、「教授会等」を心理学研究科心理臨床学専攻会議と読みかえ、関西大学留学生別科規程第26条に規定する学生の懲戒処分の場合は、「学部等」を留学生別科、「学部長等」を国際教育センター長、「教授会等」を国際教育センター委員会と読みかえる。

第2章 懲戒事由及び懲戒処分の種類

（懲戒事由）

第3条 懲戒処分は、次の各号のいずれかに該当する学生の本分に反する行為をなした者（以下「処分対象者」という。）について行うことができる。

- (1) 犯罪行為
 - (2) 著しく人権を侵害する行為
 - (3) 本学の規程に反する行為
 - (4) その他著しく社会的に非難されるべき行為
- （懲戒処分の種類）

第4条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

- (1) 譴責 大学の教育的意思表示として書面により戒めるもの
- (2) 停学 登校を停止し、自宅での謹慎を命じるもの
- (3) 退学 本学学生としての身分を剥奪するもの

(譴 責)

第5条 譴責は、学部長等が行う。

(停 学)

第6条 停学は、無期停学又は6カ月未満の有期停学とする。

2 停学期間は、在学期間を含め、修業年限に含めないものとする。ただし、停学期間が2カ月未満の短期の場合は、この間の教育指導に基づき修業年限に算入することができる。

3 停学期間の開始日は、教授会等が決定した日とする。

4 停学期間中は、授業等への出席を停止するほか、課外活動等への参加、大学施設の使用を禁止する。ただし、学部長等が教育指導上必要と認めたときはこの限りでない。

5 学部長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度、学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適当であると認めるときは、学長と協議のうえ、教授会等の議を経て、処分を解除できる。

6 無期停学の解除は、処分の開始日から6カ月以上経過しなければ行うことができない。

(退 学)

第7条 退学は、関西大学学則第41条、関西大学大学院学則第85条第3項、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第51条第3項、関西大学大学院会計研究科学則第51条第3項、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第49条第3項及び関西大学留学生別科規程第27条に掲げる者について行う。

2 学部長等は、処分対象者から、懲戒処分の決定前に自主退学の申出があった場合、懲戒処分が決定するまでこの申出を受理してはならない。

3 懲戒処分の決定後に自主退学の申出があった場合でも、懲戒処分の内容が退学であったときは、関西大学学則第40条、関西大学大学院学則第85条第2項、関西大学法務研究科（法科大学院）学則第51条第2項、関西大学大学院会計研究科学則第51条第2項、関西大学大学院心理学研究科心理臨床学専攻学則第49条第2項及び関西大学留学生別科規程第26条の規定による退学とし、本学のすべての学部等への再入学を認めないものとする。

(謹慎の措置)

第8条 学部長等は、学生の行為が明らかに懲戒処分に該当すると判断した場合は、懲戒処分決定前に、2カ月を超えない範囲で、当該学生に対し、謹慎を命ずることができる。

2 前項の謹慎期間中は、第6条第4項の規定を準用する。

3 謹慎期間は、停学期間に算入することができるものとする。

第3章 懲戒処分手続

(懲戒処分手続)

第9条 学部長等は、懲戒事由に当たる行為があったことを知りえたときは、遅滞なく事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒処分が相当と判断した場合は、学長と協議のうえ、次項に従って、懲戒処分手続を選択する。

2 懲戒処分手続は、単独の学部等の学生が関与する懲戒処分対象行為については、当該学生の所属学部等の教授会等が事案を調査のうえ、審議、決定し、複数の学部等の学生が関与している事案については、第11条の懲戒調査委員会が事案を調査し、処分に理由及び必要性があると判断した

場合には、処分内容を提案し、その後、関係学部等の教授会等において処分を審議、決定する。

3 学部等における事実確認、事情聴取に基づく懲戒対象行為の認定手続は、当該学部等で定める手続に従い、学部長等の責任において適正に行う。

4 学部等が懲戒対象行為に関する事実認定及び事情聴取を行うにあたっては、事前に当該学生に被疑事実の要旨を告知し、口頭による弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該学生が心身の故障、身柄の拘束、長期の旅行その他の事由により口頭による弁明ができないときは文書をもって代えることができる。

5 調査に際し、学生に事情聴取を行う場合は、学生の要請があれば、学生を補佐する教員等を同席させることができる。

6 第3条に定める懲戒事由のうちハラスメントに該当する懲戒処分手続に係る事実関係の調査等は、「関西大学ハラスメント防止に関する規程」に定める手続によるものとする。

(逮捕・勾留された場合等の処分手続)

第10条 学部長等は、少なくとも次の(1)から(3)の一つにあたり、迅速な処分が必要とされる場合には、事情聴取の手続を経ずに、懲戒処分手続を進めることができる。

(1) 学生が逮捕・勾留され、学生的身柄拘束が長期に及び接見不可能な場合

(2) 学生が逃走中又は所在不明の場合

(3) 被疑事実が重大かつ明白であり、当該学生が罪状を認めている場合

第4章 複数の学部等に係る処分手続

(懲戒調査委員会の設置)

第11条 複数の学部等の学生が関与している懲戒対象行為については、当該学部長等からの要請により、学長は、速やかに懲戒調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は次の者をもって構成する。

(1) 副学長のうち1名

(2) 学生センター所長

(3) 学長が指名する教育職員5名（両性で構成する。）

3 委員会に委員長を置き、前項第1号に規定する者をもって充てる。

4 委員に欠員が生じたときは、学長は、速やかに後任の委員を補充しなければならない。

5 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

6 委員会は、全委員の出席をもって成立し、議事は5名以上の委員の賛同をもって決する。

7 委員長は、必要がある場合には、委員会の承認を得たうえで、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

8 委員会は、懲戒事由に該当する行為の内容、結果、影響等を総合的に検討し、1カ月以内に調査を完了し、その調査内容を処分の提案を添えて学長に文書で報告しなければならない。ただし、特段の事由が生じた場合は、さらに1カ月延長することができる。

9 その他懲戒処分手続については、第9条第4項及び第5項の規定を準用する。この場合において、「学部等」は「委員会」に読み替える。

(懲戒処分の決定)

第12条 学長は、委員会から調査結果の報告を受けたときは、

直ちに当該学部長等に、報告書を添付のうえ、文書で伝達するものとする。

- 2 学長からの伝達を受けた学部長等は、委員会から必要な資料を引き継いだうえ、教授会等における審議に付し、教授会等は、報告書にもとづき、懲戒処分を決定する。学部等の教授会等における審議の際には、第9条第4項及び第5項の手続を省略することができる。

第5章 不服申立手続

(不服申立手続)

第13条 懲戒処分を受けた学生は、処分の通知を受けた日から30日以内にその処分に対する不服申立をすることができる。

- 2 不服申立書には、不服理由を記載して、処分をした教授会等に提出する。
- 3 教授会等は、処分の理由を示す資料、教授会議事録と共に、不服申立書を不服審査委員会に送付する。
- 4 不服審査委員会は次の者をもって構成する。
 - (1) 副学長(第11条第2項第1号に規定する副学長を除く。)
 - (2) 学長が指名する弁護士1名
 - (3) 学長が指名する教育職員で、懲戒処分を受けた学生の所属する学部等に属しない者2名(両性で構成する。)
- 5 不服審査委員会は副学長が委員長を務め、議事は多数決で決する。
- 6 不服審査委員会は、教授会等から提出された資料のほか、必要に応じ事実を調査することができる。
- 7 不服申立をした学生は、自ら意見を述べ、又は資料を提出することができる。ただし、本人が出席できない等特別の事情がある場合は、代理人をたてることができる。
- 8 不服審査委員会は、処分を相当とする場合は、不服申立を却下し、処分が相当でないとする場合は処分を取り消し、又は変更する。不服審査委員会は懲戒処分を重く変更することができない。

- 9 前項の決定は不服申立人に通知したときに効力を生じる。

第6章 処分の通知及び告示

(懲戒処分の通知及び告示)

第14条 学部長等は、懲戒処分を決定したときは、原則として、懲戒の原因たる事実、決定された処分の内容及びその理由を記載した文書を作成し、被処分者に通知し、これを告示する。

- 2 成績証明書その他の学生の修学状況に関する文書には、原則として懲戒処分を受けた旨の記載は行わないものとする。

第7章 守秘義務

(守秘義務)

第15条 懲戒処分手続に関与した者は、任期中及び退任後、学生の名誉とプライバシーを侵害することのないよう、慎重に行動するとともに、任務において知りえた事項を、正当な理由なく他に漏らしたり、私事に利用してはならない。

第8章 雑則

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、学部等に関しては学部・大学院事務グループ、専門職大学院事務グループ、高槻キャンパス事務グループ、高槻ミュージズキャンパス事務グループ、堺キャンパス事務室及び国際プラザグループが、委員会及び不服審査委員会に関しては学長課が行う。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、懲戒処分の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成19年5月10日から施行する。

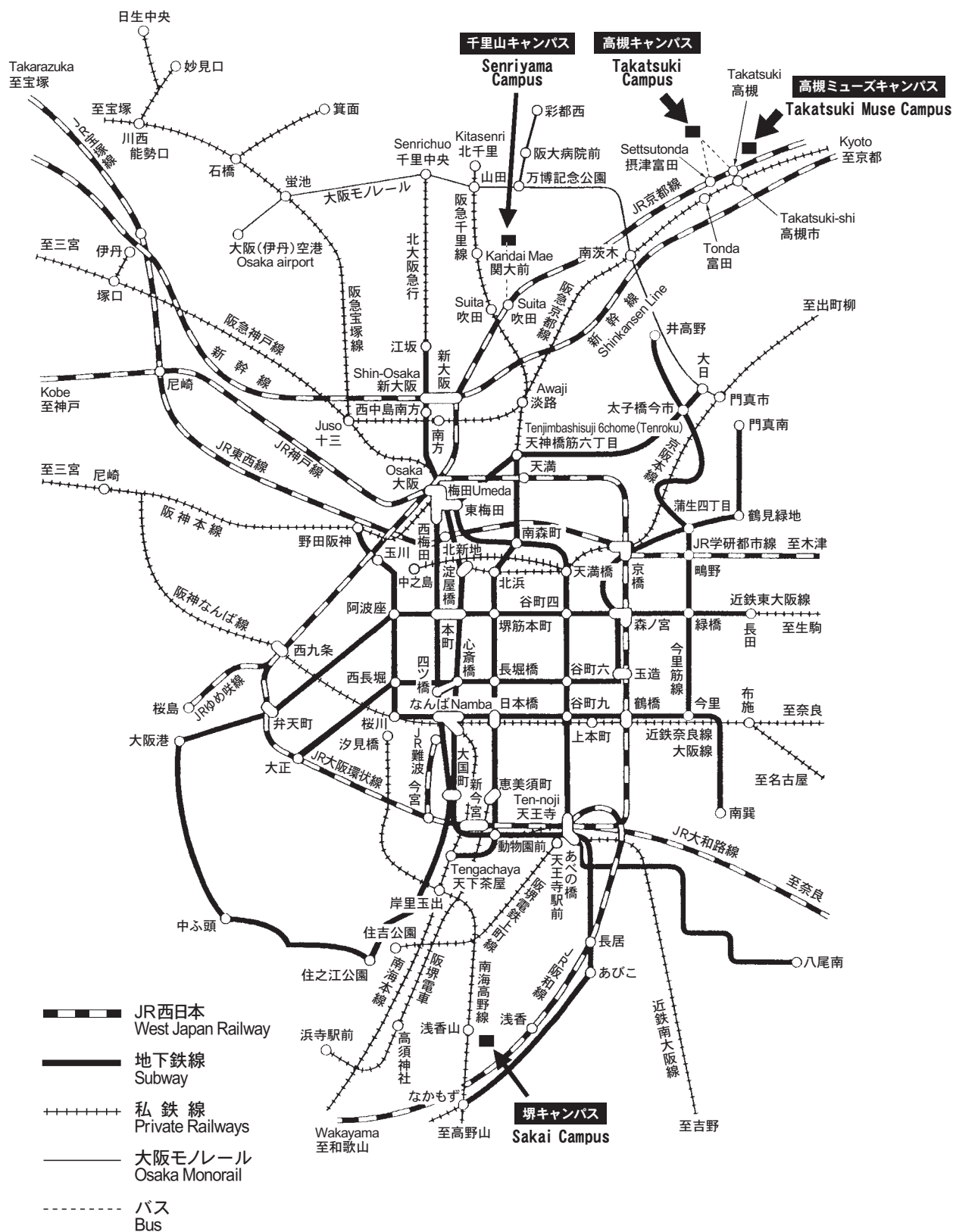
<省略>

附則

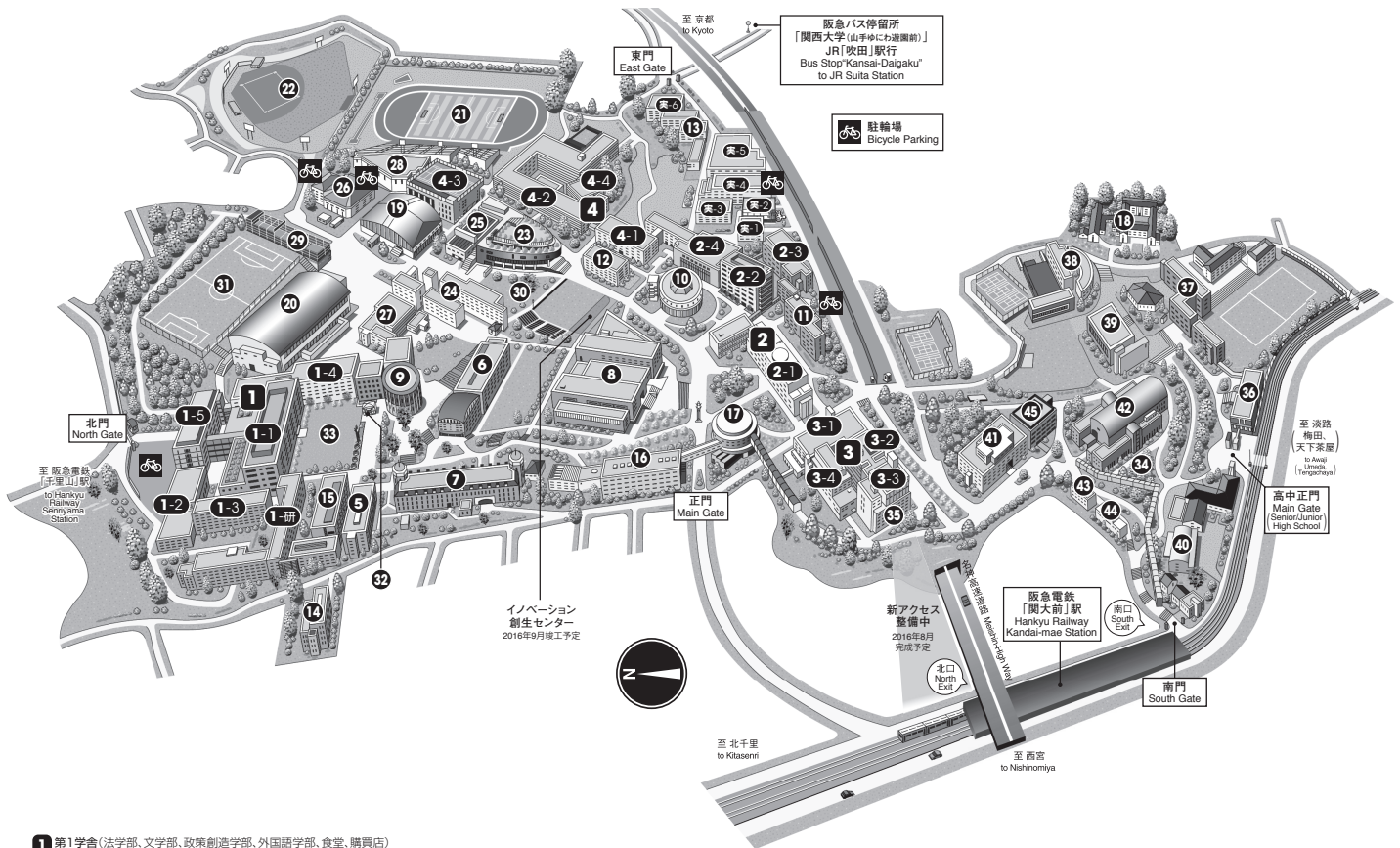
この規程(改正)は、平成27年4月1日から施行する。

キャンパス位置図 キャンパスマップ 学舎案内図

キャンパス位置図



千里山キャンパス Senriyama Campus



1 第1学舎(法学部、文学部、政策創造学部、外国語学部、食堂、購買店)

Faculties of Law, Letters, Policy Studies, Foreign Language Studies; Cafeteria, Store

1-1 第1学舎1号館 千里ホールA-B 1-2 第1学舎2号館 1-3 第1学舎3号館

Bldg.1 Senri Hall A-B

1-4 第1学舎4号館

Bldg.4

1-5 第1学舎5号館 1-研 法文研究室棟

Bldg.5

Research Laboratory (Faculties of Law, Letters)

2 第2学舎(経済学部、商学部、会計専門職大学院、教務センター、食堂、購買店)

Faculties of Economics, Business and Commerce; School of Accountancy, Center for Academic Affairs, Cafeteria, Store

2-1 第2学舎1号館 2-2 第2学舎2号館 2-3 第2学舎3号館

Bldg.1

2-4 第2学舎4号館 / BIGホール100

Bldg.4 / BIG Hall 100

3 第3学舎(社会学部、食堂、購買店)

Faculty of Sociology, Cafeteria, Store

3-1 第3学舎1号館 3-2 第3学舎2号館 3-3 第3学舎3号館

Bldg.1

3-4 第3学舎4号館 / ソシオAV大ホール

Bldg.4 / Socio AV Large Hall

4 第4学舎(システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部、キャリアセンター理工系事務室、購買店)

Faculties of Engineering Science, Environmental and Urban Engineering, Chemistry, Materials and Bioengineering; Career Center for Science and Engineering, Store

4-1 第4学舎1号館 4-2 第4学舎2号館 4-3 第4学舎3号館 4-4 第4学舎4号館

Bldg.1

4-5 第4学舎5号館

Bldg.5

実験棟 Laboratory Bldg.1-6

5 岩崎記念館(外国語教育研究科英語教育連携センター)

IWASAKI KINENKAN (English Language Instruction Network Center)

6 尚文館(大学院、臨床心理専門職大学院) / マルチメディアAV大教室

SHOBUNKAN (Graduate Schools, Graduate School of Professional Clinical Psychology) / Multimedia AV Large Hall

7 以文館(法科大学院、心理臨床センター千里山カウンセリングルーム、食堂、購買店)

IBUNKAN (School of Law, Psychological Service Center Senriyama Counseling Room, Cafeteria, Store)

8 総合図書館

University Library

9 蔵文館(関西大学博物館、なにかわ大阪研究センター、人権問題研究室、年史資料展示室)

KANBUNKAN (Museum, Research Center for Naniwa-Osaka Studies, Institute of Human Rights Studies, University Archival Gallery)

10 神館(ITセンター)

ENSHINKAN (Information Technology Center)

11 ソシオネットワーク戦略研究機構、経済研究棟

Research Institute for Socionetwork Strategies, Economics and Commerce Researchers Office

12 学術フロンティアコア(先端科学技術推進機構、

社会連携部[産学官連携センター、知財センター、地域連携センター])

Frontier Sciences Core Organization for Research and Development of Innovative Science and Technology, Division of Community and Business Partnerships [Center for Business, Government and Universities, Center for Intellectual Property, Center for Community Collaboration]

13 ハイテクリサーチコア(先端科学技術推進機構)

High Technology Research Core (Organization for Research and Development of Innovative Science and Technology)

14 梶島惟謙館(経済・政治研究所、東西学術研究所[文化交渉学研究拠点]、法学研究所)

KOJIMA KOREKATA-KAN (Institute of Economic and Political Studies, Institute of Oriental and Occidental Studies [Institute for Cultural Interaction Studies], Institute of Legal Studies)

15 総合研究室棟(国際文化財・文化研究センター)

Researchers Office (Center for the Global Study of Cultural Heritage and Culture)

16 新関西大学会館北棟(学生相談・支援センター、高大連携センター、入試センター、

保健管理センター、キャリアセンター) / 新関西大学会館北棟ホール

SHIN-KANSADAIKAKU-KAIKAN North Bldg. (Student Study and Counseling Center, Center for High School and University Partnerships, Admissions Center, Medical Center, Career Center), SHIN-KANSADAIKAKU-KAIKAN North Bldg. Hall

17 新関西大学会館南棟(インフォメーション、研究推進部、国際部、

CARES-Osaka事務局、出納課分室、レストラン)

SHIN-KANSADAIKAKU-KAIKAN South Bldg. Information Center, Division of Research Development, Division of International Affairs, CARES-Osaka Bureau, Cashiers Division, Restaurant)

18 学生国際交流館・秀麗寮

SHUREI-RYO (International Student House)

19 千里山東体育館

Gymnasium-Senriyama East

20 千里山中央体育館(購買店)

Gymnasium-Senriyama Central (Store)

21 千里山中央グラウンド

Athletic Ground-Senriyama Central

22 千里山北グラウンド

Athletic Ground-Senriyama North

23 総合学生会館 メディアパーク 凜風館(学生生活支援グループ、奨学支援グループ、

ボランティア活動支援グループ、コラボレーションコンモンス、生協本部、食堂、購買店)

Mediapark RINPUKAN (Student Support Group, Scholarships and Financial Assistance Group, Volunteer Activities Support Group, Collaboration Commons, Cafeteria, Shops)

24 誠之館2-3号館(サテライトステーション)

SEISHIKAN 2-3 (Satellite Station, Clubrooms)

25 誠之館4号館 / KU シンフォニーホール

SEISHIKAN 4 / KU Symphony Hall

26 誠之館5号館 凱風館

GAIFUKAN (Athletic Clubrooms)

27 誠之館6号館 有鄰館

YURINKAN (Clubrooms)

28 誠之館7号館 新凱風館(スポーツ振興グループ)

SHIN-GAIFUKAN (Athletic Clubrooms, Sports Promotion Group)

29 誠之館8号館 養心館

YOSHINKAN (Sports Complex)

30 悠久の庭

YUKYU NO NIWA (Open Space)

31 千里山北広場

SENRIYAMA KITAHIROBA (Sports Ground)

32 高松塚古墳壁画再現展示室

TAKAMATSUZUKA KOFUN "Ancient Tomb" Exhibition Room

33 あすかの庭

ASUKA NO NIWA (Open Space)

34 飛鶴の庭

HISHO NO NIWA (Japanese Garden)

35 エクステンション・リードセンター

Extension Reed Center (The Extension Center)

36 親和館

SHINWAKAN (Hall, Cafeteria)

37 関西大学第一高等学校

Kansai University Dai-ichi Senior High School

38 関西大学第一中学校

Kansai University Dai-ichi Junior High School

39 秀麗館

SHUREIKAN (Senior/Junior High School Gymnasium)

40 関西大学幼稚園

Kansai University Kindergarten

41 関西大学会館(法人本部、大学本部)

KANSADAIKAKU-KAIKAN (Administration Office)

42 100周年記念会館(レストラン、室内温水プール、

株式会社関大(ンセ、関西大学共済会事務局)

Centenary Memorial Hall (Restaurant, Swimming Pool, KANDAI Pensee, Kansai University Mutual Aid Association Office)

43 教育会館

KYOIKU-KAIKAN

44 教育会館別館(出版部)

KYOIKU-KAIKAN-BEKKAN (Kansai University Press)

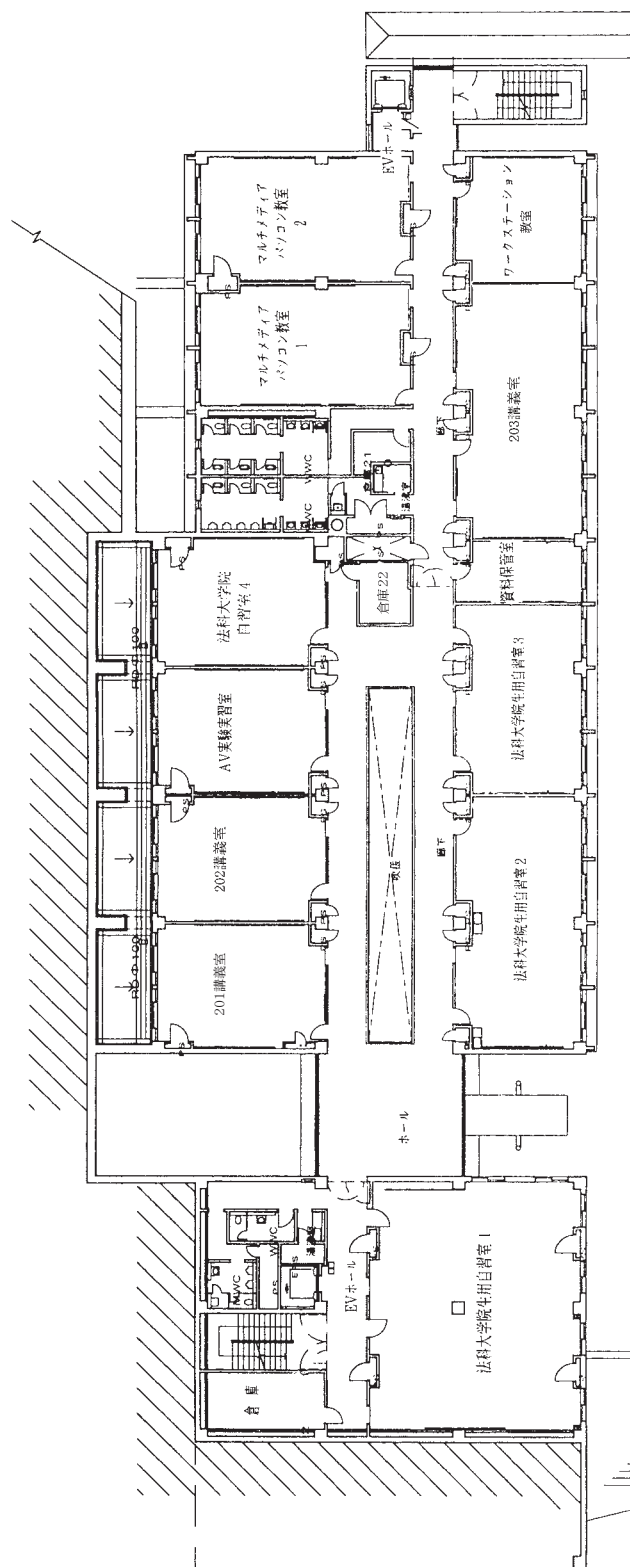
45 校友・父母会館(校友会、教育後援会)

KOYU FUBO-KAIKAN (Alumni Association, Parents' Association)

※2016年2月現在のものを掲載しています。

尚文館(大学院学舎)略図

2 階



401講義室

402講義室

403講義室

404講義室

図書41

WC

調理室

倉庫41

EVホール

大講義室

405演習室

406演習室

407演習室

408演習室

臨床心理専門職
大学教員室2

臨床心理専門職
大学教員室1

図書42

WC

409演習室

410演習室

411演習室

412演習室

413演習室

414演習室

415演習室

416演習室

417演習室

418演習室

419演習室

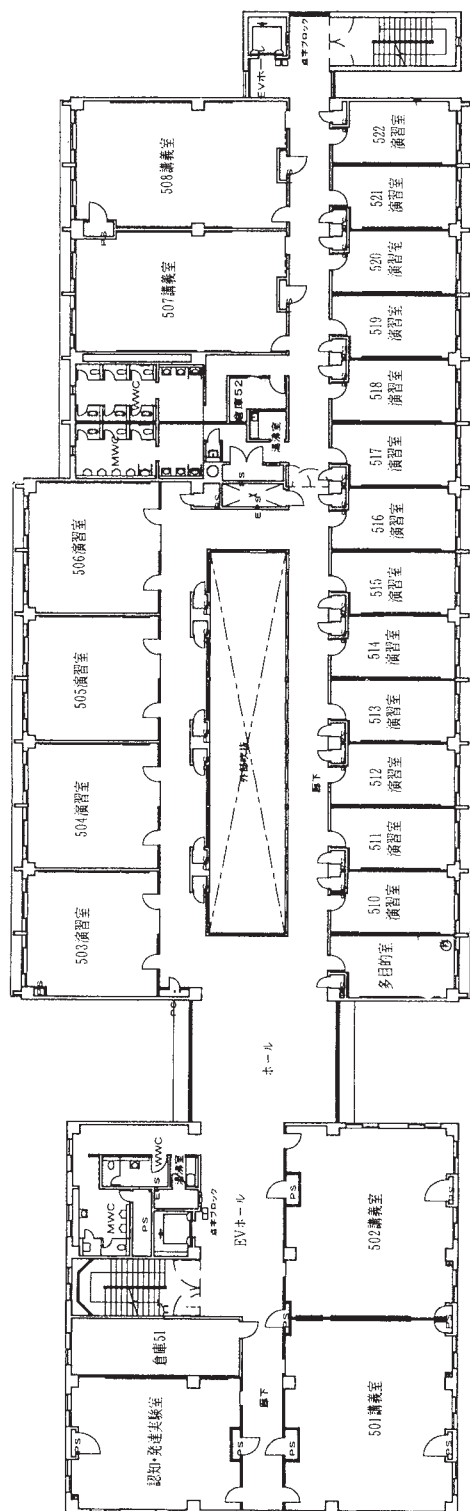
420演習室

421演習室

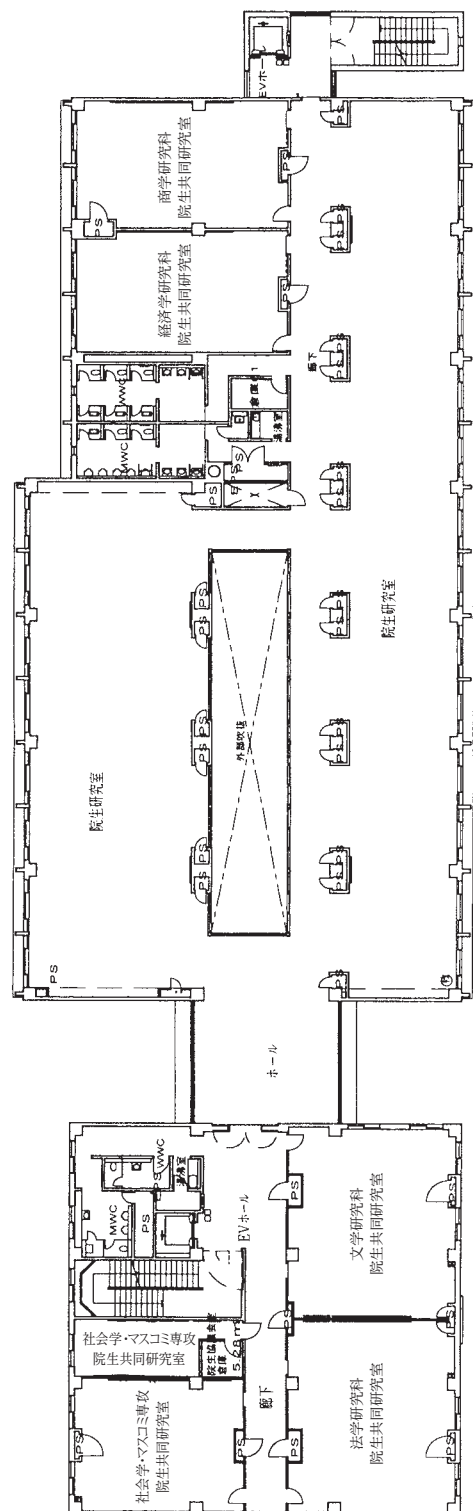
422演習室

EVホール

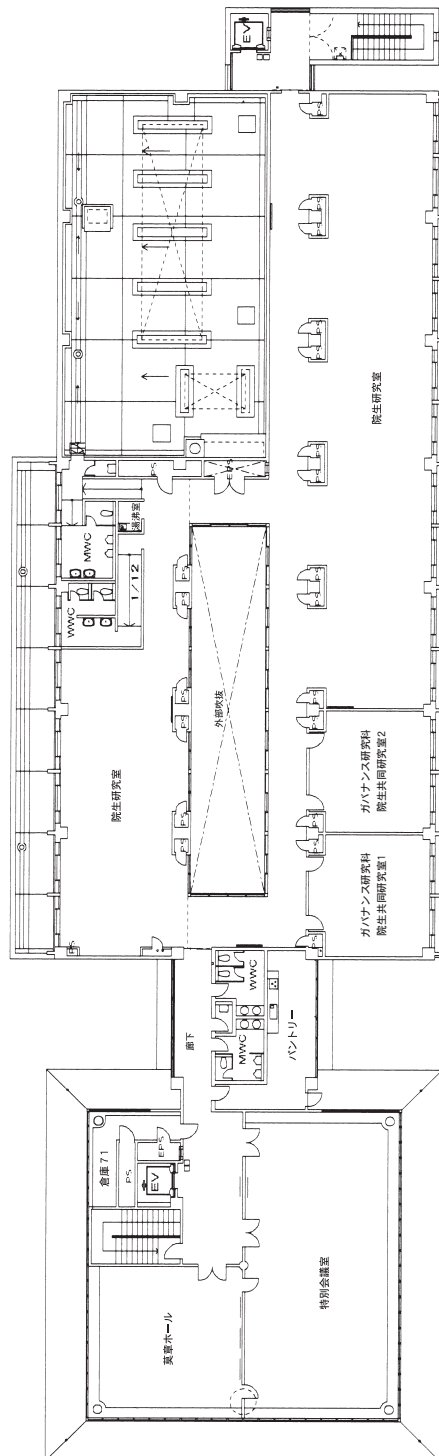
5 階



6 階



7 階

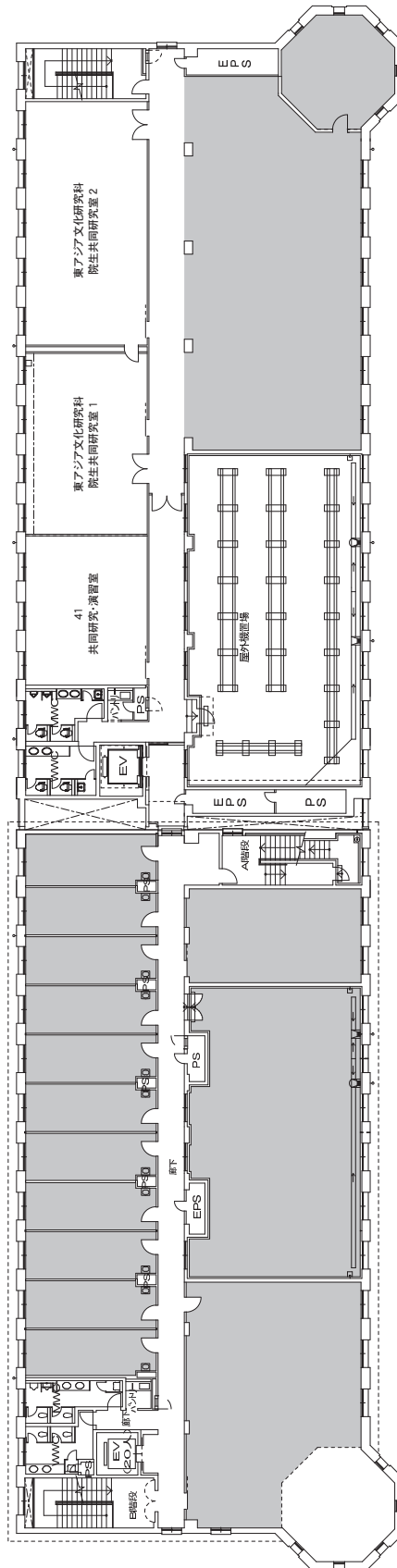


以文館 (大学院学舎) 略図

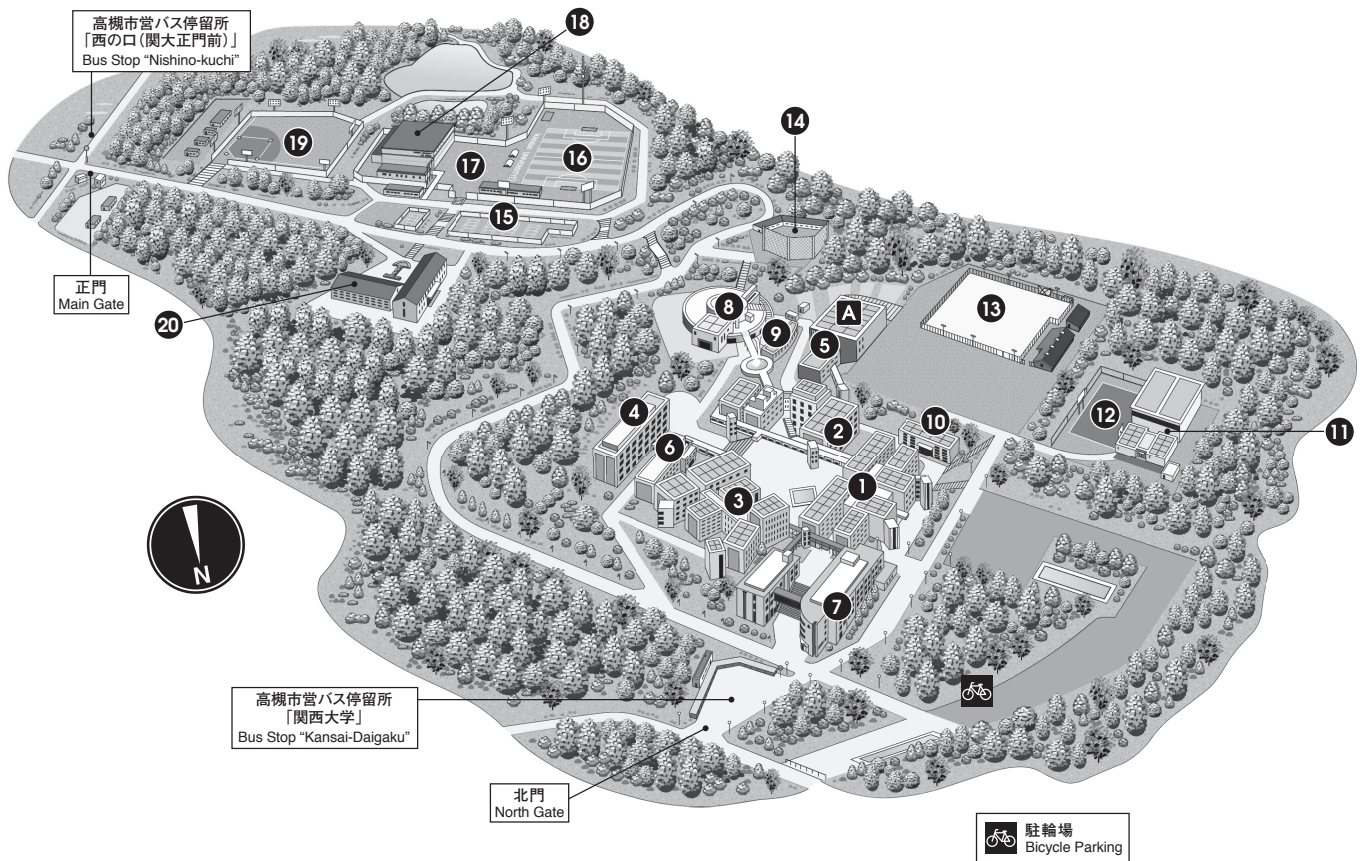


4 階

増築部分



高槻キャンパス Takatsuki Campus



総合情報学部・総合情報学研究科

- ① A棟 管理・研究棟 (総合情報学部オフィス、高槻キャンパスオフィス)
- ② B棟 図書・教室棟 (高槻キャンパス図書館)
- ③ C棟 スタジオ棟
- ④ D棟 大学院棟
- ⑤ E棟 教室棟
- ⑥ F棟 ネットワーキング研究センター
- ⑦ K棟 情報演習棟 (キャリアセンター)
- ⑧ L棟 厚生棟 (食堂、購買店)
- ⑨ S棟 スチューデントハウス
- ⑩ R棟 リサーチハウス
- ⑪ G棟 体育館
- ⑫ 全天候型ハードコート
- ⑬ 馬場
- ⑭ ゴルフ練習場
- ⑮ テニスコート
- ⑯ 第1グラウンド
- ⑰ 第2グラウンド
- ⑱ 関西大学アイスアリーナ
- ⑲ 第3グラウンド
- ⑳ セミナーハウス 高岳館

ホ ー ル

- A 情報メディアホール (TEホール)

Faculty of Informatics, Graduate School of Informatics

- ① Bldg.A (Faculty Office, Administration Office)
- ② Bldg.B (Classrooms, Library)
- ③ Bldg.C (Computer Rooms, Studio)
- ④ Bldg.D (Graduate School)
- ⑤ Bldg.E (Classrooms)
- ⑥ Bldg.F (Research Center for Networking)
- ⑦ Bldg.K (Seminar Rooms, Laboratories, Career Center)
- ⑧ Bldg.L (Cafeteria, Store)
- ⑨ Bldg.S (Student House)
- ⑩ Bldg.R (Research House)
- ⑪ Bldg.G (Gymnasium)
- ⑫ All Weather Court
- ⑬ Riding Ground
- ⑭ Golf Range
- ⑮ Tennis Courts
- ⑯ 1st Athletic Ground
- ⑰ 2nd Athletic Ground
- ⑱ Ice Arena
- ⑲ 3rd Athletic Ground
- ⑳ Seminar House KOGAKUKAN

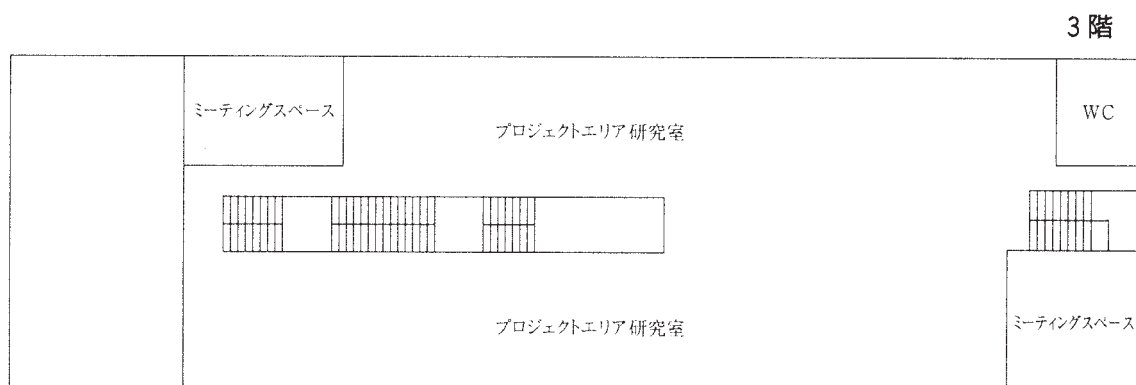
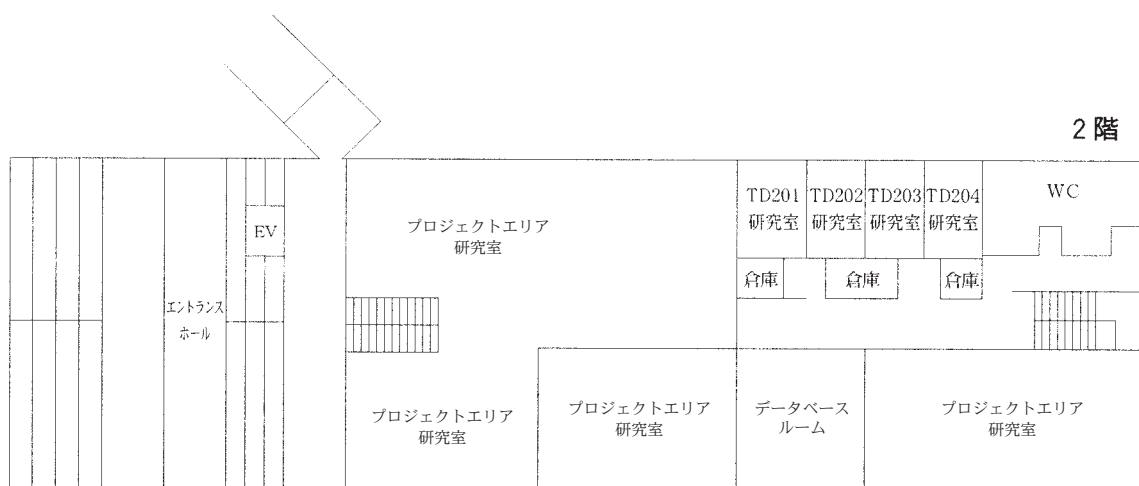
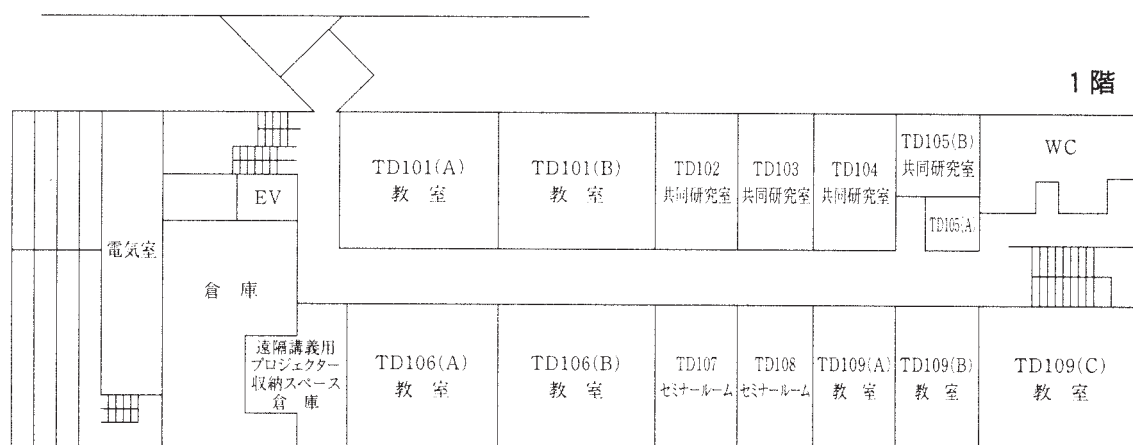
HALL

- A TE Hall

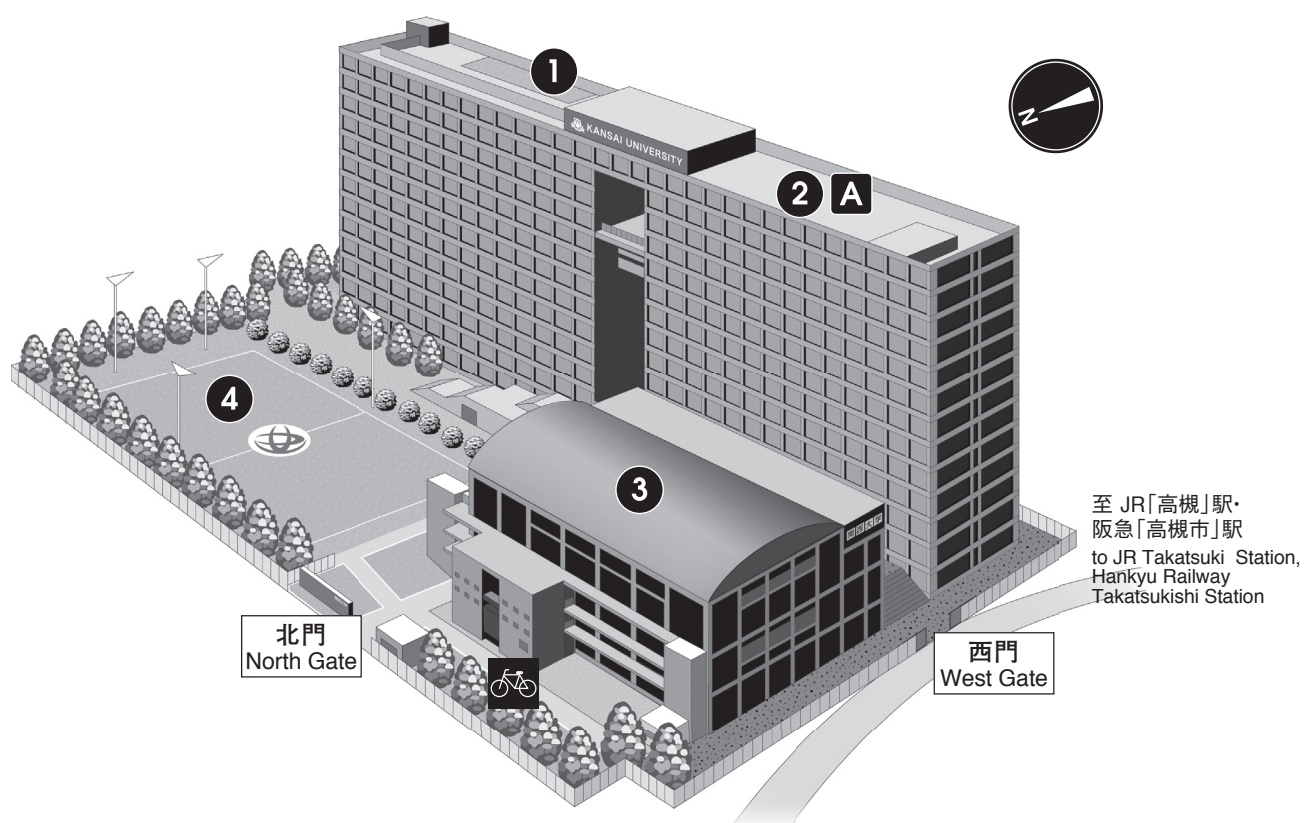
※2016年2月現在のものを掲載しています。

〔 高 槻 キ ャ ン パ ス 〕

D棟／大学院棟略図



高槻ミュージズキャンパス Takatsuki Muse Campus



- ① 東館(初等部・中等部・高等部校舎棟)
関西大学初等部・中等部・高等部
- ② 西館(大学・大学院学舎棟、ミュージズオフィス)
社会安全学部・社会安全研究科
 - ミューズ大学図書館
 - 関西大学児童図書館
 - 安全ミュージアム
 - 生涯学習センター、キャリアセンター、エクステンション・リードセンター
- ③ 北館(体育・厚生棟)
 - レストラン、購買店 ● 武道場
 - 室内温水プール ● アリーナ
- ④ グラウンド

ホ ー ル

- A ミューズホール(西館内)

- ① East Bldg. (Kansai University Senior High/Junior High/Elementary School)
- ② West Bldg. (Faculty, Graduate School, Office)
Faculty of Societal Safety Sciences, Graduate School of Societal Safety Sciences
 - University Library, "Muse"
 - Kids' Library
 - Museum of Safety Science
 - Center for Continuing Education, Career Center, Extension Reed Center (The Extension Center)
- ③ North Bldg. (Gymnasium, Restaurant)
 - Restaurant, Store
 - Budo Gym
 - Swimming Pool
 - Arena
- ④ Athletic Field

HALL

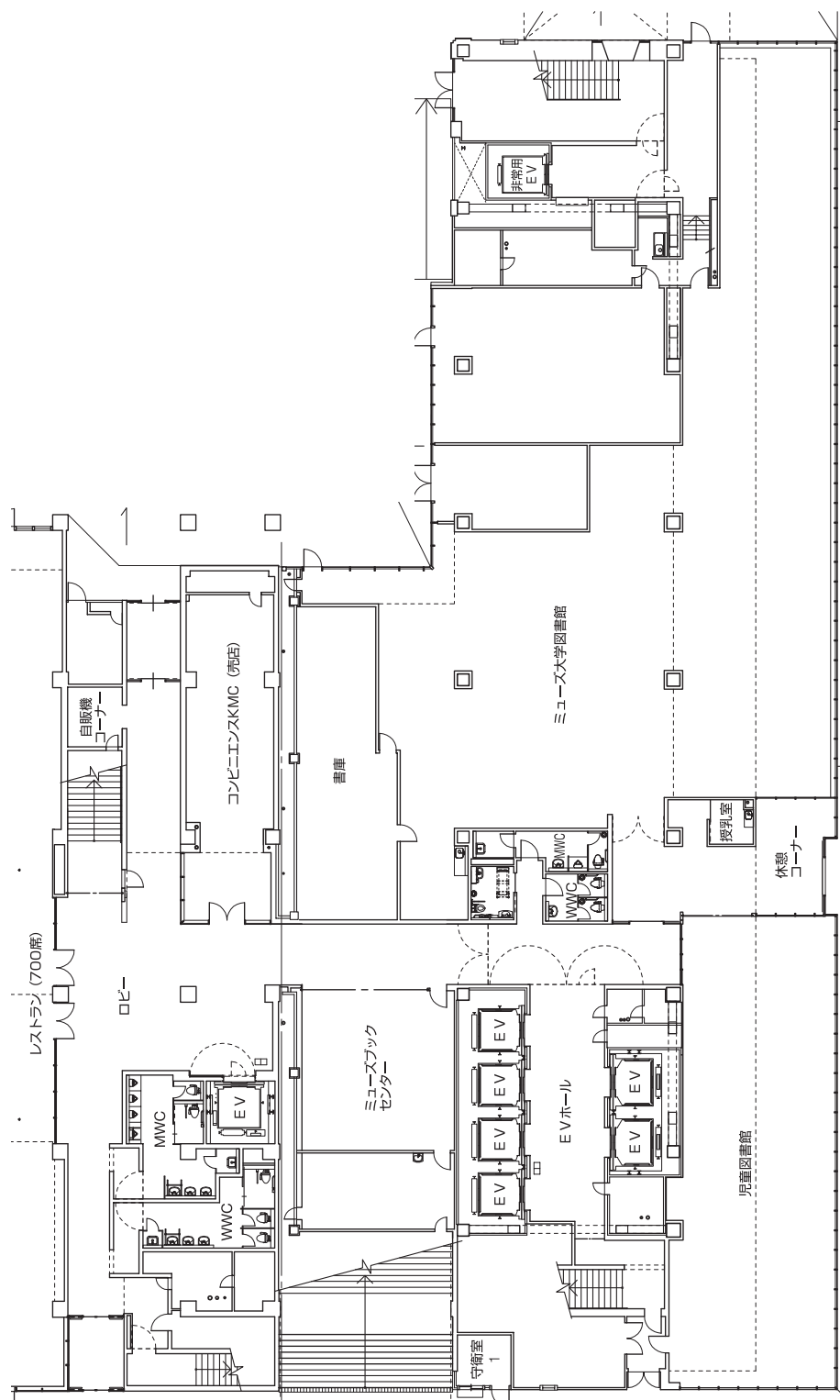
- A Muse Hall

※2016年2月現在のものを掲載しています。

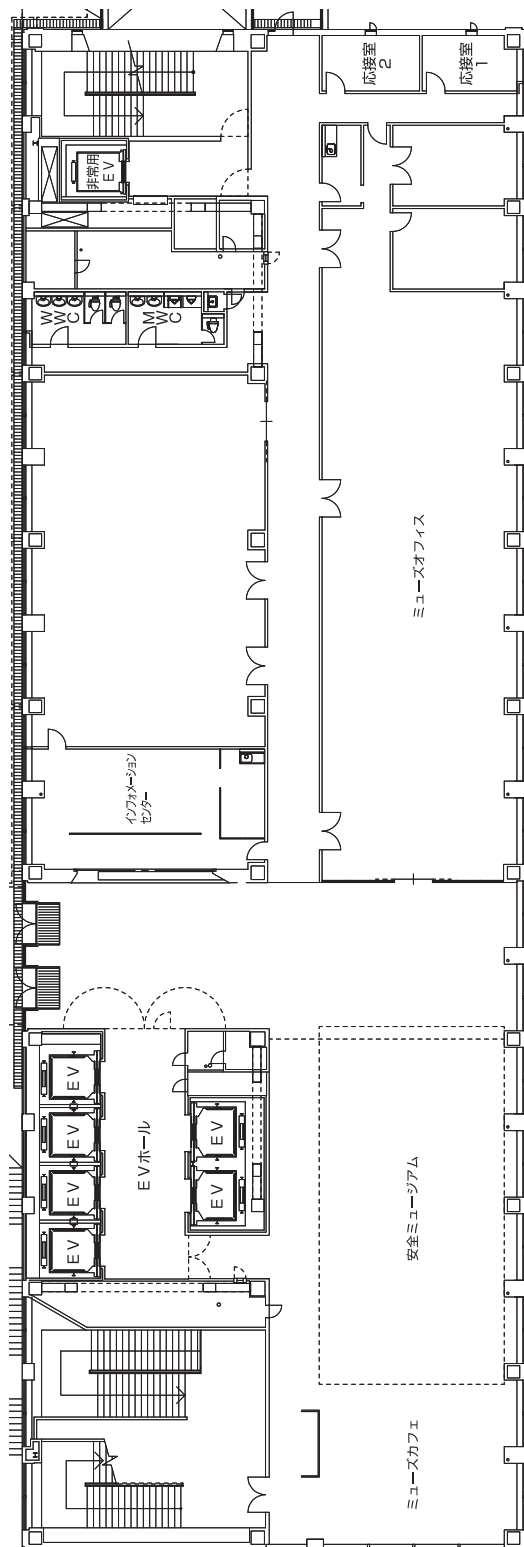
〔 高槻ミューズキャンパス 〕

学舎略図

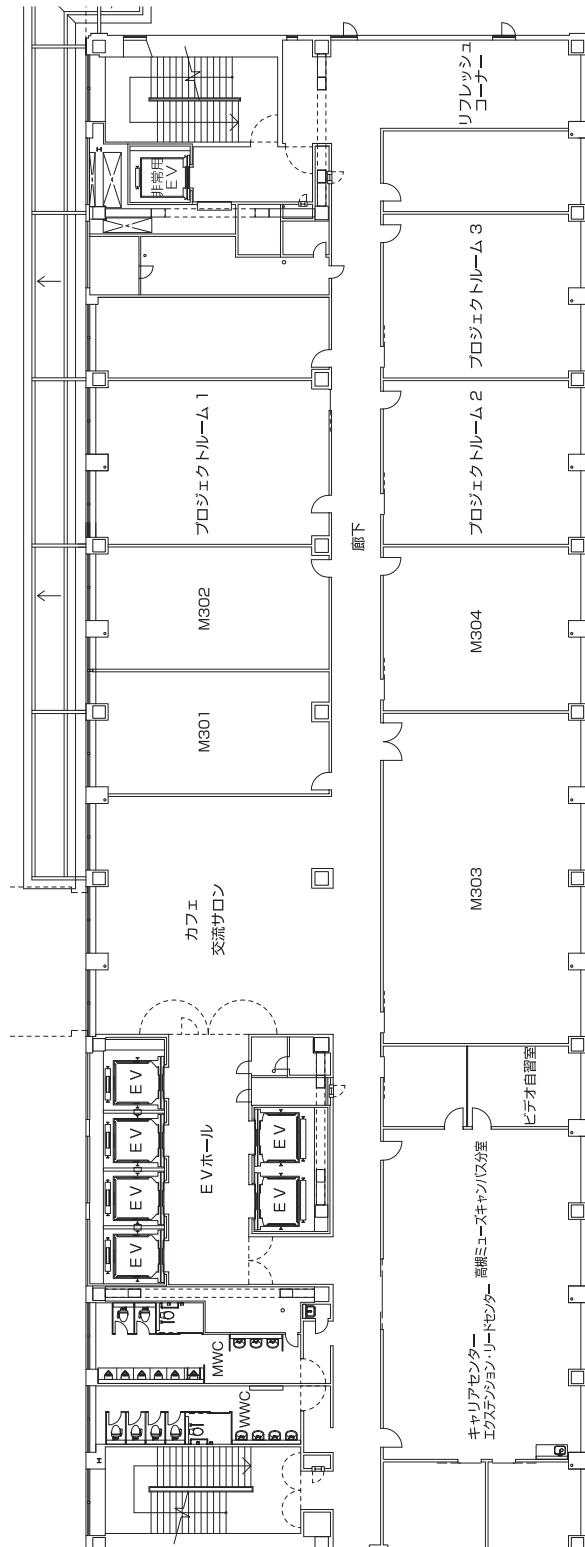
1 階



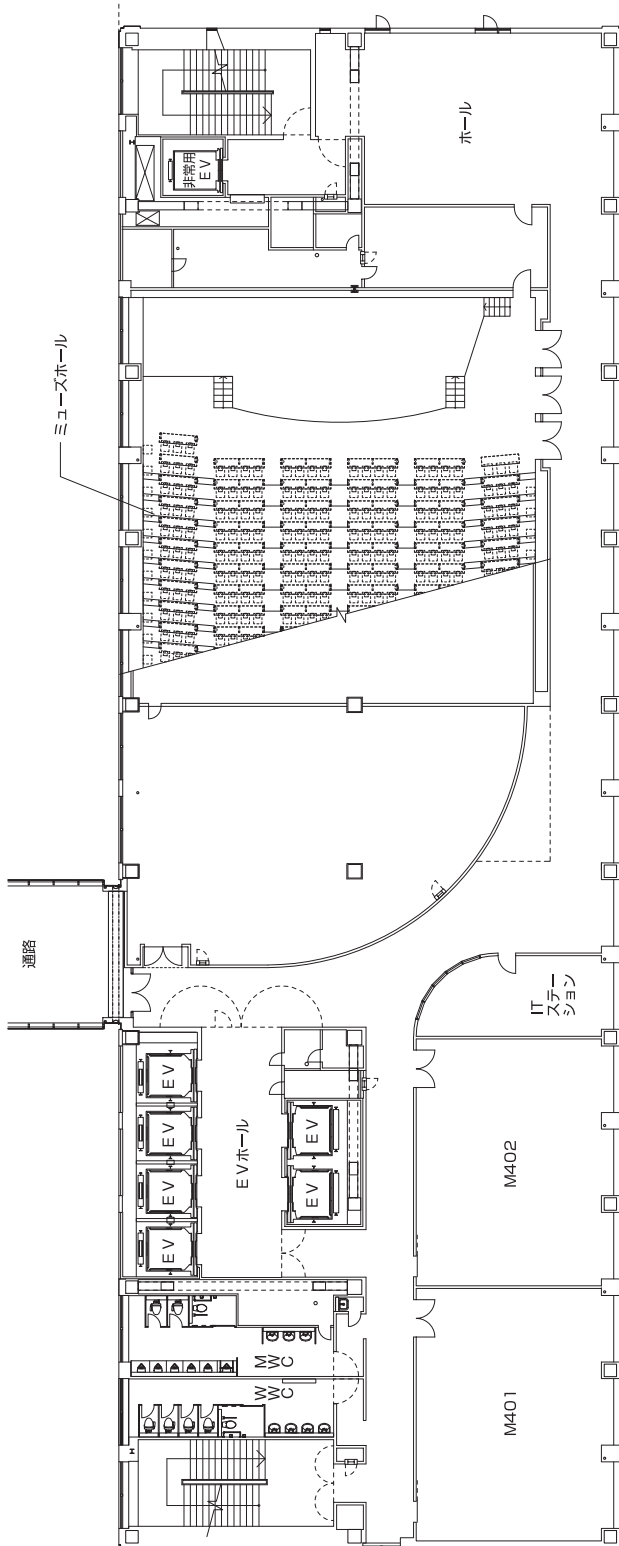
2階



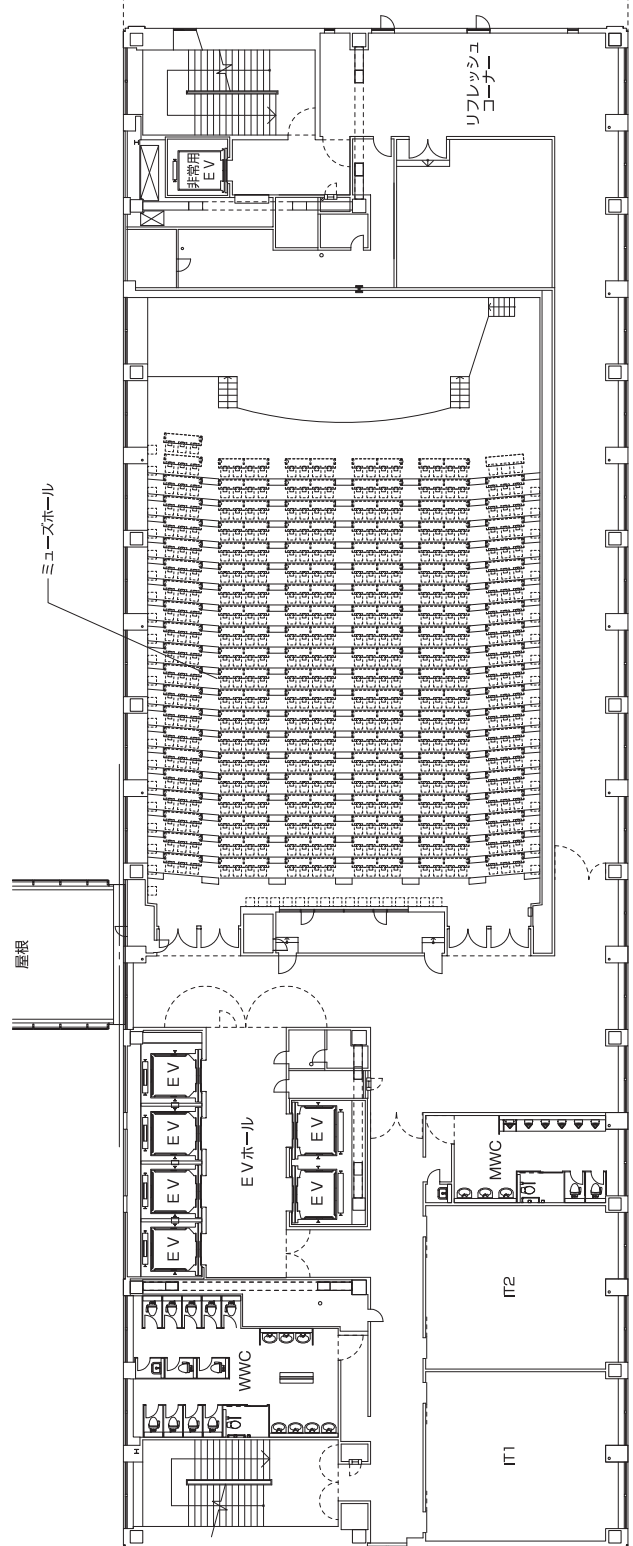
3階



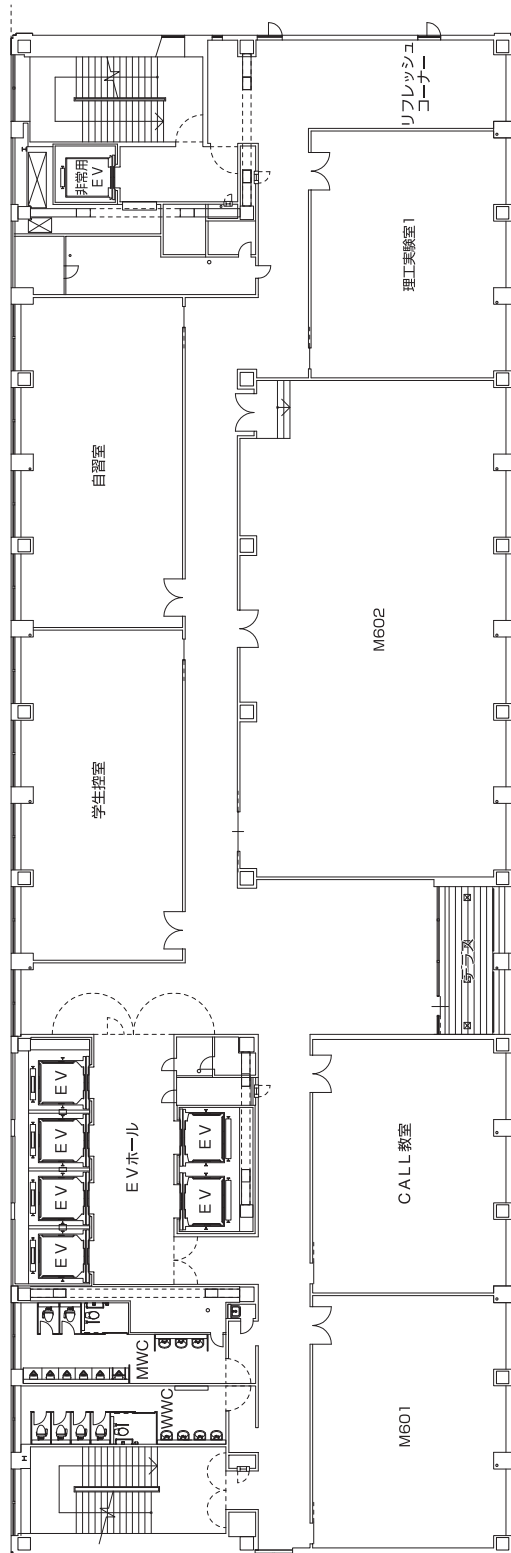
4階



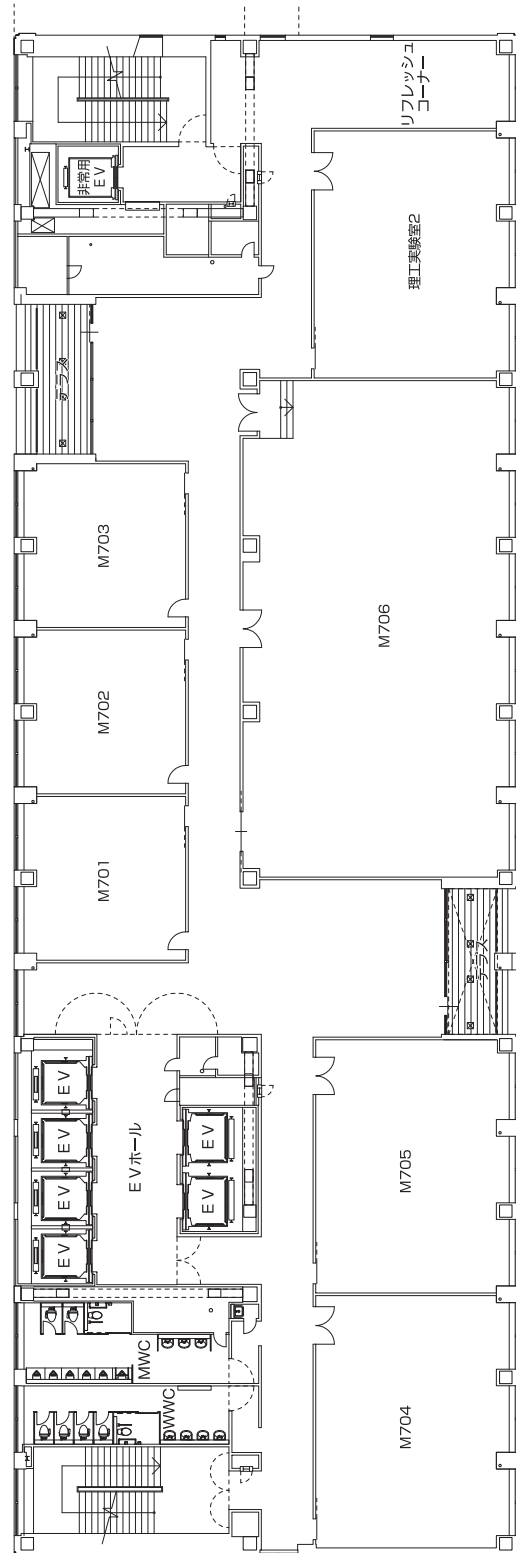
5階



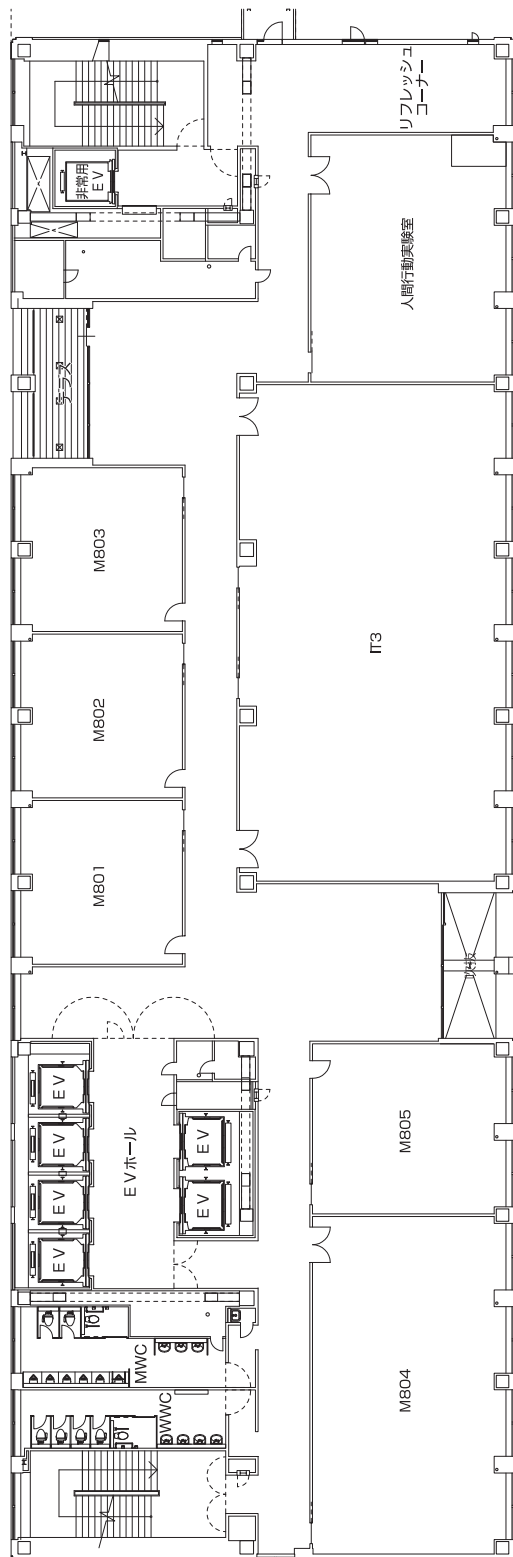
6階



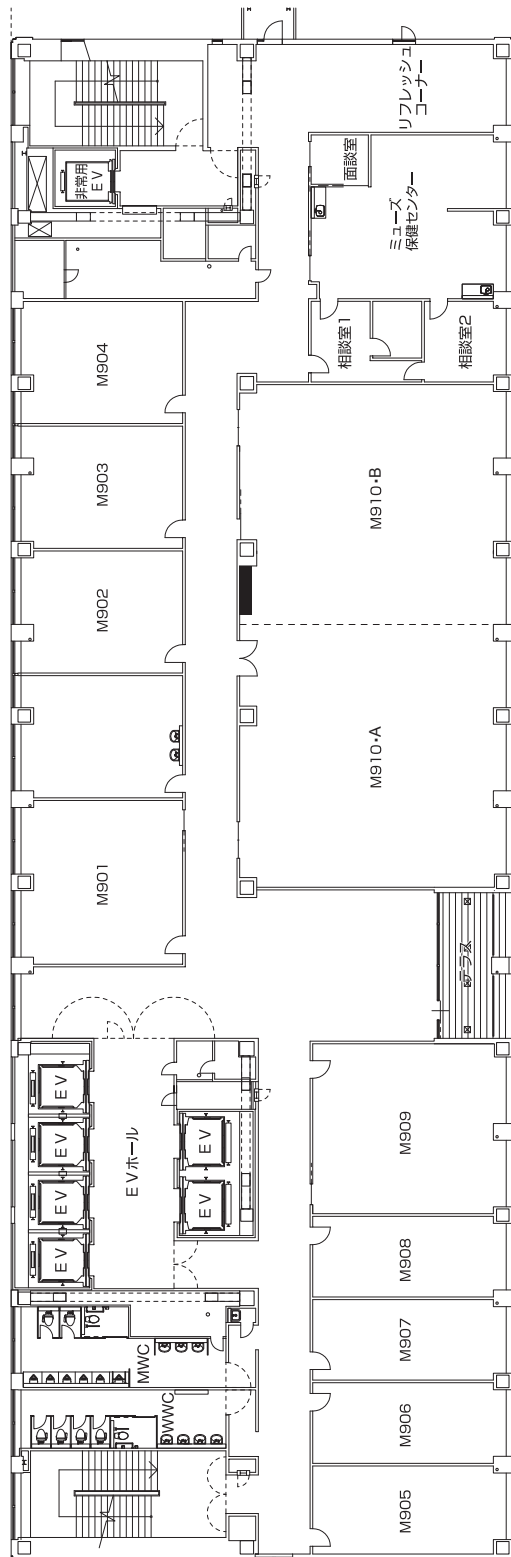
7階



8階

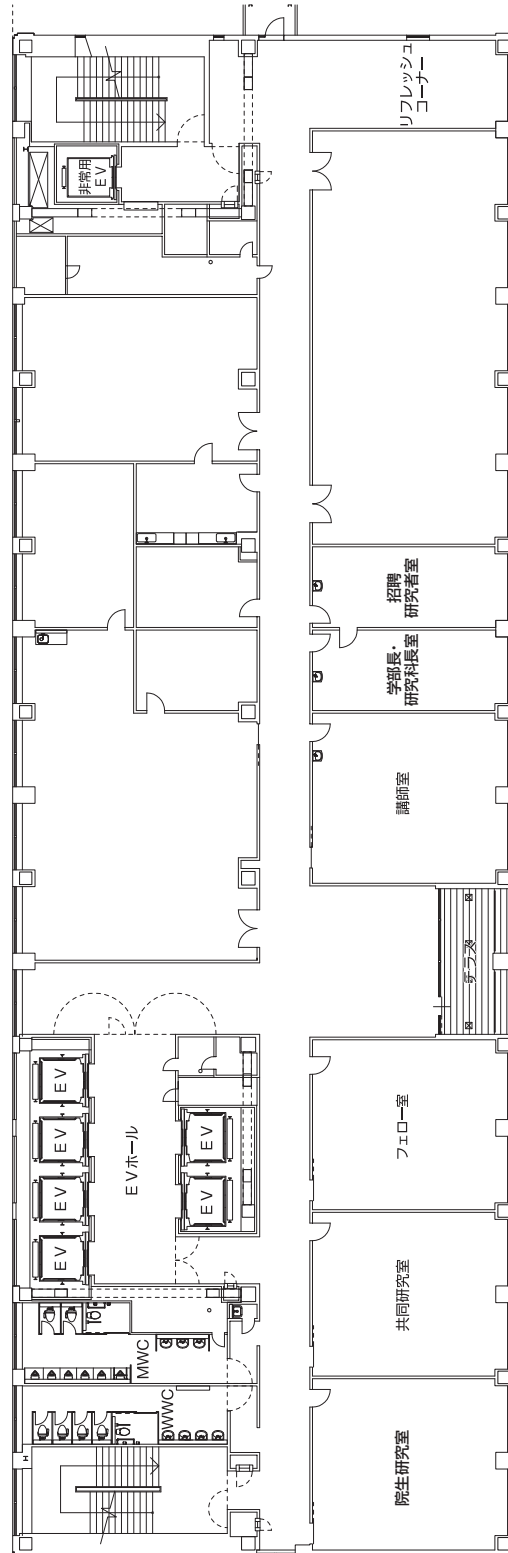


9階

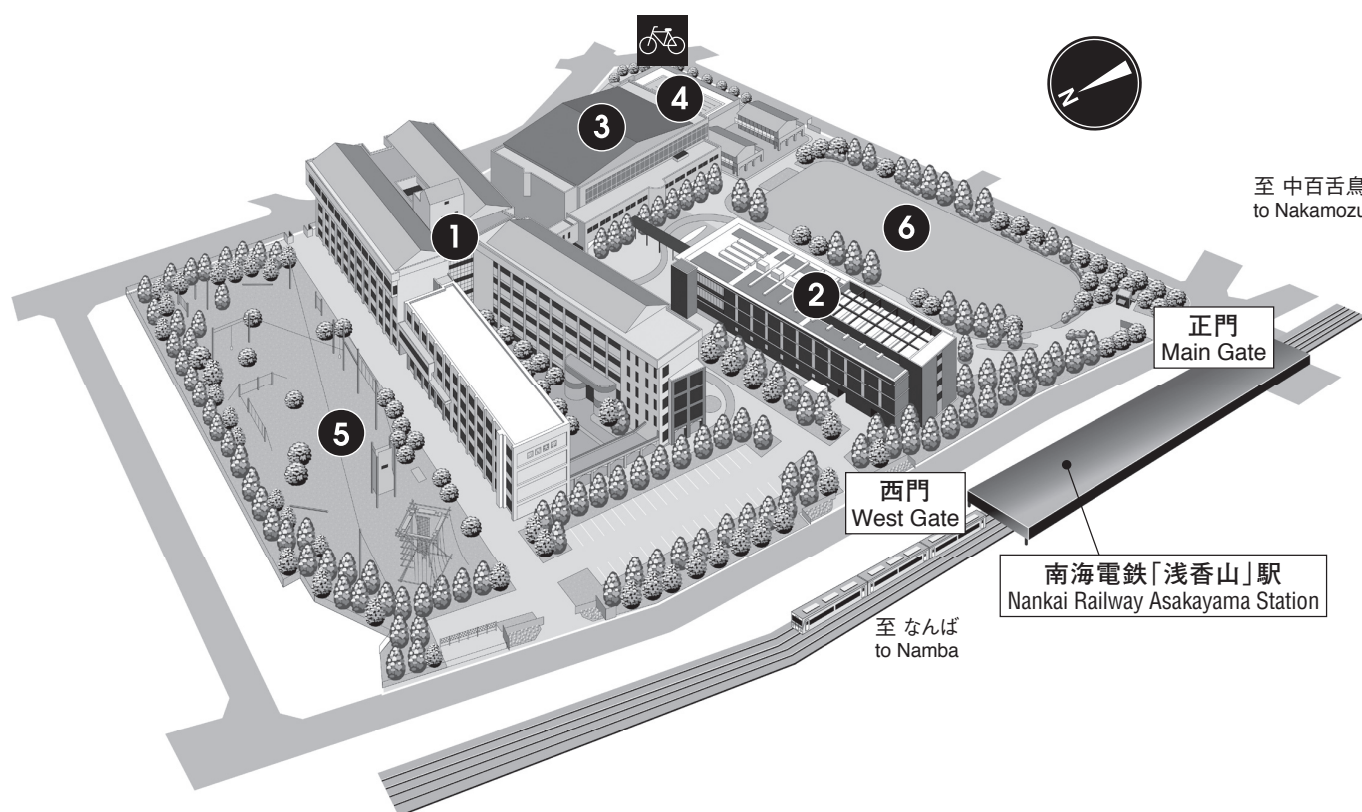


[illegible]

12階



堺キャンパス Sakai Campus



人間健康学部・人間健康研究科

- ① A棟(教室、キャリアセンター、堺キャンパス事務室)
- ② B棟(教室、堺キャンパス図書館、カフェテリア、購買店)
- ③ 体育館(アリーナ、格技・実習教室、トレーニングルーム)
- ④ プール
- ⑤ 体験学習エリア
- ⑥ 広場・Evergreen

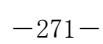
Faculty of Health and Well-being

Graduate School of Health and Well-being

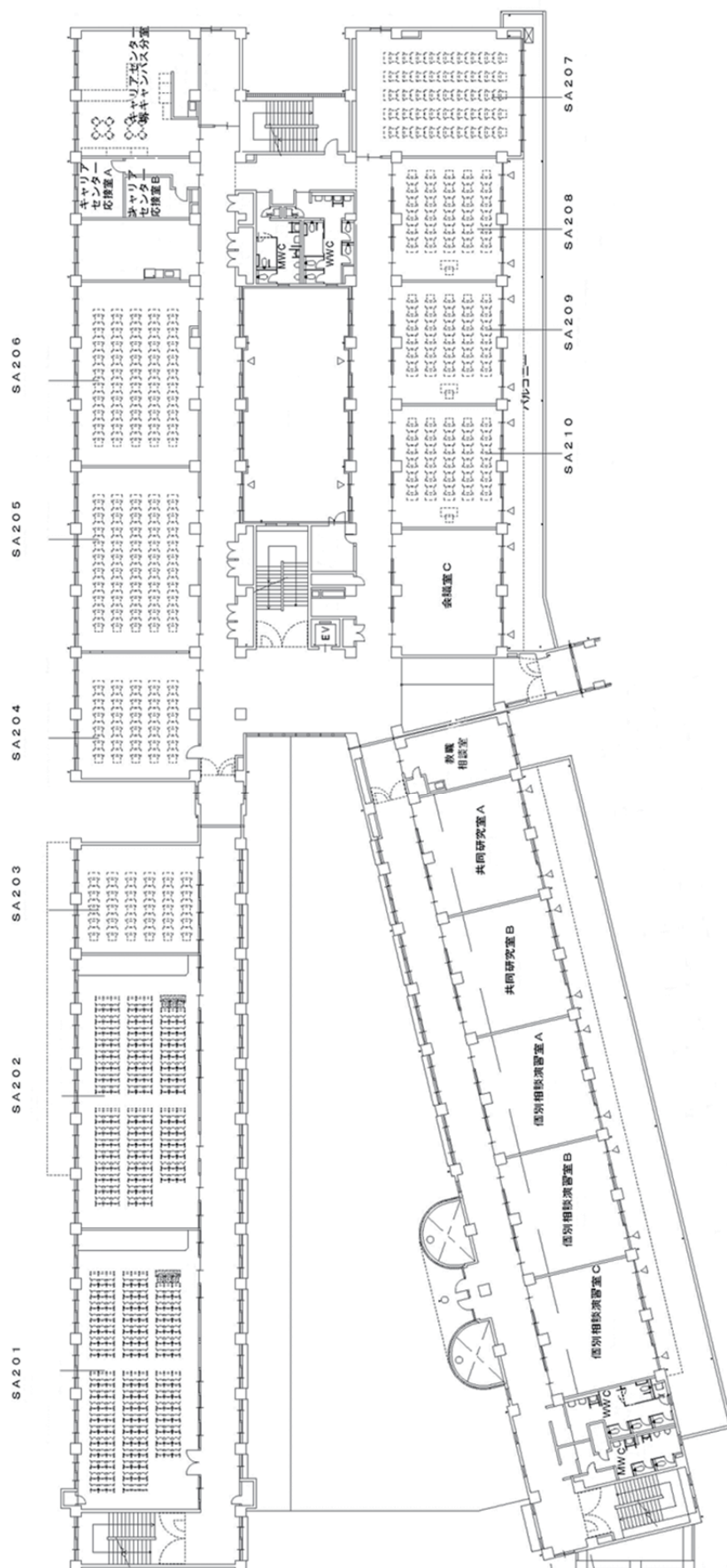
- ① Bldg.A (Classrooms, Career Center, Office)
- ② Bldg.B (Classrooms, Library, Cafeteria, Store)
- ③ Gymnasium (Arena, Budo & Fitness Gym, Training Room)
- ④ Swimming Pool
- ⑤ Facility for Experiential Learning Activities
- ⑥ Evergreen (Open Space)

※2016年2月現在のものを掲載しています。

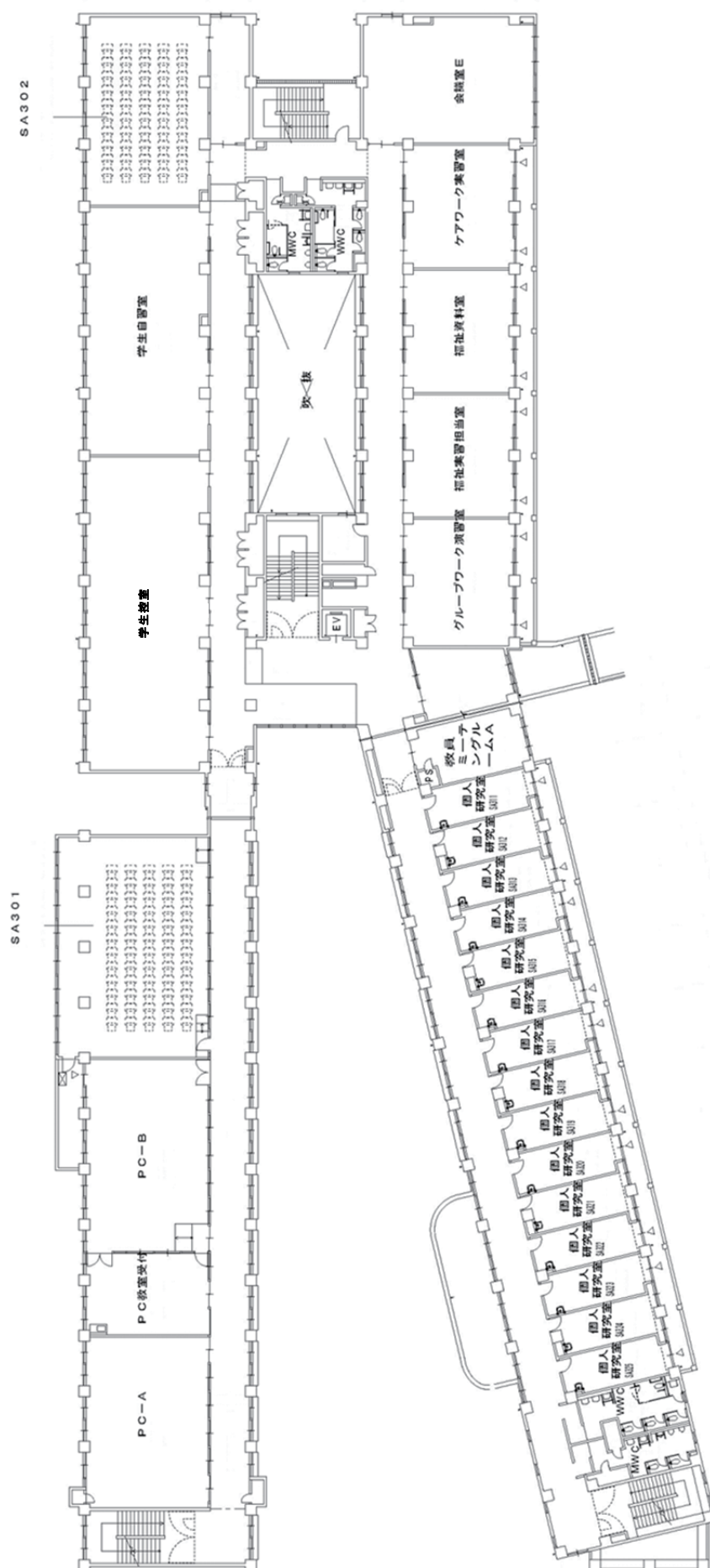
A棟略図 1階



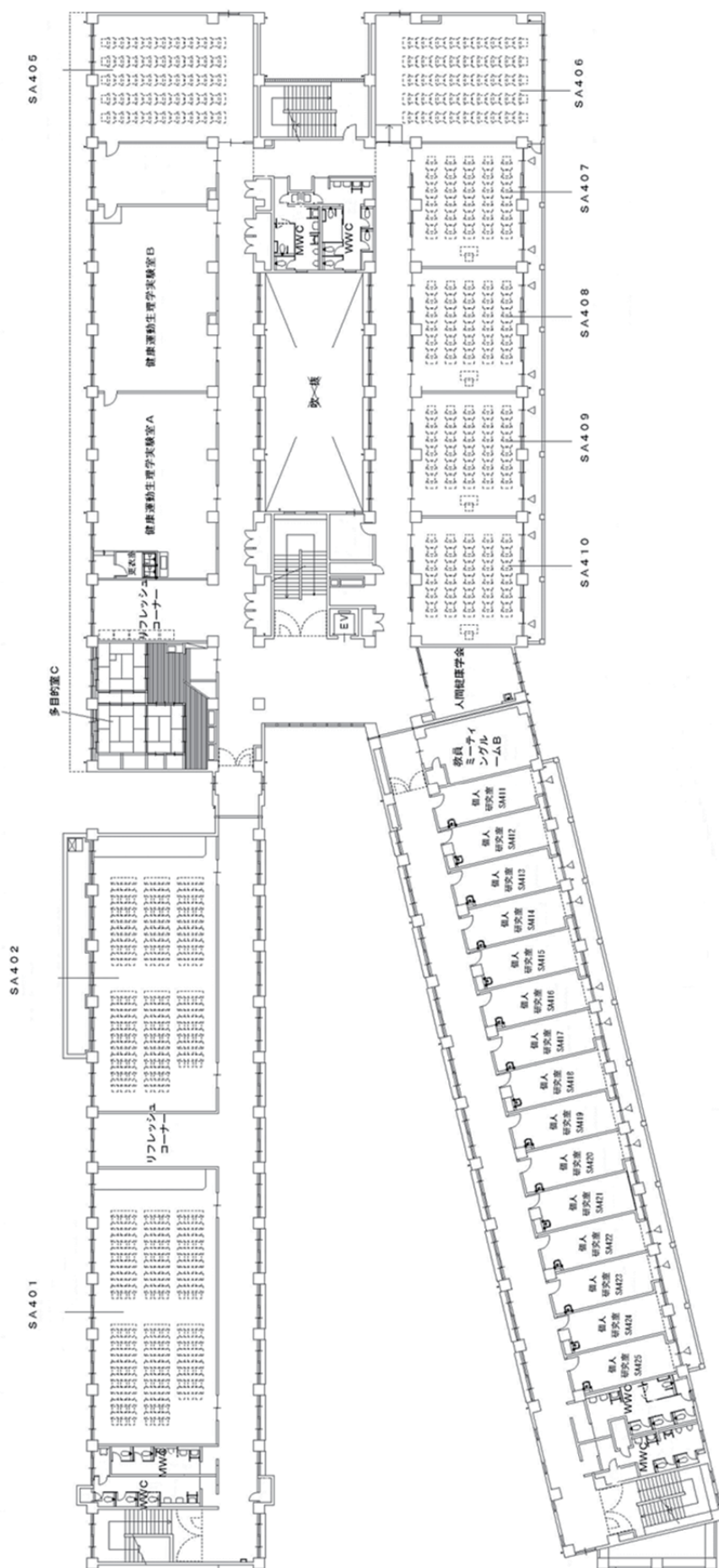
A棟略図 2階



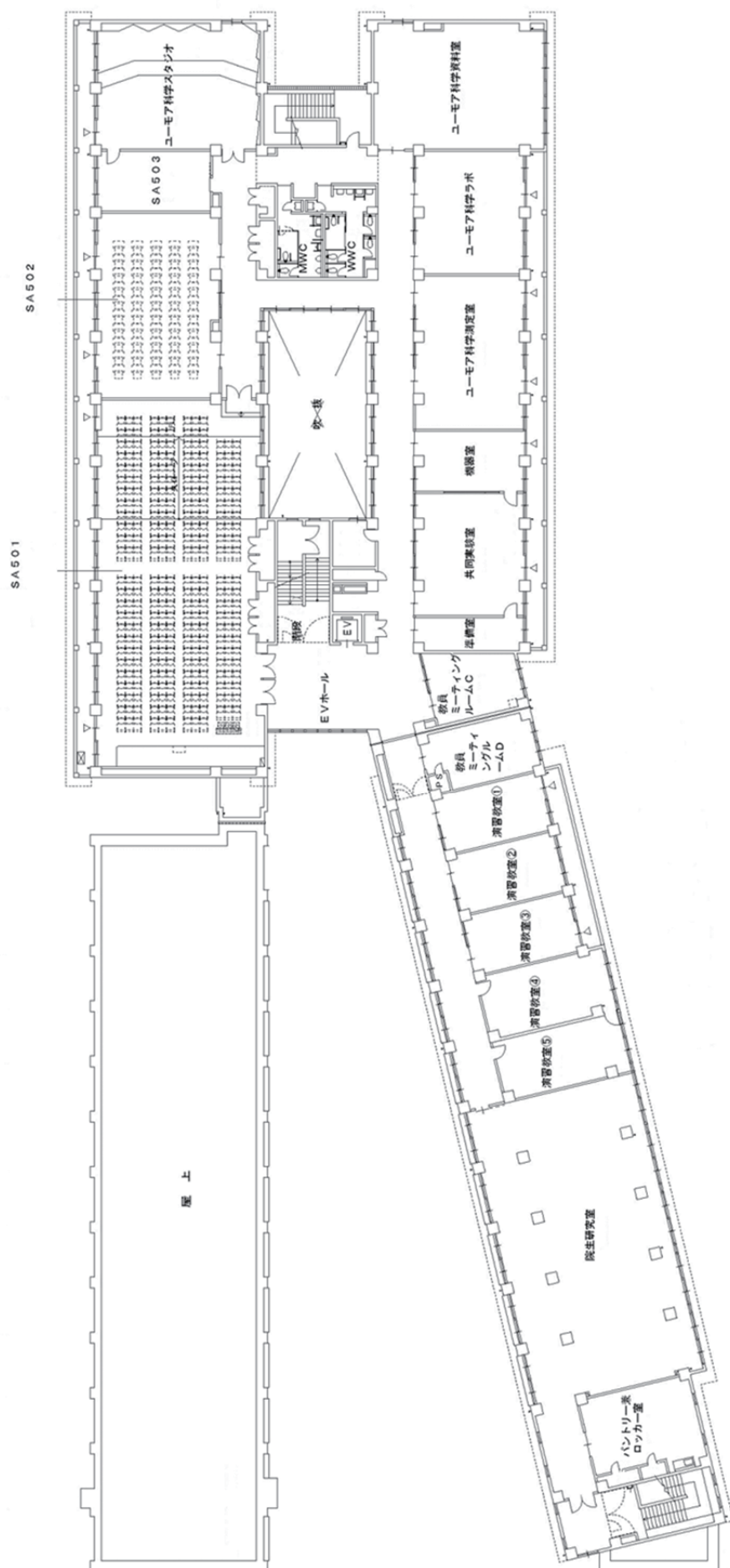
A棟略図 3階



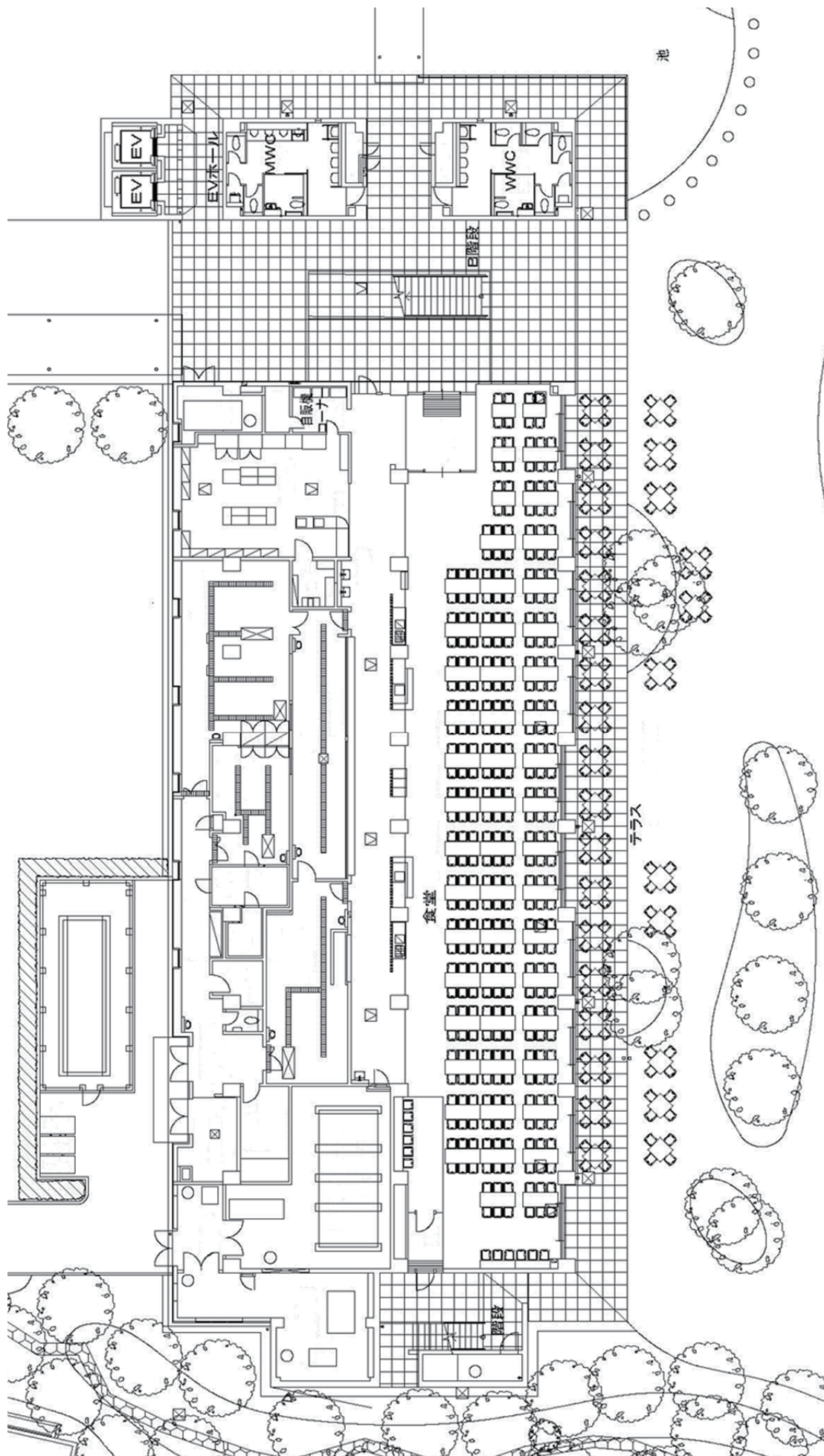
A棟略図 4階



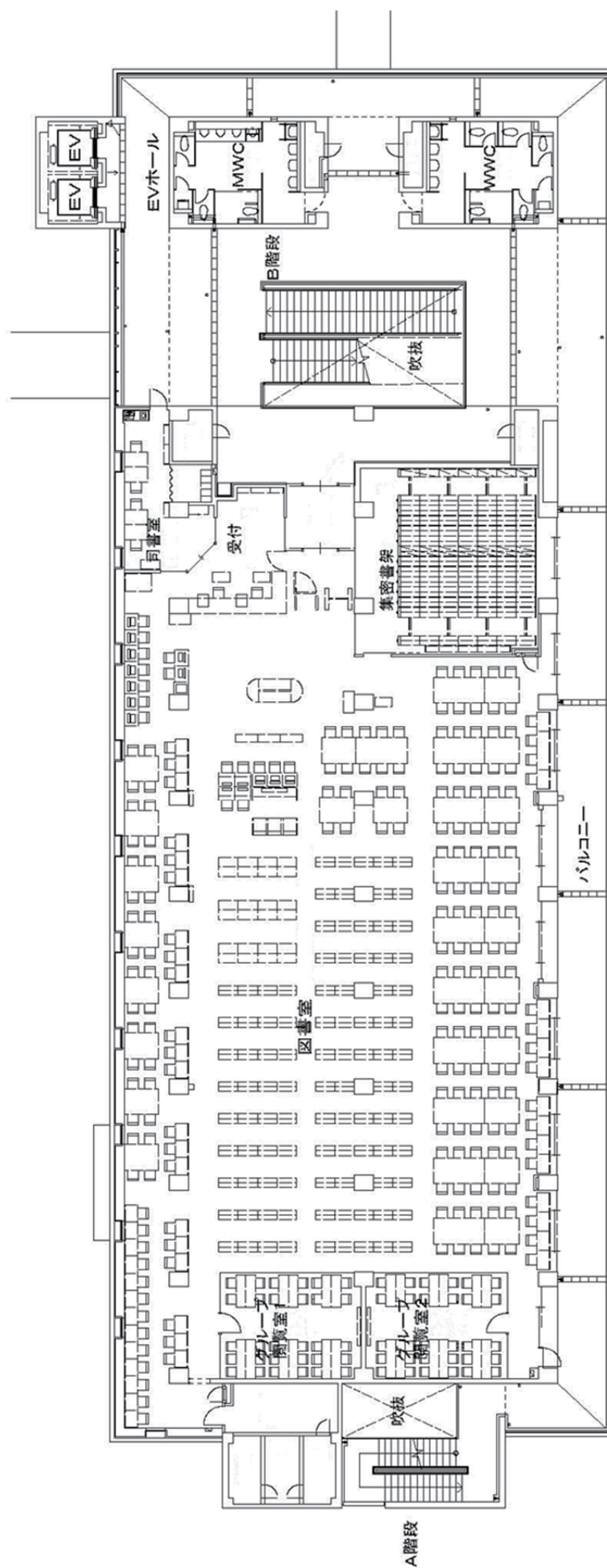
A棟略図 5階



B棟略図 1階



B棟略図 2階



B棟略図 3階

